



AR-9J

年報 2005

特集

- 1．中国及び北朝鮮の動向と我が国の対応
- 2．防衛取得調達のある方を考える

財団法人
ディフェンス・リサーチ・センター

は し が き

「DRC年報」は、今年で9回目の発刊となりますが、本年度から和文版と英文版を別本として刊行することとしました。テーマは、和文版、英文版ともに執筆者の自主的選択によりそれぞれ別個に選定され、内容は全て個人の意見に基づくもので本財団としての統一見解ではないこととお断りしておきます。

平成17年10月31日

財団法人ディフェンス・リサーチ・センター
会長 塩 田 章

DRC 年報 2005

目 次

特集 1 中国及び北朝鮮の動向と我が国の対応

最近の安全保障情勢の変化とその影響の一考察	1
(財)DRC 研究専門委員 高山 雅 司	
台頭する中国の軍事力	9
(財)DRC 研究委員 安村 勇 徳	
中国の台湾戦略とわが国の対応	15
(財)DRC 研究委員 五味 睦 佳	
IT の側面から見た中国軍の近代化とわが国の安全保障	25
(財)DRC 研究委員 小林 一 雅	
北朝鮮の将来シナリオ	31
(財)DRC 研究委員 大串 康 夫	
北朝鮮の国家予算と軍事費の推定	43
(財)DRC 研究委員 佐藤 太 一	
北東アジア地域におけるテロリズムの脅威と日本の対応について	49
(財)DRC 研究委員 岡本 智 博	

特集 2 防衛取得調達のあるり方を考える

これからの日本の防衛 改革の原動力は防衛実務の現場から	53
(財)DRC 専務理事 上田 愛 彦	
装備品の取得に係る防衛政策	59
(財)DRC 研究専門委員 庄野 凱 夫	
公共システム取得調達での発注者側支援部外力に期待される資質	67
(財)DRC 研究委員 稲垣 連 也	

(一般論文)

米軍のトランスフォーメーションがわが防衛政策に及ぼす影響	75
(財)DRC 研究専門委員 青山 滋	
ドクトリンの進展を追って	79
(財)DRC 研究専門委員 井川 宏	
多国籍軍と日本	85
(財)DRC 研究専門委員 江口 博 保	
宗教と安全保障	91
(財)DRC 研究専門委員 玉 真 哲 雄	

国土防衛における ATACMS の効用	97
	(財)DRC 研究専門委員 吉田 曉 路
英国の市民緊急事態法 (Civil Contingencies Act 2004) の概要	105
	(財)DRC 研究参事 大島 紘 二
情勢緊迫時における航空自衛隊による武器の使用について	111
	(財)DRC 研究参事 長谷川 孝 一
ナノテクノロジーがもたらす軍事革命	117
	(財)DRC 研究参事 藤本 晶 士
東郷精神の根源	121
	(財)DRC 研究委員 菊田 慎 典
国家と主権	129
	(財)DRC 研究委員 重村 勝 弘
日本における民間軍事会社活用の現状と問題点	133
	(財)DRC 研究委員 菅谷 敏 彦
鄭和艦隊の大遠征	141
	(財)DRC 研究委員 古澤 忠 彦

特集 1 中国及び北朝鮮の動向と我が国の対応

最近の安全保障情勢の変化とその影響の一考察

(財) DRC 研究専門委員
高山 雅 司

はじめに

地球規模では対テロ作戦が重視されるなか、日本周辺では過去 1 年間を振り返ると北朝鮮、中国に関連した安全保障に影響を与える多くの事件事象が発生している。これらは数年以上継続し状況が悪化したもの、好転したもの、新たに発生したものなどが挙げられる。それらの背景にある国家目的や戦略をなるべく長期的に分析して今後の影響などについて直接侵略のみならず間接侵略の観点からも考察する。

1. 周辺の安全保障情勢の変化

(1) 北朝鮮の核問題：六者会合の共同声明の成立

北朝鮮は核兵器保有を宣言している。この北朝鮮の核問題を解決するために日米韓中朝露の第 4 回六者会合は北京にて 2005 年 7 月 26 日から開かれ米朝の意見の対立が続き一旦休会し、9 月 13 日に再開し 19 日にやっと合意が得られ共同文書が採択された。その文書の中で、北朝鮮は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、そして、核兵器不拡散条約及び IAEA 保障措置に早期に復帰することを約束した。同時に、北朝鮮は 2002 年日朝の平壤宣言を尊重することで拉致問題解決にも含みを持たせた。しかし、具体的な要領は今からである。次の六者会合は、2005 年 11 月初旬に開催予定であるが、今までの北朝鮮の言動から忠実に実行する可能性は低く、今回の会合で北朝鮮の非核化への端緒は得られたが、北朝鮮が核計画廃棄の約束を守り実行するかどうかの不安は残っている。

(2) 韓国内の分裂と反米反日の動き

韓国内では親北の風潮が高まり、その半面、反日と反米運動が盛り上がり、韓国内では世論が大きく二分され、盧武鉉大統領の支持率は 20% に落ち込んだり戻したり激しく上下し韓国政治を不安定にしている。韓国の左傾化、親北風潮は、北から多数の工作員を潜入させた間接侵略の結果であるとも考えられる。

2004 年は韓流と呼ばれるブームがあった。日韓関係はワールドカップ日韓共催以降このブームに至るまで良好な関係にあると思われた。2005 年 3 月、竹島を島根県とした条例を島根県議会が通したことで韓国では反日運動が激化し日本の国旗を焼くなどの過激な行動が目立ち、加えて、盧大統領自身が火に油を注ぐ過去の謝罪要求、教科書問題、靖国問題など日本を非難する発言があり日韓関係は冷却している。

(3) 明確になった中国の意図 中国の軍事力増強と覇権主義

中国は驚異的な経済発展を続ける中で貧富の格差、地域の格差が増大し、国内に不安定要因を抱える。日本と中国との経済関係は深まる一方で日本の経済回復も中国の発展に支えられているともいわれる。その中で日中間の政治軍事関係は多くの対立要因が顕在化し冷却している。

軍事力増強の継続と核兵器の増強

中国は17年連続で毎年10%以上の軍事費の増強を継続している。特にロシアからSu-27、Su-30戦闘機、キロ級潜水艦、ソブレメンヌイ級駆逐艦、S-300防空システムなどの能力の高い兵器を購入し、海空軍の近代化に努力している。

他の核兵器国が核兵器の数を削減又は現状維持の中で核兵器を増強しているのは中国だけである。NPTが1970年に成立して以降、5年ごとに運用検討会議が開かれ見直されている。もともとNPTは不平等条約で米英露仏中の核兵器国が有利であるが第6条に核兵器国の義務として核軍縮への努力が規定され2000年の運用検討会議でもこのことが強調されたが、中国は非核兵器国の期待を裏切り核兵器の強化を継続している。今年は、米国に届くICBM及びSLBM(JL-2)の実験成功が報じられている。

増幅される中国の反日活動

中国の反日活動はこの数年激しさを増している。鳥居民はその著書「反日で生きのびる中国(草思社)」で反日の淵源を明らかにしている。中国共産党は1994年8月に「愛国主義教育実施綱要」を採用した。その内容は愛国教育と称した反日教育である。若者の政治への不満を反日憎悪にすり替えようとするもので若者への「愛国教育」と称する反日教育、「愛国映画百編」と称する抗日戦映画、「愛国主義教育基地」として数多くの抗日戦争記念館を建設した。過去10年以上、反日教育を徹底して行った結果、一般の中国の青年層に反日の憎悪がインプットされたと考えられる。中国政府が支持・支援した学生等の反日デモは、アジアカップサッカーに続き日本の国連安保常任理事国入りに反対し、大使館への破壊行動を行った。これに対する中国政府の謝罪はなく国際法違反として国際的に非難の対象となった。

過去33年間の日中友好の中で、中国は何を目標にしていたのかが、やっと日本人一般に理解されてきた。その歪な関係を作った日本の政治家は力を失いつつある一方、経済界は中国と深い関係にある。その関係を梃子にして政治へ利用する中国の技は見事である。日本の政治家のみならず財界の一部も練達の中国政治家の手玉に取られてきたといえる。しかし、この反日行動は日本人一般に中国と日本の違いと中国の本性を知らせることになった。また、国際的な論調はかつての日本バッシングから中国批判に変わりつつある。その影響か、最近の報道では北京の抗日戦争記念館では改装が行われ、残虐行為を行う日本兵士のどぎつい蠟人形などは撤去されたとの報道もあるので、中国側が反日政策を抑制する方向に転換しつつあるのかもしれない。

中国の石油ガス開発

東シナ海の日中の中間線付近での中国の石油ガス資源の開発は進捗し、生産段階に入ったと見られている。東シナ海の中国海洋開発地域周辺をソブレメンヌイ級ミサイル駆逐艦などの中国艦艇が2005年9月に行動し存在を示した。日本政府は2005年9月、中間線付近の日本側鉱区の試掘を帝国石油等に許可した。また日本は中国との共同開発について申し入れを行っている。

中国艦艇による不法行動

日本の排他的経済水域（EEZ）内を意図的に行動する中国艦艇による不法な海洋調査は、日本の抗議にかかわらず継続している。

2004年11月、中国の原子力潜水艦は先島諸島において領海侵犯を行った。海上における警備行動が発令され、海上自衛隊の艦艇、航空機はこの潜水艦を探知し追尾を継続実施した。

中露共同訓練 中露軍事協力の緊密化

中露両国の初めての大規模合同軍事演習「平和の使命 2005」は2005年8月約1週間行われた。演習は3段階に分かれ第一段階は図上演習（ウラジオストック）、第二段階では兵力移動などが中心で最終の第三段階は山東半島での実動であった。参加人員はロシア1,800人、中国約8,000人といわれている。シナリオは山東半島を台湾に見立てて、ミサイル駆逐艦と戦闘機による洋上の阻止、空軍、海兵隊、降下部隊による着上陸作戦、ロシア戦略爆撃機と中国の戦闘機による攻勢作戦であったといわれている。ロシア軍の参加兵力はウダロイ級駆逐艦、大型揚陸艦等、海軍陸戦隊1個連隊、空挺降下師団の1個連隊、参加機種はTu-95MS(Bear-H：巡航ミサイル搭載型)、Tu-22Mバックファイア及びSu-27戦闘機、Su-24戦闘爆撃機、A-50型AWACS、IL-76型給油機、空挺師団の1個連隊を輸送する特殊装備のIL-76型軍用輸送機と報じられた。中露の軍事協力が緊密化したことはまぎれもない事実である。

中国のこの半世紀を振り返り長期戦略目標を考察する

中国は領土問題では武力を使用する国である。中華人民共和国が成立してからの武力行使は次のとおりである。

1950年10月 中国は朝鮮戦争に参加した。

1959年3月 中国はチベットを武力で弾圧併合し、ダライラマは亡命した。

1959年8月 中印国境小競り合いが起こった。

1954年9月から中国は金門馬祖を攻撃した。

1962年10月 中印国境紛争が起こりインド軍は敗退した。

1969年3月 中国とソ連とはアムール川の国境をめぐり武力衝突が起こった。

1979年2月 中国はカンボジア問題で懲罰と称してベトナムへ侵攻し逆に撃退された。カンボジアでは大虐殺のポルポトを中国は支援した。

1974年1月 中国は西沙群島を南ベトナムから武力で奪取した。

1988年3月 中国は南沙群島周辺海域でベトナムと武力衝突した。

1995年2月 中国は南沙群島のミスチーフ礁をフィリピンから威嚇して奪取した。

1996年3月 中国は台湾周辺に弾道ミサイルを発射し台湾を恫喝した。

この60年間日本による武力行使はまったくない。その日本を中国は軍国主義の国として今も非難する。冷戦中、中国は東南アジア各国での共産ゲリラ活動を支援した。アフリカ諸国への武器輸出を行うと同時に、裏取引をするなどして共産革命の輸出を画策した。

中国の目標は日本の弱体化（従属化）

過去の言動から、中国の当面の目標は明らかに中国を中心とした地域覇権の確立であり、長期目標は、米国に対抗し世界の覇権国家となることのように思われる。周辺

国家を経済的・政治的・軍事的に圧倒し従属させるために国力を増勢すると同時に中国の覇権を阻害する要因は排除する。当面、その第1歩は、米国のアジアへの影響力を弱めることである。米国のプレゼンスを終わらせ、それを支持する日本、韓国、台湾などの弱体化を図ると考えられる。中国が将来海軍力を増強し第7艦隊を西太平洋から追い出し、経済的にも、そして政治的にも戦わずして日本を制圧してしまうことを狙ってこよう。その場合、台湾も厳しい状況になり、台湾が危うければ同時に日本も危うくなる。特に中国は、台湾に対しては武力行使を公言し2005年3月反国家分裂法を制定し、野党である国民党の連戦党首や台湾経済界の大物許文虎を北京に招き懐柔に成功している。中国へ工場等を進出させた経済人はその工場及び従業員が人質にされ相手の言いなりならざるを得なくなる。孫子の兵法にあるように、戦わずして勝つためにあらゆる手段を用いるであろう。

(4) 日米関係

ブッシュ政権は対テロ作戦として米軍のイラク及びアフガニスタンにおける駐留し作戦を継続しているが、まだ安定状態には至っていない。同時にハリケーンによるルイジアナ大災害の国内問題を抱え支持率は低下の傾向にある。ブッシュ大統領は、小泉政権の陸上自衛隊のイラク派遣、インド洋への艦艇派遣、クエートへの輸送機派遣等の迅速かつ積極的な国際協力を高く評価し日米はかつてない信頼関係にある。

米国は2004年10月に「北朝鮮人權法」を制定、日本人と韓国人の拉致問題の完全な情報公開と拉致被害者の帰国を北朝鮮に要求し日本を支援している。

(5) 日本国内の変化

小泉首相による郵政民営化関連の衆院解散総選挙の結果は、日本を大きく変えようとしている。過去4年間の小泉政権の成果が国民に評価・支持されたといえる。

別な観点から、中国と韓国の反日が日本人の目を覚まさせ正常に戻したともいえる。中国・北朝鮮寄りで相手の術中に嵌った日本の政治家、官僚、経営者等が明らかになりつつある。国民の目は厳しくODAなど中国、北朝鮮との従来との関係の見直しは始まっている。日本経済はやっと上向きとなり、景気は回復しつつあるといえる一方、自衛隊の隊員募集状況は少子化傾向も加わり、厳しくなりつつある。

2. 今後の変化と影響

自衛隊法には自衛隊の任務として「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とする」と定められている。従来、自衛隊は直接侵略に対処する兵力整備を進めてきた。間接侵略対処は、直接侵略に比べると必ずしも重視されてこなかった。間接侵略ではハードウェアの戦いではなく情報戦、心理戦、電子戦、宣伝戦のようにソフトウェアの戦いが主である。間接侵略には平時有事の区別はない。中国からのサイバー攻撃が日本政府機関に対して行われたこともその1例で、その他にも間接侵略は行われつつあると考えるべきであろう。間接侵略対処はネットワークの戦いを含め今後の研究課題である。

(1) 北朝鮮への対応 ミサイル防衛体制の整備と国際的レジームの構築

北朝鮮の核搭載のノドンや中国の日本指向といわれる核ミサイルの脅威に対抗するには画期的なミサイル防衛システムの配備が急がれる。既にその能力を持つ米イ

ジス駆逐艦は最優先で横須賀に配備されている。日本海では LR&T 能力を持つイージス艦の哨戒は始まっている。そして迎撃能力を持つ艦も存在すると推定される。その証拠に 2004 年 11 月には SM3 の実験に成功したイージス巡洋艦レイクエリーの新潟入港が報じられた。米軍は既に日本周辺でミサイル防衛体制を整備し逐次その能力を高めつつあるといえよう。

自衛隊もミサイル防衛能力の整備は予算化し計画よりも早く 2006 年には配備する方向である。真の日米共同作戦は統合作戦であるミサイル防衛に始まる。ミサイル防衛システムの完成は北朝鮮に圧力を与えることは間違いないし、このことが 9 月に行われた六者会同で北朝鮮の譲歩を引き出し、核兵器開発放棄を決断させた可能性もある。今まで多くの条約や宣言を無視してきた北朝鮮のことであり、完全に廃棄するまでは予断は許されない。北朝鮮以外の潜在的脅威の弾道ミサイルも存在する。核兵器搭載弾道ミサイルの脅威を無能化するために、ミサイル防衛システムの整備と配備は早ければ早いほどよい。

仮に、日本にミサイル防衛システムが完備した場合は、非核宣言と絡めて、政治段階で、いかなる国の核弾道ミサイルであろうとも日本向けに発射すること並びに日本の上空通過は許さないとし、全力をあげてこれらを迎撃することを国会で決議宣言すべきである。そして NPT, MTCR, PSI などと同様に無差別に破壊する核弾頭弾道ミサイルは領空であろうと公海上であろうとそれを誰が迎撃しても許されるとする国際的な協力レジームを構築することも一案であろう。

(2) 韓国との関係改善は重要

韓国と中国の反日は同じ反日でも異質の面がある。韓国には中国を宗主国とみなし日本を弟として見下す考えが潜在するといわれている。韓国の反日の淵源は李承晩時代の徹底した嫌日教育にあると考えられる。ソウルの南にある独立記念館は日本統治時代の悪い面をどぎつくりリアルに表現して日本人には見辛いし居辛い。初代日本首相であった伊藤博文統監を暗殺した安重根は英雄として際立って顕彰されているのに驚く。日本人にとっては暗殺犯人でありこのことを日韓が共有することは無理である。竹島問題も同様である。違いは違いとしてお互い認め合い、もっと沢山の共通の目的と利益に向かって協力することができるはずである。多くの問題をはらんだ ASEAN 諸国の間には 30 年以上紛争がなく遂には、かつての潜在的敵国をも仲間に入れて 10 カ国に発展し ARF、ASEAN+3 などで政治力を発揮している。その秘訣のひとつに ASEAN Way と呼ばれるやり方がある。それは相互の内政不干渉を固く守ることであるという。将来の日韓を改善する上で参考になるやり方である。

(3) 中国との関係改善は可能か

中国への ODA 終結と内政不干渉

間接侵略という言葉はあまり聞かれなくなった今こそ間接侵略に十分に留意する必要がある。軍事的手段だけでなく外交、経済、マスコミを利用して戦わずして目的を達成する孫子流の戦略である。非合法手段をも使用して相手の弱点を突いて弱みをつかみ自在に操る。裏切れば窮地に落とし入れるであろう。この手段は、独裁国家ではできて自由民主主義国家では透明性が強調され賄賂その他法律に反する行為や謀略は使い難い。使って明らかにされた加担者は失脚する。ODA など金が動けば、そ

のようなことは起こりやすいし、独裁国家は利用するであろう。驚異的経済発展を続ける中国への ODA 等の援助は最早必要ないし、打ち切るべきである。教科書問題や靖国参拝などへの内政不干涉と日本の軍事大国化、南京事件等の誇張や誤りを正すことが必要である。独裁国家の要求に迎合すると相手は弱点と見て、更に要求を拡大するのが歴史の示す通例である。

一方、中国は、大陸側の周辺諸国とは関係改善に努め成果を挙げている。ロシアとは国境を画定した。中央アジア諸国とは上海協力機構で協力体制を作り上げ、宿敵であったインドとも関係改善に努めている。東南アジアとは経済的文化的連携を深め南沙群島では関係国との共同開発を進めている。日中間は一衣帯水、同種同文といいながら政治、経済、社会、文化にかなりな違いがある。文字は同じでも言語はまったく違う。そのいろいろな違いを認め合い韓国のとこで述べた ASEAN Way を採用しお互いに内政不干涉に徹することが改善の第 1 歩であろう。

中国の国際宣伝戦への対応

ここ十数年、中国は外国に多くの人材を派遣し交流を深めている。その目的は外国からの知識技術経験を導入し中国（軍）を強化することであるといわれている。従来から中国の海外における宣伝は定評がある。世界に広がる華人のネットワークに加え最近は多くの中国人が留学や学术交流で海外に出ている。英語は得意で中国の英語による宣伝は日本のそれに比べると桁違いに上といわれている。独裁国家は自分の国益に合わせた情報操作は勿論、虚偽、誇大を含め国内のマスコミや論壇をコントロールできる。一方、自由民主主義国家は独裁国家に同調する一部の自国民との政治闘争もあり、このような情報宣伝戦では独裁国家の方が有利である。

ニューヨークタイムズなどは小泉政権の圧勝を中国や北朝鮮の独裁と同一にみならず論調を掲げているが、これは大新聞の無知に乗り中国系米国人などを利用した反日宣伝の一環といわれている。南京事件での残酷な日本人の誇大宣伝も同じであり、まことに巧妙である。日本国内でこれに同調するグループは厄介な存在である。

日本は今後、国際語である英語を自由に駆使して日本の意見や主張を海外に発信することが必要である。経済援助は世界一でもその成果として、国連安全保障常任理事国へ立候補したときの支持は得られず期待外れであった。

(4) 日米同盟をどのように強化するか

日本単独では日本の防衛は無理である。それは中国、ロシアのような核兵器国、そして北朝鮮のような核兵器保有疑惑国が存在する中では日米安保に基づく核の傘は必要不可欠である。また米国とは自由民主主義体制の国として多くの価値観を共有している。安全保障に関連し、日本と韓国とは直接の同盟関係はないが米韓同盟があるが故に米国を通じて準同盟国の関係にあると考えられる。台湾関係法に基づき米国は台湾を支援する準同盟関係にある。日本は米国を通じて台湾とは間接的な同盟関係にあるといえよう。米国はこの地域の安全保障の中心軸である。日米同盟関係は日米双方の政権政党の違いによってその関係には濃淡ができる。状況が大きく変化すれば形骸化更に破綻もないとはいえない。そうならないためには常日頃の連携と努力が日米双方に求められる。当面の日米間の懸念である沖縄普天間基地問題や BSE 関連の牛肉輸入問題は速やかに解決するべきである。そして、海兵隊の存在価値をしっかりと認

識し原子力空母の母港化についても受け入れるべきである。

努力しなければ親密な日米同盟といえども安心できない。

日本の平和と安全に取って日米同盟の重要性は論をまたない。しかし、同盟国米国といえどもさまざまな意見がある。現在のブッシュ共和党政権は中国を戦略的競争者と呼び対立的であるが、クリントン政権時代は、戦略的パートナーと呼び中国寄りであった。2005年17年10月2日の産経新聞は外交評議会の上級研究員、エドワード・リンカーンの論説を掲載した。同氏は日中関係を悪化した原因のほとんどが日本側の挑発行為によると述べた。同氏は挑発の実例として、「小泉首相の靖国神社参拝と右翼の歴史教科書の採択」を挙げて中国寄りの見解と姿勢を示した。日本大使館などを破壊した反日暴力デモや潜水艦の領海侵犯についての質問への回答も中国を弁護し、すべて日本の態度が挑発的で問題との見方を繰り返したという。同氏はクリントン政権時代に三年間モンデール駐日米大使の特別補佐官として勤務した民主党リベラル派である。リベラル派には、中国側の日本非難を額面どおり中国の言い分を支持する傾向があり共和党寄りの識者とは対照的である。モンデール大使は尖閣列島問題で米国は不関与との発言で物議をかもしたが、その裏にリンカーンがいたとすればうなずける。この様な考えや日本を瓶のなかに閉じ込める考えは今も米国の一部に存在することは確かである。将来、民主党政権になればこのような見方をする人物が米国政府をリードする可能性があることを覚悟する必要がある。

日米同盟を維持するためには常日ごろからその強化と相互理解にたゆまぬ一層の努力が必要であり、努力し過ぎることはない。

小泉首相とブッシュ大統領との緊密な関係の維持発展は対テロ作戦への協力を継続することである。インド洋への海上自衛隊の派遣は延長がきまった。イラクへの陸上自衛隊派遣の更なる延長も考慮するべきである。加えて、日米間の諸問題は速やかに誠意を持って解決することが必要である。

海兵隊存在価値の認識

日本の防衛にとっての在沖縄海兵隊の存在価値は一般的には認識されていないように思われる。先般「米軍のトランスフォーメーション」の講演で講師が最近やっと米海兵隊の存在価値がわかったと聞き今更と驚いた。米海兵隊は海軍部隊に属する陸上部隊で米海兵隊の現役部隊の1/3が西太平洋にあり、その司令部は沖縄にある。そして佐世保を母港とするエセックス(約4万トン)を中核とする4隻の大型両用戦艦船は機動展開部隊と呼ばれる約2千人の海兵隊陸上戦闘部隊を乗艦させ原子力潜水艦・イージス巡洋艦・駆逐艦等とともに遠征打撃群(ESG)を編成し紛争地に迅速に進出できる。即応戦力として空母部隊と同様に日本の防衛にとって極めて重要な存在である。この部隊は、着上陸作戦を本務とするがその他、対テロ・ゲリラ、コマンドウ作戦、民間人救出、災害派遣など多様な任務に迅速に対応できる態勢にある。沖縄基地再編の中でも、米海兵隊のこの機能は残しておかねばならない。平松茂雄教授が以前から警告しているように尖閣列島や東シナ海の石油ガス資源開発をめぐる中国海軍の拡大する動きは予断を許さない段階に入った。その場合、沖縄の海兵隊の存在は迅速な対応が可能であり中国の行動を制約する抑止力であることを認識するべきである。普天間基地の移設問題は、海兵隊の能力を低下させないことが大前提にな

ろう。

原子力空母母港化の問題

強大な打撃力を持つ第七艦隊の中核は空母である。空母搭載の戦闘機や爆撃機は艦船搭載の巡航ミサイル（トマホーク）と同様に湾岸戦争やイラク戦争でその威力を発揮したように遠距離の目標を正確に破壊することができる。自衛隊に加え、これら強力な打撃力を迅速に投射できる能力を持つ米軍との共同があってこそ日本防衛のための抑止力が発揮される。横須賀に在籍する通常動力の空母キティホークの後継は原子力空母になる可能性は高いが、地元、横須賀市議会が 205 年 2 月原子力空母の母港化への反対決議をしたと聞き驚いた。原子力潜水艦の日本寄港については、その原子力機関の安全性に疑問を投げ危険とした反対運動が約四十年にわたり行われてきたが、今まで昭和 41 年以来延べ 1,000 回に近い寄港において関係機関の嚴重なる放射能検知を実施したが、今まで少しの問題も発生していない。事故がよく報道されるロシアと違い米海軍の原子力機関の安全性については他の交通手段に比較しても安全であることは過去の実績が証明している。いたずらにその安全性を無視して、なきに等しい危険を誇張して煽動することは反対グループの常套手段であり、良識を持つはずの政治家の多くが、それに踊らされるには驚く。将来の日本への潜在的脅威は、テロリズムは別格として、中国、北朝鮮それにロシアが加わる可能性も含め容易ならざるものになると考えられ原子力空母の母港化は日本の防衛の抑止力及打撃力として必要不可欠であることを理解するべきである。

おわりに

中国は外貨準備高では既に日本を抜いたそうである。自己中心で自分のことは棚にあげて遠慮なく内政干渉をしてくる扱い難い相手であるが付き合っていくかねばならない。今までのように日中友好の言葉だけではどうにもならない。巨大な相手に飲み込まれないように将来を見据えて検討する必要がある。日本が中国と国交回復するとき、中国古典に造詣の深い碩学の安岡正篤は勉強不足の日本政治家は中国の老練な政治家の手玉に取られるのではないかと心配したそうである。日中国交 30 年を迎えた今この数年の日中関係を見るとその言葉が当たっているように思われる。今まで ODA などは必要以上に提供し、言われ放題、海洋観測・ガス油田開発等やりたい放題で、拳句の果てが反日となると、やっと日中友好の幻想から目が覚めつつある。小泉首相の靖国参拝反対の内政干渉が、そのことを日本国民に教えたといえよう。総選挙での大勝はそれを示している。今後の日本のリーダーは是非、政治戦略をよく勉強し安全保障に強い政治家であって中国等と対等に渡り合っていくべき。

日本は政治力、経済力、軍事力のいずれにも強靱でバランスのある力を保有しなければならない。そのためには自らの力を蓄えると同時に多くの利益並びに価値観を共有する世界のリーダーである米国の力も借りる。それが日米同盟であり、双方の政権が変わろうとしっかり維持できるように確固たるものにしておく必要がある。

「自由を守る」は今後の国際社会における錦の御旗になる。自由民主主義国家として日米韓台それに豪州などの団結と連携が国際社会のテロリズムへの対処と同時に権威主義、独裁主義の国の野望や間接侵略を抑制することになるろう。

台頭する中国の軍事力

(財)DRC 研究委員
安村 勇徳

前言

近年における中国の軍事力拡大は、高度経済成長に支えられ著しいものがある。この軍事力の拡大傾向が今後とも続くとすれば、中国は近い将来この地域のスーパーパワーになることは想像に難くない。この様な情勢認識が高まる中、2005年7月台湾国防当局の招きで、中国人民解放軍研究の国際セミナーに参加する機会があった。日本を始め、米国、オーストラリア、インド、タイからそれぞれ軍人(退役軍人を含む)や中国軍研究の専門家が集まり、2週間にわたって興味深い熱心な討議が行われた。この期間中に、米国では中国軍に関する国防省の議会報告が発表され、中国に対する関心は更に高まることになった。また、8月上旬には、わが国は2005年版「日本の防衛」(防衛白書)を発表し、この中で中国については、「高い国防費の伸び」や「軍事力のさらなる近代化」といった動向に注目する必要性を指摘していることが紹介された。更に、8月下旬には、中国の山東半島で大規模な中露合同軍事演習が実施され、周辺諸国はもとより、世界の注目を集めるものとなっている。この様な一連の中国軍の動向に関し、本稿では、中国人民解放軍の近代化の現況を分析して、中国の軍事力の台頭が地域の安全保障に及ぼす影響について考察する。

1. 軍事予算

本年7月に発表された米国防省の議会報告によると、中国の軍事費はこの10年間で、毎年10%を超える成長を続けている。これは中国の順調な経済成長を背景としているものであるが、GDPに占める軍事費の割合は、毎年拡大し地域内の他の諸国と比較しても著しいものがある。中国が公表した今年度の国防費は1997年度の約3倍、2000年度の約2倍となっている。更に、先に発表された米国防総省の年次報告によると、中国の実際の国防費は、公表された額の2～3倍と推計され、米国、ロシアに次いで世界第3位の軍事大国になっているとしている。

中国は、「2004年の中国の国防」白書において、「国防建設と経済建設を協調的に発展させる方針を堅持する」として、国防建設を経済建設と並ぶ重要課題と位置付けている。当面、中国が国防に対する資源配分を急激に高める可能性は大きくないと考えられるものの、近年の国防予算の伸びはGDPの伸びを大幅に上回っており、国防費の総額も大幅に増大していることから、今後も軍事力の近代化が推進されていくものと考えられる。

この様な中国の軍事予算について、わが国の防衛白書は、「国防予算の総額や詳細などについて明らかにしていない」ことを問題点とし、「軍近代化の目標が、中国の防衛に必要な範囲を超えるものではないのか」と懸念を示している。また、米国防総省報告も、中国の軍事力増強の速度、規模が地域の軍事バランスを危うくしており、長期的には「確実な脅威」になりうる、と指摘している。

2. 軍事力の近代化

中国の保有する軍事力は世界最大であり、人民解放軍、人民武装警察部隊及び民兵から構成されている。人民解放軍は、総兵力約230万前後と見られ、陸軍を中心とした兵員の削減を行う一方、各軍・兵種間の統合作戦能力の向上を重点に、核・ミサイル戦力や海・空軍を中心とした全軍の近代化を進めている。

海上戦力は、北海、東海、南海の3個の艦隊からなり、艦艇約750隻(うち潜水艦約70隻)約93万9,000トンを保有し、国の海上の安全を守り、領海の主権と海洋権益を保全する任務を担っている。中国海軍は、近海の防御作戦空間を拡大し、近海で作戦を行う総合的作戦能力を増強することを目標に、静粛性に優れたキロ級潜水艦や、超音速対艦ミサイル(SS-N-22)の運用が可能なソブremenヌイ級駆逐艦をロシアから導入しているほか、ソン(宋)級潜水艦の国内生産、ロシアからのキロ級潜水艦の調達、新型の Yuan(元)級ディーゼル潜水艦の独自開発、次世代の093型攻撃原潜の開発などの近代化を推進している。

航空戦力は、空軍、海軍を合わせて作戦機を約2,390機保有している。国産のJ-10(F-10)戦闘機を開発中であるほか、ロシアからSu-27戦闘機の導入・ライセンス生産を行っており、また、対地・対艦攻撃能力を有するSu-30戦闘機の導入も進めている。旧世代の戦闘機を退役させていることから、総機数は年々減少している一方、対地及び対艦攻撃用の長距離精密誘導兵器を搭載した第3、第4世代の新型機は急激に機数が増加している。この様に中国空軍は、新型機の導入に加えて、空中給油や早期警戒管制といった近代的な航空戦力の運用に必要な能力の獲得に向けた努力や巡航ミサイルの開発を行っており、国土防空型の空軍から攻撃・防衛一体型の空軍への転換を目指し、その作戦能力は各段位向上しつつある。

核戦力については、抑止力の確保、通常戦力の補完及び国際社会における発言力の確保という観点から、1950年代半ば頃から独自の開発を継続しており、その運搬手段としては、弾道ミサイルのほか、中距離爆撃機H-6(Tu-16)を約160機保有している。弾道ミサイルは、現在、大陸間弾道ミサイル(ICBM)を約30基保有するほか、新型ICBMや潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)などの開発も進め、自国内で新型長距離弾道ミサイル、東風31(CSS-9)の発射実験を行っている。また、中距離弾道ミサイルについては、わが国を含むアジア地域を射程に収めるミサイルを合計約110基保有しており、従来の東風3(CSS-2)から、命中精度などの性能が向上した新型の東風21(CSS-5)への転換を進めている。さらに、短距離弾道ミサイルは、移動式で残存性が高まり、台湾対岸における東風15(CSS-6)や東風11(CSS-7)の配備数増加の動きが見られる。

陸上戦力については、総兵力の規模は、160万人と世界最大である。中国は1985年以降に軍近代化の観点から実施してきた人員の削減や組織・機構の簡素化・効率化に引き続き努力しており、装備や技術の面で立ち遅れた部隊を漸減し、作戦能力に重点を置いた軍隊の創設を目指している。このため、快速反応部隊や特殊部隊などについて近代的装備の導入を優先し、機動力の向上を図るとともに、後方支援能力を向上させるための改革に取り組んでいる。

3. 地域の安全保障に及ぼす影響

(1) 中国の軍事戦略

中国は、万一攻撃された時には攻勢的な反撃に出るという「積極的防御の軍事戦略」に基づき、海空軍力の近代化を中心に軍事変革を積極的に推進している。これは、相手から攻撃されなければ自ら攻撃をすることはないが、万一攻撃を受けた時には攻勢的な反撃に出るという戦略的考え方である。そして、世界の新しい軍事変革は加速度的に発展し、情報化が軍隊の戦闘力を高める鍵となっているとの認識から、中国人民解放軍の近代化に関しても、引き続き軍の機械化に努力すると同時に、情報化戦争に勝利するという軍事戦略に基づいて、「中国の特色ある軍事変革」を積極的に推進している。

この様な軍事戦略のもと、人民解放軍は、近年、運用面においても近代化を図ることなどを目的として、陸・海・空軍間の協同演習や上陸演習などを含む大規模な演習を行っており、本年 8 月には、中露合同の大規模な軍事演習が実施されたのは、特に注目すべき事象である。また、海洋進出の戦略に立つ中国は、東シナ海などで海軍艦艇が活発な活動を展開しているが、この活動は今や西太平洋にまで拡大しつつある。昨年 11 月には中国海軍の原子力潜水艦が沖縄県宮古列島周辺で日本領海を侵犯する事案が発生したが、これは、中国に近接する海洋国家日本にとって憂慮すべき事態であり、国家主権を侵害する不法行為には断固たる対処が必要である。

その一方、中国は、自国の近代化建設を継続して推進するために、世界各国との貿易、往来、経済面や技術面での協力などを推進すると共に、中国の周辺地域について、安定的な安全保障環境を構築することを重視し、国際犯罪やテロ、海上における捜索・救助、海賊対策、麻薬取締といった「非伝統的安全保障分野」における協力や安全保障協議の場を中心に、世界各国との間で実質的な協力関係を発展させ、外交面で対外イメージを向上させる努力を継続している。

中国は、今年の 9 月 1 日「中国の軍備管理・軍縮・拡散防止努力」白書を発表した。この中で、核兵器の先制不使用や、国防費増大の理由などを説明しているが、これは胡錦濤国家主席の訪米を前に米国などに根強い「中国脅威論」の払拭を狙ったものと見られている。この白書では、“中国は防衛的な国防政策を堅持している”と強調すると共に、核兵器の先制不使用方針は“今後も変わらない”とし、更に、台湾を米国のミサイル防衛に組み込むことに“反対”を表明している。これらは、米国による台湾への支援・協力をけん制すると同時に、中国の対外的なイメージ向上を図ろうとする戦略の一環と見ることができよう。

(2) 中国の海洋における活動の活発化

昨年 11 月、中国の原子力潜水艦がわが国の領海内を潜没航行した。この中国原子力潜水艦による領海内潜没航行事案も含め、近年、わが国の近海において、中国の海軍艦艇の航行が活発に行われている。何らかの訓練と思われる活動や情報収集活動、海洋調査活動を行っていると考えられる海軍艦艇が視認されており、この 1 年についても、中国海軍の測量艦が東シナ海や太平洋上において、ケーブルやワイヤーを曳航または海中に向けて音波を発信しながら航行しているのが確認されている。さらに、わが国の排他的経済水域において、中国の海洋調査船による海洋調査と見られる活動も行われ、鉞区

や構造が日中中間線の東側まで連続しているとみられる春暁油ガス田などでの探鉱・開発を行っている。また、わが国の近海以外でも中国は、ASEAN諸国などと領有権について争いのある南沙・西沙群島における活動拠点を強化している。

この様な海洋に関する活動に加え、わが国固有の領土である尖閣諸島のほか、南沙・西沙群島などを中国領と明記した「領海法」を 1992 年に施行し、領土、領海、領空の安全の防衛と並んで海洋権益の擁護を明記した「国防法」を 1997 年に制定するなど、法制面でも整備を行っている。このような中国の海洋における活動の活発化は、中国海軍が、近海において防御作戦空間を拡大し総合的作戦能力を増強することを目指しているとされていることに加え、将来的にはいわゆる「外洋海軍」を目指しているとの指摘もあることから、その動向に注目していく必要がある。

(3) 中露合同軍事演習

中国とロシアは、本年 8 月ウラジオストクや山東半島周辺で、初の合同軍事演習を実施した。両国は「国際テロ」や「分裂主義」などに共同で対処するため、「第三国を対象としたものではない」としているが、時期や演習内容からみて、中国主導で日米同盟や台湾をけん制する意図があったことは明白である。中露は米国の一極主義に対抗して連携を強化しており、これが軍事分野にまで広がるとなると日本への影響も少なくないものと思われる。

「平和の使命 2005」と銘打った今回の合同演習は、8 月 18 日からウラジオストクで始まり、22 日から 25 日まで山東半島とその周辺海域で、降下、上陸、ミサイル射撃など、両国の陸、海、空三軍約 1 万人が参加して実施された。ロシア側は 2000～3000 人が参加、大型対潜艇、上陸用舟艇のほか、戦略爆撃機「ツポレフ Tu95 ベア」、中距離爆撃機「ツポレフ Tu22M バックファイア」など計 17 機の航空戦力も投入している。中国側兵力の詳細は不明であるが、北海艦隊や空軍、第 2 砲兵隊などを動員したものと見られる。

演習の規模や兵力、作戦内容はテロ対策をはるかに上回り、台湾や朝鮮半島の有事も想定した作戦との見方が多い。報道によると、ロシア側は当初中央アジア地域での合同演習を望んだが、中国側の強い働きかけで極東海域となった。中国側は台湾に近い浙江省沿海での演習を望んだが、日米や台湾を刺激することを懸念したロシア側の反対で山東半島に落ち着いたという。

更に、日米両国は 2 月に発表した安保共通目標に初めて「台湾海峡を巡る問題の平和解決を促す」ことを盛り込んだが、中国はこれを「内政干渉」と強く反発していたことから、合同演習を通じて日米をけん制する意図があったと見ることができる。一方、ロシア側は、最大の兵器輸出先である中国の意向にも配慮して今回の演習に応じたとの見方が有力である。

いずれにせよ、中露両国は 2 期目のブッシュ政権が「圧政の終焉」を掲げて、中東や中央アジア諸国などの民主化を促していることに警戒を強め、7 月初めの両国首脳会談では、米国の一極支配や内政干渉をけん制する共同声明を公表しているが、いわば、米国の民主化圧力が両国の結束を強めていることの表れと言えよう。

東シナ海の領土・領海や台湾、歴史問題で日中関係が険悪な中で、この様な中露の軍事連携が強まることは、わが国にとって好ましい事態ではない。極東地域で日米対中露

の対抗関係を際立たせないためには、米国を始めとする友好諸国との連携をより一層強化すると共に、対中、対露外交の再構築に取り組むことが必要であろう。

(4) 周辺諸国への影響

アジア太平洋地域では、1990年代以降、経済面を中心として二国及び多国間の連携・協力関係の充実・強化が図られる一方、政治体制や経済の発展段階、民族、宗教など多様性に富み、また、安全保障観、脅威認識も各国によって様々であることなどの地域的特性から、欧州地域で見られたような安全保障環境の大きな変化は見られず、冷戦構造終焉後も依然として、領土問題や統一問題といった従来からの問題が残されている。

すなわち、朝鮮半島においては軍事的対峙が続いており、中国と台湾の問題は、この地域の平和と安定を脅かしかねない重要な安全保障問題である。また、インドネシアやタイでは、国内における分離・独立運動を抱え、中国、東南アジア各国の間では、南沙群島の領有権をめぐる対立の問題も存在する。また、この地域の多くの国においては、国防費の増額や新装備の導入など軍事力の拡充・近代化を行ってきているが、特に、政治的・経済的に地域の大国として重要な影響力をもつ中国は、特にその軍事面において、各国がその動向に注目する存在となっている。

軍事力バランスをグローバルに考察すると、冷戦時代は、米ソ2カ国の強大国(スーパーパワー)に加え、英、仏、独、日の4つの大国(パワー)が東西の軍事力バランスに大きな影響を及ぼしていた。ソ連の崩壊後は、米国1国のみが強大国として残り、前述の4カ国に、中国、インド、パキスタン、ロシアを加えた8カ国が大国として、それぞれの国の周辺地域の平和と安定に影響を及ぼす重要な国(軍事的要素)となっている。このようなことから考察すると、中国の軍事力の拡大は、アジア太平洋やわが国周辺地域の安全保障に大きな影響を及ぼすことは明らかである。

この地域で想定される紛争事態には、朝鮮半島、台湾海峡、南シナ海などの領土・資源に関する事態、インド・パキスタンの紛争など、4つのエリア(地域)で生起する可能性が大である。これらの事態に対する中国の影響力は、将来におけるその軍事力の増強と共に一層拡大することとなるが、このような事態の生起に際し、米国は中国の軍事力に対抗できる唯一のスーパーパワーとしての責任は大である。そして、これらの事態対処に当たっての日米の果たすべき役割は何かを明らかにしておくことは、わが国にとって、より一層重大であろう。また、台湾海峡を挟んで中国と対峙する台湾が、わが国と同じ民主主義国家で価値観を共有できる国家としてどのような役割を果たすかについて考察し、相互に意見交換をしておくことは、極めて意義あることといえる。

今回参加した台湾国防当局の主催する中国人民解放軍の研究に関する国際セミナーの狙いも、実は、この点にあったのであり、将来における中国の軍事的台頭に対応するためには、日、米、韓、台湾など、自由主義経済と民主主義を謳歌し、価値観を共有する国々が相互に密接に連携して対応しなければならないのである。

結言

台湾でのセミナーを通じ印象に残ったことは、台湾の多くの人々は「性急な独立」は決して望んでいないということである。現状を維持し、平和と繁栄を追い求めることが、当面の“国家目標”なのである。このため最も重要視されるのは、当面、中台2国間の協調

であり、台湾海峡の平和維持である。しかしながら、中国は本年3月、「反国家分裂法」を成立させ、同法において中台問題の平和的解決のため最大の努力を尽くすと同時に、台湾が独立の動きを示せば、非平和的な方式による措置を講ずることも排除しないとの意思を明らかにした。すなわち、中国は、武力による台湾の独立阻止を表明することにより、台湾の動きをけん制しつつ時間を稼ぎ、この間に、軍事力の近代化を着実に推進して、台湾問題に対する米国の軍事介入を排除できる実力を保有しようとしているのである。

この様な中国の動きに対し、わが国や米国に加えEUも、台湾海峡の平和と安定、緩和しつつあった两岸関係への否定的影響の観点から懸念を表明しているが、中国と台湾の問題は、中国側から見れば、「国内問題」であろうが、関係諸国から見れば、この地域の平和と安定に重要な影響を及ぼす恐れのある安全保障問題として捉えられるからである。

中国の一方的な軍事力の強化は、中台間の軍事力バランスのみならず、米国を含む北東アジア全体の軍事力バランスに重大な変更をもたらすこととなる。不安定な地域が抱える諸問題を、軍事的な手段に訴えることなく、平和的に解決するためには、この地域における関係諸国間の軍事力バランスを保つことが極めて重要である。このためには、わが国独自の防衛力の整備・近代化の推進に加え、グローバルな米軍の再配置の動きに連携したこの地域における米軍のプレゼンスを確保すると共に、関係諸国との軍事協力の体制を見直すことが今後益々重要となろう。

参考文献

1. 防衛白書、2004～2005年版
2. Annual Report to Congress ;
The Military Power of the People's Republic of China 2005
3. National Defense Report, Republic of China 2004
4. 読売新聞
5. 朝日新聞

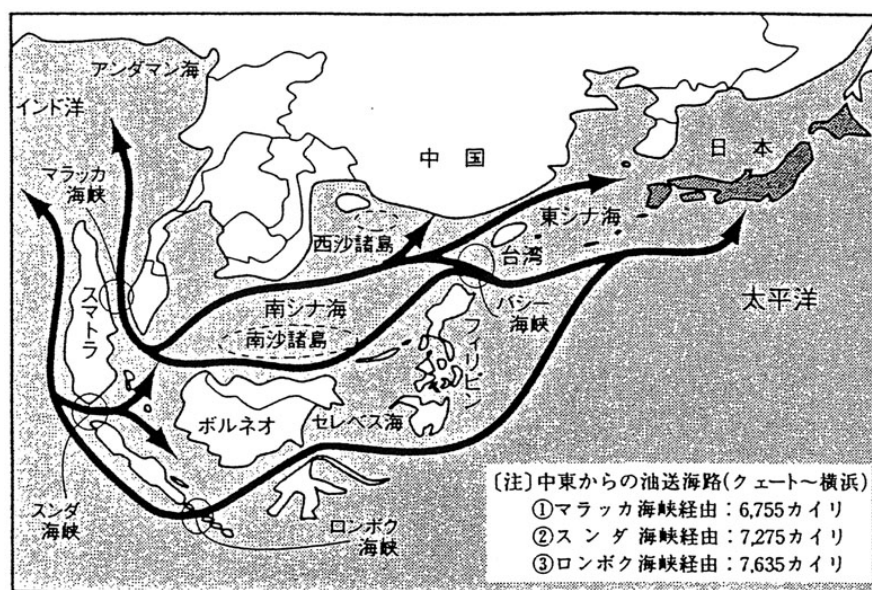
中国の台湾戦略とわが国の対応

(財) DRC 研究委員
五味 睦 佳

はじめに

日本は海外からエネルギーをはじめとする様々な資源を海外に依存している海洋国家である。この資源を供給するルートの確保は我が国の生存と繁栄にとって死活的に重要である。このル-トは海上交通路、すなわちシーレーンと呼ばれる。各種のシーレーンのうち、代表的なものは我が国がその輸入原油の90%弱を占める中東からのシーレーンである。このル-トは図1に示すようにマラッカ、スンダ、ロンボックのチョ-クポイントを通る3つが考えられるが航程の関係から、ほとんどがマラッカ海峡を通る。ロンボック海峡を通ると3日ほど余計に要することになり、昨今の原油の高騰を考えると、5~6千万円の負担になるものと思われる。マラッカ海峡通過後、南シナ海、バシー海峡、東シナ海を経て我が国にいたる。

図1. 中東からの油送経路



出典 茅原郁生 「中国エネルギー戦略」

従って、この海域の航行が安全に実施できるか否かは死活的な問題である。中国は1974年に南ベトナム軍を排除して南シナ海の西沙諸島に対する支配を確立し、さらに1988年には、南沙諸島に大きな足場を築いている。東シナ海には、中国の海軍艦艇が跳梁し、尖閣諸島の領有権を主張したり、経済水域の境界線を日中中間線のはるか南の沖縄トラフまで主張する等東シナ海を中国の影響力下にしようとしている。このような状況の下で、台湾が中国に併呑され、中国の海洋力が台湾を前方展開基地として、さらに拡大した場合、中東から日本への主要なシーレーンは中国の支配海域を通過することになり、わが国の安全保障上深刻な状況が生起する。すなわち、台湾が中国に併呑されるか否かはわが国の生存にとり、死活的な問題である。本論においては、中国の台湾併呑のための戦略について

考察し、これに対するわが国の対応戦略について考察するものである。

1. 台湾の戦略的重要性

(1) 中国の海洋戦略

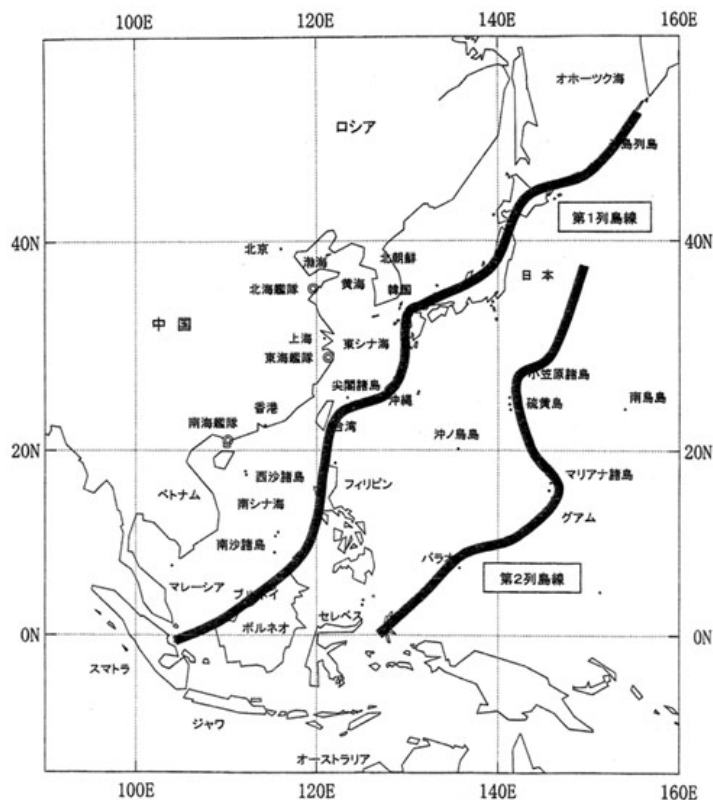
中国の海洋進出は南シナ海に重点がおかれていたが、1990年代は東シナ海での活動が顕著である。1992年中国はいわゆる領海法を制定し、中国大陸及び沿海諸島、台湾、釣魚島（尖閣諸島の魚釣島を含む付属諸島）、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、南沙群島等を領土とした。さらに同法14条において、領海、接続水域に許可なく浸入してくる外国軍艦を排除する権限を軍当局に付与としている。このことは、中国が中国大陸周辺海域及びその海域の島嶼、さらにそこに存在する水産、鉱物資源の獲得及び防衛に並々ならぬ決意をしたことを意味する。1994年以降、中国の調査船が奄美大島から尖閣諸島にかけて、海上保安庁の警告を無視して、調査活動を実施する事案が頻発している。中国は南西諸島の西約100キロメートルの地点で窪んでいる、沖縄トラフまでを一つの大陸棚すなわち東シナ海大陸棚とし、この大陸棚全体に対する権利を主張している。

これに対して、日本政府は東シナ海大陸棚は中国大陸、朝鮮半島からわが国の南西諸島の外洋に延び、同諸島の外の太平洋に向かって終わっているとの認識に立っている。それゆえ南西諸島は東シナ海大陸棚の上に位置し同大陸棚の境界は向かい合う、日本、中国、台湾、韓国の間線等で等分するという中間線論の原則に立っている。中国はその主張を既成事実化するため、海洋調査を頻繁に実施している。さらに中国は中間線の中国側ぎりぎりの海域で、天然ガス田の開発をすすめて、2005年9月19日、天外天で採掘作業が開始された。日本政府は中間線の日本側に存在する天然ガスが一方的に中国に吸い取られるとし、作業の中止と開発データの公開を要求している。しかしながら中国は開発海域は日本と争いのない海域とし、これに応じる気配はない。これらの懸案事項にたいしては、我が国政府は勿論国民も相当の覚悟をもって対処しなければ、中国の思惑どおりに牛耳られてしまうことになる。

このような海洋進出は背後に中国海軍の軍事力があってはじめて実行可能となる。換言すれば、中国海軍の勢力向上に伴い、海洋に進出してきたといえる。中国海軍の海軍戦略は巷間周知のこととなっている、「近海防御戦略」と題する論文（張序三中将、1989、艦船知識）に概要を見ることができる。中国海軍の戦略的任務については、国防法（1997年採択）によれば、「海軍の近代化を進め、国家領土の主権を確立し、海洋権益を擁護し、国家の海洋正面の安全を保障し、国家の沿海発展戦略と対外経済の発展に積極的に寄与する。必要に応じ、航路の護衛、漁業の援護、海洋資源利用開発を防護する」と規定している。近海の距離的範囲は明確に示されていないが、近海防御戦略の産みの親とも言われる、劉華清は「第1列島線、第2列島線以内の海洋の効果的なコントロールをなす」としている。

図2に示すように第1列島線はアリューシャン、千島列島、沖縄、台湾、フィリピン群島、スマトラを結ぶ線であり、第2列島線は小笠原諸島、マリアナ、グアム、パラオ諸島を結ぶ線としている。

図 2 . 近海防御戦略の概念



出典 「中国の海洋国境に関する考察」(海幹校)

この論文は 1989 年に発表されたものであるが、99 年にロシアからキロ級潜水艦を導入し、2000 年には SSN-22 を搭載したソブレンヌイ級駆逐艦 2 隻を購入し、98 年からはライセンス生産の SU27K 初号機が飛行し、林論文とおりに着実に中国海軍の能力が向上し、第 1 列島線内の海洋をコントロールする戦力を持ちつつある。第 2 段階として、空母を中核とする対空、対水上、対潜水艦作戦を有する機動部隊を南から北へ数個配備すると極めて意欲的である。

(2) 米国の海軍戦略

冷戦終結に伴い、米国海軍と洋上で艦隊決戦を実施しうる海軍は消滅した。したがって、米海軍は洋上での制海を獲得したと言っても言ではない。したがって、米海軍の主たる任務は敵対国の沿海海域へ可能な限り、接近し、洋上から、戦力を投入することにある。すなわち、米海軍の戦力投入部隊は、前方に展開し、生存性の高い強力な空母機動打撃部隊、ミサイル搭載水上艦艇部隊、潜水艦打撃部隊及び海兵隊を含む海外展開部隊から構成され、それぞれが持つ、優位性を活用しつつ、海上から決定的な攻撃力を主として陸上目標に投入する。長距離、精密な航空機、ミサイルによる攻撃、テンポの速い機動、特殊作戦及び情報戦からなる。米国家組織、統合軍及び海軍の各種センサーとネットワークと接続することによって、イラク紛争で示されたように分単位、メートル単位の精度で攻撃することが可能である。

台湾をめぐって中国が武力を行使して、併合作戦を実施した場合、米国は米海軍空

母機動部隊を迅速に当海域に展開し、対応するであろう。2004年夏米海軍は中国の台湾侵攻訓練に対応し、7個の空母機動部隊を台湾付近に展開する訓練を企画したと言われる。(中国の訓練が中止されたため、この米海軍の台湾沖への展開は中止された)

(3) 中国の安全保障にとっての台湾の重要性

台湾は中国の沿岸に沿って、半円形に南北に展開する海域のほぼ中央に位置し、中国大陸遠海を守る自然の障壁となっている。台湾を中心として、大陸沿海の船山諸島と海南島を結ぶ海域は、中国大陸東南沿海の上海、及び江蘇、浙江、福建、広東の四省の戦略的縦深を形成している。この区域には中国の人口の5分の1(2億2800万人)が居住し、多数の工商業都市、農業地帯、経済特区が集中し、中国の心臓部を形成している。中国大陸は太平洋としか接しておらず、中国が海洋に発展していくためには、太平洋のみである。

沿海の諸海域は中国を守る自然の要害であるが、逆に海洋の発展はこれを利用しての欧米諸国等により阻害されてきた。1980年代に入って、活発に南シナ海、東シナ海に進出してきているが、さらに太平洋、インド洋に進出するためには、これらの阻害条件を取り除く必要がある。その場合重要なカギとなるのが台湾である。

台湾は東シナ海と南シナ海の間に位置している。渤海と黄海から太平洋に出るには東シナ海を通らなければならないが、東シナ海から太平洋に出るには、沖縄本島と宮古島の間を通過するか、台湾海峡を通過して、南シナ海に入り、台湾の西側でバシー海峡を通らねばならない。南シナ海から太平洋に出るにはバシー海峡を通るか、台湾海峡を通過して沖縄本島と宮古島との間を通ることとなる。沖縄本島と宮古島の間海域は幅80キロメートル、バシー海峡は幅85キロメートルに過ぎないから、潜水艦、機雷での阻止は困難ではない。

台湾は日本の南西諸島、及びフィリピン群島とともに、中国の沿海海域を事実上半封鎖の状態においており、米海軍空母機動部隊の近接を可能な限り第1列島線の外側の外洋に押し出しそうとする中国の海洋戦略を扼するところに位置している。すなわち台湾は中国大陸周辺海域のほぼ中央にあり、中国艦隊が台湾から出撃すれば2日のうちに全ての中国の沿海海域に到達できる。北に向かえば東シナ海から黄海で作戦でき、南に向かえば直接南シナ海に進出して防御作戦が実施できる。逆に台湾が米国の大陸進攻作戦の仲介基地として、もしくは大陸封鎖作戦の前進基地となれば、中国の海運及び海軍作戦に深刻な影響を与えることになる。それ故歴史的な経緯はどうかあれ、中国としてはその安全保障上なんとしても台湾を中国に取り込む必要がある。

2. 台湾に対する中国の戦略

台湾を中国に併呑するための米国への大戦略は、Inferior Defeat Superior すなわち米国と言う強大な敵と直接対決することを巧妙に回避しつつ台湾を併合する戦略である。

そのためには中国への併合と引き換えに台湾に制限付きの自治を認める「1国2制度」のもとでの平和統一することを堅持している。同時に相対的に国力が劣勢である台湾の独立への指向については軍事力を含む各種の露骨な威嚇、妨害を実施している。Superior Destroy Inferior 戦略すなわち、いわゆる現状維持を維持するように見せかけつつ、その実時々刻々と軍事的バランスを中国優位の状態に変化させ、あらゆる政治工

作等を実施して台湾の民意を 1 国 2 制度を容認するように仕向ける戦略である。

このための方策と次の 3 つを特に重視している。

軍事力の強化

Information Warfare (情報戦) の実施

日米離反

(1) 軍事力の強化

最近の中国軍事力の強化は刮目すべきものがある。その予算は公表されているものの少なくとも 3 倍以上と推定されている。この目的とするところは、台湾の独立防止であるが、真の目的は米国を含む第 3 国が中国にたいして、武力介入する敷居値を高くすることにあると思われる。

2005 年 7 月 15 日付けの英紙ファイナンシャルタイムズによれば、中国人民解放軍国防大学の朱成虎少将は台湾海峡での武力紛争に米軍が介入し、中国を攻撃した場合、対米核攻撃に踏み切る用意があると警告した。

さらに朱少将は「米国が中国領内の標的にミサイル及び精密誘導弾を発射してきた場合、中国は核兵器で対抗する。領土には中国の艦船、航空機も含まれる」と述べたと報道されている。このことは中国の軍事力増強の真の目的を端なくも露呈したものと考えられる。軍事的に見て、中国は米国の軍事力に比較して、明らかに劣勢であり、まともに対決しては勝ち目はない。

しかしながら、朱発言のように米国に相当程度の被害を与えうる能力を誇示することで、米国の武力介入を抑止する。この抑止することが前述した Inferior Defeat Superior 戦略の絶対必要条件である。この抑止をさらに信頼すべきものにするため、軍事力の強化に邁進している。

抑止が首尾よく保たれれば、兩岸の軍事バランスは刻々中国側に有利となり、巧妙な Information Warfare 等の政治工作活動の実施により、熟柿が落ちるように、武力を使うことなく、台湾の民意を 1 国 2 制度へ移行させ、最終的に台湾を併呑することは可能となる。したがって、時折居丈高になるが、米国との武力対決は避け、時には後退し、より精強な軍事力の獲得を目指すであろう。台湾に関連しての軍事力の規模、配置等は次のようなものである。

ア．弾道ミサイル

中国は移動型短距離弾道ミサイルおよそ 650 から 730 基台湾対岸に配備している。これらは毎年 100 基ずつの割合で増加している。また今後数年以内に道路移動型で固体燃料による新しい ICBM DF31(東風 31)及びその射程延伸型 DF31A 及び新潜水艦発射弾道ミサイルの部隊配備を開始する。

イ．航空戦力

中国空軍はロシアから SU-30MKK 多用途戦闘機及び SU30MK2 海上攻撃戦闘機の取得を続けている。また SU 27 の取得も増加している。またロシア政府とのライセンス生産契約に基づく国産の SU27SK を生産している。このように中国空軍は新世代の航空機の増加が顕著である。さらに F-16 に匹敵する F-10 の開発は 2004 年に完了し、配備を開始している。

このほか、巡航ミサイル、各種精密攻撃誘導兵器および UAV の購入、開発にも力

を入れている。バックファイアーのような戦略爆撃機の購入にも食指を動かしているとの報道もある。

ウ．海上戦力

中国海軍は主要水上艦艇 64 隻、攻撃型潜水艦約 55 隻、水陸両用輸送船 40 隻以上、ミサイル艇 55 隻を保有している。この中にはロシア製ソブレンヌイ級 DDG2 隻、ロシア製キロ級潜水艦 12 隻を含んでいる。このうち 8 隻は新たに購入されたものであり、米空母部隊にとって大きな脅威である SS-N27ASCM 及び有線誘導ウエーキホーミング魚雷を装備している。また次世代 SSN は 2005 年に就役すると思われる。

エ．C4ISR

中国は近代的で統合された CEISR ネットワークの構築と組織改編によって、統合作戦の潜在能力を向上させている。

(2) Information Warfare、各種工作活動の実施

2003 年 12 月、人民解放軍が台湾を非武力で解放する 3 つの戦い、与論戦、心理戦、法律戦に関する法律「解放軍政工條例」を発表した。この 3 つの戦いを効果的に同時並行的に実施することが強調されている。

ア．与論戦、心理戦

台湾の併合を目的とする中国の反国家分裂法に反対する百万人デモが台湾で行われた 2005 年 3 月 26 日、長年にわたって台湾独立を支持し、中国が台湾独立運動のリーダーと非難し、李登輝前総裁とも親しく、大変な親日家でもあった台湾の奇美実業グループの創始者である許文龍氏の声明書なるものが台湾紙に掲載された。

この声明には「台湾と中国は 1 つの中国に属している。台湾の独立は支持しない。反国家分裂法を支持する」旨が書かれていた。許氏の転向は大きな反響を呼んだ。岡崎久彦・元駐タイ大使は産経新聞の正論に「私が確信を持って言えることは、許文龍氏は口が裂けてもこういうことを言う人ではないということである。誰かが書いたものに署名を強いられたとしか考えられない」と書いている。

これの真相は闇の中にあるが、中国当局は中国に許氏が投資している企業の原材料の移入を差し止めたり、銀行の融資を取りやめる等さまざまな妨害をし、企業の経営を困難にしたことにあるようである。中国に過大に投資し、中国での企業活動ができなくなると、企業そのものの存立を左右するようになってしまうようなことにならないよう注意しなければならない。すでに日本の歴史教科書に関連したと称し、アサヒビール、三菱重工、日野自動車等が非難され、不買運動をあおられている。

中国の政治目的に従わせるため、台湾の企業に対するものと同じような陰険な圧力を今後かけてくることは十分に予想される。このような中国の工作を考える上で、極めて重要な参考資料として、中央学院大学の西内雅教授（故人）が昭和 47 年アジア諸国を歴訪中、偶然入手された中国共産党「日本解放第 2 期工作要領」がある。内容は中国共産党が革命工作していたもので、当時から現在にいたるまで、概ねこの指示通りの工作が連綿不断に実施されているものと思われる。昭和 47 年 8 月に国民新聞に掲載されたものである。

これの目次体系は次のとおりである。

A．基本戦略・任務・手段

B . 工作主点の行動要領

- 第 1 群集掌握の心理戦
- 第 2 マスコミ工作
- 第 3 政党工作
- 第 4 極右、極左団体工作
- 第 5 在日華僑工作

紙面の関係で全てを紹介することはできないが、核心的な部分を抜粋する。

第 1 群集掌握の心理戦

1 - 1 展覧会、演劇、スポーツの重視

日本人大衆が中国に対し、「輝かしい伝統文化を持っている」「日本文化の來元」「平和愛好国家」というイメージを高める。

第 2 . マスコミ工作

大衆の中から自然発生的に沸きあがった声を与論と呼んだのは、遠い昔のことである。先の時代は新聞、雑誌が与論を作った。現在は新聞、雑誌を含めたいわゆる「マスコミ」は与論造成の不可欠の道具に過ぎない。マスコミを支配する集団の意思が与論を作り上げるのである。偉大なる毛主席は「およそ政權を転覆しようとするものは、必ずまず与論を作り上げ、まずイデオロギー面の活動を行う」と教えている。

田中内閣成立までの日本解放（第 1 期）工作組は、この教えを実証した。日本の保守反動政府を幾重にも包囲して、わが中国との国交正常化へ追い込んだのは、日本のマスコミではない。日本のマスコミを支配下に置いたわが党の鉄の意志とたゆまざる不断の工作とが、これを生んだのである。

2 - 1 新聞、雑誌

第 1 期工作組が設定した 3 大紙との接点を堅持強化する。

（靖国神社の A 先戦犯分仕祀に関連し、読売が分祀賛成に転向した。西部邁氏は読売新聞とあろうものが、とテレビ番組上で慨嘆していたが、これなども連綿不断の工作が垣間見られる）

2 - 2 テレビ、ラジオ

娯楽である。「性の解放」を高らかに歌い上げる。本能を刺激する映画、劇、音楽、歌謡は望ましいがスポーツの根性ものはよくない。「ふるさとの歌祭り」等は郷土愛を呼びもどすのでよくない。

ニュースは真実を伝えるものではなく、作るものである。目的意識を持って、ニュース番組を作れ

2 - 3 出版

中国への親近感を抱かせるものを、第 1 に取り上げよ。

出版界における「性の解放」を大々的に主張する。春画、春本の氾濫は望ましい。

中間層文筆業者の獲得。これは思想的に中間の動揺分子を「言う。彼らに対しては、原稿料を与え、出版の支援をして接近し、まず「政治的、思想的立場の明快さを欠く」中間的著作をなさしめ、徐々に我が陣営へと誘導する。

第 3 政党工作

3 - 2 議員を個別に掌握

下記により国会議員を個別に掌握して、秘密裏に本工作員の支配下に置く。

いまだ我が工作下に入っていない議員に対し、接触線を最小4線設定する。

各党の役職、派閥の領袖については、秘書、家族、強い影響力を持つものの3者に個別に接触線を最小2線設定する。

「議員身上調査書」の拡充を期し、公私生活の全貌を細大漏らさず了解する。

各党の議員を「掌握すべきもの」と「打倒排除すべき者」に区別する。

掌握、打倒は調査によって明らかとなった議員の弱点を利用する。金銭、権力、名声等欲するものを与え、約束し、必要があれば中傷、離間、脅迫、比している私事の暴露等いかなる手段を使用してもよい。

敵国の無血占領が、この一事にかかっていることを思い、いかなる困難、醜悪なる手段も嫌つてはならず、神聖なる任務の遂行として、やり抜かねばならない。

3 - 3 招待旅行

各党別の旅行団

ただしその構成は「派閥」「序列」「年齢」「地域別」等のいずれにするか慎重を要する。

党派を超えた議員旅行団

当選回数、選挙区、基盤団体、出身校を仔細に検討し、多種多様の旅行団を組織する。

自民党議員中の反動分子で招待旅行への参加を拒むものに対しては、費用自弁の個人旅行、議員旅行以外の各種団体旅行への参加等、形式の如何を問わず、わが国へ一度旅行せしめるよう工作せねばならない。

(中国の女性工作員との関係を噂させられたり、理解しがたい親中国的言動をしている議員連、中国の理不尽な行動(日中中間線、潜水艦の領海侵犯、天然ガス採掘、尖閣諸島、沖の鳥島)に一切口をつぐんでいる超大物の振舞等をかんがえればこのとおりの議員工作が多大の成果をあげつつあるといえよう。)

以下、自民党工作、野党工作、極右極左団体工作、在日華僑工作 略

イ．法律戦

中国は2005年3月14日反国家分裂法を採択、施行した。この法律は台湾が独立を宣言した場合、台湾独立分子に対する「非平和的手段」をとることを合法化しており、各方面で論議を呼んでいる。これに対し、台湾側は台湾は一度も中華人民共和国の一部であったことはなく、台湾が独立したところで、国家が分裂するはずもないと反発を強めている。

米議会は3月16日、この国家分裂法に対し、非難決議をだし、EUも対中国武器輸出再開を延期した。日本も同月14日「台湾問題は当事者間の対話による平和的解決が必要とし、武力行使には一貫として反対する。平和的解決以外のいかなる解決方法にも反対である」旨の外務報道官談話をだしたが米国、欧州と比べるとトーンが低い。いずれにしても中国はこの法律を根拠として、台湾への武力侵攻の正当性を主張するであろう。

(3) 日米離反

日本に対する戦略は台湾への戦略に似た、Superior Destroy Inferior 戦略をとっているといえる。すなわち、前述したような周到に計画された工作活動を隠密裡に効果的に実施する一方で、靖国参拝非難、A 級戦犯分祀を主張し、日本人に自虐史観を浸透させ、日本人の精神的まとまり、誇りを一掃するとともに、東シナ海での高圧的な海洋調査、天然ガス採掘、潜水艦の領海侵犯、沖の鳥島の岩宣言等に見られるように高圧的、威圧的な威嚇を露骨に実施し、さらに主要な企業を中国に呼び込み、中国への依存を高めさせ、第 2、第 3 の日本版許文龍を出現させ、親中、反米的国民感情を醸成、定着させ、もって反米感情を煽り日米安保体制を有名無実か終結させ、日米を離反させる。その結果、台湾に対する日本からの物心両面の支援を完全に遮断する。

3. わが国の対応

台湾人の将来は台湾人が決めるべきである。しかしながら、台湾が中国に併呑されたならば、瓶の蓋が取れたごとく、中国のシーパワーが東南アジア、南シナ海、東シナ海、インド洋、紅海と留まるところなく溢れ出し、その結果、わが国の安全保障のみならず、全世界の平和と安定に重大な影響を及ぼす。したがって、台湾問題は日本の問題、世界の問題でもあるという認識を国民全てが持つ必要がある。台湾の独立に関して、台湾には 3 つの議論がある。

第 1 は「なし崩し論」。事実上、台湾は独立している。「無用の大騒ぎはするな」という主張でこれは民進党の主流派と国民党の一部にある議論である。

第 2 は「台湾は中国の一部」であり、現状維持を続ければよいというもので、北京よりの主張である。これは台湾独立運動を「分離主義者」とする北京に口実を与える。そもそも中国 4000 年の歴史のなかで、いろいろの政府が存在した。清朝は国家として中国といえるのかという反論もある。

第 3 は「台湾人民に主権がある」という論理である。

孫文は異民族だったゆえに、清朝打倒を口にした。「日本は中国とはいえない清朝との間に結んだ下関条約で台湾を領土とした。カイロ宣言には台湾、満州が日本に盗まれたと書いてある。しかし、カイロ宣言は単なるプレスリリースであるにもかかわらず、ポツダム宣言に挿入され、それを日本が受諾した。この盗まれたという語彙が一人歩きし、台湾が中国の一部という誤解の現況となった」と台湾独立建国連盟の黄昭堂氏は主張している。

米国は台湾関係法により、武器の供給が可能であり、かつ中国が平和的手段で台湾問題を解決すべきとの立場を取っているがニクソンの上海コミュニケ以後中華人民共和国を唯一の中国政権という基本姿勢をとっている。

日本も田中内閣での日中共同声明以来中華人民共和国が唯一の合法政権との立場をとっている。したがって、台湾国民は孤立無援という疎外感を感じていることは確かである。

いままで述べてきたように、中国は台湾に強力な情報戦、謀略戦、政治工作を実施しており、このままいけば、第 2 の意見を持つ台湾人が大半を占めるようになる。そうなれば熟柿が落ちるように台湾は中国に併呑されてしまう。

したがって、そうならないようにしかるべき対策を講じる必要がある。米国は台湾の戦略的重要性によく気づき、中国の軍事力の強化を脅威と明確に認識しだしている。日本政府も中国の傍若無人な行動に危険を感じるとともに台湾の安全保障上の重要性について真摯に考え始めたのではなかろうか。

これが本年2月のワシントンにおける日米安全保障協議委員会において、台湾海峡をめぐる問題の対話を通じた平和的解決を促すことを戦略目標として打ち出すことにつながっていると思われる。このことにより多くの台湾国民はいざとなれば、日米が支援してくれるという安心感を得ることができると何人かの台湾国会議員は述べている。

このような、台湾の戦略的重要性を念頭においた日米の精神的支援が台湾国民をして中国の陰險な情報戦、謀略を払いのけさせる原動力になる。日米はこれに対する共通の戦略を構築し、台湾併呑をなんとしても防止しなければならない。

むすび

台湾国民に対し、孤立感、疎外感を与えないためには、中国が軍事力を強化し、台湾を武力で侵攻した場合、日米が結束して、これを排除するという態度を示すことが肝要である。

これが、中国の Inferior Defeat Superior, Superior Destroy Inferior 戦略を打破するための基本要件である。1970年代ブレジンスキーは「世界にとって、小さな台湾は全く意味がない」と非常識な発言をし、顰蹙を買った、ソ連を押さえ込むために中国を抱き込んだ冷戦時代とは全く異なる戦略家環境であることを認識し、台湾の重要性を明確に認識する必要がある。

日本のマスコミや政治家が籠絡されたあるいはされつつあるような中国の台湾に対する謀略戦に台湾国民が毅然として対処し、これに勝利することを支援する日米の確固たる台湾戦略を構築する必要がある。このためには、万一台湾に紛争が生起した場合、台湾防衛作戦を実施している米軍をわが国が支援する態勢の確立が重要となる。

このためには集団的自衛権の行使を可能とすることが必要不可欠である。小泉政権は今回の選挙で絶対多数を衆院で獲得した。しかしながら憲法改正にはいまだ時間を要するとして慎重である。そうであるならば、集団的自衛権を行使しうるとする政府解釈を思い切って採択し、万全の日米共同対処態勢を確立し、台湾国民が自信をもって、中国の情報戦、謀略戦、政治工作に対抗することが中国の台湾併呑を防止する唯一の方法であると考えられる。このことはわが国の安全保障上死活的に必要なことである。

参考文献

台湾問題 平松茂雄 勁草書房 2004年

IT の側面から見た中国軍の近代化とわが国の安全保障

(財)DRC 研究委員
小林 一 雅

はじめに

東シナ海の海底油田問題、小泉総理の靖国神社参拝問題等々、日中間の懸案はあとを絶たない。一方で中国軍は近代化を着実に推進し、その質的増強に努めており、わが国の安全保障に影を落とし始めている。これらの背景には、インターネットや携帯電話の急速な普及からも明らかのように、市場経済の導入による情報技術(IT)の爆発的な進展がある。本小論は、中国における IT の発達がわが国の安全保障にいかなる影響を及ぼすかについて考察するものである。

1. 中国軍の近代化とその方向

2004 年の中国の国防白書は、「国家発展の利益を守り、包括的で調和のとれた、かつ持続的な経済・社会の発展を促進し、全体的な国力を着実に増大させる」ことを基本目標に掲げている。元米国務省副長官のアミテージ氏は中国の戦略的意図について、「過去数十年の間に中国の外交は劇的な変化を遂げた。現在の中国は、より創造的で積極的な外交を通じて国益を追求している。しかも国力は向上し、外交目標追及の手段も増加している。まさにその結果として、中国は外部世界との関係と関与を深める道を選択している。そして米国や日本など、既存の勢力と利害が衝突する場面においても、ますます効果的に国益を増進させている」¹と概観している。この中国の国益の着実な増進は、鄧小平が導入した市場経済の影響と情報技術(IT)を活用した情報化に基づく軍の近代化がその背景にあると思われる。

(1) 市場経済の導入と発展

市場経済を導入して国家の近代化と繁栄を追求し続ける中国は、“2000 年中国の国防白書”において、「国防建設と経済建設を協調的に発展させる。経済の発展と国防の強化は中国の現代化建設の 2 大戦略である。国家は経済建設を中心とすることを堅持すると同時に、国家は経済の発展にしたがい国防力を増強し、大々的な軍隊の質的な強化を支持し、国防建設と経済建設の相互促進と協調的発展のメカニズムを確立する」と述べ、軍の近代化と市場経済の導入による経済発展を追及する考えを明確にしている。アミテージ氏は、「経済改革も成功を収めた。銀行制度や国有企業などの明白な弱点も残っている。だが、その経済規模と、世界の生産センターとしての役割によって中国は地球規模の経済活動に影響を与えている」²と述べ、市場経済の導入による経済発展が成功しつつあるとしている。

この中国の経済発展を促進するのが情報科学技術、いわゆる IT を駆使した情報化の進展による経済活動であることは、最近の携帯電話やインターネットの爆発的な普及を見れば容易に理解できる。また、2 年前に中国政治経済懇談会の 25 次訪中団の一員として中国を訪問した際に同行した中国共産党の幹部の一人が情報化時代における市場経済を中国共産党の綱領の中で如何に正当化し、位置付けるかについて、日夜真剣な議論が続けられていると筆者

¹ 2005.8.14 読売新聞 「地球を読む」より抜粋

² 2005.8.14 読売新聞 「地球を読む」より抜粋

に語っていたことを興味深く思い出す。

(2) 中国軍の近代化

ア．軍事戦略の変化³

中国の軍事戦略は、毛沢東が確立した「劣勢な人民軍が優勢な敵の正規軍に勝利するための戦略」が基本とされてきたが、軍の肥大化、非効率化が生じたことに加え世界的規模の戦争は長期にわたり生起しないとの情勢認識から、1980年代前半から領土、領海をめぐる紛争などの局地戦への対処に重点を置くようになり、さらに1980年代半ば以降は、大幅な人員削減や組織・機構の簡素化、運用の効率化、装備の近代化、研究開発の強化を推進し、近代戦に対応できる軍事力への転換を図り、陸軍を中心とした兵員の削減、核・ミサイル戦力や海・空軍を中心に全軍の近代化が推進されている。また、1991年の湾岸戦争後はハイテク条件下の局地戦に勝利するための軍事作戦能力の向上を図る方針が採られており、近年においては、特に情報化に伴う装備体系の近代化に力点が置かれている。

中国がいわゆる軍の変革(トランスフォーメーション)に強い関心を示し、ハイテク技術による質的近代化の重要性を認識したのは、湾岸戦争及びコソボ紛争における米軍の戦闘行動であり、1995年頃から中国軍の近代化について検討を開始した。中国の積極的な戦略家は、湾岸戦争が人民解放軍に近代化の重要性を明らかにしたと認識しており、ハイテク兵器システムを装備し情報化された部隊が、多くの点で人民解放軍に類似しているイラク軍を速やかに撃破した点に注目し、空中及び防空作戦の役割、電子及び情報戦、そして長距離精密攻撃能力の重要性を強調した。同時に彼らはITに関わる技術優位は“C4ISR”の開発、統合作戦の重要性、先端技術装備の運用及び整備に従事する専門的、技術的資格を有する要員の確保が必要であると判断している。すなわち、新しい戦争形態、強化された情報戦争、システムのネットワーク化、そして“デジタル化”された戦闘部隊の誕生に努力している模様である。さらに、湾岸戦争及びそれ以降の多国籍軍等の連合部隊の作戦の観察と教訓に基づき、ネットワークセントリック・ワーフェア(NCW)に過度に依存する米軍の戦闘力には何がしかの弱点が存在していると認識しており、その結果、米軍のマネをした近代化を追求するよりも、むしろその弱点を攻撃目標として利用する手段の確保に努めているようである。

また、2001年米国で生起したいわゆる“9.11.テロ”とこれに続いた“アフガニスタン戦争”もまた、中国軍の戦闘要領にインパクトを与えた。即ち中国が学んだ主要な教訓は、情報及び能力優位の米側が優勢、特殊作戦の役割の高まり、新旧技術の融合、劣勢(テロリスト及びタリバン)側の無差別交戦 - の4つである。このうち、情報優位については、「米軍は、ほぼ完全な情報の支配及び独占的に戦場の透明化を実現した。その主な理由は、偵察衛星、有人及び無人偵察機、そして劣勢な敵タリバンの妨害を少しも受けることなく、地上及び個人ベースの情報収集技術をもって情報収集センサー群を展開できたことによる」と分析し評価している。

このように中国は、近年の戦争や軍事活動および非対称脅威に対する対応について、分析検討しその軍事戦略の転換に努めている。そして近年の戦争の変化がITを中心とするハイテク技術がその牽引車となっていることから、中国の戦略の変化もITを中心とするハイテク技術がその基礎となっていると見ることが出来る。

³ 「日本の防衛」2004 P-53

イ．ハイテク技術の研究開発努力

中国は、軍事技術の開発は原則として自力によるものとしており、その体制の整備に努力している。中国人民解放軍には軍事科学院と国防大学、国防科学技術大学がある。軍事科学院は全軍の最高軍事科学研究機関で、全軍の軍事科学研究の中心である。国防大学と国防科学技術大学は中央軍事委員会に直属する学校で、後者は主に高級科学工事技術の人材や専門指揮官の育成に責を負っている。中国が国防科学技術工業を発展させる目的は、国防の基本的需要を満たし、軍事装備の生産と供給を保障し、国防の現代化水準を向上させることにあり、ハイテク装備の研究開発を促進し、科学技術の研究成果を装備品へ反映させるテンポを加速し、努力して軍隊に先進的な性能を有する質の高い装備体系を提供することにある。

このような中国側の姿勢は、中国の経済及び産業開発を促進するとともに中国の軍事力の近代化をも支援することとなった。西側や米国の分析家達は、中国の民間の防衛複合産業の商業活動が人民解放軍との関係は明らかではないにもかかわらず、指揮統制や軍事力の構成など西側の軍事技術モデルに照らして遥かに遅れている判断しているようであるが、筆者としては疑問が残るところである。すなわち、米国の商用技術の中国への移転がどの程度、中国がものに出来るかについては不明であるが、もし中国がそのことに成功すれば、軍事力の近代化努力に間接的に便宜を与えることになるからである。

ウ．中国軍近代化の方向

(ア) 近代化の基本的方向

2005年7月、米国防省が議会へ報告した「中国の軍事力」⁴によれば、中国は軍隊の専門家集団化を目指しており、訓練要領を大幅に見直しておりより強靱で実戦的な統合訓練を推進し、ハイテクにより近代化された装備体系の取得を強力に推進しようとしている。米国の情報の専門家達は、今世紀末にはITを駆使し、ハイテク化された敵戦力を撃破する能力を持つにいたるであろうと予測している。中国の人民解放軍は、現時点において仮想的に對し不十分な能力しか有していないため、近代化された仮想的と正面からぶつかり合うのは得策ではないと考えており、当面は、仮想的の弱点を注意深く観察し、自らの得意な能力を駆使した戦術・戦法を採るものと思われる。これらの現状が二つの誤解をもたらしている。その第1は、中国以外の諸国が中国軍の近代化の進捗状況に関し、実態より低く見積もっていることであり、その第2は中国の指導者達が自国の軍隊の近代化について、実態より進んでいると認識している事実である。

(イ) 非対称戦としての情報戦能力の向上

NCWへ過度に依存する仮想敵の弱点を捉え、中国は、情報戦（IO：Information Operations）及び情報戦争（IW：Information Warfare）を一つの戦略手段と見做すとともに、IO及びIWを潜在的な非対称手段としてその適用を重視している。コンピューター・ハッキングのような情報戦争を不正規なゲリラ作戦と結合することで、敵と正面から対峙することを避け、敵の戦闘システム内部に対する決定的な攻撃を行えると見ており、その実現は情報技術（IT）の成長によって容易であるとしている。2005年7月に公表された米国防省の議会への報告書「中国の軍事力 2005」⁵によれば、中国のコンピューター・ネットワーク作戦

⁴ Annual Report to Congress : The Military Power of the People's Republic of China 2005

⁵ Annual Report to Congress : The Military Power of the People's Republic of China 2005

(CNO : Computer Network Operations))には、ネットワークに対する攻撃、コンピュータ・ネットワーク防衛、コンピュータ・ネットワークの開発が含まれているとのことである。中国軍はCNOを、戦闘の初動段階において作戦遂行の主導権を確保するため、戦闘力のマルチプレイヤー、として非常に重要であると認識している。CNOのドクトリンの存在は不明ではあるが、中国のテロリストは、「Integrated Network Electric Warfare」という用語を使用していることから、C4システムの緊要なノードに対するエネルギー兵器による攻撃を企図しているようである。また、情報戦専用の部隊を保有しており、敵のコンピュータシステム、コンピュータ・ネットワークを攻撃するためのウイルス開発、及び、友軍のシステムネットワークを防衛する戦術開発を任務としている。

(ウ)核抑止力の充実

中国には「先制攻撃を行わない」というドクトリンは存在しているものの量的にも質的にも戦略ミサイル戦力を増強し続けており、インド、ロシア、米本土及びオーストラリアやニュージーランドをも攻撃可能な態勢を確保しつつある。わが国も当然のこととしてその攻撃可能な範囲に含まれており、ITの進展により攻撃要領、攻撃目標識別能力等の向上が予測され、わが国に対する重大な脅威となりつつある。

(エ)精密攻撃能力の向上

中国軍は、SRBMs(Short-Range Ballistic Missile), LACMs(Land-Attack Cruise Missiles), ASMs(Air-to-Surface Missiles), ASCMs(Anti-Ship Cruise Missiles), ARMs(Anti-Radiation Weapons)を装備しており、中国大陸周辺にある空軍基地、港湾、地上軍、地上配備のC4ISR及び防空システムに対する精密攻撃能力を有している。これらの能力は主として台湾を意識して整備されてきたが、AWACSや空中給油機の整備が行われつつあることに加えITの活用によりネットワーク化され組織的な戦闘要領が確立された場合には、その活動範囲は飛躍的に拡大し、沖縄の島嶼防衛、及びわが国のSLOC(Sea Line of Communication)防衛上の深刻な脅威へと発展する。

(オ)戦闘速度の向上

中国軍には3個空挺師団、2個両用作戦師団、約7個の特殊作戦軍、及び1個偵察連隊がある。これらの部隊の装備は着実に近代化されており、戦術の向上、統合運用要領の改善が行われている。その結果、着上陸作戦および空中機動能力は着実に向上しているものと思われるが、これらの部隊の統合運用に係わる演習・訓練の頻度はそれほど多くはない。しかしながら近代化の努力が継続される限りその能力は着実に向上すると思われることから、今後とも注目を要する。

(カ)防空能力の近代化

中国軍の防空システムは、攻勢的航空攻撃(OCA)と防勢的航空攻撃(DCA)を効果的に組み合わせた新しい考え方により近代化されつつある。特に攻勢的航空攻撃(OCA)は、精密誘導兵器の能力向上やCNOと一体化した場合には、わが国にとっての重大な脅威となり得る。島嶼防衛に必要な装備体系の整備およびその訓練の実施が緊急の課題である。

(キ)宇宙戦力への関心

中国は2003年10月、有人の人工衛星の発射、回収に成功しており、宇宙開発への努力にも目を見張るものがある。中国は特に宇宙を基盤とするC4ISRの確立に力を入れている。具体的には、2個のリモートセンシング衛星プログラムを維持しており、洋上目標追尾能力

の向上に寄与している。さらにエリント(ERINT)、シギント(SIGINT)偵察衛星に興味を持っており、地上の機動分析装置とともに戦力化を目指している。また、監視、通信、航法を支援する 100 キログラム以下の小型衛星にも興味を示している。2004 年、中国は 10 個の衛星を軌道に乗せており、2006 年も同様の計画があるようである。2010 年には 100 個以上、2020 年までにはさらに 100 個の人工衛星を運用することになる。これらの能力の向上は、わが国の安全保障活動に多かれ少なかれ影響を及ぼすことからジョイントベンチャーの動向を含め、中国の関係する IT の動向に注目する必要がある。

(カ) 海岸線における領域警備

中国は 9,000 マイルに及ぶ海岸線を有しており、海からの進入に対して非常に神経質であり、海岸線とその周辺での「海上優勢」の確保・維持に努めている。このため、潜水艦、巡航ミサイル、機雷敷設、特殊作戦などの近代化を推進している。今後はさらに、洋上作戦に必要な C4ISR の開発や、原子力潜水艦の増強や、大幅な領域警備能力の増強などが計画されており、より広域な「シー・コントロール」能力の実現を目指している。この「シー・コントロール」能力の拡大は、わが国の生命線であるシーレーン及び経済水域における主導権争いに発展する可能性があり、わが国の安全保障上今後とも注目を要する。

(キ) 戦略補給路の確保

中国は驚異的な経済発展に伴い、エネルギー問題に直面している。中国の 80% の石油輸入はマラッカ海峡等を経由して中東から輸入されている。中国の南海艦隊はこのシーレーンを防御するのに十分な能力を有していない。また空軍もこの海域をエアーカバーする能力を有していない。しかしながら、近年、南海艦隊には地对空ミサイルを装備する巡洋艦が配備され、潜水艦も増強されたようである。このように中国は、シーレーン防衛の重要性を認識しており、将来は確実にシーレーン防衛能力を確保するものと思われる。このシーレーンはわが国のそれとも競合しており、中国との緊張関係いかによっては、わが国の安全保障に死活的なインパクトを与えることになる。

2. わが国の安全保障と中国軍の近代化

(1) IT に支えられた軍の近代化による影響

ア．精密誘導兵器の能力向上は、当初は台湾を意識して推進されてきたところである。その能力向上に伴ってわが国の目標をターゲットとすることが可能である。現在、わが国のミサイル防衛態勢の整備は主として北朝鮮のミサイル脅威を対象として進められているが、中国もわが国を攻撃する能力を有していることから、中国のミサイルの脅威も対象とすべきである。また、偵察衛星による目標追尾、海岸線を中心とする C4ISR の整備、対艦ミサイルの近代化はわが国にとっての深刻な脅威に発展する。

イ．防空能力の近代化は、領有権問題や東シナ海の海底資源の開発問題に影響を与える。現在進められている東シナ海における海底ガス田の開発は、中国空軍のエアーカバーのない状態で進められているが、中国空軍の近代化、特に攻勢的対航空能力の近代化と、海軍のシー・コントロール能力の近代化が完成した暁には、同海域では日本の資源開発も行われていることから、わが国にとっての重大な脅威となる。

ウ．海岸線の領域警備の拡充および戦略補給線防衛能力の向上は、わが国の SLOC と競合するため、この海域での行動の自由が制約される虞があり、憂慮すべき事態である。

エ．宇宙へのアクセス能力の向上もわが国にとって深刻な問題である。わが国の宇宙利用が政

治的に極めて限定されている状況下で中国は着実にその能力を増強している。自前の偵察衛星の打ち上げもさることながら西側の商用衛星である SPOT、LANDSAT、RADARSAT、IKONOS の利用技術をものにしておりその能力は侮れない。最近の戦争はまさに情報戦がその帰趨を決定する。中国が情報優位に立つことはわが国にとって深刻な事態である。

(2) CNO の脅威

中国は市場経済の導入による経済発展に努力するとともに軍の近代化に懸命である。しかしながら、近年話題となっているハイテク軍や NCW による作戦運用を出来るレベルにはいまだ到達していない。また、そのようなやり方を追求することも明らかにしていない。中国軍は仮想敵のそのような装備体系や NCW と正面からぶつかり合った場合には相当の困難があることを十分に承知している。そこで中国軍は NCW のインフラへの攻撃や情報のすり替え、情報保証への妨害、などのサイバーテロを重視する考えを有している。わが国政府関係のホームページの書き換えやインターネットへの侵入による情報操作は、わが国の国民世論のかく乱、中国人民の煽動などを狙ったものであるが、有事の作戦においては私の C4ISR を無力化する深刻な脅威となる。

(3) 反日運動等による社会的影響

靖国神社問題や反日デモはインターネットを介して中国人民の反日感情を誘導しているといえる。この背景には、中国共産党が背後にいる思想教育が大きく影響していると思われるが、近年におけるインターネットの爆発的な普及により若者の社会心理に影響を及ぼしている。中国においては、インターネットへのアクセスを当局が監視し、制限を加えていると聞かすが、これらの反日運動に関わる活動は制限されていない。このようなインターネットなどによる中国国民への影響は、日中間に不要な摩擦や緊張状態を醸成することにつながり、警戒を要する。

(4) 軍事専門家たちの誤った認識

中国の軍事力を欧米諸国の作戦能力の評価と同様の思考パターンで評価した場合には確かにそれほど高いものとは考えられない。しかしながら、中国の軍事戦略は発想の段階から相当異なったものであり、政府関係者の公式発言や公表資料も実態とはかなりかけ離れたものであるとの理解に立った場合、様子はかなり異なったものとなる。わが国としては、国益との関係において慎重にその実態を把握することが肝要であり、表面的な情報に振り回されることがあってはならない。特に、IT に関しては中国軍の近代化の基盤となるものであり、また中国の改革開放の中心的な要素であることからその技術レベルについてはより関心を持って注目していく必要がある。

終わりに

中国は軍の近代化と経済改革を両輪として発展を続けている。特に、2005 年 8 月にはわが国の目と鼻の先にある山東半島を中心に中口合同演習を大々的に実施した。数多くの最新鋭兵器を使用したと思われ、さらに今後改善すべき事項についての教訓も得られたと思う。また、ロシアからの最新技術の導入も検討の対象になる可能性がある。わが国としては、軍事、経済の両面にわたり中国の動向を注目する必要があるが、とりわけこれらの基盤となる IT の動向に注目する必要がある。

北朝鮮の将来シナリオ

(財)DRC 研究委員
大 串 康 夫

はじめに

金日成死去後に誕生した金正日体制は、何度となく内部崩壊の危機を指摘されながらも、経済危機を乗り越え、10年以上に亘って独裁支配体制を存続させており、その守りは依然として強固である。また、外交的にも核開発・保有の瀬戸際外交が功を奏し、致命的な制裁を受けることも無く、中国、韓国からは経済援助・協力を取り付け核問題解決の6カ国協議では主役を演じている。

しかし堅固な専制独裁体制に見えても、国内には慢性的な経済・食糧難・エネルギー不足と市場経済導入による貧富の格差、腐敗の蔓延などへの社会不満の高まり、秩序弛緩が伝えられ、脱北者も急増している。内部異変の兆候であろうか崩壊への序曲は静かに進んでいるようにも思われる。

1. 金正日体制の安定度

(1) 先軍政治

北朝鮮は、「強盛大国」の建設を国家の基本理念としており、朝鮮労働党・人民軍・人民の最上位に「革命の首脳部」と呼ばれる金正日と側近による国家統治体制を敷いている。その最大の特徴は「全ての問題を軍事先行の原則に立って解決し、軍隊を革命の柱として社会主義の偉業全般を推進する領導方式」と説明される「先軍政治」にある。

金正日は絶対的な権力者として、朝鮮労働党総書記、共和国国防委員長、人民軍最高司令官を兼ねている。1998年の憲法改正により国防委員長が国家の最高職責と定め、軍歴がないにも拘わらず人民に「親愛なる將軍様」と呼ばせ110万人の北朝鮮軍を掌握し服従させている。金日成時代までは、党が軍を支配するとの原則が徹底されていたが、金正日執権後は先軍政治をもって全てに軍事を優先させている。国家資源を優先的に軍に配当するとともに、頻繁に軍部隊を視察して徹底的に影響力浸透を図っている。更には、軍に対する政治・監視組織を末端部隊まで張り巡らして軍を支配下に置き、軍による反抗・反逆行動を防止している。特にエリート部隊は、金正日独裁体制の擁護者であり、不穏な動きを素早く排除し安定させる最終的な砦となっている。

(2) 国民監視支配体制

社会統治においては、国民を「核心階層」、「動揺階層」及び「敵対階層」の3個の階層に区分し、更に51個の階層に細分化して、各階層間の差別化を厳格に、相互監視による密告社会を築き上げている。特に、成分良好な核心階層を服従させるため、金正日の目が届く平壤に居住させ、高い社会的地位を与えるとともに、生活物資を優先して配当していると思われる。

国民の教育に当たっては、幼少期からの徹底した金日成・金正日への忠誠教育、外

部からの情報閉鎖、住民の移動制限、住民相互の監視・密告体制を徹底して、人民が外部の世界について知ろうとする意思と手段を奪い、党による指導だけを盲信させている。徹底した国民監視・密告体制を考えれば、一部に体制批判が上がっても、組織的な反体制活動は期し難いと思われる。

(3) 特異な経済システム

経済面では人民を養う第1経済、軍を養う第2経済、そして金正日個人のための第3経済とに区分し、それぞれが独立的な経済活動を行うことにより、深刻な経済状況にあっても、軍と金正日の資金には影響が及ばないようにしていると言われる。軍の第2経済は、軍隷下の経済委員会が管理している。外部からの経済支援を軍優先で配当、兵器輸出などで獲得した外貨は軍の運営に充当し、北朝鮮経済の相当な部分を占めている。第3経済は、党により管理され、献金・偽札・麻薬の密輸などで得た不正資金をもって特殊工作活動等の用途に用いていると見られる。

更に、中国や韓国からの経済的支援が金正日体制の存続に貢献している。日本との貿易額が大きく減少するなか、日本への経由貿易も含めて韓国・中国との貿易量は伸びており、北朝鮮と両国の関係は強化されている。長期かつ深刻な経済不振及び食糧難にも拘わらず、特殊な経済システムと中国、韓国からの食糧、重油、肥料などの援助獲得で金正日体制は生き延び続けている。

2. 不安定要因

(1) 開発継続と米国の対応

2002年北朝鮮は、米朝核枠組み合意に違反するウラン濃縮の核開発計画を認め、国際社会の懸念が増大する中で、一方的にIAEA査察官の退去、NPTからの脱退を宣言した。続いて核関連施設の凍結解除、8,000本の核燃料棒の再処理と進み、今年遂に核兵器保有を宣言するに至った。一貫した北の核開発は、国際社会からの体制保障や経済的見返りを期待しての瀬戸際政策の核カードと見るむきもあるが、確固とした軍事・外交戦略に沿った開発と見るべきである。朝鮮戦争の教訓から核兵器の威力と政治・戦略的重大性に着目し、かつ、米韓連合軍との質的格差に対抗するには核兵器の保有が不可欠と認識している。1960年代に始まった原子力研究、1970年代の実験炉の取得から既に核兵器開発を企んだものと思われる。核の開発・保有は、北朝鮮固有の生存権と主張しており、北朝鮮が核開発を放棄する事は有り得ないであろう。

第4回6カ国協議では自ら核保有国として振舞い、核開発放棄とIAEA査察受け入れと見返りに体制保証と経済支援などを求め、採択された共同声明では同時行動の原則を貫いたとしている。約束し、利益を先取りしてから反古にするのは北朝鮮の常套手段である。94年の核枠組み合意の再現であり騙されてはならない。案の定、北朝鮮は軽水炉提供までは核放棄には応じないと主張始めた。また、朝鮮半島の非核化には在韓米軍の核査察も必要と難癖を付けている。

核放棄の時期・プロセス・査察方法などを11月予定の6カ国協議で検討するとしているが、北朝鮮が核保有の戦略目標を捨てない限り、6カ国協議は北朝鮮の瀬戸際外交に振り回され、見せかけの核放棄協議に終始し、時間稼ぎを許すことになる。核問題解決のためには、北朝鮮が核枠組み合意を無視して核開発した事実を厳しく糾弾

する必要があり、CVID (complete, verifiable, irreversible, dismantlement : 完全かつ検証可能で不可逆な核放棄) を迫る姿勢を貫き、核開発を断念させるしか道は無い。米国は「すべての核兵器と核計画の放棄」に真摯な対応と進展がなければ国連安保理に付託して制裁措置について検討すべきとの立場を崩していない。

(2) 国際的封じ込めの強化

北朝鮮に対する国際的封じ込めは、北朝鮮を悪の枢軸に指定したブッシュ政権の誕生に端を発している。米国は北朝鮮の問題を外交的手段により解決するとしながらもパキスタン・イラン・リビアなどの北朝鮮と武器取引してきた国に圧力をかけ、取引をやめさせるとともに、伝統的な関係を有する中国にも圧力をかけて、北朝鮮との「悪の連鎖」を断ち切るように迫っている。

さらに、大量破壊兵器に関する P S I (Proliferation Security Initiative: 拡散安全保障イニシアティブ) による密輸の取り締まり強化は、北朝鮮の第2・第3経済に深刻な打撃を与えている。日本国内には朝鮮総連が存在し、北朝鮮の資金源となっていたが、北朝鮮工作船に対する海上警備の強化、「外国為替及び外国貿易法」の改正、「特定船舶入港禁止法」などの経済制裁法案の成立により、第2・第3経済にも相当な影響を及ぼしていると思われる。

また、中国及び韓国には北朝鮮との特別な関係と根強い反日・反米感情もあるため日米と協同歩調を採らず、自国の国益と判断に基づき北朝鮮を支援続けるであろう。しかし、北朝鮮が6カ国協議に拒否的態度を変えず、時間稼ぎ戦略を続ければ、やがて国連安保理への付託が論議されよう。紛糾するも中国や韓国が表向きに反対できず、制裁措置へと進展した場合は、北朝鮮に大きな打撃を与えるとともに猛反発すると考えられ、朝鮮半島情勢は一挙に厳しさを増すであろう。

(3) 経済改革に伴う腐敗の蔓延と統制の綻び

2002年施行の经济管理改善措置により限定的な自由採算制が認められ北朝鮮にも市場経済原理が浸透しつつある。地下経済の闇市が公的市場として活発化するとともに、従来の階層とは異なる富裕層が生まれている。皆が等しく貧しかった時代には、経済的困難は米国の妨害の所為という当局の主張に納得していたが、経済的困窮が続く中で新たに貧富の差が生じるのは、金正日政権の失政であるとする疑念が生じている。また、市場経済原理の導入により、党の論理よりもカネの論理がまかり通り、物資の流通と同時に外部からの情報も流入するようになった。

住民統制の綻びは、危険を冒して祖国を離れる脱北者数の急増にも表れている。脱北者の韓国入国は年間50人にも満たなかったが1998年から大幅に増えだし、昨年は1,890人と増加し、更には韓国に入国できず中国の朝鮮族自治州に潜む脱北者は10万人以上と言われる。もう一つの増加要因は脱北者を取り締まる国境警備部隊兵士や警察官への賄賂横行であり人民に対する統制が緩んでいる証左と言える。より良い生活を求めての脱北、闇屋による短期間往復、韓国の脱北者一時金を当てにした仲介業者からの前借りなど賄賂を巡る行動は多様化している。

改善されない北朝鮮の飢餓と圧政の継続状態に対して国連人権委員会では、昨年秋に北朝鮮人権決議案を可決し、続いて米国では北朝鮮人権法が成立発効した。米国は、窮乏した北朝鮮住民の人権向上と脱北者の保護などへの支援のため2005年から4年

間、毎年最高 2,400 万ドルの予算を充当するとしている。これに対して北朝鮮は、反共和国の謀略団体を財政や物質面で後援し、わが体制転覆のための本格的な環境作りを企むものと非難している。

3. 北朝鮮の将来シナリオ

国内の安定要因と不安定要因について見てきたが、将来予測には周辺国の動向、特に中国と韓国に注目する必要がある。中国は北朝鮮の存続が地政学的に極めて重要と認識しており、北朝鮮が苦境に立てば、伝統的な中朝関係をもって支援しよう。また韓国の北朝鮮同胞意識は、72 年の 7・4 南北共同声明に始まり、全斗煥政権以降の民主化進展の上に金大中・盧武鉉政権の太陽・包容政策が重ねられ、根強いものがある。韓国大衆はコリアナショナリズムを背景に、北朝鮮への制裁措置に強く抵抗するのみでなく北朝鮮の主張に迎合して内政混乱を招く可能性がある。

中韓の北朝鮮寄り姿勢は、日・米・韓の連係を難しくし、かつ日米との対立を際立たせることになると懸念される。その中でロシアはソ連時代からの北朝鮮支援関係の基盤にしつつ情勢推移と国際社会の反応を天秤に架けながら戦略的に国益の追求、漁夫の利を得ようとするに違いない。このように北朝鮮の内外情勢は不透明であるが、4 つの将来シナリオについて考察したい。

(1) 金正日体制の存続

ア．軟着陸(Soft Landing)型

国際社会からの要求を全面的に受け入れる軟着陸(Soft Landing)型である。まず、北朝鮮が 6 カ国協議の場で「すべての核兵器と核開発計画」を「完全かつ検証可能で後戻りの出来ない CVID」の形で受け入れる。その見返り措置として、多国間枠組みでの体制の安全保証とともに国際社会からの食糧・石油・電力などの経済支援を獲得して疲弊した国内経済を立て直す。かつ南北和解も進めて朝鮮半島の緊張緩和へと努力する。言わば優等生的北朝鮮である。

しかし、CVID の受け入れで如何に体制存続の保証と経済的見返りを得ようとも圧力に屈して国家の尊厳性を損なった感は否めず、金正日体制の政権基盤をなす軍と核心階層の忠誠心の低下と反発心を招こう。その状態で金正日政権が引き続き体制を維持できるか否かは極めて疑問である。

イ．現状維持(Status quo)型

国内的には独裁支配体制を厳しく維持し、外交的には核開発・保有の瀬戸際外交により体制保証を確保し、国外からの経済支援を獲得する現状維持型である。6 カ国協議のテーブルには付くものの核放棄には不明瞭性を残したまま、協議が継続する限り制裁措置が発動される事はないとして時間稼ぎしつつ、米国からの体制の保証や米朝外交関係の樹立などにより日米韓などから経済支援を引き出そうとするであろう。そして中国・ロシアとの伝統的友好関係に加えて韓国の同胞融和・支援姿勢を最大限に活用して、現在の体制の脆弱性を補強しようとするであろう。

これに対し米国は、6 カ国共同文書を逆手に軽水炉提供なければ核放棄しないとすする北朝鮮の態度に苛立っており、協議への真摯な対応と進展がなければ国連安保理に付議して国際的制裁を検討すべきとしている。北朝鮮がこれまでのように国際社会を

騙し続ける事は極めて難しい。しかし、現状維持を望むのは北朝鮮ばかりではない。経済成長の矛盾、民主化抑制、少数民族問題など多様な内政不安を抱えている中国にとって今、朝鮮半島の事態が悪化すれば継続発展と内政安定を大きく後退させることになる。また 2008 年北京オリンピック、2010 年上海万博を控えて 2010 年までは、少々問題があっても金正日体制による現状維持が望ましいと考えていよう。

また、イラク・イランなど中東問題に收拾の目途がつかない米国も、今、朝鮮半島で事を構える事は避けたく、平和的解決を唱え、忍耐強い協調外交を余儀なくさせられている。これらの米中の事情が北朝鮮への圧力を弱め、金正日体制の現状維持を容易にしている。

(2) 金正日体制の内部崩壊(Soft Collapse)

ア．クーデター、宮廷革命ケース

6 か国協議が北朝鮮の抵抗で決裂。金正日政権は国際的孤立を顧みず、核開発・核兵器保有の強硬姿勢に固執。北朝鮮の核保有を重大視する日米は、国連安保理に提訴。中国・ロシアも事態の重大性と米国との協調関係から同意して国際的な経済制裁が行われる情勢が想定される。この場合、北朝鮮への戦略物資・エネルギー・食糧の供給が途絶することになるが、更に北朝鮮の社会主義体制維持に固執した経済改革の失敗も加われば経済的な体力は疲弊して、今以上に厳しい経済困窮・食糧難に晒されよう。体制内部で指導層への外交内政政策の失政責任に対して軍と核心階層の不満が高まり、かつ、金正日への人心が離れ統治能力に陰りが出れば、エリート層による内乱を誘発し金正日とその側近を排除する宮廷革命、クーデターの可能性を否定できない。

イ．民衆蜂起ケース

同様の情勢であるが、抑圧されてきた北朝鮮人民が不満を爆発させて民衆蜂起に至るケースである。北朝鮮人民への内外情報の流入量は、従来とは比較にならないほど年々増大している。限られた範囲とは言え自由経済の導入による人々と物資の移動、諸外国からの食糧・人道支援による外国人との接触などが多様な情報を伝播している。また、治安機関への賄賂横行と腐敗蔓延も手伝って脱北者を含む中朝国境の往復者などが増大している。米国は、携帯ラジオを撒布するとともに北朝鮮向けのラジオ放送時間も拡大して、内外情報の浸透を図っているとされる。

現時点では、厳しい住民統制と相互監視に加えて帰還脱出者の処刑、強制労働などにより抑圧されているが、情報の流入などにより北朝鮮人民の自意識が高まりと不満エネルギーが充満すれば何時か爆発する瞬間があり得るかも知れない。「独裁政権下の多くの深刻な人権蹂躪」を繰り返してきた金正日とその側近は、ルーマニアのチャウスシェスク政権の崩壊型を極度に警戒していると言われる。この民衆蜂起の動きに金正日政権が事態收拾を誤って統制能力を喪失すれば、暴動は拡大して前述のクーデター、宮廷革命ケースに進展しよう。

ウ．突然死ケース

健康悪化説が伝えられている金正日が突然死するシナリオ。国家指導者の世襲制が暗黙の内に国是となっている金王朝・北朝鮮の後継者は未だ定められていない。三人いると言われる異母兄弟間の熾烈な後継者争いが発生する可能性が高い。いずれも年若く、経験、力量とも不十分と判断され、金正日の側近が後継者として登場する場合

であっても、軍や核心階層から正統性を得られずに内部権力抗争に至るであろう。

エ．崩壊のインパクト

ヒエラルキーの頂点が突然なくなった場合、金正日に代わる正統性をもった政権の受け皿がなく、軍についても内部の権力機構が分散されて組織の統一性を欠き受け皿とはなり得ない。従って、いずれのシナリオでも金正日なき後には内部権力抗争、内戦事態が生起することになろう。北朝鮮の内部崩壊時には、政治難民が 30 万名程度発生し、その内、約 20 万名が中朝国境沿い、約 10 万名が陸上及び海上休戦ライン伝いに同胞である韓国を目指して移動するとの予想もある。

周辺諸国の関与が予測されるが相互に牽制し合って崩壊事態を静観する状態になろう。しかし、新政権が立ち上がれば中国は伝統的友好関係に絡ませて影響力を行使して接近する可能性が高い。韓国は同胞援護として積極的支援を展開し南北統一への道を模索しよう。また、新政権は内政不安定の眼を外に向けるため、日本政府・国民を敵視し非難罵倒を激化させる恐れがある。

(3) 南北の和解・自主的平和統一

南北統一は民族の悲願である。朝鮮半島分断の歴史、南北対峙の現実、信じ難い北朝鮮の蛮行に南北和解は困難視されていたが、2000 年 6 月の南北首脳会談に統一への希望が芽生えた。韓国では折から燃え盛る反米感情が親北包容のコリアナショナリズムに拍車を駆け盧武鉉政権を実現させた。同胞擁護の政策と教育に米韓同盟重視の保守勢力は対北警戒心を訴えているが、若年層の統一志向は高まっている。北朝鮮は韓国内の国論分裂と親北勢力の伸張に親北ムードを煽っているが民族的願望と時代の弾みは非合理性をも越えて統一を実現してしまうかも知れない。

ア．連邦制・連合国家としての統一

かつて金日成が唱えた「高麗民主連邦共和国構想」は、南北が共産主義独裁と資本主義の体制をそのまま維持しながら、ゆるやかな連邦制国家として統一の既成事実を作ろうとするものであった。北朝鮮としては、南北統一後に在韓米軍の駐留は不必要との論理で韓国から追い出し、その後に潜伏中の工作員とそのシンパを武装蜂起させ、それに呼応する形で北朝鮮軍を南侵させ赤化統一を図る目論見であったと推測される。韓国はこれを警戒し、拒否した経緯がある。しかし金大中、盧武鉉と親北包容の左翼政権の相次ぐ誕生によって、韓国内部に北朝鮮の同胞擁護思想を美化する風潮が濃くなり、いまや政府与党内では左翼学生運動経験者が幅を利かせている。金正日は、「朝鮮半島の若い世代は、単一国家で暮らさなければならない」と統一結集を呼び掛けており、同胞重視教育を受けている韓国の小学生は金正日に親近感を抱いていると言う。

盧武鉉政権は、南北が体制を維持し交流を制限したまま統一国家のみ創設する連合国家方式を念頭に置いて「高麗連邦」方式に似た南北統一を標榜している。將に、韓国と北朝鮮はまさに共通認識で内政・外交を展開している感があり、韓国は北朝鮮の心理戦、思想戦に取り込まれたかのように見える。このまま若年層の統一志向の高まりと同胞擁護の左翼政権が続くならば、老獪な北朝鮮は「高麗民主連邦共和国」の夢実現のシナリオを提示するかも知れない。いずれにせよ南北首脳会談を通じたトップダウンの決定による一国二制度を前提にした統一となろう。

イ．機先制止型シナリオ

韓国の北朝鮮擁護姿勢にも拘らず、北朝鮮が米国の圧力に抗して譲らず 6 カ国協議の決裂と経済封鎖などの制裁措置が予測される場合に、機先を制して「南北首脳会談」を開催して「民族共助」「自主的平和統一」「連邦制」など民族和解と平和統一の南北合意をアピールするケースである。その狙いは国際社会の眼を歴史的朝鮮統一の動きに釘付けにさせ、6 カ国協議の決裂、或いは北朝鮮に対する制裁措置への動きの牽制にある。

北朝鮮にとって都合がよいのは最近の韓国の統一志向が強いコリアナショナリズムと反米感情であり、盧武鉉政権を取り巻く親北朝鮮左派勢力であろう。北朝鮮が強調する民族自決のスローガンと脈絡が通じ、南北の同胞意識を掻き立て、反米、反日の扇動は将に渡りに舟である。最近の動きとして、南北会談が再び活発化している点が注目される。一方通行の経済支援獲得に加えて、停滞していた東西兩岸の南北の鉄道連結が急に進み出し、また北朝鮮は、南北閣僚会議や将官会議を民族発祥の聖地とされる白頭山で開催しようと提案し韓国側も歓迎している。

6 カ国共同文書の解釈に難癖を付けて核放棄しない北朝鮮の瀬戸際外交に、盧武鉉政権が同調するケースとして秘密裏に進められる可能性が高い。平和統一に向けた南北首脳会談が実現すれば衝撃的であり政治戦略的色彩が濃い北朝鮮主導型になろう。

ウ．経済協力型シナリオ

2000 年の南北首脳会談以来、韓国からの北朝鮮に対する一方的な経済協力支援・資金援助が金正日体制を延命させているが、それだけに韓国への依存度を高めている。米国などの経済制裁圧力が強まれば、韓国からの支援も制限されざるを得ず、北朝鮮は経済苦境に陥るであろう。このため北朝鮮としては韓国から正当に経済支援や救援物資を受けられる隠れ蓑として、自主的平和統一を選択するケースである。

北朝鮮の疲弊した経済を立て直すには韓国の国力を振り絞っての経済支援が必要となり共倒れになる可能性がある。北朝鮮の政治体制を維持したままであっても韓国主導型となろう。

エ．統一実現のインパクト

連邦制・連合国家としてのゆるやかな統一であるとは言え、ひとたび統一に踏切れば同胞意識の強い朝鮮民族として完全な統一へ急展開しよう。しかし分断 50 年余の間に生じた南北間の価値観・社会制度の差異や生活レベルの格差などの諸問題が顕在化しよう。更には国際的重大関心事である北朝鮮の核・ミサイル・生物化学兵器の解明・処理が求められ、決して安閑とは出来ない。統一後はこのような国内外の問題が噴き出し、不安定な状況が継続する可能性が高い。

(ア) 強い統一朝鮮

統一が実現すれば人口 7,000 万人の大国誕生となるが、本当に強い統一朝鮮となるであろうか。韓国人には北朝鮮の粗悪・貧弱な社会インフラ、経済の立て直しに膨大な負担が強いられよう。資本主義社会を知らない国民の再教育と大量の失業者問題、統一後の政治的、社会的混乱にフラストレーションは高まり、北朝鮮難民への差別や暴力が頻発し、中国や日本などへの難民が流出しよう。相当年間、社会不安定に悩まされ、強国の出現など覚束ないであろう。

その一方で、高揚したナショナリズムは統一後の経済不振と国民の不満などが相俟って偏狭な民族至上主義へと走る可能性がある。高句麗、渤海時代の旧領であった中国東北地方からロシア沿海州に至る”失われた朝鮮”の回復などをスローガンに排他的民族運動に発展する可能性を秘めており、中国やロシアはこれに警戒しよう。日本に対しては、歴史認識と過去への謝罪要求を強めるとともに、過大な補償と経済援助を要求してくると予測される。

更に警戒すべきは、統一朝鮮の膨大な軍事力である。南北軍事力の規模、数量の単純合計は兎も角、質的にも近代化が著しい韓国軍兵器システムと北朝鮮軍の核・ミサイル・生物化学兵器や 10 万人の特殊作戦部隊との合同は大規模多機能戦力の出現となり、北東アジアの軍事バランスを大きく変化させる。国際社会は、核・ミサイル・生物化学兵器だけでなく統一朝鮮の通常兵力についても軍備管理・軍縮努力を迫るであろう。わが国としては、日米同盟関係の強化を含めて防衛政策・戦略の根本的な見直しが必要となり、相応の防衛態勢強化が求められよう。しかし、南北の装備体系、作戦構想、ドクトリンなどの違い、北朝鮮軍の老朽装備と低練度は、戦力統合化のマイナス要素として大きく押し掛かり、統一後数年間は、むしろ戦力ダウンとなろう。

(イ) 統一費用と社会不安

米国ランド研究所の試算によれば南北統一に要する資本費用は、北朝鮮の国内総生産（GDP）を韓国の 8% と想定し、北朝鮮の GDP を統一時点の 2 倍に引き上げるには最大 6700 億ドル必要と計算されている。南北間の経済格差と人口比は東西ドイツより大きく、朝鮮半島の統一費用はドイツ統一の場合よりも大きくなるという。北朝鮮の主体（チュチェ）思想で韓国人が耐え忍び、韓国の経済力だけの負担は、事実上不可能である。疲弊しきった北朝鮮の経済を、韓国が支えきれず南北共倒れの恐れもあり、日米中による経済的支援が不可欠であろう。統一に伴う政治的混乱は徐々に沈静化して行こうが、経済的負担による不況と社会不安状態は長引くであろう。

(ウ) 金正日体制の存続性

高麗連邦方式による南北統一の狙いは、本来は北朝鮮による赤化統一の目論みであったことを先に述べたが、現在の北朝鮮の最大関心事は金正日体制の保証である。双方の政治体制を尊重することを平和的統一の大前提に置いている。しかし、北朝鮮の経済立て直しとともに民主化や人権状況の改善などの統一プロセスが進めば進むほど金正日体制の保持は困難になって来よう。平和的統一は金正日体制崩壊の第一歩であり、遅かれ早かれ金正日と北朝鮮指導層は飢餓と圧政に苦しんできた北朝鮮民衆の怨念の前に晒され、処刑されるか亡命を余儀なくさせられると考える。

(エ) 統一朝鮮の外交

一国二制度とは言っても韓国・北朝鮮の現外交方針がそれぞれ維持される保証は無く、むしろ南北協議によって全く新しい外交政策を打ち出す可能性が高い。盧武鉉は東アジアのバランスを標榜しているが、朝鮮民族には歴史的に強大勢力へ接近し庇護を受ける事大主義の外交姿勢が散見される。経済的には韓国が北朝鮮を吸収する形態となろうが、中国としては、統一朝鮮が米国の影響力下に入ることは容認できないであろう。また、前述した統一経費の支援、金正日体制の保証を考えると中国寄りに進む可能性が高い。その場合、北朝鮮の脅威が消えた状況での米韓同盟の終焉と米軍

の完全撤退も含めて新たな外交方針が策定され朝鮮半島は軍事的にも緊張しよう。その意味で事大主義からの脱却は困難であると思われる。

(オ) 北の核兵器の行方

平和的統一の動きの中に北朝鮮の核開発・核保有疑惑が埋没してしまうことは有り得ない。6カ国協議は、中断状態を余儀なくさせられようが、国際社会は、朝鮮半島の非核化と北朝鮮の核兵器・核開発の放棄を南北統一の前提条件とするようにし、また、統一への移行段階にあっても6カ国協議のフレームワークの継続と早期再開するよう強く迫るであろう。統一に伴う経済支援を見返り材料として、これまで以上に核開発計画・核保有状況の透明性と完全な査察を要求するであろう。もし北朝鮮が核兵器を本当に保有していたとして、韓国学生が考えるような「統一したら北朝鮮の核は我々のもの」になることは有り得ない。核兵器のみでなく北朝鮮保有の大量破壊兵器(WMD)全てが、中国と米国の圧力により完全な廃棄を強いられよう。

4. 軍事紛争事態

(1) 北朝鮮の南侵攻撃

国家は必ずしも戦略的あるいは軍事的合理性に基づき戦争を決断するとは限らない。北朝鮮は専制独裁国家であり、過度な軍事優先政策をとっている。全ての政策決定は独裁者の金正日に委ねられ世論を考慮する必要もない。都合の良い偏った情報が上がり、金正日が好機到来と判断した場合には、たとえ軍事的合理性が無くとも戦争挑発を犯す危険性がある。

ア. 南侵の好機

第一は、親北包容政策に北朝鮮同胞意識が高まり警戒心が低下し、加えて米国を統一の障害と捉える反米ムードが拡大すれば、米韓同盟を重視する保守層との間で国論が分裂し、韓国が政治的混乱、騒擾に陥る場合である。

第二は、米韓同盟関係の亀裂と対韓防衛コミットメントの低下、米国が中東その他の地域に大規模戦力投入で新たな紛争を回避、在韓米軍の縮小・撤退、または域外派遣などによるプレゼンスの低下、などで米軍の介入が困難もしくは大幅に遅延する場合である。

第三は、中国の理解と支援が得られる場合である。中国と北朝鮮は、朝鮮戦争以来の「鉄血の同盟関係」を誇っており、中朝相互援助条約には自動介入条項がある。しかし北朝鮮の挑発行動に中国が加担すれば米中衝突事態に発展しかねないため、自動介入の義務を伴わないと表明している。ただし、台湾海峡の緊張など米中対決の構図になれば南侵に暗黙の了解を与えよう。

イ. 南侵の戦略目標

北朝鮮は建国以来、「人民軍の幹部化、人民軍の現代化、全人民の武装化、全国土の要塞化」の4大軍事路線をスローガンとし、武力赤化統一を標榜している。「強盛大国」、「先軍政治」もその基本路線上にあり、経済困難にも拘らず軍事優先で態勢強化を一段と進めている。

南侵作戦の戦略目標は、先制奇襲攻撃と電撃作戦をもって米韓連合軍の防衛体制を一気に破砕し朝鮮半島を統一することにある。米韓連合軍との軍事力較差を考慮すれ

ば蓋然性は低い、火蓋が切られれば短期限定戦争に止めることが出来ず、全面戦争に発展する危険性が高い。

しかし近年、北朝鮮の最優先国家目標は、金正日体制の存続である。真綿で首を締め付けるような国際社会の制裁行動の強化に体制存続の危機感が高まり、「窮鼠、猫を噛む」かの如く北朝鮮は、非難・恫喝宣伝を繰り返しながら暴発しよう。その南侵攻撃は、有利な条件での停戦と体制保証の確約を狙っての不特定な攻撃行動に出る可能性が高い。即ち、突発的なテロ・ゲリラ・サイバー攻撃、恫喝的な砲・ミサイル攻撃、選択的局地戦などが主体となる。韓国政府及び国際社会の反応を窺いながら段階的に事態の拡大、收拾を繰り返しながら長期化するであろう。

ウ．南侵攻撃の態様

北朝鮮の伝統的な南侵構想は、大規模戦力による先制奇襲、速戦即決の短期決戦型作戦の追求にある。SCUD ミサイルと長距離砲によるソウル砲撃、速度戦による防衛線突破、そしてソウル占領を目標としている。火砲の無力化に失敗すればソウルの 1/3 が破壊され、死傷者 100 万人以上と見積られる。また特殊部隊ソウル南侵入による第 2 戦線形成と首都包囲、非正規戦の併用により韓国民のパニック化を図るとともに先行潜入工作員と連係した航空基地、通信所等の重要軍事インフラ破壊により米韓連合軍を混乱させ、増援米軍の展開を妨害するであろう。

南侵目的達成には電撃的な奇襲以外に成算が無い、一時的な平和微笑外交ムードを高めて警戒心を低下させ、企図を隠匿しつつ奇襲攻撃を画策する可能性が高い。また南侵攻撃は米韓軍の挑発と責任転嫁し、宣伝と恫喝を繰り返しながら韓国国民のパニックを誘発させよう。韓国の継戦意思破砕と米韓離反を狙った巧妙な恫喝と停戦提唱をもって短期決着を図ると予測される。

しかし緒戦に於いても、米韓連合軍の情報、警戒監視能力は高く、侵攻兆候が察知され易い。また、DMZ 防護部隊は堅牢な陣地、防衛線を張り巡らしており常套手段では突破できず奇襲南侵は成り立たない。このため、北朝鮮は生物・化学兵器の使用に踏切るのではないかと危惧される。

エ．米韓連合軍の対応

米韓連合軍の作戦行動については推測の域を出ないが、2000 年作成の米韓作戦計画「5027-00」では、湾岸戦争型の戦力展開計画を中核とし、増援兵力として 40 万規模の陸上部隊、4～5 空母戦闘群を含む海軍艦艇 160 隻及び航空機 1600 機が 90 日以内に作戦地域へ機動展開し、逐次、戦力発揮基盤を造成すると漏れ伝わった。

南侵準備の兆候があれば即応して警戒監視・情報収集・偵察活動が強化され、奇襲効果が減殺されよう。北朝鮮軍の奇襲電撃作戦が、例え侵攻当初にある程度成功したとしても、米韓連合軍が有効に機能している限り、圧倒的に優勢な米韓連合軍と幾条もの防衛線に前進を阻止されソウルに至るのは極めて困難であろう。また、開戦後短期日内に米軍の高度な情報能力と精密誘導兵器が融合したネットワーク中心の戦いと空爆により北朝鮮軍は壊滅的な打撃を被るであろう。然る後、米韓連合軍は北進・上陸作戦へと反撃に転じ平壤制圧を目指す、北朝鮮のゲリラ的な対空ミサイル活動が功を奏せば米韓軍の空爆効果が減殺され、地下化された軍事要衝の秘匿・抗堪性と将兵の抗戦意思、更には WMD 使用の危険性などが相俟って戦争は長期化しよう。

(2) 米韓先制攻撃のケース

ア．先制攻撃のオプション

米国は、核問題の平和的解決を追求しているが、武力行使のオプションも排除していない。6カ国協議が北朝鮮の拒否的態度で破綻すれば、国際社会が制裁措置へと進む一方で北朝鮮は、宣戦布告と反発し朝鮮半島は一挙に緊張しよう。その状況下、北朝鮮が核実験の強行、ミサイル発射などの挑発行為、或いは奇襲攻撃の兆候が明らかになった場合は、国際社会として、国連安保理決議に基づいた対処行動を追求することになり、連合軍からの先制攻撃もあり得よう。

米韓連合軍は、情勢の推移に応じて国連軍或いは多国籍軍としての来援兵力を得ながら、警戒監視、偵察・情報収集活動を強化して北朝鮮の奇襲攻撃を抑止しつつ臨戦態勢を整えるであろう。米韓連合軍としての先制攻撃について親北宥和政策の盧武鉉政権は、平和的解決に固執して強く反対し、韓国内でも反米・反戦のデモ・妨害活動などで作戦実施が困難になる恐れがある。それでも事態悪化に米国が先制攻撃の必要性を認めた場合には単独で敢行する可能性が高い。韓国の同意なしに強行すれば米韓同盟に大きな亀裂を生じ事後の作戦行動に大きく影響しよう。

イ．作戦の態様

米韓連合軍は、北朝鮮の暴発を警戒しつつ先行的に兵力増派を行い、状況により国連軍、多国籍軍の兵力派遣もあろう。各種偵察・情報収集機、F-117、F-15Eなどの戦闘爆撃機及び空母戦闘群による航空戦力、ペトリオット等による防空能力、長射程砲制圧のためのSSM、連射速射砲、特殊部隊侵入に備えた対歩兵レーダーシステムなどを増強配備して即応態勢を強化しよう。先制攻撃は、この万全の態勢の下で、北朝鮮の核兵器関連施設に対するピンポイント航空攻撃に限定され、大規模な破壊攻撃、あるいは地上戦闘を伴わないであろう。その航空攻撃も国内事情を考慮して、韓国内からの発進ではなく空母戦闘群など洋上の艦艇あるいはグアム島発進の長距離爆撃機などからのトマホークなどの巡航ミサイル、JDAMなどのPGM(精密誘導武器)により攻撃されよう。しかし地下要塞化された目標への空爆は、的確な目標情報の取得と攻撃成果の評価が難しく極めて抑制される。核の使用もあり得るが、米国の立場を悪化させハードルが高い。

作戦範囲を限定した目標攻撃であっても先制攻撃を敢行した場合、北朝鮮による報復攻撃が予測され全面戦争に発展する危険性がある。従って兆候あれば、米韓連合軍は即応して、攻勢作戦を発動し、DMZ近傍の攻撃目標、及び内陸の指揮通信中枢(金正日個人も含む)等の重要軍事目標を一斉攻撃し、無力化するであろう。最優先の攻撃目標は、ソウル首都圏2,000万人の市民にとり脅威である長距離砲やSCUDミサイル基地と自走砲部隊陣地であり、1,200筒以上の目標の位置と攻撃方法が予め定められている。ミサイル・砲撃に対する防空態勢と策源地制圧能力を整えてこそ、米韓連合軍とソウル市民の甚大な被害を軽減でき、先制攻撃を行い得ると言える。また報復攻撃は韓国に対してだけでなく、日本、在日米軍に対する弾道ミサイル攻撃、テロ・ゲリラによる破壊活動を行う可能性があり警戒を要する。最大の脅威は大量破壊兵器を搭載した弾道弾であり、兆候あれば、策源地の破壊に全力を挙げるであろう。

空爆のみでは地下要塞化した重要施設を制圧し北朝鮮を屈服させることは困難で

あり、内部崩壊でも起きない限り作戦は長期化しよう。さりとて陸上戦力を投入すれば、全面戦争になるのは必至で、建国以来の全土要塞化を推進し、かつマインドコントロールされた北朝鮮軍との地上戦闘は、やはり長期化と甚大な戦死傷者を覚悟しなくてはならず連合軍として高度な政治判断を要しよう。従って米韓連合軍としては、当面の危険性を除去した後も圧倒的な兵力プレゼンス維持しつつ、更なる経済封鎖、軍事制裁を強めて国際社会の要求受け入れを迫る可能性が高い。

(3) 蓋然性

戦争事態になれば南北双方に未曾有の人的被害と社会インフラを喪失するばかりでなく東アジアの経済発展に大打撃を与える事になる。また北朝鮮にとってはいずれのケースも金正日体制の崩壊(Hard Collapse)が一気に進むことになる。それだけに双方とも、武力攻撃に踏み出すハードルは高く、手詰まり状況になっている。従って国際社会としては、北朝鮮の核問題を国際化しつつ挑発行為を抑圧しようとする6カ国協議が停滞しようともそのフレームワークを辛抱強く維持しつつ北朝鮮に有利となる時間経過を許容せざるを得ない状態が続くであろう。

おわりに

以上、北朝鮮の将来シナリオについて白紙的に論述してきたが、鍵を握るのは現在進行しつつある6カ国協議の行方と金正日体制内の変化であるが、台頭する中国の影響力と不透明な動きと相俟って混迷の度を増しており、注視する必要性が高まっている。

いずれのシナリオに進むかを予測することは困難であるが、北朝鮮の挑発と朝鮮半島の安定は日本の平和と安全に極めて重大である。それぞれのシナリオについてわが国としての基本対応姿勢、日米安保に基づく協調・共同対処、多国間の外交・安全保障協力などの対応策について先行的に検討しておく必要がある。

北朝鮮の国家予算と軍事費の推定

(財) DRC 研究委員
佐藤 太一

まえがき

北朝鮮のほとんどのデータには作為やデータ隠しがあり、真の姿が見えにくくなっている。特に、歳出や軍事費はその典型である。

この歳出と軍事費についての推測を 2002 年度 DRC 年報にて報告(以降前報告)した。

前報告では、各国が発表する対北朝鮮の貿易額を基に北朝鮮の歳出と軍事費を推測し、結果として北朝鮮の歳出と軍事費が公表されている値と大きく違っていることを明らかにした。本報告では、前報告のデータを補足し、解析を進展させ、北朝鮮の歳出と軍事費を推定している。

1. 北朝鮮の歳出、軍事費、貿易額

(1) 歳出

公表された北朝鮮の歳出(一部未発表は推定値及び 2005 年は予算額)の推移を図 1 に示す。この図から 1994 年までは順調に発展してきているように見えるが、翌 1995 年急減し、1996～2000 年には 1994 年の約半分になっており、その後回復に向かっている。

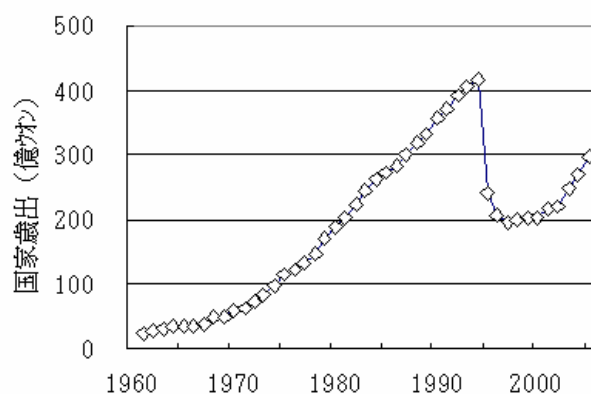


図 1 北朝鮮の国家歳出

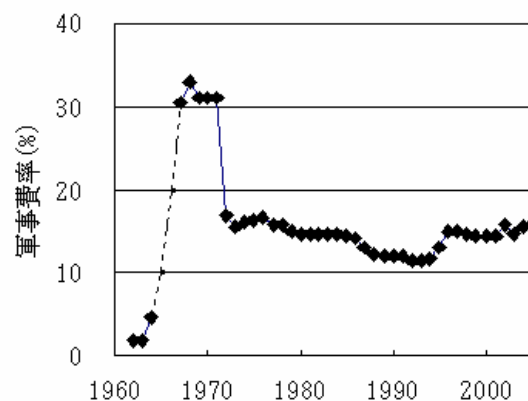


図 2 北朝鮮の軍事費率推移

北朝鮮の歳出は軍事費と非軍事費(人民経済費、社会文化費、管理費)に分けられており、非軍事費の内訳は年ごとに少し異なるが、主体は人民経済費であり、その割合は約 70% である。この人民経済費は国家(社会)の運営に重要な経費である。北朝鮮は食料(穀物)・エネルギー(石油)等多くの物資を輸入している。このような経費は人民経済費である。従って、非軍事費は国家の基本経費として大幅な削減は困難であると推測できる。

(2) 軍事費率(軍事費の歳出に対する割合)

公表された北朝鮮の軍事費率(一部未発表は推定値及び 2005 年は予算額)推移を図 2

に示す。この図から、1960年代前半の軍事費率は2～4.5%であるが、1967年～1971年の5年間は30%台となり、1972年北朝鮮は、韓国に対して兵力の削減を、米国に対しては韓国からの撤退を迫り、自国は一方的に、軍事力の削減を宣言し、現在まで15%前後を維持している。

しかし、1960年代前半の2～4.5%は朝鮮戦争休戦直後で、未だ韓国との対立が強く残っているなか、ソ連・中国から多大な支援をもらったとしても、いかにも不自然である。また1972年以降の15%前後の軍事費は世界有数の兵力数を維持している状況から正しくないとの指摘がある。

(3) 貿易額

北朝鮮の貿易額(輸出額と輸入額の和)は北朝鮮の発表は無くとも、相手国の発表や保険機構等の発表等により概ね把握される。従って、北朝鮮の貿易額に関するデータは信頼性(客観性)があると言える。

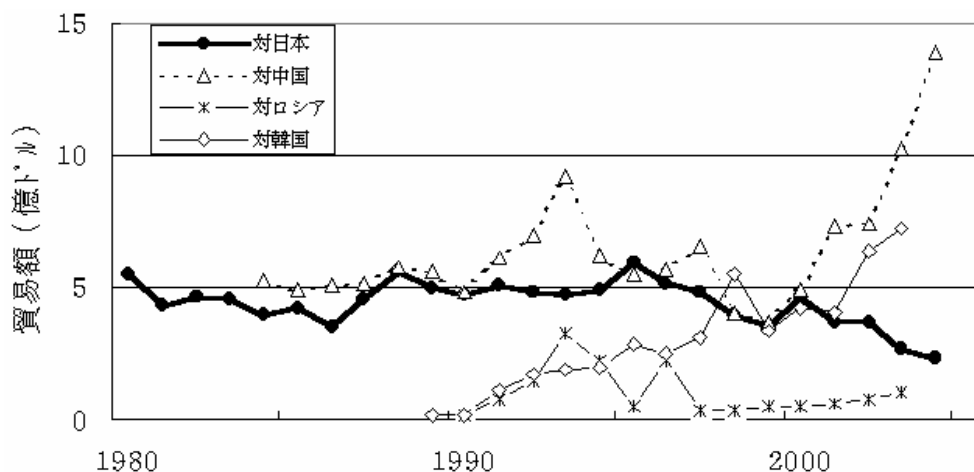


図3 北朝鮮の国別貿易額

もちろん、密貿易、麻薬・偽札・ミサイル等の取引額は把握できないが、通常の貿易額のみでも、北朝鮮の経済が貿易額と比例することを利用するため問題ない。

北朝鮮の経済活動は閉鎖的であるように見えるが、実態は60ヶ国以上の国々と貿易をしており、とりわけ中国、ロシア(ソ連)、日本等とは額も多く、その結果それらの国々の経済・社会状況が北朝鮮の経済に大きな影響を与えている。しかし図3に示すように、対日本貿易に関しては拉致問題等から最近急速に取引額が減少している。反面、対中国、対韓国貿易は大幅に増加している。

図4に北朝鮮の貿易額の推移を示す。この図から1989～90年を境にして大きく状況が異なる。前段(1960～1989年)は右肩上がりであるが、後段(1990～1998年)は右肩下がりであり、1989～90年を境にして経済状態が大きく変わったことがわかる。しかし、最近回復傾向となっている。

このグラフから、1974年前後、1980年前後、1988年前後、1997年前後に貿易額の大きく増える時期がある。この変動は北朝鮮における特別な事情(後述)と判断し、大きく変動したデータを除くと、図4の中に2つのスムーズな曲線が得られる。この曲線を北朝鮮の基礎貿易曲線とし、前段(1960～1989年)の曲線から式(1)、後段(1990年以降)から

は式(2)が得られる。これらの式から得られる貿易額を基礎貿易額とする。

ただし式中の変数は、 y : 西暦年(例 1970年 1970)、 T_s : 基礎貿易額(億ドル)を示す。

1960 ~ 1989 年の基礎貿易曲線による近似式

$$T_s = 0.045(y - 1960)^2 - 7.2(y - 1960) + 3.3 \quad (1)$$

1990 年以降の基礎貿易曲線による近似式

$$T_s = 0.024(y - 1990)^2 - 3.5(y - 1990) + 29.4 \quad (2)$$

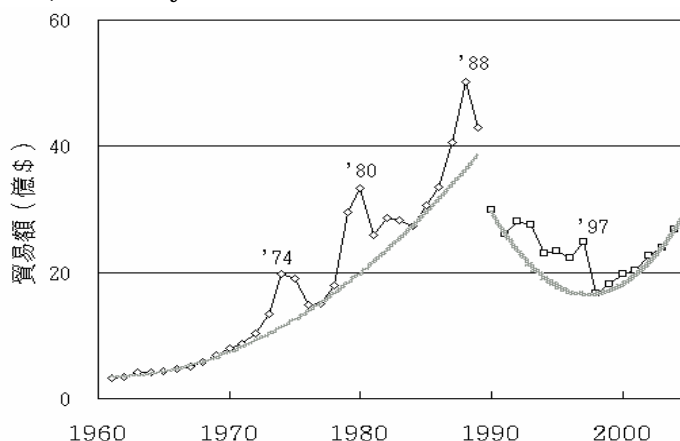
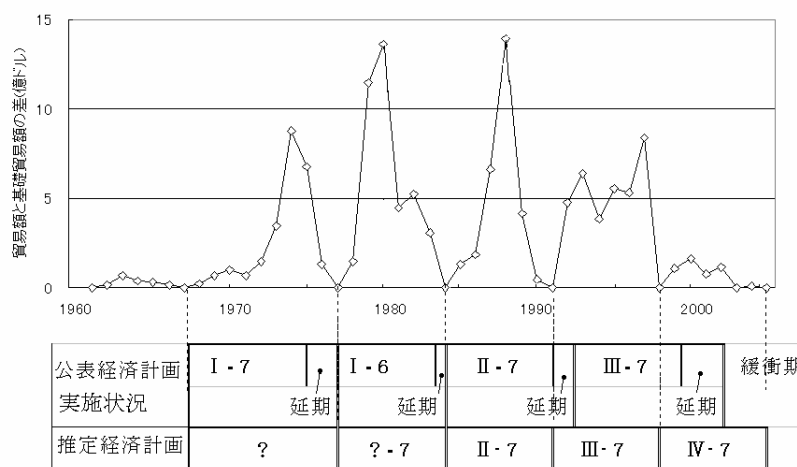


図 4 貿易額の推移

更に、貿易額と基礎貿易額の差の推移を図5に示す。この図から、1970年以降は7年周期で貿易額が増減していることが分かる。



(ex) -7 : 「二次7カ年計画」の略

図 5 貿易額と基礎貿易額との差の推移と経済計画

2. 非軍事費、軍事費、歳出の推定

本報告で使用した推定法は前報告と大きな変更はないので途中経過は省略し、結果のみを示す。

(1) 基礎貿易額と非軍事費

基礎貿易額対非軍事費の関係を図6に示す。

この図中の破線は軍事費率 15% 相当線、実線は軍事費率 30% 相当線であり、軍事費 30%

の関係を式(3)に示す。

$$P_s = 4.7T_s + 3.7 \quad (3)$$

1962～1989年(図6中記号、)はほぼ直線(基礎貿易額と非軍事費が比例)の関係にある。しかし、1990～1994年()は上方に大きくズレ(反比例)、1995～1999年()もズレ(やや比例)ている。しかし、2000～2005年()は1962～1989年(、)とはほぼ同じ(比例)傾にある。この様に規則性のあるズレは単なる誤差でない。これは北朝鮮の作為(後述)と判断し、このズレが生じている間も式(3)の比例関係は成立するとして、非軍事費を貿易額で推定する。この推定により求められた非軍事費の推移を図7に示す。

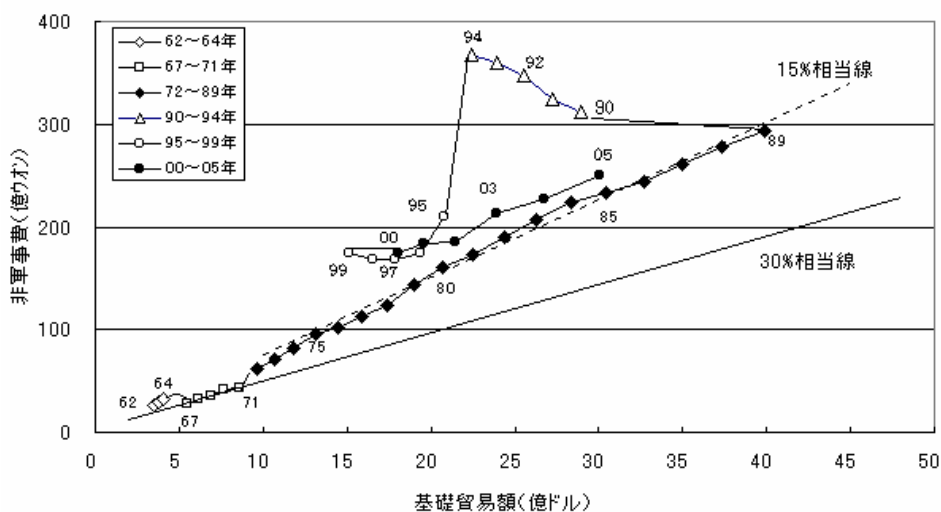


図6 基礎貿易額 vs.非軍事費

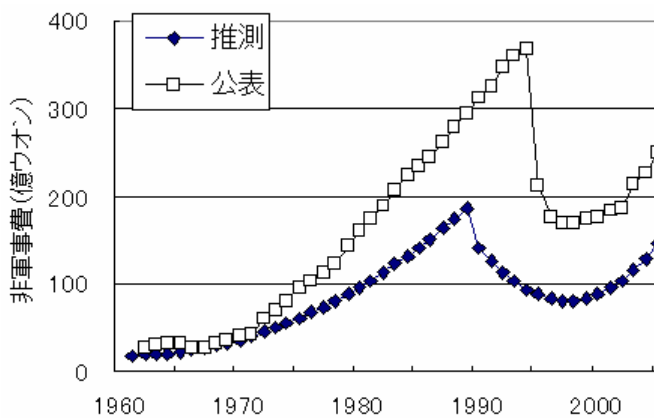


図7 非軍事費の推移

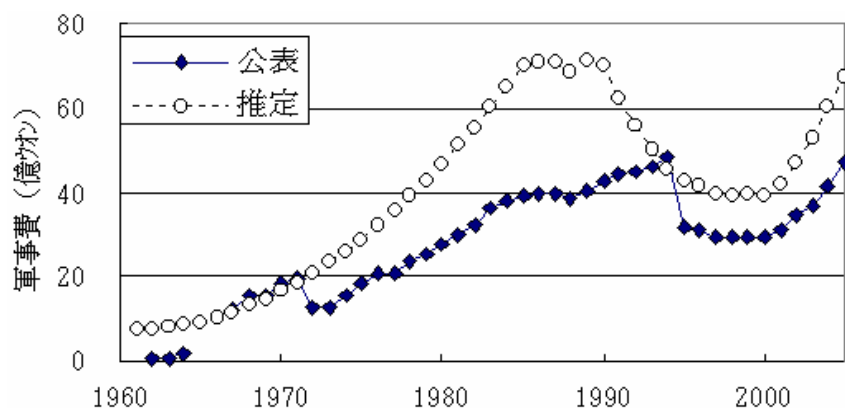


図 8 公表及び推定軍事費の推移

(2) 軍事費

非軍事費と同様に、軍事費についても貿易額から推測した結果と公表軍事費を図 8 に示す。

(3) 歳出と軍事費率

推定非軍事費と推定軍事費から推定歳出及び推定軍事費率を求める。図 9 に公表及び推定歳出推移を、また図 10 に公表及び推定軍事費率推移を示す。

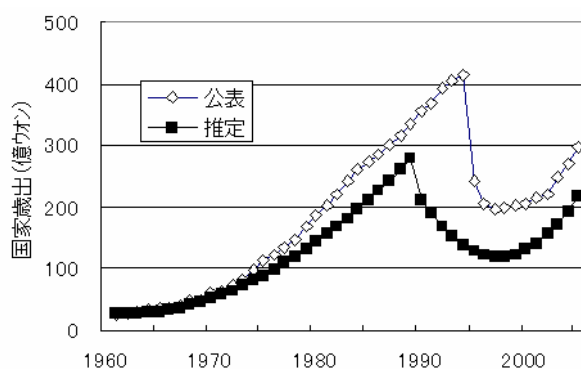


図 9 北朝鮮の歳出推移

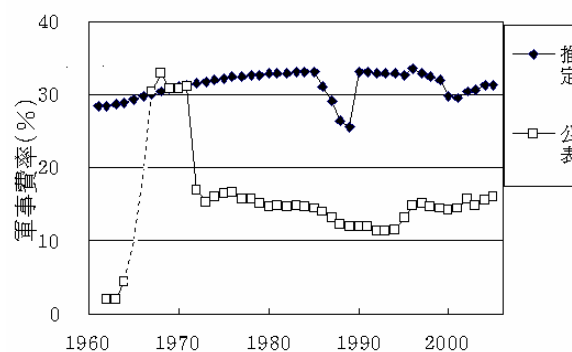


図 10 軍事費率の推移

3. 考察

以上の結果から以下のことが推論される。ただし、(1)～(6)項は前報告で述べた事項であるので、細部説明は省略する。

- (1) 貿易額と非軍事費、軍事費、歳出の間には強い相関がある。
- (2) 北朝鮮の軍事費率は約15%でなく、概ね30%を維持している。
- (3) 北朝鮮における歳出のかさ上げは1975年頃から始まった。
- (4) 北朝鮮の経済が急激に悪化しはじめたのは1995ではなく、1990年である。
- (5) 貿易額と経済計画には強い関連がある。

図 5 に示すように、貿易額と基礎貿易額間の差額に 7 年ごとに周期性が現れる。この周期性は必ずしも公表経済計画とは一致しないが、公表とは違った経済計画が実行され

ていることが推察できる。

(6) 北朝鮮のデータには、作為的な修正がなされている。

(7) 1998年以降歳出に余裕がなくなっている。

北朝鮮は図5に示すように、7年ごとに貿易額と基礎貿易額間の差が大きくなることがあるが、1998年以降はその事象がきわめて弱く、計画的な事業が実施できない状況である。これは国家財政に全く余裕がなくなっているためと思われる。

(8) 不正規な輸出等が困難になっている。

北朝鮮は正規の貿易の他、ミサイルや核等の武器、麻薬、偽札、密輸等不正規貿易に国家として拘わっているとされている。しかし、全世界的に核やミサイルの監視・規制、麻薬や偽札、密輸等の取り締まりが厳しくなり、不正規貿易が困難となっている。

4. 結言

北朝鮮に関する各種データから、公式に発表されているデータとは異なる結果を得た。これは、国の規模に比し過大な軍事費、モニュメント的建造物の建設、重工業重視・軽工業や農業の軽視等で疲弊し、韓国との経済格差に焦り、多くのデータに作為をし、結果的に多くのデータに矛盾が出たためであろう。

この解析結果から、北朝鮮の国家財政は未だに破綻的な状況にあると判断せざるをえない。北朝鮮は、食糧・エネルギーが絶対的に不足しており、過去その穴埋めは共産圏諸国、特に中国や露国(ソ連)の支援であったが、中・露の政策転換で多くが望めない情勢から、韓国・日本・米国等国際社会に支援を強要し、また今後も強要し続けることになる。

これを達成するために、武(武をちらつかせる)と和(平和攻勢)を交互に組み合わせ、国際社会に対して朝鮮半島の緊張状態と関心を常に維持させている。

先般の北朝鮮の核問題での6ヶ国協議でもバラ色的な妥結が見られたが、北朝鮮の現政権は援助を受けても核の撤去にはしぶとく抵抗するであろうし、核問題が解決されたように見えても、ミサイル問題、生物化学兵器問題等次々と問題を投げかけ、結果的にはいつまでも問題を解決させず、援助を獲り続けるであろう。

また、北朝鮮が大規模な軍隊を保有し、一部の特権階級と日々の食糧不足にあえぐ多くの人民(奴隷)という現在のシステム(体制)を続ける限り、主体的に自国経済を回復することは難しい。

文献

前報告に記載した文献以外を記載する。

1. 小牧輝夫：北朝鮮経済の現状、財団法人国際金融情報センター、2005
2. ラジオプレス：北朝鮮の現況2004、RPプリンティング、2004
3. 金元奉：北朝鮮人民軍の全貌、アリアドネ企画、1996
4. 今村弘子：北朝鮮「虚構の経済」、集英社新書、2005
5. 小此木政夫：北朝鮮、講談社、1997
6. 環太平洋問題研究所編：韓国・北朝鮮総覧2002VOL4、2002
7. 重村智計：最新・北朝鮮データブック、講談社、2002
8. 佐藤太一：朝鮮民主主義人民共和国の国家予算と軍事費に関する考察、DRC年報2002

北東アジア地域におけるテロリズムの脅威と日本の対応について

(財) DRC 研究委員
岡本智博

はじめに

9.11以降北東アジア地域においては、他の地域に見られるような国際テロによる大規模な被害は発生していない。しかしながら、テロリズムの脅威に直面した世界各国は、国際テロからの自国防衛と先制攻撃を可能とする方向性を模索し始めている。日本もまたその例外ではない。加えて、大量破壊兵器や弾道ミサイル及びそれらの関連機材が世界中に拡散するなか、テロと WMD が結びついた場合の脅威に危機感を抱いたブッシュ大統領は、2003年5月に「拡散に対する安全保障構想」(PSI)を提唱し、国連もまた2004年4月、安保理決議第1540号を採択して、大量破壊兵器等の拡散防止に向けて各般の対応を取り始めた。特に各国政府は、国民一般が新たな脅威であるテロに対し極めて脆弱であり、それ故に、これに対応するためには各国独自の努力のみならず、世界各国の連携した対応が不可欠であることを強く認識した。すなわち多くの国々は、自らの主権範囲における反テロ活動については自らの手で根絶するという強い意志とそれに基づく対処能力を持つとともに、現在のところ米国が主導する反テロ統一戦線に参加することが最も有効な対応策であろうと判断していると観察される。そして例えば、バリ島における爆弾テロに見られるように、テロに対する連帯に弱い結び目を作らないことが、世界各国にとって重要なことなのであると考えているのである。

9.11以降日本は、米国の立場を全面的に支持し、国際的な対テロ統一戦線に参加した。すなわち、テロとの戦争に参戦し、いわばアル・カーイダに宣戦布告したことになる。従って当然のこととして日本国政府は、テロリストが日本を敵とみなして反撃に出てくることを考えておかなければならないと考えており、具体的に対応策を取り、そしてまた取りつつある。我が国ひとりが勝手にテロとの戦争を中止するわけにはいかない。最終勝利まで根気良く戦い抜き、かつ、戦いの過程における損害を最小限に食い止めなければならない。

1. 国際テロリズムの引き金

しかし我が国は、国際テロリズムが何故に引き起こされるのかについて、冷静な立場から検証することも忘れない。米国中央情報局において、国際テロ組織であるアル・カーイダに関する分析を担当したマイケル・ショワー氏によれば、オサマ・ビンラーディンが反対を唱えているのは決して自由や民主主義といった米国の価値観ではなく、米国のイスラエル支持、産油国を通じた石油価格の操作、アラビア半島への米軍駐留、独裁色の強いアラブ諸政府への支持といった米国政府の政策であるという。マイケル・ショワー氏はさらに、オサマ・ビンラーディンが究極的に求めているものは、中東地域における米国の影響力を排除し、その結果として中東地域の独裁色の強い政権を打倒して、自由と民主主義という価値観に基づいたアラブ諸国を樹立することであると述べている。

日本は、国民の自由と人権を擁護し、自由投票のルールに依拠して政権を選択するという民主主義のなかに、国家としての基本的価値観を見出している。しかし同時に、自由と民主主義という価値観は決して他国の干渉の中にもたらされるべきではなく、国民

の意志に基づいて導入されるべきであるとも考える。それが自由と民主主義の基本原則であるからである。他方、我が国の評論家である森永和彦氏によれば、国際テロの背景には、このところ急激に物質的豊かさを実現した西欧文明、特にその象徴である米国の生活様式を正面から否定しようとする無謀でニヒルな行動が存在するとしている。また、チェチェンにおける自爆テロには、ソ連時代の絶対主義者の圧迫に対する絶対的抵抗という背景があり、パレスチナ問題には、何世紀にもわたる歴史が残した民族間の領土争いという背景があるともしている。しかし私の見解からすれば、その様な分析は、単に歴史の表層をまさぐっただけの単純なものの考え方である。

1990年代初頭に冷戦が崩壊し、社会主義的価値観が否定された。そして21世紀に入って世界は、自由と民主主義の価値観が人類の最高価値観であるとする勢力が多数を占める状況となっている。しかしその様な流れに反して、イスラム原理主義に見られる価値観を人類の最高価値観とする勢力が存在を主張するのも現実である。しかし哲学の多様性を否定するものは、決して自由の価値観を主張する仲間に入ることは出来ない。イスラム原理主義が、その哲学的主張を無差別テロや自爆テロを手段として行なおうとするのであれば、イスラム原理主義の理念は否定されるべきである。無差別テロや自爆テロは、いかなる理由をつけようともいかに国家が支援したとしても正当化されない。哲学は人間が何故に生きるかを問う学問であり、決して如何に死ぬかに答える学問ではないのである。

2. テロに対する国際的対応

国連のハイレベル委員会はこの程「21世紀の脅威に対応できる国連」を目指す報告書をまとめた。その報告書によれば、好戦的な国だけが脅威であった60年前の国連創設時とは異なり、現在の世界が直面する脅威は次の6分野に大別される。すなわち、経済・社会問題（貧困、エイズ、環境破壊など） 大量破壊兵器の拡散 テロ 国際紛争 国内紛争 超国家的な組織犯罪である。そして脅威は相互に関連しているという見解に立脚して、貧困や疾病根絶に繋がる開発を集団安全保障の不可欠な基盤と位置付けるとともに、大規模テロなどを未然に防ぐには高濃縮ウランの密輸を阻む警備強化などの世界的な取り組みが必要であり、大国のみならず小国の協力が不可欠であると指摘した。

国連はようやくにして、国連が主導性を発揮して大規模テロに対し積極的に対応すべきである姿勢を示した。私はこの主張に対して全面的な賛意を示したい。残念ながら現在のところ国連の主導性は現実となっていないが、本来の性格からして、国際テロリズムへの対応は米国が主導するよりも国連が主導すべきであることは言うまでもない。

いずれにせよオサマ・ビンラーディンは、人・物・金の地球規模の移動というグローバル化社会の特徴を巧みに利用し、これらシステムの中に潜んで自らの企図の実現を図った。人の移動の主要な手段である航空機を利用したテロの実施、グローバルな金融システムを利用した資金洗浄と資金移動、インターネットを利用した仲間達との連絡等、オサマ・ビンラーディンの構想は、この様なグローバル・システムの利用なくしては実現し得ないものであった。

グローバル・システムの悪用を拒否するためには、世界各国を包含した脅威に対する共通認識、国際テロリズムに対応する世界基準のルール作りが不可欠である。理論が緻

密になりルールが明確に確立されればされるほど、戦争は防ぐことができるのだということ、我々は米ソの核をめぐる課題その他を通じて学んだ。我々は、国連を中心にこのような国際的ルールが確立されることを希望するものである。

3. 国際テロリズムに対する我が国の対応

2001年9月11日に発生した米国の政治・経済・軍事中枢に対する同時テロ攻撃以降、日本政府は9月12日に安全保障会議を開催し、国際テロに対しては米国を始めとする関係各国と力を合わせて対応すると決定するとともに、日本国内に存在する米国関連施設等の警備を強化した。

9月19日にはテロ対策関係閣僚会議を開催し、安保理決議第1368号を根拠に米軍等に対する医療、輸送、補給等の支援活動を実施する目的で、自衛隊を活用することを決定した。これに基づいて10月29日に成立した「テロ対策特別措置法」に従って、11月2日には「大規模テロ等の虞がある場合の政府の対処について」を閣議決定するとともに、この基本方針に基づき 出入国管理の強化、テロ関連情報の収集・分析の強化、ハイジャック等の防止対策の強化、NBCテロへの対処の強化、国内重要施設の警戒警備強化、テロ資金対策の強化について措置することを決定した。

日本政府はその後、このようなガイドラインに従ってこれら施策の具体化に努め、2002年12月16日にはインド洋に海上自衛隊艦艇を派遣し、爾来、今日に至るまで給油活動を継続しているところである。しかしながらこの活動は、繰り返して述べるが、日米安全保障条約に基づいて実施されているのではなく、国連安保理決議第1368号に基づいて行なわれていることに注意を喚起したい。

国際テロに対する対応を重視する我が国政府は、国連安保理決議第1373号等に基づき対テロ国際包囲網の強化のための国際協調にまい進してきた。また、テロの犠牲になるのは自らを守る特別の手段を持たない無辜の民であるとの認識の下、国内施策についても鋭意具体的な検討を進めてきたが、ごく最近の動きとしては2004年8月24日、閣議決定によりこれまでの「国際組織犯罪等対策推進本部」を「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」に改編するとともに、12月10日には「テロの未然防止に関する行動計画」を公表した。その概要は以下のとおりである。

4. 「テロの未然防止に関する行動計画」

(1) 出入国管理の強化

出入国管理について我が国政府は2004年12月3日、国際テロへの対応のため米国に倣い、全外国人渡航者の指紋採取及び写真撮影を行なうとともに、日本の航空会社の国際線に警察官を配置することを決定した。加えて航空機・船舶に対する乗員及び乗客名簿の事前提出義務、航空会社や旅館業者による乗客・宿泊客の本人確認義務など、出入国管理業務の更なる強化を指示した。

(2) テロ関連情報の収集・分析の強化

テロ関連情報の収集・分析については、内閣が一元的に分析・評価する組織として「統合情報会議」を創設するとともに「統合情報本部」を新設し、関係機関が一体となった情報収集を可能とする体制を確立することにより、緊急事態への対応能力を一段と向上させることとした。その他具体的には、テロリストを指定出来る制度の創設、テロリストに指定された者の強制退去に関する法律の整備、国際刑事警察機構(ICPO)が

運用する紛失・盗難旅券データベースの活用等について検討が進められている。

(3) ハイジャック等の防止対策の強化

ハイジャック等の防止対策の強化については、既に指摘したように我が国は国際線に対する航空保安官（警察官）制度の導入を決定するとともに、空港の保安体制の強化、航空機の操縦室ドアの強化等に向けて努力を傾注している。

(4) NBCテロへの対処の強化

「地下鉄サリン事件」等のNBCテロを経験した我が国政府は、2000年8月には「NBCテロ対策会議」を設置し、発生防止対策、発生時の緊急救命・救急医療及び被害拡大防止策、原子力施設を含む核物質防護体制の確立、医療品備蓄体制の整備、現地関係機関等との連携等について関係省庁間で検討を進めてきた。その後、病原性微生物などの管理体制の確立、不審郵便物等への対処、水道施設等の警備・管理体制の確立、地方公共団体等を含む対処訓練の実施等、逐次、NBCテロ対処体制整備を推進している。

(5) 国内重要施設の警戒警備強化

我が国の政府は、大規模テロや特殊部隊による攻撃から防護すべき施設として135施設を指定した。これには原子力発電所、石油コンビナート、水道関連施設、国家行政施設、石油・ガス備蓄施設、放送・通信関係施設、在日米軍施設などが含まれている。その他、情勢緊迫時の重要施設の警備強化、特に空港及び原子力関連施設に対するテロ対策の強化、並びに立ち入り制限の厳格化にかかる各種施策が推進されている。

(6) テロ資金対策の強化

国際的なテロ資金対策については、金融活動作業部会（FATF）が提出した「49の勧告」を完全に実施するため、経済産業省、財務省、法務省、金融庁、国土交通省ならびにその他の関係省庁は、銀行、証券会社、保険会社等に加え、ファイナンス・リース、宝石商、貴金属商、弁護士、公証人、会計士、不動産業者等に対して、顧客等の本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出等についての義務を課す方向で検討を開始している。

5. 大量破壊兵器の拡散に対する安全保障構想（PSI）に基づく海上阻止訓練

2004年10月25日には、「チーム・サムライ04」と命名された我が国主催の海上阻止訓練を東京湾付近において行なった。本訓練には、米国・オーストラリア・フランスが参加するとともに、英国、ロシア、カナダ、ドイツなど15カ国がオブザーバーを派遣した。我が国は海上保安庁の巡視船、航空機とともに自衛隊の護衛艦、P-3C哨戒機、AWACSなどを参加させたが、我が国の法体系では、自衛隊は原則として有事を除いて「立ち入り検査」等の警察活動を実施することが出来ないため、自衛隊が平時において国際的な活動に協力できる枠組みを作ることが課題となっているところである。

おわりに

国際テロに対応するためには、国連主導による対応のためのルール作りが必要不可欠である。そのルールに則り各国が積極的に参画し、連帯の絆に欠落を生み出さないように国際的スクラムを組み、情報の共有と迅速な伝達態勢を維持し、共同訓練を実施して緊急事態に備えなければならない。そして万が一テロが発生した場合には、国連が主導してこれに対応する体制を確立しなければならないと思量するものである。

特集 2 防衛取得調達のあり方を考える

これからの日本の防衛 改革の原動力は防衛実務の現場から

(財)DRC 専務理事
上 田 愛 彦

はじめに

今日、世界の安全保障環境は年々大きく変化しており、これと連動して日本の防衛体制も一昔前には予想もできなかったくらい様変わりしつつあり、これからの本質的な論議をふまえ、実行してゆくことはわが国の命運を左右する一大国家行事と考えられる。

しかし、こうした防衛の動きが活発化してきた直接の原因は、北朝鮮のテポドンミサイルの日本列島越え試射、武力工作船侵入事案、あるいは中国原子力潜水艦の領海通過事案等、外部からの不法な働きかけがきっかけとなっていることに注目しなければならない。本来、世界中いずれの国でも自らの防衛は自らの力で実行することは至極当然のことであり、そのための合理的、効率的な制度、法制、国民の権利、義務等を明確に定めているが、戦後60年を経て尚、わが国では防衛への本質的取り組みが世界の平均的水準に至っていないことは残念なことである。

すなわち、先の各種事案に対する取り組みや、数多くの自衛隊国際貢献策等は重要な対応策であり、価値ある行動には違いないが、同時にこれらと平行して、より深層に横たわる日本の防衛に対する本質的な考え方、制度、これからの国際対応、国民との接点等諸々の問題をもう一度原点に立ち帰って考え直してみる必要がある。

1. 防衛改革は何のために必要か

ディフェンス リサーチ センターでは30人の研究委員等により、テーマに応じ適宜5人程度のチームを多数編成し、過去10年の間に世界21ヶ国、120個所に上る国防省機関、大学、研究所等に95回にわたり研究調査団を派遣し、論議を重ねてきた結果、得られた結論の一つは、日本の防衛に対する考え方、対応、効率は世界の水準に比較して並外れて低いということである。

各自衛隊における訓練の精強、装備の充実といった目に見える事象は実に立派なものがあるが、問題は防衛力として即時運用するための意志決定メカニズム、指揮命令の明確な系統、部隊端末での対応上の諸問題、制約事項等のほか国民との接点、他省庁との協力事項、外国同盟軍との協同関係等多くの問題が山積している。これを単に憲法上の制約、集団安全保障の解釈論議といった法理論上の問題として手をこまねいているだけでは物事は進まない。防衛実務の現場からどのような問題が発生しているのかを明確に示し、できれば公開して日本の防衛上いかなる事態が生起するかを予見しておくことは極めて重要なことと考えられる。先の外国軍隊等による各種事案等はまさにこうした隙間、すなわち日本の弱点に生起した新しい侵入形態の一つであり、これらを未然に防止

するためには、防衛実務の現場において、全く新しい見地から各種事案の生起を想定し、備えを新たにすることが必要である。これらを意識の改革ととらえ、先ずは警鐘を打ち鳴らすことが求められている。

改革の実現は単なる組織の入替えだけではすまない。いわんや学問的理論やお題目を唱えるだけでは何も進まない。実務面で実効性あるものとするためには予算等の組替え、便宜的な兼任者を排し専従者の配置、やや長期的な継続体制の確保と利害関係のない第三者による評価といった具体的な施策、そしてこれらを強力に推進するリーダーの存在が必要不可欠である。また何よりもこれらができるだけ公開し、国民の理解と共鳴を得るものでなければならない。

そもそも安全保障、国家の防衛は国民を守るために外敵との関係で考えるべきことであり、たとえ国内の治安確保についても外国勢力の侵入について考える必要があることから、国際的な安全保障の動向をベースに相対的に考える必要がある。米国と協力する場合でも自らも主体的に考え実行する基本姿勢は最小限必要である。戦後、日本と同様な状態にあった同規模の国、ドイツの国防省等を5回以上にわたり訪問し、防衛について論議を重ねる中で感ぜられることは、過去10年のドイツ国防体制の充実とその施策は急速な変革を成し遂げつつあり、10年以上遅れて改革に着手した日本に依然として残る旧守、停滞、鎖国状態とは全く異なるものが実感されている。

2. 世界の安全保障環境の変化と対応

冷戦終結後、米ソの対立は下火になったものの中小国家間の民族、宗教、領土問題に根ざす対立、抗争は一層激化してきている。また国家に非ざる武装集団などによるテロ行為も増加の一途にある。わが国周辺では朝鮮半島における南北の関係、北朝鮮の核開発をめぐる6ヶ国協議の成り行き不透明と米朝の対立、日朝間の拉致問題行きづまり、中国と台湾の対立等、日本に直接影響を及ぼす火種がくすぶり続けている。

また、インド、パキスタンの核開発に絡む対立をはじめ、今尚、混沌としたイラク情勢、イスラエル、パレスチナの対立、中央アジア各国の不安定要因等、これまで米ソ対立の裏に潜んでいた人種、宗教問題に絡む環境変化が著しい。EUを中心とした欧州諸国、北欧3国は軍事的争い事はなく安定しており、豪州を中心とした大洋州諸国も同様である。つまるところ地球上で今日、大きな火種は中東と東アジアであり、イラクへの日本の人道復興支援を含め、朝鮮半島、台湾海峡ともに、わが国と密接な関係にある地域のこうした火種は、独り日本だけがのんびりと構えていられるという環境ではない。

朝鮮半島、台湾海峡ともに軍事的対立を含む経済をベースとした軍事、政治両面にわたる戦略的かけ引きが大きな焦点であり、日本はここにおいて軍事を度外視してきたため、国家としての基本戦略を欠いたまま、自らの発言力の乏しい国際関係の狭間に立たされる結果となっている。戦後すべて抑える方向できた防衛力の役割をもう一度考え直し、世界各国並みの水準で戦略要素の1つと考えるべきものは正當に考えることを慣しとすべきである。今日、これらを常に別扱いとしてきたところに最大の欠陥が表われていると考えられる。そのため、タテワリ構造を改め、総合的な安全保障戦略を考える必要があり、この点こそ防衛改革の第一歩となるものである。

世界的な趨勢として、軍事の古くからの本質的な役割として戦闘行動に備えるという

ことがあるほか、国際政治、経済の潜在的裏付け、紛争の事前防止、紛争生起後の崩壊状態に対する復興支援、国内外の大災害救助支援等、軍隊でなければならない活動部分に焦点が移りつつある。国によって外国から侵略される脅威が無い場合には、むしろ後者が軍隊の主任務となってきた。

これを国別に概観してみると、先ず日本の同盟国である米国は、9.11 テロ事件以降、天災も含めて国内の治安状態が悪化してきたため、世界中に展開する米軍を含め、現在、国としては戦争状態に近い態勢にあり、隣国カナダは米国と協調しつつ直接の脅威が無いことから装備等の取得全般につき効率化をはかるための改革に取り組んでいる。欧州における英、仏、独はそれぞれの国情に応じ軍事全般の効率化、国際貢献への即応を主軸とした改革を強力に進め、特にドイツは装備の取得、補給整備システムの効率化に力を注ぎ、単なる組織の縮小にとどまらず、これまで考えられなかったような本質的改革に取り組んでいるケースが多い。しかし多くの場合、外から見ただけでは分かりにくいことが多数あり、地道な努力が国として継続されているといえる。

南半球にあるオーストラリアにおいても差し迫った脅威は無いため周辺諸国との関係改善をはかりつつ、軍事の効率化を旨としておりドクトリンの整備をはじめ海外派遣の迅速化などを主要な柱としている。東南アジア諸国の多くは、それぞれ国内に反政府勢力を抱えるような場合、軍事の基本的役割は国内的に重要な意味を持つが、シンガポールのように国内問題が少ない場合には専ら軍事力の近代化のための技術力の保持、陸海空統合システムへの改革等に焦点をあてている。中国は近年専ら軍事力の拡大整備を進め、既存の700発に及ぶ戦域ミサイルの保持と並んで独り軍拡路線を歩みつつある。韓国は米国との軍事協力を課題に残しつつ、軍事優先から経済交流促進へと変りつつある。また台湾も軍事力の保持と並んで経済交流を促進している現状であるが、いずれの国においても防衛そのものの位置付は国内において明確に確立され、当然国民の理解も得られている。日本のように防衛そのものの必要性が発点において論議されなければならない状態の国は無い。これから軍事をどのように効率化するかという議論と、わが国のように目に見える防衛力だけをやや消極的に用いる議論とは別次元でとらえてゆく必要があると考えられる。

3. 日本の防衛改革分野

わが国の防衛機能のあり方について本質的な改革を行おうとすると、とり敢えず問題になるのは憲法との関係であり、現職の者がこれを口に出すことは長らくご法度とされてきた。しかしここにきて外部からの急速な侵攻に対し、場合により対応できない事案や極めて効率の悪い、犠牲の多い事態が数多く予見され、こんなことでよいのかとの思いから、国会をはじめ私的レベルに至るまで、憲法改正への研究討議が活発に行われるようになってきた。第9条を含む憲法の改正は当然のことながら国会審議すなわち国民の審判を仰ぐべきものであるが、防衛実務の現場として、種々の侵攻事態に対し守りきれない場合について、考えられる最悪の状態を例に分析し、公開してゆく方策をとるべきである。守れないのはお前が悪いといったタテワリ型の狭隘思考から出て、現憲法から導かれたどの法律のどの部分を直す必要があるのかを明確にしておくことがまず基本である。この場合、侵攻の時間経過とその対応力について、現場からみた実務感覚が

重要な役割を果たす。そもそも法律にはすべてあいまいな灰色部分があり、解釈の仕方によって問題は半ば解決されるものも多い。積極的に考えるか、消極的に引っ込み思案で終るか、は改革の要である。それにしても憲法上残る問題については改正を押し進めるための部外組織の拡充や、改正された後の諸問題を戦略的に考えるための戦略研究機関の充実等も防衛に対する意識の大改革からはじまる話である。こうしたことは防衛経験のない部外者には到底無理なことであり、防衛庁退官者を多数100人単位で再雇用することも考えなければならない。

人事制度の面で改革すべきことは数多くあるが、仕事を通じてある程度専門知識と経験をもとに将来への改革の原動力を貯える施策がないことが問題である。短時日の間にくるくる変る転勤で得られるものは国会議員と同じ次の補職という状態では改革は全く進まない。地道に防衛の専門家としての識見を積んだ者には退官後10数年にわたり一層有意義な仕事ができる環境を生み出すことも大きな改革である。

防衛情報、防衛計画については外国について秘密扱いとすべきことが多いのは当然のことであるが、すべてが秘密なのではなく、差支えないものは国民向けにどんどん公開して、理解を得るように努める必要がある。一部の国会議員や新聞記者による質問や言いがかりを防ぐための方策は堂々と正論を展開してゆく方向へ改革すべきである。

装備の取得、研究開発面での改革は実に盛り沢山あり、既に総合取得改革も道半ばに達しているが、要はいかに実効性ある実行につなげることができるかにかかっている。場合により、そもそも国家予算の決め方や会計法そのもののあり方に問題があるであろう。防衛を責任もって全うしようとするならば、防衛実務の現場から少なくとも矛盾点を列挙して改善を要望しなければいつまでたっても前進はあり得ない。世の中が改革により進む時、相対的には後戻りしていることを意味している。最後に教育について、それぞれ専門知識を修得する時間を与えるとともに、防衛というものが国民のためであることを徹底的に教育し、国民大多数の理解を得ることを改革の旗印としなければこれからの進展は到底望むべくもない。

わが国は古くから何でも官主導で一応の成果を挙げてきたが、国際化、情報化の波は、今後はこうした体制だけでは効率的な軍事運用がむずかしくなりつつあることを世界の主要国が既に示している。防衛改革の鍵は官民格差の是正という基本問題に立ち帰って考えてみる必要がある。

4. 改革の障害と克服

物事を具体的に良い方向へ変えてゆくためには事前に何がしかの準備が重要である。場合により調査、研究が必要になる。

改革が進まない理由の第1に、毎日の業務に追われ多忙なため、やっと今の仕事を進めている最中にこれと異なる方向への頭の切り替え、実行動など到底考えられないというのが実状である場合が多い。また理由の第2に中途半端な改革に手をだしても、所詮、現場で古い体質、方法でやっている人達から反対の声が上り、挫折するのがオチだからやってもしようがないといった風潮が強いことである。その第3は単純に法制面でしばられているからできないと考えてしまうことである。

これらを少しでも乗り越え、まずは小さな第1歩を踏み出す努力は極めて重要なこ

とと考えられるが、先の3つの理由を克服してゆくための手がかり、考え方として一般的に次のようなことが考えられる。

その1は、毎日の業務が多忙なことは誰でも同じことであるが、改革の原動力は現場にあることから、改革の内容、理由、あるべき姿を考えた上で、何とか小さくとも専従チームを立ち上げるか、または部外に委託して法律論を調査、研究し、最後に選択し、実行する方法を確立する。

その2は、事が重要であればあるほど、上層部へ持ち上げ、大局的見地からの行動に結びつけることである。そのためには事前の調査、研究により行動方針などが明確になっていなければならない。

その3は確かに法律で規定されていることに対して誰でも法律違反はしたくない。しかし法制というものをよくよく考えてみると人間が作ったものであるにもかかわらず日本の場合、時代の変化に追随することは殆んど不可能に近く、ただ法律万能主義で事に望んでも最低線が確保されるだけである。この認識が一般的に強くなければ、いつも取り残しの運命にすぎただけである。必要であれば法律は常に改訂を考え、直す前にも解釈に幅があることを肝に銘ずべきである。法律を盾に物事を考える体質は日本人の特徴であり、仕事をしない口実にもつながると考えるべきである。

全般に改革に挑戦することに対して評価がなされなければ誰もやろうとはしない。できれば第3者による公正な評価により次の判断、決心がなされるようにするべきである。

小さな改善は別として中以上の改革を効果的に推進するためには事前の研究調査が極めて重要である。これらの研究テーマの例として実行できるものを列挙すると次のようなものが考えられる。

人事・教育面

- ・ 定年退職者の階層別有効活用政策の開拓（含む外国の例）
- ・ 国民保護法の効果的運用のための専門担当者の育成策
- ・ 各分野専門家の育成のための人事管理政策の確立

情報。防衛面

- ・ 安全保障／防衛支える国民の意識向上政策
- ・ 情報統合システム（含む防衛駐在官、海外勤務者）確立のための考え方研究
- 取得・調達・補給面
- ・ 効率的PM、IPTシステム運用のための施策
- ・ 装備取得にかかわる法体系の抜本的見直しのための調査研究（含む外国の例）
- ・ 後方業務専門家育成のための教育体系、学校、専門研究機関に関する調査研究（含む外国の例）
- ・ 健全な官民関係確立のための政策研究（含む外国の例）
- ・ 国際技術交流、武器輸出に関する海外調査研究
- ・ 統合補給システム、官民協同体制に関する海外調査研究
- ・ 装備研究開発前の構想、計画策定に関する調査研究

5 . 改革の基盤は個人が基本

そもそも改革はすべて人が行うものであり、新しい考え方を出すのもまた人であることから、個人1人ひとりの能力、取り組み姿勢を高めない限り、改革が自然に進む訳がない。今回の衆議院選挙、自民党の圧勝に至る小泉首相の改革貫徹路線は個人のリーダーシップがいかに重要な要因であることを示す典型的な例である。

公務員、特に自衛官は定年が早い。専門家としては退いて尚15年は頭脳労働に従事し、防衛改革を継続的に推進し、支援する役割を荷うことができる。すなわち、適任者を選び育てることから始まり、退官後も引き続き30名程度の専従者を戦略研究機関として確保することができれば、現職を支援して日本の防衛改革をいろいろな場面で効率的、効果的に推進することが容易となろう。

財団法人ディフェンス リサーチ センターはまさにこうしたことが可能かどうか、まず能力的に、次に体力的に実験を行っているところである。結論は人間70才位までは十分可能であり、場合によりもっと長く専門家として奉仕することができるということである。

その特長は制服、シビリアンを問わず防衛庁勤務の経験をベースに、長く同じ仕事をするによりその分野での情報量は急速に増大し、何にもとらわれない中立的立場で判断することができる点にある。ただし日本の中には判断基準が少ないことから、専ら外国の同様機関を訪ねて論議をくり返し、基準を得て日本の場合につき創造的考え方を生み出すことにしている。その代り調査研究に従事する者の常として、当面、思考、論文作成は勿論のこと、コピー焼き、パソコン、車の運転に至るあらゆる身の回りのことを自分自身で行うことを慣習として全員が実行し、共通事項を僅かの人担当する体制をとることが重要であり、これが老化防止にも役立っているのが現状である。

おわりに

これから必然的にやってくるであろう防衛改革の時代に備え、防衛実務の現場から考えた一案を提示した。目前の改訂ではなく防衛の本質に根ざす戦略的大改革に挑戦してゆく時が来ていると考えられる。

装備品の取得に係る防衛政策

(財)DRC 研究専門委員
庄野 凱夫

はじめに

陸海空3自衛隊の装備品は戦力の重要な要素であり、その質と量の優劣が有事戦闘の場面で彼我の雌雄を決するものとなることは言うまでもない。従って世界各国は可能な限りの経済力と軍事科学技術力を敵よりも優れた装備品の獲得に投入して来ているのである。

冷戦終結に伴って主要国間の戦争はなくなったが地域紛争の多発と国際テロ等の非対称脅威は増大しており、わが国においても「自衛のための必要最小限度の防衛力」を整備するため、優れた装備品の取得に努めて来た。

「取得」即ち装備品の構想・研究開発・要求性能の確定・調達・配備・運用・補給・廃棄に至るライフサイクル全体を通じて求められるキーワードは、VFM(Value for Money)（国費の価値）の最大化であり、CPT(Cost, Performance, Time：コスト、性能、時間)の最善化即ち装備品を最も安く、最も良く、最も短期間に取得することでなければならない。

これら装備品の取得に係るわが国の防衛政策は果たして最善最適のものであり、最良の成果を挙げてきているのかについて、この数年間論じてきた^(1~12)が、今般防衛庁において総合取得改革に係る報告^(13~15)がなされたことから今一度考えて見たい。

1. 防衛庁の取得改革の取り組みと成果

わが国を取り巻く安全保障環境の変化に対応して、防衛力整備計画の経費縮減が求められると共に、装備品の高度化・システム化によって調達価格が高騰していることから、装備品取得価格抑制が強く求められたことに対応して、1996年5月装備局長を委員長とする「取得改革委員会」が設けられ取得改革の検討が行なわれた。

この委員会が得た結論（98年6月）は、研究開発・調達・維持修理など取得の各段階において装備品の要求側(カスタマー)の条件をなるべく緩和制限し、取得規格を下げ、民生品の採用を推奨してコストを低減し、企業側(サプライヤー)を競争させることによって更に調達価格を下げるということであった。即ち一定の要求性能の装備品を競争原理によってなるべく安く取得するというコスト中心の考え方である。官側も調達業務を効率的に進めるために、ISO9000s 品質管理方式の採用、CALIS の導入、原価計算機能の充実強化等自らの努力目標も示したが、改革の中心は企業側に価格低減について最大の努力を求めるものであったと言えよう。

しかし、この改革検討の最中にいくつかの企業による生産工数増し要求と過払いに関する疑惑が浮上し調本不祥事が表面化(98年5月)した。このため、98年9月防衛庁長官を本部長とする「防衛調達改革本部」が設置され、調達行政の信頼回復を図ることとなった。

この改革本部が得た結論（99年4月）は、企業に対しては、提出資料の信頼性確保を図り、競争原理をさらに強化すると共にコスト削減に対するインセンティブ向上施策と

して減価提案制度を採用すること、官としては原価計算方式等の妥当性検討を進め、工数チェック体制を整備し、すべての職員の意識を改革して調達改革の実効性を確保するという具体的措置を行うこと、更に調達実施本部を解体して原価計算機能を新設の管理局に移し、契約機能を持つ契約本部を設置すると共に、調達業務の監視体制を確立し、関係職員の教育研修の強化を図るという機構改革を実施するというものであった。

これによって企業に対する締め付けは一段と強化されたが、インセンティブ向上施策はリスクシェアが伴っていないため企業にとってメリットがほとんどないことから十分機能せず、官側実施事項についても自らの原価計算能力の向上は困難で、関係職員の改革推進意識もほとんど変化がなく、2001年1月の調本解体以降もむしろ調達事務の分割による効率低下のデメリットの影響が大きいように見える。

以上2度にわたる取得調達改革の成果がはかばかしくない一方で、IT化をはじめ軍事科学技術の進展に伴う防衛装備品の高性能化、システム化は更に進み、防衛産業維持育成を進める必要からも更なる改革が求められることから、02年9月防衛庁長官を委員長とする「総合取得改革推進委員会」が設置された。

今回の改革検討結果は、04年7月と05年3月の中間報告及び同年8月の組織改編に関する最終報告において、装備品のライフサイクル全体にわたる総合的な施策を進める姿勢が表明されている。

すなわち、現行の組織では分離している開発と調達の機能を統合した装備本部を新設し、取得の上流から装備品の一元管理を行うため、PM(プロジェクトマネジメント)方式を導入し、IPT(インテグレートド・プロダクト・チーム)が取得調達の中核となること、品質・スケジュール・コスト(PTC)のパフォーマンスを最大化する調達システムや効率的な補給システムを確立すること、電子化を通じて調達業務の効率化を図り、カスタマーが満足する品質向上に取り組むこと、諸外国との連携を強化することなどである。

また、随契内容の公表・監察の強化・原価監査の強化により透明性・公正性を向上すること、特定分野を選択して資源を集中し生産・技術基盤の育成方策を検討すること、関係職員の資質向上を図ること等のコンセプトを示している。更に、取得上流での民側経費の官側負担、見積価格の諸問題、超過利益制限や仕様変更等リスク負担とインセンティブ、官給品瑕疵担保、経費率・利益率・初度経費等の契約関連課題解決の取り組みを進めることや、官民のイコールパートナーシップの確立にも言及されている。

このように今回の取得改革には、03年7月以降管理局装備企画課の依頼を受けてDRCが十回にわたって関係職員に対して行った取得調達セミナーや、一部業界幹部との契約実態に関する度重なる検討会の成果等がコンセプトとして反映されている。

しかし従来から指摘してきたように、わが国の取得調達に係る防衛政策には諸外国が実施しているような充実した具体的内容がない。即ち、わが国においてもようやく陸海空3自衛隊の統合運用への方向が進められているが、最も重要な国家防衛構想は3自衛隊別の脅威対応防衛構想であり、統合防衛構想となっていない。また3自衛隊別の装備構想・予算要求・装備品整備方式を統合する統合取得調達政策がないためインターオペラビリティを実現する統合化装備品の取得ができない。官民協調の基本であるイコールパートナー関係が存在せず、官民でリスクシェアする制度が全くなく超過利益返納等の不平等契約が継続されていて、各種のインセンティブを含む多様な契約方式がない。防

衛産業維持育成の必要性は指摘されているものの具体的な施策がない。96 年以来度重なる取得調達改革の検討が行われたにもかかわらず実効的取得施策が確立されていないため、企業による工数水増しなどの不正事案が後を絶たないのである。

2. 欧米の防衛構想と取得改革

安全保障体制の充実確保に努力している欧米先進国における取得調達の基本姿勢は VFM と CPT の追求が共通目標であり、カスタマーのための競争原理とサプライヤーのための企業経営・利益追求原理の調整に重点を置いていることである。

冷戦体制崩壊後の安全保障環境の変化に対応して、各国はまず防衛政策の変更をそれまでの脅威対応でない Capability の確立による防衛構想への転換で始めている。大国間の戦争がなくなり主敵が喪失した後の国際関係は、宗教・人種・思想等の抗争による紛争と国際テロリズムの頻発や大量破壊兵器の拡散による新たな非対称脅威によって複雑化している一方で、国防予算の縮減と国軍の縮小再編成を求められたことから、各国とも陸海空 3 軍の統合運用へシフトし、PKO への対応を含む多角的な任務達成にむけて効率的な兵力整備へのトランスフォーメーションを進めている。

このような防衛構想を実現するために、統合装備構想が確立され、統合プライオリティの下での取得調達を行うと共に、研究開発・調達・教育訓練・整備・補給等の国際共同化が進んでいる。また、契約参入の自由化及び武器輸出政策が実施されている。

欧米では官民のイコールパートナー意識が定着しており、これに基づく相互信頼による良好な官民関係の下に官民の協調態勢が存在し、取得調達における予測不能リスクを相互にシェアする契約制度や官産学の協調によって R&D を推進する体制が整っている。

また、装備品のライフサイクル管理のための PM・IPT 方式による官民活動が常態となっており、装備構想策定段階から企業の技術力を活用する制度となっている。

官民はそれぞれの利益を最大化するように努力するので当然主張するところは異なるが、それを調整するために多様で柔軟な契約方式が選択できるよう準備されている。即ち、価格確定(Fixed-Price)契約だけではなく、かかった費用は支払うコスト補償(Cost Reimbursement)契約があり、開発要素が多くリスクが大きい場合には、「コスト+報奨契約」「コスト+インセンティブ契約」などが適用され、実際にリスクを解消できず損失が発生した場合には官民でこれを分担するリスクシェア制度がある。

取得方式としてはスパイラル開発方式などの進化型取得方式、SETA、LSI、PFI、複数年度契約方式など合理的な方式が考えられている。また、契約相手方の選定には提案価格だけでなく技術研究開発力や契約実績など総合的な実力が評価対象となる総合評価方式が一般的であり、CPT を平均的に追及することを共通の目的としている。

イギリスなどでは官はなるべく固定資産を保有せず、条件がそろえば積極的にアウトソーシングを活用することとしており、施設・設備あるいは器材のリース・レンタル、サービスやソフトウェアの外注が一般的に行われている。

(1) アメリカ

超大国アメリカでは陸海空海兵隊の 4 軍がそれぞれ予算要求権・執行権を有しているが、防衛構想としての Capability は国防省が統一し、これに基づく装備構想を Equipment Capability として確定し、その取得調達について USD(AT&L)が推進して

いる。統合戦争遂行能力の整備については、統参本部が統合能力総合化及び開発システム（JCIDS）の検討を通じて確立されたプライオリティに基づき、将来統合戦争遂行能力の開発に必要な技術アイテムへの資源投入を規定している。即ち統合軍として保有すべき Capability の実現のために国防省の RDT&E 分野における応用研究と先進技術開発を推進している。

取得調達については、1990 年代の各種取得改革、03 年 5 月の新国防調達規則（新 5000 シリーズ改版制定）によって新しい調達ルールを規定しているほか、軍の Transformation 関連新取得手法が採用されている。特に大規模システムの調達については、Program Manager（PM）制度が採用されている。任期 3～4 年の PM は、システム全体の調達を管理する権限と責任を持っており、管理事務局構成メンバーの人事権と全経費の要求・執行権が与えられている。20 数年以上の調達関連業務経験のある士官あるいは事務官に、国防取得大学 DAU での規定教育の後 PM 資格が与えられ、特定システムの PM としての任命を受けるとシステム全体経費の 5 % 程度の運営経費を予算要求し、この予算を使って必要メンバーを採用し、所要スタディを行ってシステムの要求機能・性能を確定し、Sub-System ごとに Project Group を構成し、調達契約を行い、受注企業と共にいくつもの IPT（Integrated Product Team）を作って生産管理を行い、納入配備に至るまでの全業務を管理している。

（2）イギリス

イギリスの取得改革は 1997 年 Smart Procurement Initiative（2000 年 10 月 Smart Acquisition と改称）によって始められた。SPI は取得というライフサイクルビジネスプロセスの統合化・効率化を追求するものであり、装備構想の前提となる防衛構想は Capability 即ち「国防という陸海空 3 軍共通の戦争目的を達成するための統合ニーズ」の実現であるとされている。Capability 概念には陸海空 3 軍の区別はなく、軍として保有すべき機能を示すものであり、これに基づく装備構想は統合重点志向の 3 軍統合プライオリティによる装備品の取得調達によって達成される。

Capability は防衛構想としての Defence Capability と装備構想としての Equipment Capability（EC）に区分されている。2005 年 1 月における Defence（Warfighting）Capability は、Precision Attack（精密攻撃）、Information Superiority（情報優勢）及び Battlespace Manoeuver（戦域機動）の 3 項目であり、EC は、Above Water Effect（洋上空間効果）、Under Water Effect（水中効果）、Deep Target Attack（縦深目標攻撃）など 11 項目である。

取得調達に係る国防省の組織は、EC 担当副長官（陸軍中将）の下に、装備と研究開発担当の 2 局長と 5 部長（文官）が置かれている。3 項目の Defence（Warfighting）Capability を担当する Capability Manager（陸海空軍少将）3 名の下に 11 名の EC 担当部長がいて、95 の Capability Working Group と 133 の IPT（Integrated Project Team）が国防調達庁 DPA（68 件）と、国防兵站庁 DLO（62 件及び Joint 3 件）に設置され取得調達業務を実施している。

イギリスにおける防衛産業政策は、2002 年の政策要綱によれば、VFM・CPT を追求することの重要性、世界的な競争力の必要性、取得施策の透明化、リスク回避のための官民協力、武器輸出の奨励、研究開発の重要性、官民対話の維持が強調されてい

る。また、生産・技術基盤の維持育成施策として特定企業に対する Tax の特典が認められている。

(3) フランス

1997年以来の調達改革と組織改編及びPP30というニーズ対応長期構想に特徴がある。取得構想としては、1997年に始められたPP30(30年長期予測プラン)(改革スタディ、Capability、国防計画、同盟、及び技術を総合した構想) これを実現するための15乃至20年計画としての長期プランとこれを受けた6年毎の中期プログラム、更に各年度の実行予算が具体的施策となっている。

フランスの防衛構想は、5項目のCapability即ち Deterrence(抑止)、C3I(指揮管制通信情報)、Projection and Mobility(戦力投影及び機動)、Deep Strike(縦深打撃)、Readiness(即応)の実現であり、これを受けて約50のEquipment Capabilityが規定され実行されている。また、国有企業民営化の政府施策の中で、防衛産業政策として特定の国防固有企業については民営化せず、一定のインセンティブを付与してこれを保護したり、特定企業についてFundを付与する等の保護施策がある。

(4) ドイツ

1990年の東西ドイツ統一以来国防予算の半減と大幅人員削減の大改革・再編成が実行されており、2000年4月の調達組織改編、陸海空3軍の兵站部門の統合廃棄再編成としてのILC(Integrated Logistic Command)の新編、2001年の改革調達手順としてのCPM(Customer Procurement Management)の制定、政府資本・民間経営によるGEBB社の新設とアウトソーシング先としての活用など急速な取得調達改革を行っている。

ドイツのDefense Operational Capabilityは、C3(指揮管制通信)、ISR(情報監視偵察)、Mobility(機動)、Effective Engagement(効果的攻撃)、Survivability & Force Protection(残存性と戦力防護)、Support & Sustainability(支援と抗堪性)、Network Centric Operations(ネットワークセントリック作戦)の7項目とされている。

更に2004年8月統合参謀長の指示によってNATOのTransformationに歩調を合わせた連邦軍のTransformationが始められており、即応体制整備と継続的改革を進めている。拡大EUの実現によって有事の危機が遠のいた現在、連邦軍統合運用の第一は国際支援活動であるとされ、装備品取得調達のプライオリティは統合運用時の必要性・重要性・有用性が重視されていて、陸海空3軍の取得調達要求もこれを基準に判定されている。取得調達はCPM方式で進められており、開発生産にPM方式が採用されているかは明確でないが、取得調達1件毎に1名のプロジェクトリーダーが指定されているという。ドイツの防衛産業はGEBB1社以外はすべて民間企業であるが、官民関係は良好であり、装備品の維持整備は官民協調によるオンコールベース化されており、国防予算の効率的運用が進んでいる。

3. わが国の取得改革の問題点と解決の方向

わが国における取得調達改革はいずれも実効性が少なく具体的施策に乏しいもので

あったため抜本的な問題解決に至っていない。それは何故か、どこに問題があるのか、どう解決すべきかについてはこれまでに幾度も指摘してきたがここで再整理してみたい。

「取得」というものが防衛組織に不可欠な装備品を如何に開発生産し装備化するかということである以上、陸海空3自衛隊を如何に運用して国家の危機を回避し、安全保障を確保するかという「防衛構想」にその起源を求めるべきことは当然である。

世界の各国政府は冷戦終結後における安全保障環境の劇的变化に対応して、自国の国益と平和・安全を確保するために防衛構想を変更し、国防軍を再編し、最も効率的な防衛力を確立するための政策を実施してきた。イギリスでは「将来わが国は如何なる戦争を戦うのか、国軍は如何なる機能を保有すべきなのか」を Capability という概念で表現した。他の諸国も同様な考え方で Defense Capability とこれを実現する Equipment Capability を定め、「防衛構想」、「装備構想」として簡潔に明示していることは先に述べたとおりである。

わが国においても防衛計画大綱の策定と更新、中期防衛力整備計画の策定が行なわれ、必要最小限の「基盤的防衛力」と新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得る防衛力を保有し、国際平和協力活動に取り組むとしている。しかしこれらは脅威対応に限定されており、取得に結びつく装備構想や具体的な装備化の方向を示していない。よって以下に具体的な問題点と対処の方向を示したい。

(1) 統合防衛構想の策定と統合装備構想の確立・実行

3自衛隊の統合運用を基本とするならば、先ず Integrated Capability に相当するような具体的・機能型の統合防衛構想を策定する必要がある。例えばドイツのような、指揮管制通信、情報監視偵察、機動、効果的攻撃、残存性と戦力防護、支援と抗堪性、ネットワークセントリック作戦、といった基本的機能の確保である。

そしてこれらの機能確保に当たっては3幕統合のプライオリティを規定して防衛力を整備してゆく戦略的装備構想を確立することが最も大切なことである。これが実現できて初めて統合装備品の取得調達、原材料等の資源備蓄、装備品の生産基盤・技術基盤の維持育成、急速調達態勢等の方向が明確となり、合理的・効率的でコンパクトな3自衛隊統合体制の整備が可能となる。

(2) 16総合取得改革検討結果の確実な実行

総合取得改革推進委員会では過去2回の改革では取り上げられていなかった基本的な改革の必要性が論議されている。例えば、CPTのパフォーマンスを最大化すること、取得上流での民側経費の官側負担、官民の努力による見積価格の適正化、超過利益制限や仕様変更等民側のリスク負担の問題とインセンティブの付与、官給品の瑕疵担保、経費率・利益率・初度経費等の契約関連課題を解決する取り組み等であり、官民のイコールパートナーシップの確立にも言及されている。

取得手法としてのPM制度とIPT編成については、所要経費が全く計上されていないので実現の困難性が危惧されるところであるが、ライフサイクル管理を実施する手法としては必要なことである。

また、特定分野の選択と集中による生産・技術基盤の育成方策を検討することや関係職員の資質向上を図ること等のコンセプトも示されている。これらについてはまだ

具体的な施策が明示されていないので、検討結果を確実に実行する手順と方法を確立することが不可欠である。

(3) イコ-ルパートナー意識による官民協調体制の再構築

わが国の契約方式が価格確定契約だけでコスト補償契約やリスクシェア制度など多様な契約方式が設定されていないのは、取得調達に関して官民関係に不平等があることが原因である。即ち、企業の経営原理や利益追求原理を官側が認めないのは、官は常に上位にあって民に仕事を与えるものという意識が存在するからであろう。超過利益制限条項などはその典型であって、このような制度を強要し続けることが民側に不信感を生み、いつまでも不正事案がなくなる理由であると考えられる。官民のイコ-ルパートナー意識を確立しこれを制度化することが取得調達改革の中核でなければならない。どこの国においてもこの関係者の意識改革が最も難しいとされているが、これなくして真の改革は実現しない。

また、官産学協調体制は優秀な装備品の開発生産に不可欠であるが、軍事というのが戦後タブー視されてきたため大学教師学生の忌避感覚が強かったことから学の参加協力がほとんどなく、防衛庁としての具体的施策もなかった。安全保障を国家の重要事とするならば省庁間協力を初めとして具体的な施策の実行が必要である。

更に、アウトソーシングの活用によって官有固定資産を減少させ人員・経費を節減し、民間でできることはなるべく民間に委託する姿勢が防衛事業でも必要である。

イギリス空軍では空中燃料補給のための自前の空中給油機を整備せず、民間企業から空中で燃料だけを購入するほどの徹底したアウトソーシングを行っているという。

調達業務についてもその一部を民活化することによって関係職員の増員を回避しつつ所要の業務を実施する方策があるのではないかと考えられる。

(4) 取得調達関連業務の適正化

契約相手先企業選定基準として総合評価方式を採用すること、契約価格だけではなくCPT総合競争方式、例えば基本的要求事項を示してこれを満足することを最低条件とし、一定価格以下で如何なる機能・性能と納入時期を提示できるかを競争させ、その内容と実績、企業の技術力など必要事項を審査して参加企業を選定し、その中から商議によって契約企業を選定する等の手順が必要であろう。現在の入札価格だけを基準とする選定方法では、最善のCPTを獲得することは困難である。

(5) 価格見積もり能力強化のための官民協力体制の制度化

防衛庁における現在の原価計算能力は、人員と制度上の制約から不十分といわざるを得ない。予定価格算定の基準となる価格見積もりは官側だけの努力では困難なため、民側の十分な協力を得て所要データを収集蓄積し、契約以前においても必要な調査と協議を行って精度を向上することが必要であろう。アメリカで施行されているTruth-In-Negotiation Actのような強制力がなくても良好な官民関係と平等な契約制度があれば不正は発生しないであろう。

企業にとってWBS以下すべてのデータを提示することは、リスクーなところがあるが、それができない企業は契約相手先としての資格を持っていないとすべきである。

また、これらのデータはすべて企業秘密に属するものであり、官側の厳格な守秘義務が確保されなければならないのは当然である。

(6) 防衛産業の生産・技術基盤の具体的維持育成施策の策定と実行

選択と集中によって資源を所要の分野に投下して維持育成するという方向が示されているがこれについても具体策がない。防衛構想の策定如何にもよるが、小なりといえども一国の防衛力は全般的な機能の整備を必要とするものであり、基盤的防衛力として整備すべき装備品はいわゆる一皮並べのものとなろう。如何なる装備分野を選択して集中的に育成するのか、他の分野については放置するのか外国に依存してしまうのか不明であるが、その具体化は極めて困難なものとなろう。いずれにせよ对外开放しても特定の分野・装備品についてはわが国固有の生産・技術基盤整備を行わなければならない。可及的速やかに具体的施策が制定実行されることが必要である。

(7) 国際化とインターオペラビリティの強化

わが国が独立を維持し平和を確保してゆくためには、同盟国・友好国との協調が不可欠である。欧米諸国において普遍的になっている防衛装備品の研究開発・調達・教育訓練・整備・補給等の国際共同化は、わが国にとってもこれを無視し続けることは出来ない。ミサイル防衛だけでなく他の装備品についても武器輸出3原則が見直され、所要の分野について国際共同化が実施されることが必要である。これによって先端技術の効率的導入による優秀な装備品の取得調達と防衛費や人員の節減が実現でき、同盟国・友好国との間にインターオペラビリティが確保されることとなる。

(8) 取得調達研究・監査機関の設立

取得調達事業の円滑な実施には専門的な知識経験が不可欠であり、関係当事者間での閉鎖的な業務となるためその公開性・透明性の確保が必須である。この業務監査・会計監査は関係当事者から独立した第三者によって実施されることが求められるが現在の監査機関は防衛庁内に置かれていて独立していない。防衛庁及び防衛産業の外部に完全独立機関として設立されることが必要である。更にこの機関は取得調達に関する研究・調査・教育等を行い、監査結果と共に成果を公表し、当事者に対して改善指示・勧告を行う機能と権限を付与することが求められるであろう。

参考文献

- (1) 「装備品取得・調達改革の疑問点」、庄野凱夫、DRC年報、2001年9月
- (2) 「防衛装備品整備の基本問題」、庄野凱夫、DRC年報、2002年9月
- (3) 「防衛産業政策をどう進めるか」、庄野凱夫、DRC年報、2003年9月
- (4) 「わが国の装備品取得に係る諸問題」、庄野凱夫、DRC年報、2004年9月
- (5) 「ヨーロッパの合理性」、庄野凱夫、DRC会誌、Vol.12, No1, Jun. 2002
- (6) 「取得・調達のコンセプト」、庄野凱夫、DRC会誌、Vol.12, No3, Feb. 2003.
- (7) 「文化の差」、庄野凱夫、DRC会誌、Vol.13, No2, Nov. 2003
- (8) 「公務員の仕事ぶり」、庄野凱夫、DRC会誌、Vol.14, No1, Jun. 2004
- (9) 「ケーパビリティと装備構想」、庄野凱夫、DRC会誌 (DRCT-87)各論(予定)
- (10) 「先進諸国における防衛産業政策の動向に関する調査研究」(財)産業研究所、委託先 DRC. 平成15年3月
- (11) 「防衛産業の生産技術基盤の維持向上に関する調査研究」(財)産業研究所、委託先 JADI. 平成16年3月
- (12) 「平成16年度防衛産業の国内技術基盤維持のための調査研究」経済産業省、委託先 JADI. 平成17年3月
- (13) 「防衛装備品総合取得改革」、堀地徹、講演資料、2005年1月31日
- (14) 「総合取得改革 中間報告」、防衛庁、平成16年7月及び17年3月31日
- (15) 「組織・制度見直しの最終報告」、防衛庁、平成17年8月

公共システム取得調達での発注者側支援部外力に期待される資質

(財) DRC 研究委員
稲垣連也

初めに

近年の防衛装備品及びシステム/サービスの大型化・複雑化は、その取得調達における発注者側の業務を技術的及び管理的に高度化し、政府側の行政担当者だけでこなすのが困難となりつつある。そのために将来受注が予想される業者側からの(表面上営業活動としての)支援に依存するのは問題を孕み、中立的な部外力活用(別契約での発注)が期待される。同様な動きが公共システムとしての建設工事あるいは電子政府関連の公共 IT システム取得調達に見られる。建設工事では発注者の補助者・代行者的業務を委託する CM (コンストラクションマネジメント)方式、大型公共 IT システム調達では技術支援別契約(コンサルタント契約)の採用傾向である。いずれも発注側とプライム受注者側との業務分担を論じるもので、ともすれば発注側がプライム受注者側に全面的に依存する構造となりがちなもの回避すべく、コスト構成の透明化・抑制(コスト負担者への説明責任)や、発注業務に関する技術・管理面での発注者内部の(主として)技術者の量的・質的補完の観点から、必要とされるようになってきている。いずれもライフサイクルまで総合して、公共調達の効率化、合理的投資の実現となるというのがその狙いである。

建設工事はある意味では(システムでいう)インフラ、あるいはプラットフォームそのものの構築であるのに対し、大型 IT システム調達では通常プラットフォームを(発注者側より)提供されるものとしてその上に所望の個別システムを構築するという違いがある。(但し IT システム調達でもパッケージ適用といわれる分野は、プラットフォーム提供の色合いが強い。)防衛装備品・システム/サービス調達はその中間的位置づけでどちらをも含む場合があるといえよう。(大型 IT システムも防衛システムの一部にはいることがあるが、ここでは敢えて他省庁取得調達の意味を考え別扱いとする。)公共部門での部外力の活用としては、複雑な防衛装備品・システム取得・調達においては技術支援会社(以後 SETA 会社と称する。SETA: System/Scientific Engineering Technical Assistance)の利用、建設工事における CMR (コンストラクションマネージャ、以後 CM 業務を受託する会社として CMR という略称を使用する)大型 IT システム調達でのコンサルタント契約があり、いずれも米国では通例となっている。いずれもプライム(本体)契約と異なり、あくまで発注者側への業務支援契約であるが、期待される業務能力への資質や技量についてはプライム業者とかなりの共通点が認められる。

本項は技術・管理支援業務を受託する SETA, CMR、コンサルティング会社等の組織体/企業が期待される業務内容と、またそれをこなすためにはどのような技術・技量(資質)が必要かを論じるものである。そのことでこれまでプライム社(建設工事では総合工事業者/ゼネコン、システムではシステムインテグレーターとよばれる)だけが可能とされた業務内容に発注者側がある程度関与できよりよい管理が期待される。これらの期待事項をまとめ、最も防衛分野で共通的な期待事項である SETA 等受け皿企業としてどのような能力人

員構成であり、かつどうすればその能力を維持できるのかについて検討提案を行う。

1. 米国における SETA 会社として期待されている事項及び能力

米国では航空宇宙防衛分野を中心に、政府調達における政府側スタッフへの技術的及び管理的支援業務を、民間に発注することが盛んに行われてきた。ただし FAR (Federal Acquisition Regulations) や文献(1)に紹介されているごとく、あくまで政府側の技術的支援が目的であり官側の意志決定に参加するものではないことから、業務内容の制限があるのはもちろんである。SETA 受注者の業務を対比されるプライム業者(システムインテグレーター)の活動内容と比較すれば、大別して設計支援業務と管理支援業務に分類され、その大略の具体例を次に示す。

設計支援業務	管理支援業務
・システム任務、機能、要求分析他	・調達方針策定支援
・問題点・解決策の抽出支援	・スケジュール計画指針
・技術・価格リスク分析	・工事予算検討、施工スケジュール提案
・技術文書レビュー、プレゼンテーション資料作成	・コスト資料作成 ・試験経費、要因等の準備計画
・設計審査支援	・形態管理審査、評価

上記は一例であり、ある意味では発注者側の技術関連業務の支援は多岐にわたり、意志決定そのもの以外については殆どの業務が該当する可能性がある。また仕様書原案作成や見積もり業務への意見等の本体契約以前の計画段階における支援業務も、契約によりあり得ることになる。

SETA 契約者の技術アプローチの目的は政府側の能力を向上させる(お役に立つ)ことであり、政府担当者との密接な仕事の関係を確立し維持して高レベルの技術成果を出すことが求められる。毎日の接触によってコミュニケーションと協力を最大にし、技術的支援を行うことで政府の仕事がよりやりやすくなったと認めてもらわねばならない。従って SETA 受託業務の特徴として、依頼されれば適当な専門性を持って即答することが重要である。要は時間がほとんどないのであり SETA 受注社は一定レベルの経験と訓練をつんだ要員を組織していることが期待される。他の人を雇ったり訓練している余裕はない。(米軍の例では契約担当官からタスク・オーダーを受領してから通常通常3日で SETA は価格見積と SOW (Scope of Work) の解答を返すとされる。)

SETA 契約受注者に求められる能力にはとしては、その他依頼者の要求を把握したり段取りを付けたりと言った一般的能力が求められ、これについては4項でまとめて検討する。

2. CM 業務内容と期待される能力

公共建設工事の発注においては、通常は設計と施工が分離され、全体のとりまとめ責任は施工受注者であるいわゆるゼネコン業者が負うという形態をとってきている。これに米国では通例となっている主として管理業務を総合的にみる CMR をわが国でも導入しようとするのが最近の傾向である。CMR に SETA との共通点をみるのである。

(1) CM とは

CM方式とは、「建設生産・管理システム」の一つであり、発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うとされる。また別の見方をすれば、建設生産・管理システムの一つであり、CMRが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立ち、設計・発注・施工の各段階で、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うものである。

CMの業務内容を、設計、発注、施工の各段階毎に整理すれば、大略次のようになる。

- ・設計段階： 設計候補者の評価、 設計の検討支援、 設計VE、等
- ・発注段階： 発注区分・発注方式の提案、 施工者の公募・評価、 工事価格算出の支援、 契約書類の作成・アドバイス、等
- ・施工段階： 施工者間の調整、 工程計画の作成及び工程管理、 施工者が行う施工図のチェック、 施工者が行う品質管理のチェック、 コスト管理、 発注者に対する工事経過報告、 文書管理、等

我が国においてCM方式を活用する目的やねらいは、多様な建設生産・管理システムの形成による発注者の選択肢の多様化、コスト構成の透明化とそれによる適正価格の把握、発注プロセスの透明性の確保とステークホルダー（株主、納税者等）への説明責任、設計・発注・施工の各段階における民間の管理技術の活用、品質管理の徹底、発注体制の強化（発注者内技術者の量的・質的補完）、品質・技術に優れた施工者の育成である。

（２）CMRに要求される能力

CMRには、下記のような、専門性や経験に裏打ちされた高い能力が要求される。なお下記の能力は個人が全て備えておく必要はなく、CMRがチームとして具備することが求められるものである。この点で個人コンサル契約ではなく、SETA契約との共通点が認められる。

- ・設計・発注・施工についてマネジメントできる能力
- ・設計者の設計理念を理解する能力と設計図書の見直しができる能力
- ・工事種別に対する理解と望ましい発注区分を提案できる能力
- ・施工者からのクレームに対する対応能力
- ・発注者の要求する性能を満たす品質を確保しつつ工程・コストを調整する能力
- ・施工者の請求書の審査及び支払管理能力
- ・施工者が作成する施工図をチェックできる能力
- ・専門工事業の工事種別や業態、労務関係などに関する理解
- ・発注者へのレポートやドキュメンテーション能力
- ・建設産業に係る経営管理や工事に関する契約に関する実務能力
- ・災害、プロジェクトの変更、工期変化要因、コスト変化等のリスクを管理する能力

（３）発注者側支援業務としてみた場合のCM

発注者（政府）側によるCMR採用の狙いは、発注者の管理業務（発注者、設計者、施工者それぞれに管理業務があるものの厳密には発注者の業務が重たい）を軽減すること、及び実質的な力を持つ施工者（ゼネコン）のチェック強化にあると思われる。CMRに管理業務に加え施工に関するリスクを負わせる場合は、アットリスクCMといわれ、

発注者の補助者である管理者としての性格を越える場合もある（わが国では一括発注方式における総合工事業者ゼネコンが実質的にアットリスク CM の NMR の役割をはたしているともいえる）。ここではこのアットリスク CM については検討外とする。

いわゆる（ピュア）CM においては、CMR はあくまで発注者の補助者であり、その意味では 1 項での SETA と同じ性格である。従って発注者側の支援業務としてみた CM は SETA と多くの共通点を持つ。発注（政府）側との緊密な仕事上の関係確率維持やタイムリーな対応が必要なところも変わりはないであろう。SETA との違いをあえてみれば、対象となる業務分野が建設生産管理というかなり共通的な分野に絞り込まれている点である。かつその分野で（公共事業としての）発注量が多く、CMR を採用する利点が出てくる。一方 SETA の対象分野はかなり広範囲であり、かつ発注量も（わが国では）多くないということから、ビジネスとして成立性が問題である。

CMR においても専門的知識だけでなく、1 項で述べた一般的能力が求められるであろう。この意味で 4 項は共通検討である。

3．大型 IT システムのコンサルティング会社への期待される能力

大型 IT システムは技術的及び管理面で複雑さを増しており、かつてメインフレーム計算機時代にはプラットフォーム部分のみを調達しユーザーがシステムを構築（プログラム作成）することが多かったのに対し、現在はシステム構築を業者（システムインテグレーター：SIer）に委託するのが通例である。業者選定前段階での問題等発注者側の立場での技術管理支援を求める、あるいは SIer のお目付役の意味から、コンサルティング会社を採用する場合がある（1 項で述べた SETA と同義である）。この業務の性格から個人のコンサルタント採用もありうるが、ここでは大型システムということから、組織としてのコンサルティング会社についての議論（期待される能力）を行う。

コンサルティング会社へ要求される能力については、経済産業省主導で「IT スキル・スタンダード協議会報告書」として 2002 年 12 月にまとめられた、IT スキル標準（IT サービス・プロフェッショナル養成の基盤構築に向けて）Ver.1.6 における、スキル標準（3）コンサルタントに関する記述があり、その概要を示せば次の通りである。

- ・ ビジネス上の課題に対して解決のための助言、提案及びカウンセルを実施する
- ・ IT 投資ビジネスにおいては、経営戦略策定（目標/ビジョンの策定、ビジネス産略策定）及び戦略的情報化企画（課題整理/分析（ビジネス/IT））を主な活動局面として、経営戦略策定（目標/ビジョンの提言、ビジネス戦略策定への序言）、戦略的情報化企画（ソリューション策定のための序言）を実施する

さらにコンサルタントの達成度指標として、責任性、リスク及び複雑性の高いプロジェクトのコンサル経験、経営戦略/事業戦略/事業環境に関する高度な専門的見識、終了時に経営者・部長・チームメンバーへの達成感/満足感提供、各種公演提案活動等につき、レベルを設定している。

政府発注の大型 IT システムは「初めに」の項でも述べたごとく、その構築（政府業務の IT 化主体）に業務運用知識が必要で政府職員の関与の度合いが強い。特に要求仕様の設定等にあたっては、最高級のシステム設計技術能力を必要とするため、わが国電子政府推進プロジェクトにあたっては、各省庁の CIO (Chief Information Officer) を補佐する

CIO 補佐官 (IT アソシエイト) なる IT 専門家の政府職員として採用が始まっている。その IT 専門家に期待される能力/専門知識は、IT アソシエイト協議会中間報告の記述によれば次の通りである。

- ・ EA(Enterprise Architecture)に関する知識、実行能力
- ・ 府省に関わる法律・政令・省令を含む政策・事業目標に関する知識
- ・ 予算策定、調達に関する知識
- ・ プログラム/プロジェクトマネジメントに関する知識、実行能力
- ・ モニタリング/コントロールに関する知識、実行能力
- ・ セキュリティ/プライバシーに関する知識、実行能力

同報告にも記載されているが、これらの能力は IT スキルスタンダードにいうところの (コンサルタントではなく)「IT アーキテクト」(最高級システム技術者)に要求されるものであり、広範囲な業務・システムを論理的に抽象化する能力と経験、システム構築時に生じる問題を想定できるだけの大規模システム開発経験を期待/要求しているのである。

「註」CIO 補佐官制度は、優れた専門家 (技術者) の内部取り込み (派遣/出向) 要請であるが、一人ではたして業務が遂行できるのか、派遣元への代償は何か、派遣された人材の将来処遇等、問題を多く孕んでおり、契約方法に工夫は必要なものの本来は外注で対処すべきではなかろうか。特にそのような能力人材を継続して養成・確保可能かが鍵となる。

要求定義の支援につき期待される能力として、英国の Alexander, Robertson らが (IT を主体とした) 要求定義プロセスにおいて必要とされる知識経験等の重要な要素は何かについて指摘している専門家からの集計アンケート分析結果 (4) は興味深い。それによれば防衛及び航空宇宙分野においては、座学等の教育訓練よりも OJT による経験が重要な要素をもち、経験ある同僚等が得られることの重要性を指摘している。(同アンケート結果は航空宇宙分野と防衛分野の差も指摘しているが) 特に防衛分野は広い分野の知識経験 (コンファレンスや専門家イベントへの出席等) が必要であることを示している。このことは要求定義プロセスを政府・地方自治体等の職員で実施することの困難性を示しており、あわせてその業務支援を外注する場合の外注先への資質への要求に示唆を与えるものである。

4. 発注者より期待される人物の能力像

これまで 1,2,3 項にて SETA, CMR, コンサルティング会社にそれぞれ期待される能力について述べてきた。ここで取り上げるのは各専門分野に関連する経験知識の他に、発注者側支援業務という観点からみた共通的に発注者側から期待される能力である。あくまで政府担当者側のお役に立つのが主目的であり、専門知識以外に、折衝力等の一般的能力が必要である。1-3 項においても一部は重複して記載されているがここであらためて総括する。この種の能力を敢えて記述するものとして、一つは期待される (優秀な仕事をする) 技術者 (エンジニア) としての一般的能力を、今ひとつはビジネスマンとしていわゆる “できる人” に期待される一般的能力を例として紹介する。

(1) 優秀な仕事をする/優秀な技術者となるための戦略

Kelley はかつての有名は Bell 研究所でこの主題に関する研究を行い、優秀な技術者は生まれつきではなく作られるのだという結論を導き出している (5)。その上で彼は優秀な仕事をする/優秀な技術者となるための 9 つの戦略を提唱している。

基礎を作る：画期的なアイデアはそれまでの小さな努力の積み重ねによることが多い。競争心を持つ人々の集団にいる新人は自発性を示さねばならない。

知る人を知る：つきあい方をうまく利用し、手伝ってくれる専門家と、信頼できるつながりを事前に作っておく。優秀な技術者の作る人的ネットワークは連絡が早い。

率先的な自己管理：自己管理は時間やプロジェクト管理だけではない。自発性も必要。自分の仕事以外のことも積極的にやり、途中であきらめないなど。

視野を広く：様々な視点から見るようにすることの大切さ。その視点の置き方等は研鑽を重ねて初めて体得できる。

正しい仕え方：上司や幹部の人とうまくやっていくにあたり有利な仕え方を習得する。よい右腕になり、リーダーを支援する。

チームワークは共同所有

小さい指導力：自分の考え、仕事ぶり、目標にピントを合わせる（大きい指導者）のではなく、チームメンバーの必要とする能力・希望・力を考慮する。

組織を知る：大きな組織の中にはある程度の競争意識が必要であることを認識し、協調性をもち時には衝突しつつも協力を推進する。

適切な発表：説得しようとする相手にあわせた効果的でわかりやすい形で情報を伝えるという一連の能力が重要である。発表において最も困難なことは、特定の人に合った内容を選ぶことあるいは特定の発表内容のために正しい聴衆を選ぶことである。

（２）できる人はどこが違うのか

明大文学部の斉藤孝助教授は、人の暗黙知とつきあうことの重要性及び技を獲得するために型から入るといったできる人の特徴を指摘し、それらを基に有能な人間の３つの能力を次のように指摘している（６）。

まねる力、盗む力、（自分を越えた視点に立ってまねる力）相手の側に身を置くこと

この力をみるには、技術のある人が説明なしにやって見せ、ポイントを箇条書きに書き出させ、たくさん列挙できれば優秀。次に言葉の説明を加えてやって見せ自分の口で再生させる。能力のほとんどは再生力である。

段取り力（できあがりのビジョンを描く）

できあがった姿をある程度視覚的にイメージすることで、仕事の方向性、作業工程を定める。優先順位を決める力も含まれる。

コメント力（要約力や質問力も含まれる）

よい質問は、全体の中で自分のレベルと何が課題かが明確にわかってこそ可能。

（３）発注者側の立場に立った業務支援を行おうとする場合への適応

上記（１）（２）は一般的に期待される人物像ともいえるもので発注側受注側いずれにも必要とされる能力である。ここでは発注者側の立場に立った業務支援を行おうとする場合へ求められる事項を論じるとすれば、視野の広さ、知る人を知るという人脈形成とその資産の有無、暗黙知を取り出す力、段取り力、コメント力といった（一般的）必要能力を感知できるであろう。以下にこの例を参考とし、組織としての重要な、能力の

養成と継続確保の観点からとりまとめる。

- ・ 広い視野を有する：その中から学び真似しようとする姿勢、好奇心と挑戦精神（気力）
- ・ リスクの分析と前向き（否定からは入らない）の解決案提出姿勢：常に代替案、複数案を検討する努力
- ・ 知る人を知るネットワークを持つ：手伝ってくれる専門家を動員できる人脈資源を日頃から構築・維持していること
- ・ 暗黙知を取り出す努力と継続
- ・ 段取り力：できあがりの姿をイメージし、仕事の方向性を定め優先順位を定める
- ・ コメント力：政府側、業者側と利害が一致しない関係者の調整支援も含まれる

5．発注者側が期待する発注者側支援業務遂行者の能力資質とその養成・保持問題

これまでの検討から、公共システム取得調達における発注者側支援業務受注者、すなわち SETA,CMR,大型 IT コンサルティング会社、に共通して期待される能力資質をまとめて総括する。期待される能力資質は大別して、分野ごとの専門知識・経験（技術力、運用知識と経験、管理知識と経験）と技術管理支援の一般能力に分類できる。

前者について共通していえることは、いわゆる学究的な知識だけではなく、概念設計から製造・試験評価及び維持までの実務経験を期待されているところである。ただし目的が発注者への技術管理支援であるから、この実務経験は必ずしも製造者側での経験である必要はなく、運用者あるいは管理者でもそのプロジェクトに長期間関与すれば（その人の心がけに大きく左右されるが）得られることに注意が必要である。1～3項で検討したように、分野ごとに技術、運用、管理の内容や重みは多少変わってくるから、CMR では技術知識の必要性の重みが高く、コンサルティング会社では運用知識等の重みが高いということはある。後者については分野にあまり影響されない期待される能力資質であるが、これはまさに学問として学ぶよりも実務経験を通じて習得されるものであろう。

これらの期待される能力資質はどのようにして養成でき、又それを継続して保持できるであろうかが問題である。専門知識は学校等である程度習得でき逆に最先端技術知識は再度学校等に戻って習得する方が早道のこともあるが、実務経験は組織においてプロジェクト建設参加の経験に恵まれ始めて習得されるものである。これらのことから SETA、CMR、大型 IT コンサルティング会社などの技術管理等発注者支援業務受注組織の要員をどう養成・維持するかを模索する。（特にわが国においては人材の流動性が未だ高くないため、プロジェクト毎に要員を集めてくるという方式はここでは考えない。）現状で最も実現性の高いのは、器材・サービス（製造）提供会社の経験者及び発注側（政府）の経験者の採用（特に高年齢層）による技術管理支援会社構成である。筆者が米国の SETA 会社を調査した例では、米国 SETA 会社の要員構成を、官側経験者、企業経験者、新規採用者と各 1/3 構成にするというものであった。新規採用者は補助作業や将来の継続要員として及び最新技術導入のためにも必要とされる。（最近の IT 分野では技術進化が早いためむしろ大学院研究室等での経験の方が、官側や特定企業での実務経験に勝ることもあるのである。）物作りの実際の経験を必要とする、技術的問題の支援では、メーカー等企業出身の方が発注者支援には望ましいが、運用的な面での（性能・コストとの）妥協問題や、（政府）発注者

側の管理面からみれば、政府出身者（特に運用経験者）の方が期待に応えやすいことがある。ということから上記の 1/3 ずつ構成案は一つの回答であろう。つまり期待される能力素質を一人でこなすことは至難であり、組織として集合体で対応することが求められる。わが国で特に重要な点は期待される能力資質の継続的な維持である。技術進歩の激しい現在、過去の経験のみで継続的な対応はできない。これは製造・サービス提供企業でも共通していえることであるが、適切なるプロジェクト構築の機会に恵まれてこそ要員の知識経験技量は維持されていく。特に政府側及び企業側の経験者の採用要員に依存する支援組織は、（新メンバーの獲得は別に）要員の教育知識・スキル向上策が完備されねばならない。要員同士（同僚）の切磋琢磨による自己研修や、組織としての研修参加等を十分に配慮することが、技術管理支援業務受注組織（企業）には必須の条件となる。

最後に具体的なことがらとして注目すべきは、技術管理支援業務はスピードが命ということである。このためにしばしば発注者側要員との物理的に近接した作業場所が望ましい（しばしば派遣という形態に近いことが要望される）。このことは米国等で最近実施される関係者の知恵を動員する IPT（Integrated Product Teams）によりプロジェクト遂行において、関係者が物理的に近接していることが成功の要因とされている点からもうなづける。一方で支援組織内での研修等とのバランスをよく考慮することが必要であろう。

本稿における公共システム取得調達における業務支援は、個人ベースではなく組織ベースでの受注を前提としている。しかし実態として発注者側の期待するものは担当者の能力に大きく依存するのであり、従って受注者側の力・評判はそのような期待される人物能力をいかにして養成し用意できるかにかかっている。前節までは分野ごとの専門的能力を主に論じてきたが、ここでは発注者への対応力ともいえる一般的な期待される能力（いわば抽象的に優秀な人だとかできる人の能力と言われるものでその記述（定義）は難しい）を取り上げる。このような能力は発注者側の要員及び受注（製造又はサービス提供）企業人に対しても期待/要求されるものである。これらの能力は座学等により得られるものではなく、いずれもそのような能力を得ようとする心構えを持って業務の経験を経ることにより初めて取得されるものである。従ってこれらの能力は製造業に属していなければ取得できないとか、経営や企画部門にいなければ取得できないと言ったものではなく、心構えと養成の仕組み（上司の指導）にむしろ依存する。能力の具体的例は 4（3）に示す「視野の広さ、知る人を知るといふ人脈形成とその資産の有無、暗黙知を取り出す力、段取り力、コメント力」であり、発注者側の立場に立った業務支援を行おうとする場合は、その業務に必要な専門的知識と経験に加えこのような一般的対応力が必要なのである。受注者側には、組織としてそのような能力をはぐくみ保持していく体制が期待される。

参考文献

- 1．稲垣連也 米国における技術支援業務（SETA）契約 防衛技術ジャーナル 1998 年 5 月
- 2．CM 方式活用ガイドライン 国土交通省 平成 14 年 2 月
- 3．CM 方式導入促進方策調査報告書 CM 方式導入促進方策研究会 平成 14 年 12 月
- 4．Alexander 他 What Influences the Requirements Process in Industry? 13th IEEE Requirements Engineering Conference, 2005 Sept 1
- 5．Robert Kelly How to be a Star engineer IEEE Spectrum 1999 Oct.
- 6．斉藤孝「できる人」はどこがちがうのか ちくま新書 2001 年 7 月 20 日発行

(一般論文)

米軍のトランスフォーメーションがわが防衛政策に及ぼす影響

(財) DRC 研究専門委員
青 山 滋

【本稿は、DRC - 韓国 21 世紀軍事研究所(KRIMA : Korea Research Institute of Military Affairs) 共催「第 3 回日韓安全保障フォーラム」(2005.10.12 ; ソウル韓国陸軍会館) におけるプレゼンテーション用に起草したものである】

はじめに

アメリカでは 2001 年ブッシュ政権誕生以降、特に“ 9.11 テロ ” 以降、“ 米軍のトランスフォーメーション ” が全面的かつ積極的に推進されている。しかし、厳密に言えば、このトランスフォーメーションは冷戦終結後、特に 1993 年 10 月、国防省が冷戦後における総合的な軍事戦略の見直しと、これに伴う米軍の再編構想として“ BUR(Bottom-Up Review) ” を発表したときから始まっており、その後も 2 度にわたる“ BUR ” の 4 年ごとの見直しである“ QDR(Quadrennial Defense Review) ” によってその修正や変更が行われてきた。国防省でも、“ トランスフォーメーションはゴールではなく、プロセスであって終末はない ” としており、今やトランスフォーメーションの範囲は米軍内にとどまらず、国防総省の組織やその業務処理要領、更には防衛産業との関わりなど広範囲に及んでいる。

また最近では、我が国及び貴国を含むアジアやヨーロッパの同盟国など、米軍の戦略前方展開地域においても、米軍部隊や基地等の再配置について関係国等の中で議論されている。間もなく国防省から 3 度目の“ QDR ” が公表される予定であるが、これに先立って本年 3 月、同省は“ 米国の防衛戦略 (National Defense Strategy of the United States of America) ” を敢えて発表し、この中で、戦略やその政策推進に関するいくつかの新しい考え方を述べている。

“ 2005QDR ” の策定が近く予定されているこの時期に、何故今この戦略を公表したかの理由や背景はともかくとして、これらのトランスフォーメーションが、米国との同盟関係にある我が国の今後の防衛のあり方にも少なからず影響を与えるので、以下それらの主要な内容に焦点を当てて考察する。

1 . これまでの米軍のトランスフォーメーションと同盟国への影響

冷戦後米国は、軍全体の兵力規模を縮小するとともに、NATO 正面を中心に前方展開兵力を削減しつつ、その一方で先端技術を駆使して情報化を主体とする RMA を追求して近代化を推進してきた。2001 年の“ 9.11 テロ ” 以降には、国際テロから米国及び国民を守ることを最優先の目標に置いて、米本土の防衛を重視するとともに、その対応には同盟、友好国をはじめ、幅広い国際的な協力と連携を求めた。この間、米国はアフガニスタン戦争及びイラク戦争から得た運用及び装備上の教訓を軍のトランスフォーメーション

ョンに積極的に取り入れている。

とりわけ、統合運用の強化、遠征能力特に戦略機動力の増強、そして C4I とプラットフォーム及びウェポンシステムのネットワーク化による“NCW(Network Centric Warfare)”の実現は、米軍の新しい戦略を支えるトランスフォーメーションの中核的事業であり、我が国はじめ同盟国にも大きな影響を与え、その対応を要するものと考えられる。

とりわけ、湾岸戦争以来、国防省や軍内でその重要性が強調されてきた各軍種の統合運用について、イラク戦争開戦時に中央軍司令官をつとめたフランクス陸軍大将 (Tommy R. Franks, U.S. Army General) は、「“イラクの自由作戦 (OIF: Operation Iraqi Freedom)”では、各軍(Military Services)が戦場空間で5年前まで不可能であった相互支援及び協力を行うところまで成功裡に統合され、アメリカにとって真に初めての統合作戦であった」と述懐しており、また「統合こそが最大のトランスフォーメーションである」と、上院軍事委員会(2003.7.9)で証言している。陸軍では、“2004 陸軍トランスフォーメーション・ロードマップ(July 2004)”で初めて、軍事行動の当初から統合運用を前提として、トランスフォーメーションに取り組むことを明言している。

2. 積極重層防衛戦略(国家防衛・軍事戦略)と同盟友好国の役割分担

本年3月、国防省が発表した「米国の防衛戦略」は、その内容から“2001QDR”と、今後公表される予定の“2005QDR”の線上に位置づけられ、戦略に関わるいくつかの新しい構想や考え方が見られるが、最も注目すべきものは、“積極重層防衛(Active, Layered Defense)戦略”であると考えられる。これは、国際テロや大量破壊兵器などによる直接攻撃から米国の安全を確保するとともに、米国の海外への戦略的アクセスの安全を確保してグローバルな行動の自由を保持し、もって国家と国益を防衛するという戦略目的のもとに、米国にとって最も危険な敵の攻撃に対し、これらが成熟する前に米本土から安全な距離を置いて早期に撃破するという構想を描いたものである。

具体的には、本土の防衛を最優先の中核的対象として、本土の直接防衛(本土安全保障省所管)から、アジアや中東地域など米軍の前方基地及び展開部隊等による前方防衛線までの縦深にわたって数次の重層の防衛地域(線)をもって対処しようとするものである。そのため、同盟及び友好国とのパートナーシップを強化して、これを確実にすることを目標に掲げている。

また、戦略実行上の緊要な要素として“予防(Prevention)”を重視し、必要な場合には軍事力の行使を予期しながらも、その手段となる行動には、安全保障協力(security cooperation)、前方抑止(forward deterrence)、人道援助(humanitarian assistance)、平和作戦(peace operations)、大量破壊兵器の公域移動阻止(interdict WMD transiting commons)等がある。そしてこのような防衛行動は米国単独で行うことができないとして、“積極重層防衛”戦略のコンセプトには、国際的パートナーとの協同行動が含まれており、地域紛争や危機事態を解決するために他国とともに行動することが緊要な目標であるとしている。そのため、同盟の役割を拡大して新しいパートナーシップを構築することが軍事態勢のプラットフォームの目標にもなっている。

もう一つの将来の軍事態勢上の目標は、脅威の不特定かつグローバル化に応じて、米軍の遠征能力特に戦略機動力の強化と、グローバルにネットワーク化された戦闘シス

テム、いわゆる“NCW”態勢の構築である。これによって、海外展開部隊等は事前に展開した地域だけで任務行動を行うのではなく、広域に分散した比較的小規模な戦闘単位部隊等が、事態に応じて迅速かつ柔軟に所要の戦力を所要の地域に集中して戦闘活動等を行うというものである。

3.“2005QDR”の方向

米国防省から近く発表されるであろう“2005QDR”は、これまでに政府や国防省が表した各種発言を総合すると、以下のことが言えそうである：

本年3月に公表された「米国の防衛戦略」に準拠し、戦略的不確実性の重要性を強調する

予測できないことを前提にして対応計画を作成する

対国際テロなど不規則な脅威への対処偏重を是正して、国家との通常の挑戦にも対応する

不確実な将来に対して、多くの異なる脅威に柔軟で迅速に対応できる部隊を構築する

見直しの他の大部分は他国に関するものであり、米国はテロリストを撃破するため他国の協力が必要である。軍隊がパートナーシップの能力を構築できる方策を考察している

各軍種(陸・海・空・海兵)が共同行動を行うというのが伝統的な統合(jointness)運用であるが、その統合の輪を拡大して、先ず他の連邦省庁と協同する軍事業務の実施を対象範囲に入れ、それから、国として国際パートナーとともに働くことにまでこれを広げる。それは軍事手段単独では明らかに勝てないのが戦争であり、また、米国単独でも勝つことができないからである

4.我が国の防衛政策に対する影響と対応

米国は今後国際テロへの対処をはじめ、予測し難い多様な脅威に対して国家と国益を守ることを優先し、同盟友好国との関係強化及び役割分担の拡大を意図しつつ、これとの連携協力を求めて、重層防衛戦略を実現するとしている。

この米国と同盟関係にあるわが国は、自国の防衛のあり方及びアジアの平和と安定に貢献する視点から、どのように対応すべきかについて考える必要がある。現在米軍で進行中のトランスフォーメーションの一環として、沖縄を含む海外における米軍の配置と基地の見直しが表面化して象徴的な政治的議論が行われている。

しかしながら、これまで述べたようにトランスフォームされた米軍と、軍事的に効果的な支援や共同行動を遂行するためには、NCW化された軍事システムとの必要な連携、即ち統合を考慮した相互運用性(Interoperability)の構築(範囲や程度等)について見直す必要がある。また、米軍の広地域にわたる迅速軽快な機動力の発揮を可能にし、かつその能力を助長するには、トランスフォームされ、兵站機能がスリム化された米軍部隊に対する基地、後方支援等“HNS(Host Nation Support)”を強化することが重要になる。ただ、提供する基地については、米軍の新しい戦略、運用及び能力に照らして考えると、常時駐留の固定的な従来型よりも、必要な時期または事態に応じて柔軟かつ

輕易にアクセス出来、迅速に戦闘等の部隊行動が可能な基地（空港、港湾、訓練施設等の使用を含む）の方が一般に有用であると思われる。

次に、予想される米軍との役割分担の拡大に伴い、わが国には戦後制定された憲法と、これに基づく“集団的自衛権の行使”に関する解釈が、米軍との共同を含む自衛隊の行動を強く規制しており、対応可能な役割分担の範囲には制約がある。去る 9 月 11 日の衆議院議員選挙で与党の自民党が圧勝し、衆議院における与党全体の議席数が 3 分の 2 を超えた。また、議席数を大きく減らした野党第 1 党の民主党の前原新党首は、憲法改正及び集団的自衛権の行使について従来から前向きの見解を示している。憲法改正論議も国会（衆参憲法調査会）において 5 年間超党派で議論が重ねられ、国民の間にも改正機運が高まっているが、その実現にはまだ時間を要すると思われる。しかしながら、国連憲章で認められている集団的自衛権の行使は、現行憲法の枠の範囲で正当に行使できることが必要であり、その実現を期待している。

最後に、「日韓友好 40 周年」を機に、日韓両国が、米国との連携を保持しつつ、国際テロや大量破壊兵器などの脅威から、両国の安全はもとより、アジア地域の安全と平和に貢献することを目的として、相互交流、情報交換など両国間の軍事的な連携協力が推進されることを私は願っている。

ドクトリンの進展を追って

(財)DRC 研究専門委員
井川 宏

はじめに

2004年11月にDRCは、米国、英国、スウェーデン及びドイツに第86回海外研究調査団を派遣した。この度の調査研究のテーマの一つであるドクトリンに関係する場所は、米海軍の海軍戦争開発司令部(NWDC)、米陸軍のトラドック(TRADOC)、米統合参謀本部 J-7、英国の統合ドクトリン・コンセプト・センター(JDCC)、スウェーデン軍司令部開発・変革部、及びドイツ国防省連邦軍総監部第 III 部であった。冷戦の終結で、各国の軍隊は変革に取り組んでおり、2001年9月11日の出来事はそれに更なる衝撃を与えた。そのような状況の下で、各国のドクトリンの整備がどのように行われているのかを現地で調査することが今回の狙いである。

統合ドクトリンが100冊程度の文書からなるドクトリン体系とされていること、その統合ドクトリンを基幹として各軍はそれに倣ったドクトリン体系をそれぞれに構築していること、状況の進展に応じて教訓システム(LLS)等を手がかりとしてドクトリンを常に見直し、必要に応じて改定してゆくダイナミックなサイクルが機能していること、ドクトリン関係の部門においては経験豊富な元軍人が大幅に活用されていること、について訪問先の状況を述べ、これらに関連した自衛隊のドクトリン体系整備の方向についての私見を記述した。また、これからのわが国の統合運用への示唆として、常設統合司令部の必要性などについての私見も付け加えた。

1. ドクトリン体系

NATOの定義によれば、ドクトリンとは「軍の部隊が、目標を達成するための活動を行う際の指針となる基本的な原理である。それは権威があるけれども適用の際には判断が必要である。」(Fundamental principles by which military forces guide their actions in support of objectives. It is authoritative, but require judgment in application.)とされている。これは米軍の統合用語辞典でもほとんど同じである。

米軍のJP1には、「軍事ドクトリンは部隊の使用についての指針となる基本的な原理を提示する。それは国力の軍事的な機能の使用を必要とする戦争又はその他の作戦での経験から得られた洞察と知恵を提供する。しかし、ドクトリンはある状況下で適切な行動方針を決定する決断を行う指揮官の権限と責任に代わる又は換えるものではない。」と記述されている。

ここで定義されているドクトリンは、国家がその国家目標を達成する手段の一つとして軍事力をどのように使用するのかということを記述したものであり、国家戦略とドクトリンをつなぐものと言えよう。その呼び方は国によって異なるが、基本のドクトリンである。しかし、近年各国で整備が進められているドクトリン体系は、基本のドクトリンだけではない。

(1) 米国

必要なものを全て備えていると言える米軍の統合ドクトリン体系(Joint Doctrine Hierarchy)を見ると、図 1 に示すように 113 冊の統合出版物(JPs)で構成されている。この中で、最上部にある JP 1 と JP 0-2 の 2 冊が最上位ドクトリン(Capstone Doctrine)とされており、これが基本のドクトリンである。

その下の太い横線の下にあるものは、作戦レベルのコンセプトを記述したもので、要石ドクトリン(Keystone Doctrine)と称している。JP 1-0 から JP 6-0 までの 6 冊及び JP 3-0 の下にある 4 冊は、人事、情報、作戦、後方、計画、指揮統制について扱っている。

第二と第三の太線の間は、JTTP & Doctrine Publications とされている。TTP とは戦術・術科・手順(Tactics, Techniques and Procedures)であり、作戦レベルドクトリンの各分野の作業を遂行するために必要な、戦術や武器の操法といった具体的な事項を記述したものである。従って、この JTTP は、最初にあげた NATO のドクトリンの定義とは異なって規範的である。ドクトリン体系には、このような三つのグループの全てが含まれていなければならない。

(2) 英国

今回訪問した各国においても、ドクトリン体系をこのような三つのグループの総体として捉えていた。しかし、米軍のような大規模な軍隊を保有してはいない国で、米軍のようなフルセットのドクトリン体系を整備することは容易ではない。今回英国の統合ドクトリン・コンセプト・センター (JDCC) を訪問した際に、英国統合ドクトリン体系 (UK Joint Doctrine Hierarchy) の説明を受けて、英国のドクトリン体系の全貌を知ることができたが、それによれば、英国では NATO のドクトリンの多くをそのまま取り入れている。冷戦の期間を通じて、常に NATO としての運用が基本であった NATO 諸国では、既にそのころから NATO としての TTP の体系が構築されていたに相違ない。従って新しくドクトリン体系を構築するにあたっては、NATO のドクトリン体系を基本として考えるのは当然のことであろう。

英国の JDCC は、50 人程度の人員で構成されているが、ドクトリンの管理について、自国の特質に基づく基本のドクトリンと、TTP 等の内で自国独自の運用のようなものに焦点を絞れば、少ない人員でドクトリンの作成、維持、管理に対応することが可能であろう。

ただし、NATO の一員として、NATO ドクトリン体系の管理についての参加国としての責任を果たさなければならないことは当然であり、NATO のドクトリンの作成、改定、維持に関する事項も自らの問題としてきわめて積極的に取り組んでいる。

(3) スウェーデン

スウェーデンでのドクトリンの開発は、ようやく走り出した段階である。2002 年 5 月に基本のドクトリンである「軍事戦略ドクトリン」が公表された。続いて統合、陸上、海上、及び航空の作戦レベルドクトリンに取り組んでおり、2003 年 12 月にそれぞれのドラフトが公表された。2004 年 1 月から 9 月までにそれぞれのドクトリンの調和を図った上で、最終のドラフトを作成し、2004 年中に公表する計画である。TTP は NATO のものを主用する。そして、見直しについては、戦略レベルは 4 年ごと、作

戦レベルは2年ごとに見直しをすることとされている。ドクトリンを担当する組織は、2003年12月に設立された。

(4) ドイツ

冷戦時には、ドイツ軍はNATOの編成に全面的に組み込まれており、地域の警備等に従事するごくわずかの部隊のみが国家の指揮下にあったので、ドイツ軍としてのドクトリンは作成していなかった。

1990年代になって、冷戦が終結し、東西ドイツが統一された。そして、湾岸戦争における機雷排除、カンボジャ (UNTAC)、ソマリア (UNOSOM)、ユーゴスラビア (UNPROFOR/IFOR/SFOR/KFOR)での国連平和維持活動、及びイラク戦争といった国外での活動が多くなってきた。それに伴いドイツ軍としてのドクトリンの必要性が認識され、統合ドクトリンに相当する「軍運用のための作戦ガイドライン」(OpLESK)が、1992年8月に連邦軍総監によって制定、発布された。2002年4月には国防白書に準ずる「連邦軍2002-現況と展望」が発表され、続いて2003年5月には「国防政策ガイドライン」が発表された。そして、2004年8月には「連邦軍変革コンセプト」が作成された。

今回のドイツ国防省連邦軍総監部第III部訪問に際しては、これらの文書の基盤をなす統合のコンセプトを受けて、統合作戦、統合装備、統合機能といった様々な分野にそのコンセプトが及んで行きつつあることが述べられた。それらの統合コンセプトのレベルは、軍事・政策レベルから作戦レベル、そしてTTPのレベルまでを網羅している。そして基本のドクトリンからTTPまでのレベルを含むドクトリン体系を整備しつつある模様である。

2. 各軍のドクトリン

主要国においては、統合ドクトリン体系が中核であるが、陸、海、空軍及び海兵隊も統合ドクトリン体系に倣って各軍のドクトリン体系を構築している。その例として米海軍を取り上げる。

米海軍は古くから、海軍の作戦レベル及び戦術、術科、手順 (TTP) についての出版物である膨大なNWP (Naval Warfare Publications) の体系を構築していた。国家軍事戦略の下での海軍の戦略は秘密であったが、冷戦末期の1986年1月に海軍は "The Maritime Strategy" を公表した。これは、公式の海軍戦略を、秘密区分の無いものとして発表した最初のものである。そして冷戦終結後の1992年9月には、時代の変遷に応じた海軍戦略 "...From the Sea" を発表した。

この段階で、米海軍では戦略レベルとTTPとの間にあるべき海軍としての基本のドクトリンの必要性が認識され、1993年3月に海軍ドクトリンコマンド (Naval Doctrine Command) が設立された。1994年3月に米海軍の基本ドクトリンであるNDP 1 "Naval Warfare"、続いて作戦の基本を示すドクトリンであるNDP 2からNDP 6までが発表されて、戦略レベルと戦術レベルの間の欠落が埋められた。ただし NDP 3 "Naval Operations" は、海軍と海兵隊の間で上陸作戦の指揮について、意見の相違があるために完成していない。

それに続いて米海軍は、270冊以上に及びNWPの番号を統合ドクトリンに倣ったも

のに変更した。例えば NWP 27 であった「対機雷戦」は NWP 3-15.2 に、NWP 26 であった「機雷敷設戦」は NWP 3-15.3 に変更された。こうして海軍としてのドクトリン体系が構築された。

その間の 1998 年に、米海軍はドクトリン関係の部隊の編成替えを行った。ニューポートにある海軍大学校長の下に、それまでの教育に関する部門と並立する形で、海軍戦争開発部 (Navy Warfare Development Command) を新編した。そして今回の訪問の際には、所在は同じ海軍大学の構内であるが、海軍大学校長の指揮下を離れて米統合軍指揮官 (USJFCOM) の直轄とされていた。

3. ドクトリンの作成・改変におけるダイナミックなサイクル

ドクトリンは一度作成すればそれで終わりというものではない。国際情勢の変化や科学技術の進歩等に対応して常に評価をし、変化に応じて改定してゆかなければならない。米国の統合ドクトリンでは通常の改定を 5 年サイクルとしているが、必要な事態になればより短い期間で改定することとされている。

各段階からのフィードバックは、改変のためのトリガーとして不可欠なものであるが、訪問した各国とも、ドクトリンを作成し、それを教育訓練し、それに基づいて作戦を遂行する各段階からのフィードバックが新しいドクトリンに盛り込まれるというサイクルがしっかりと機能しているようであった。そしてフィードバックのための Lesson Learned System (LLS) 及び Universal Task List (UTL) と Mission Essential Task List (METL) が構築され、ドクトリンを取り扱う部門において管理されている。中でも、Navy Lessons Learned System (NLLS) の強化策として、Navy Lessons Learned Task Force を創設しようとしている米海軍の動向には注目すべきである。

自衛隊でも訓練・演習の結果は検討され成果として残されているが、主として文章に書かれたものである。あらゆる有用な教訓がデータとして収集・処理されてデータベースに蓄積され、そして蓄積されたものは、インターネットを介して使用者である部隊等から容易にアクセスでき、活用されている先進諸国の状況を学び、そのような態勢の整備に着手することが急務である。そして、わが国においてドクトリン関連組織を作り上げる際には、必須の役割を担っている LLS 及び UTL と METL を組み込むことについて良く研究しなければならない。

特に、事態に対処するには米海軍と共同して行うことを基本としている海上自衛隊においては、直ちに米海軍の SIPRNET に加入して、今回の NWDC 訪問の際に 36,000 件以上あると説明された、米海軍の LLS のデータベースにアクセスすることから始めることを提案する。今後統合運用が軌道に乗っても、常に統合部隊が米統合軍と一体となって行動することにはならないであろうが、その場合でも同じ海を舞台とする海上自衛隊と米海軍の協力は必須であると考えからである。

4. ドクトリン部門における元軍人の活躍

ドクトリン関連の事業には、しっかりした経験を有する人材がある期間継続して従事することが必要であろう。英国の JDCC で "UK Lessons Learnt Procedure" の説明をした Paddy Clarke 氏が退役空軍中佐であったように、各国とも多くの退役した軍人

がドクトリン関連の職務についているし、多くの退職した軍人も活用されている。日本では統幕学校研究室に自衛官から転官したわずか 1 名がいるだけであり、その他では DRC がその役割を果たしているとは自負しているが、他にはあまり例がない。今後、退役自衛官にこのような分野での活躍の場を用意することが望ましい。

5 . 自衛隊のドクトリン体系

自衛隊には、統合及び各自衛隊共にドクトリンと名づけたものは存在しないが、TTP 及び作戦レベルドクトリンの一部に相当するものは、陸上自衛隊では野外令等、海上及び航空自衛隊では教範類として古くから存在する。

更に海上自衛隊には AP 類がある。これは NATO の戦術出版物である AP (Allied Publications) 及び米海軍の NWP のうち、米海軍から海上自衛隊にリリースされたものであり、海上自衛隊においては、昭和 34 年に長官承認の下に訓練のために試用するという海上幕僚長通達が出されて使用が始まった。その後 50 年近くを経た現在においても試用のままであるが、実際には、特に水上艦艇においては、ほぼ全面的に適用されている。このことは、インド洋における海上自衛隊の作戦が何らの支障も無く遂行されている要因の重要な一つといえるであろう。

自衛隊は、日米安全保障条約の下で、米軍と協力して事態に対処することを基本としている。従って、NATO の統合ドクトリン体系のうち自国にそのまま適用できるものは採用し、それに独自のものを組み合わせて統合ドクトリン体系を構築している英国の例、及び古い NWP を新しいドクトリンの体系に組み替えた米海軍の例を参考にして、同盟国米国のドクトリン体系のうちそのまま使えるもの（例えば海上自衛隊が使用している AP 類に含まれているもの）にわが国で独自に作成するもの（基本のドクトリンや、野外令、教範類等を整理統合したもの）を加えて、自衛隊のドクトリン体系を構成することが現実的な方法ではなかろうか。この場合に、採用した米国のドクトリン出版物については、海上自衛隊の AP 類のような試用ではなく正式に採用し、使用者としての実績に基づく改定への意見等を送付するというような、参加者としての義務を負うという姿勢が必要であろう。

2005 年度末には統合幕僚監部が新編されるが、新しい統合部隊のあり方や役割を示す統合ドクトリン体系の整備が急がれる。そして統合ドクトリン体系を中核としそれとの整合がとられた各自衛隊のドクトリン体系が構築され、さらにはそのドクトリンを維持管理する組織も樹立されなければならない。

おわりに

1997 年 3 月に主として米海軍のドクトリンを調査する目的で、ニューポート、ワシントン、ノーフォークを訪れた。当時、米海軍は NDP を既に 5 冊発刊し、残る 1 冊である NDP 3 “Naval Operations” もドラフトが完成し CNO のサインを待っているという時期であったが、ノーフォークの海軍ドクトリンコマンド (Naval Doctrine Command) には、日本、オーストラリア、カナダ、フランス、英国の 5 カ国から海軍中佐各 1 名が連絡士官として派遣されていた。海上自衛隊からの連絡官 寛豊隆 2 等海佐 (当時) のご配慮により、これらの連絡士官と会談の機会を得たが、既に 1995 年に海軍のドクトリンである “The

” Fundamentals of British Maritime Doctrine ” を発刊していた英国の他は、ドクトリンが必要かどうかを検討しているとのことであった。今回の訪問で英国は既にドクトリン体系を構築し、当時は遅れていたドイツやスウェーデンでドクトリンの整備が進められていることを確認したが、1997年当時、連絡官を派遣して前向きに取り組んでいたと思われる日本は、ドクトリンに関する限りは大きく遅れてしまっている。新しい統合運用に踏み出すこの機会に、その基盤となるべきドクトリン体系整備の推進が望まれる。

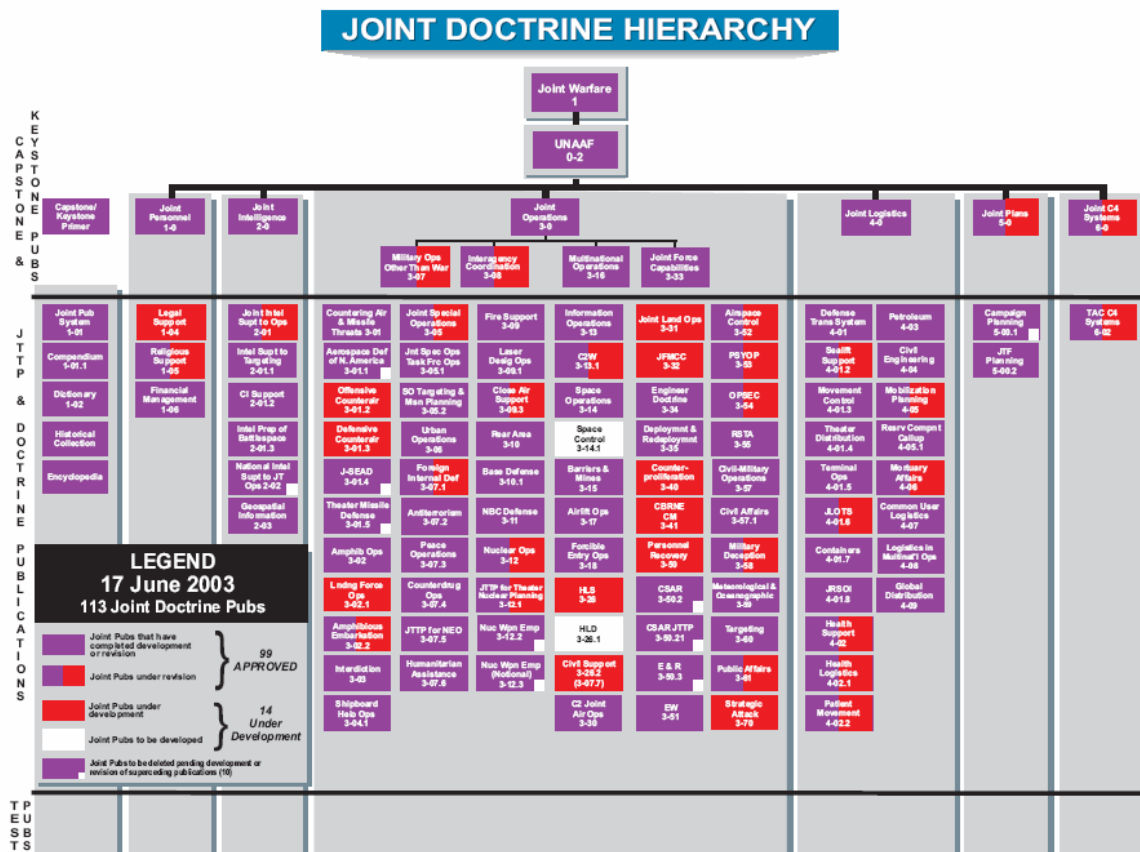


図 1 米国の統合ドクトリン体系

多国籍軍と日本

(財)DRC 研究専門委員
江口博保

はじめに

1991年、湾岸戦争終結後のペルシャ湾の機雷除去のため、我が国は掃海部隊を、翌92年にはカンボジアの国連平和維持活動(以後PKOと称する)に施設科部隊を、それぞれ賛否両論渦巻く中で参加させた。これにより我が国は初めて国際的な平和維持に向けて、資金の提供だけでなく行動する国家としての意志を明らかにしたといえる。それから約10年後の2003年、日本はインド洋に護衛艦及び補給艦を派遣して多国籍軍に対する給油支援をもって多国籍軍に事実上参加し、04年には後方支援に限定しつつもイラク戦争後における多国籍軍にその一翼を担うに至っている。現在のイラク多国籍軍は苦境にある。しかし、国連憲章に基づく国連軍が創設されるという目途は今もって立たない今日、国際的な平和と安定の維持に果たすPKOと多国籍軍の役割は、今後とも重要性を失うことはないのではなかろうか。

我が国では一般的に、PKOは国連の正式な活動で平和的・人道的活動即ち善なるものであるが、多国籍軍は大国の横暴、好戦的、危険な活動といった負のイメージがあるようである。たしかにPKOは国連の活動であることは間違いない。しかし後で詳しく述べるが、国連憲章に根拠規定がない一種の便法であることは余り論ぜられないようである。このPKOを一步進めて従来のPKOより強制力のある活動を目指したのが、これも後で述べるプトロス・ガリ国連事務総長の「予防外交(preventive diplomacy)」であった。しかしこの試みは挫折した。多国籍軍は国連の活動ではないが、国連憲章第7章に根拠を置く活動という意味では、むしろPKOよりも根拠が明確であるとも言える。しかし国連の統制を離れて極端に言えばリードネーション(Lead Nation 以下主導国と称する)の意のままに行動できるということが大国の暴走といったイメージを抱かせる。

そこで本論文では、多国籍軍とは何なのか、PKOとどこが違うのか、何のために存在するのか、果たして多国籍軍は国際的な平和と安定に役に立っているか、そして日本は多国籍軍に今後どのように関わっていくべきなのか、について述べるものである。

1. 国連平和維持軍の限界と多国籍軍

国連の統制下で行われるPKOは、紛争当事者間の同意と要請に基づき、停戦を維持し、または、兵力の引き離しを監視する。部隊及び要員は各国から自発的に派遣されるが、作戦上は国連事務総長が任命する指揮官の指揮下に入る。武器の使用は、自衛と任務妨害の企てに対抗する場合に限って認められる。経費は加盟国による通常の分担金とは別に賄われる(国連からある比率に応じて派遣国に支払われる)。冷戦終了後、国連はPKOの任務を選挙監視、人権状況の監視、行政管理、人道援助の実施確保などに拡大したが、直接紛争の解決に当たるものではない。PKOは国連の統制下にある活動ではあるが、国連憲章に直接の根拠規定を有しているわけではない。

国連憲章（抜粋）

第6章 紛争の平和的解決

第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第39条 安保理は平和に対する脅威、平和の破壊または侵行為の存在を決定し、並びに国際の平和及び安全を維持しまたは回復するために、勧告をし、または第41条及び第42条に従って如何なる措置をとるかを決する。

第40条 勧告

第41条 兵力の使用を伴わない措置
(例えば経済封鎖や外交断絶)

第42条 安保理は第41条に定める措置では不十分であろうと認め、または不十分なことが判明したときは、国際の平和及び安全の維持または回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。

(行動には示威、封鎖などを含む)

第43条 国際の平和及び安全の維持に貢献するため、全ての国連加盟国は安保理の要請に基づき且つ一または二以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益(通過の権利を含む)を安保理に利用させることを約束する。

(2 特別協定の規定項目)

(3 協定は安保理と加盟国間で締結、
批准が必要。)

国連憲章の抜粋(囲み記事)を見れば、紛争の平和的解決(第6章)が出来なかった場合は、第7章で勧告し、経済封鎖など兵力を使用しない措置により、それでも駄目なら国連軍を結成して対処するのが国連発足時の考え方であったことが分かる。しかし、冷戦期に入り特別協定における規模、構成、特に指揮権の問題で常任理事国の一致を見ることができず、特別協定は締結されることなく今日に至っている。武力紛争が実際に生起してしまった後の措置としてPKOが規定されたため、PKOは第6章に該当せず、受入国の同意を前提とし武器の使用にも制約を課したため強制措置を謳う第7章にも当たらず、第6章と第7章の中間的な存在即ち「6章半の活動」と言われている。

冷戦終結後間もない1992年、プトロス・ガリ国連事務総長の「平和への課題」と題する報告書において、「予防外交」という用語を用いて今後の国連の活動の方向について所信を表明した。予防外交の概念は、国家間、もしくは国内の争いが武力衝突を含む紛争に発展することを未然に防ごうとする外交活動で、

戦争や武力紛争が発生する前に関係国あるいは国連のような国際機構などが紛争の悪化を阻止し、または紛争の発生そのものを防止するために行う諸活動(一種の予防展開)を意味していた。具体的な施策としては、国連憲章第43条に基づく各国待機部隊の設置、停戦違反に対して介入する平和強制(執行)部隊の創設、紛争後の平和構築が柱である。

この構想に基づき、マケドニアにおける予防展開が行われ、また、従来の平和維持軍よりも重装備で十分な事前の訓練を積んだ平和強制部隊構想は、第二次国連ソマリア活動(UNOSOM)で現実と化した。しかし内戦で相当数の損害を出し、一般住民にも被害が生ずるに及び撤退した。95年1月、ガリ事務総長は報告書の「補遺」を提出し、最近のPKOの派遣が国家間の紛争よりも内戦に多く、任務が複雑かつ多様化している、と分析し、平和強制(執行)は現在の国連の能力を超えていること、「同意、中立、武力不行使」といった従来からのPKO原則の尊重がPKOの成功には不可欠であることなどを指摘して、従来型PKOへの回帰を示唆した。(『現代用語の基礎知識』による)

ソマリアの活動とは、長く続いた独裁体制が崩壊して氏族間の武力抗争が発生した。1992年国連は武器禁輸措置を講じ停戦合意を成立させ、人道援助と停戦監視を主任務とする伝統的PKO(UNOSOM)を設置した。しかし内戦による現地状況の悪化でUNOSOMでは任務を遂行できず、国連安全保障理事会決議第794号が採択され、米国を中心とする

多国籍軍（UNITAF）が派遣された。約半年の後、強制力を持つ PKO として上述の UNOSOM に引き継がれたが失敗に終わったというものである。

国連の活動が伝統的な PKO に回帰したため、PKO では收拾がつかない事態における活動として再び多国籍軍が登場することになる。多国籍軍は、一部の例外のケースを除いては、国連安保理の決議によって、国連憲章上の根拠を得て行動することを授權されて編成された軍事組織であり、国連憲章第 7 章を根拠規定として右のようにあらゆる措置をとることが許される。ただし経費は派遣国の自前である（現実には我が国のように軍隊は出さないが資金を提供する国があり、主導国と言われるリーダー的な国家が兵站や資金の一部または全部を負担する場合もある）。国連の指揮を受けることがないという意味では国連の管轄外の存在である。国連に対して多国籍軍は報告の義務を負ってはいるが、実際には多国籍軍から国連の平和維持活動（PKO）への引継ぎのような事態を除いては、詳細・具体的な報告はなされないのが通常である。多国籍軍の活動の記録を一括して整理・保管すべき部署が国連内には設けられていない。派遣の結果の責任は国連には無く、主導国等が負う。

安保理決議第 794 号

ソマリアでの大規模な人間の悲劇を国際の平和と安全への脅威とみなし、国連憲章第 7 章のもとにあらゆる必要な措置をとることを授權する」

2. 多国籍軍派遣の原因

冷戦終結後の湾岸戦争以降に安保理決議に基づく多国籍軍は 16 事例に上る。地域別ではアフリカ諸国が半数近い 7 件、欧州の火薬庫と言われたバルカン半島から中東を経てアフガンという不安定な地域で 7 件、その他東南アジアの東ティモール及び中米ハイチ各 1 件、合計 16 件となっている（ハイチは 2 回あるので 17 件という説もある）。

各事例は、1847 年にアフリカで初めての独立国となったりベリアを除けば、他は全て第二次世界大戦後に独立を果たした新興国家において生起しており、それらの国家が未だに多くの不安定要因を抱えていることが分かる。これらの国は冷戦後にユーゴスラビアが分裂してできた、クロアチアとコソボ自治州を除けば、英、仏、ベルギー、伊、ポルトガルの植民地であり、多国籍軍の派遣においてはかつての宗主国が大きな役割を果たしている。早く独立したりベリアも、元は米国植民地協会によって送り込まれた解放奴隷が米系黒人移住区を作り、3%にも満たないアメリカ系リベリア人（アメリカ・ライベリアン）を特権層とする独立国が生まれたのであり、米国が宗主国のような地位にある。

多国籍軍は国連の活動ではないが、その派遣の動機は国連や地域機構の活動と密接な関係をもっている。まず国連が PKO を派遣したが事態を收拾できずに多国籍軍派遣につながったケースとしては、ソマリア、ルワンダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、東ティモール、コンゴ、第 2 次ハイチ及び最近のイラクの八つの事例が相当する。特にボスニアにおいては、空爆という強硬手段後に成立した「 Dayton 和平合意」を遵守させるために多国籍軍（IFOR）を派遣している。次に国連が経済制裁措置を講じたが更に強制措置を必要としたケースで、湾岸戦争、コソボ、及び第 1 次ハイチの三つの事例が相当する。また地域機構が積極的に関与し、これを追認する形で認定した事例としては、中央

アフリカ、コートジボワール、シエラレオネ及びリベリアの四つの事例が該当し全てアフリカである。全く国連や地域機構の事前の関与なしに行われたのは、アフガニスタン、イラクのクルド人の保護とアルバニアの三事例のみである。

アフリカにおいて、多様な地域協力が試みられているのは興味ある事実である。地域協力は植民地解放闘争の時代から、パン・アフリカニズムの影響を受けたアフリカ人指導者達によって唱えられていた。これは「アフリカ人、アフリカ系人の主体性の回復、及びアフリカの歴史的復権、独立と統一」を目指すイデオロギー運動である。そうした運動は経済的自立への欲求ともなり、アフリカ大陸の北部、西部、中部、東・南部の四地域にそれぞれ地域経済統合の動きが活発になった。この中で最も活発なのが西アフリカであり、特に西アフリカ諸国経済協力体（ECOWAS）の活動は活発である。

フランスの植民地が多かった ECOWAS は、域内関税の撤廃、人・サービス・資本の自由移動、経済政策の協調などを政策として掲げたが、こうした経済活動が必ずしも順調に進展しない中で、89年に始まったリベリアの内戦を契機として、90年代に入って紛争調停機能の役割がみられるようになってきた。ECOWAS は休戦監視団（ECOMOG）を組織し、90年にはリベリアの内戦に派遣、97年にはシエラレオネの軍事クーデターに対して経済制裁の呼びかけとともに派遣した。更に 2003 年コートジボワールの内戦に際しては、ECOWAS コートジボワール・ミッション：ECOMICI を展開、同年再び生じたリベリアの内戦に際して ECOWAS 軍を展開した。シエラレオネ以降の三回の軍派遣はいずれも多国籍軍に認定されている。また、中央アフリカにはフランス語圏アフリカ諸国から構成された MISAB（バンギ協定汎アフリカ監視軍）が展開した実績もある。

3. 多国籍軍を派遣する理由

ここで PKO ではなく、何故多国籍軍なのかについて考えてみる。

まず必要性の観点からは、当然のことながら「強制力」が第一に考えられる。「強制力」は通常、国連憲章における平和強制の第 7 章を根拠規定とし、紛争等を解決するためのあらゆる措置をとることを授權されるところにある。では国連の統制下ではなぜ強制力を発揮できず、多国籍軍では可能なのであろうか。強制力の行使は戦闘行動につながり損害を伴う。そのような行動における指揮権を、価値観を異にする諸国家の集合体である国連に委ねることにためらいがないとは言えない。しかも国連が指名する指揮官は、必ずしも大きな影響力をもつ国から選ばれるとは限らない。一方多国籍軍の主導国とそれに加わる国（以下受動国と称する）の関係は、親分子分の関係に似ており、主導国の指揮下に入ることに受動国の抵抗感は少ない。世界一の軍事大国で国際的な平和と安定に積極的な役割を果たす米国が主導国の場合は、米国との友好関係を築きたい国は先進国であるとないとを問わず、こぞって米国の下に参加している（湾岸戦争では 39 力国、ボスニアでは 30 数力国が参加している）。かつての宗主国が主導国となる場合は、他の先進国は参加していない事例が多いものの、宗主国との関係を重視する周辺諸国が参加している。要は国連主導よりも、主導国の下に付くほうが行動し易いということであろう。

次は必要性としての「即応性」と、決議や実行面における「容易性」が表裏の関係として挙げられる。PKO、多国籍軍ともに安保理決議は常任理事国 5 力国（棄権は認め

られている)と、非常任理事国の半数以上の賛成が必要である点は同じであるが、PKOはその上に受け入れ国の同意を必要とし、国連が指揮し必要な経費を負担することなどから、派遣を決定するまでに、また派遣を決定してから実行までに、計画・調整・準備のための相当の時間を必要とする。これに対して多国籍軍の場合は、原則として受け入れ国の同意を必要とするものの、受け入れ国の政権自体が国際社会の制裁の対象となるような場合には同意なしで行われる(湾岸多国籍軍、ハイチやシエラレオネのケースのように経済制裁に始まる場合が多い)。またその行動は、主導国及び主要派遣国の判断に委ねられる場合が多く、極端な表現をすれば「主導国の意のままに軍を動かせる」ということにもなる。したがって軍事力、経済力及び周辺国への影響力を有する国は多国籍軍の主導国になった方が万事やりやすい。こうして派遣に同意する国の準備さえ整えば直ちに活動できるので、時期を失することなく安保理決議が迅速に実施に移されるという利点がある。

アフガニスタンではタリバン掃討作戦中に多国籍軍が展開し活動を開始した。アルバニアでは反政府勢力との合意によって成立した連立内閣の首相による軍事介入要請から2週間(議会承認の当日)で多国籍軍の派遣が決議され、10日以内に展開した。ボスニアやコソヴォでも、空爆の結果停戦が成立してから2週間程度で派遣の決議が成された。PKOの場合は、単純に比較できないが、派遣の必要性が論じられてから派遣に至るまでの期間は、概ね月単位であるとみられる。

地域機構が関与し、あるいは関与するとの決議が国連にとって望ましいものであれば国連決議は容易である。特にリベリアでは、国連事務総長が米国主導の多国籍軍を派遣するよう要請したのに対し、米国はソマリアでの苦い経験から躊躇し ECOWAS に働きかけ、ECOWAS が介入を決議すると直ちに海兵隊の投入を決定し、これを受けて国連が多国籍軍派遣決議を採択したというような経緯がある。

この三つの要因は三者択一の関係にあるのではなく、事態によって比重の差はあっても通常三つの要因が複合して多国籍軍の派遣につながる。

4. 多国籍軍派遣の評価(効果)

多国籍軍の派遣後の状況を眺めると、派遣が継続されているのは、ボスニア、コソボ(PKOと並列)、アフガニスタン及び最近のイラクである。アルバニアは、総選挙終了後の撤退であり、成功の部類であろう。その他の事例の大部分はその任を終えてPKO(イラク北部のクルド人地区の場合は国連高等弁務官事務所)に移管している。残るソマリアとルワンダについては、一旦PKOに移管したもののPKOが撤退を余儀なくされ、結果的には不成功というべきであろう。

これを総合的にどう評価するかである。多国籍軍の派遣によってPKOで対応できる状態になったということは、強制措置の目的が達成されたと解釈してよいであろう。現在展開中の事例もイラクは予断を許さないものの、多国籍軍が撤収できるほど事態は良くはないが、多国籍軍の存在が安定を保つ一助であることは確かである。

視点を変えて、各事例における参加国の状況を概観する。西側先進諸国家は概して自由に行動できる(制約の少ない)多国籍軍として行動することを好み、派遣の頻度が全般に高く、国際平和と秩序の維持に積極的に関わる姿勢がみえる。90年代後半以降から

は米国主導の派遣に東欧諸国が多く参加し西欧に次いでいる。途上国特に経済的に困窮している国家は、国連が経費を負担する PKO を好む傾向があるようである。それでも、中南米及びアフリカを含む、数多くの国が多国籍軍に参加している。同じ地域内の事態、国際的な関心が高い事態、あるいは主導国との協調関係が大きな意味を持っている場合などが多いようである。

これらを総合すると、国連軍の創設は理想に留まっている現状において、国際的な平和と安定に対する多国籍軍が実質的に果たす役割は大きいものと評価できる。

5 . 結びに代えて 我が国の対応

日本はこのような国際的な趨勢にどのように対応していくべきであろうか。我が国は国連の改革を唱え常任理事国入りを目指している。PKO はそれなりの効果を挙げているが限界があることは明瞭であり、それを補うのが現状では多国籍軍以外にないのであれば、我が国は多国籍軍派遣についてそれ相応の覚悟を決めねばならぬ。

多国籍軍の指揮は「軍事組織である以上一旦その指揮下に入れば、命令一下如何なる任務も拒否できないのではないか」との議論が一時マスコミを賑わした。一国の軍隊の指揮は本来そうあるべきであるが、多国籍軍の場合、軍隊に対する指揮権は各国の主権に関わる問題であり、主導国といえども参加した受動国の国家の意志を無視して命令は下せない。国によって交戦規定 (Rule of Engagement: ROE) も異なるため、ある任務を与えるのに、ある国の軍では受け入れるのに、受け入れられない国の軍もあり得る。国によっては何でも出来るとは限らない。だから、派遣することを予期する場合には、なるべく早期に所要の幕僚を現地の司令部等に派遣して、例えば非戦闘地域での後方支援のみに限定した任務など、我が国にとって望ましい任務に就けられるよう調整をするなど、やり方次第である。ところが議会が承認していないのに幕僚を派遣するのは文民統制違反である、などと騒ぐから、適当な役割が得られなかったり、派遣の時期を失したりする。

それはそれとして、軍人社会には、生命を賭けての使命感に基づくある種の共通の文化のようなものがあり、戦争をしていない限り相通じ合うものをもっている。そうした軍人社会の中で自国の軍隊が尊敬され、畏怖される存在であることは、安全保障上極めて重要である。自衛隊は海外において規律厳正、礼儀正しく、現地の人たちと分け隔てなく友好関係を結び、PKO にしても多国籍軍にしても優等生的な存在である。しかしそれが軍人社会で一応の敬意は表されるとしても、真に尊敬される存在であるのかどうかは別問題のような気がする。

国内にあっては警察に駐屯地を守ってもらい、海外にあっては他国の軍隊に警備を委ねる。派遣される際にやってよいことだけが示される自衛隊は、当初に予想し得ない事態に直面して、他国の軍隊であれば委ねられた権限の範囲内で最善を尽くせるのに、自衛隊は本国の了承を得るまで何もせず待つほかはない。これで自信を持って任務に邁進せよと言えるのだろうか。「いざと言う時は共に戦いたい」と思われる軍隊こそ尊敬される存在であるとするならば、「ともに戦えない」いや「戦ってはいけない」という自衛隊は、軍人社会にあっては軽蔑されかねない存在である。それは我が国の安全保障上重大な問題であるのだが、政治家はこのことをどう思っているのだろうか。

宗教と安全保障

(財)DRC 研究専門委員
玉 真 哲 雄

はじめに

宗教と安全保障などと言うと、とっさの反応としては「何の関係があるのか」とお考えの向きが大方であろう。しかしこれは「大事なものを守ること」という安全保障の根元、また真に大事なものは何か、という(大げさに言えば)人生の根元に関わる大問題であり、結局は(何をそう呼ぶにせよ)宗教の要素を含まざるを得ない課題だと考えられる。

筆者は先に「教会と国家学会」という集まりに連なるようになったことを一つの契機として、当 DRC の会誌「DRC」2004 年 6 月号で「何が大事で生きてますか？」と題してその一部を論じた¹⁾。ここではそれを更に展開して、次の順序で課題を整理して見たい。

- ・ 今日の世界と日本における宗教と安全保障
- ・ 真に守るべきものは何か - 国際会議での知見 -
- ・ 忠誠 (Allegiance) の対象について
- ・ トインビーの予言 - 国家から宗教へ、忠誠対象の移行 -
- ・ あなたが選ぶ忠誠の対象と将来の安全保障

1. 今日の世界と日本における宗教と安全保障

(1) 今日の世界における宗教と安全保障

宗教、安全保障、どちらも平均的日本人にとってはなじみの薄いことがらであるが、世界を見れば安全保障の根元に宗教が関わる事例がすぐに思い浮かぶ。

中東でのイスラム諸国とイスラエル

北アイルランドでのカトリック系勢力とプロテスタント系勢力等の対立の背景に宗教の要素があることは自明である。また

9.11 テロ以後のアメリカ、特にいわゆる「宗教右翼」の影響下にあると言われる部分とテロ勢力

との間にも、この要素が感じられるであろう。

(2) 今日の世界における宗教と安全保障

しかし多くの日本人にとっては宗教的対立、ましてそれが安全保障に関わるなどはまったく別世界のできごと、己には無関係と感じられているのではないか。

一神教は偏狭だから対立が起こる。多神教の神道と多宗教併存の日本は宗教的に寛容なので、ああいうことは起こらないから幸いだ。

日本にもオウムのようなカルトが発生したのはいけなかった。なまじ宗教などに関わりを持たない方が無難だ。

...平均的日本人の抱く想念は、おそらくこんなところではあるまいか。(1)で述べた中東、北アイルランド、アメリカ宗教右翼とテロ勢力等の事例は、ともすればそういう印象を生み出しがちではある。とはいえ、これでは「宗教」とは、原理主義

か、カルトでしかないことになる。これら対立・紛争地域にはそれぞれに、反暴力・和解の活潑な言論と行動（その多くは...一神教の...宗教的信念に基づく）があること 2) 3) などは、容易に見過ごされてしまう。これは宗教に対してフェアではない。

なお日本が「寛容」な社会であるか否かは、大勢に順応しない少数者へのイジメと差別を見れば一目瞭然であろう。

(3) 「教会と国家学会」での筆者の経験

数年前から知人の縁で「教会と国家学会」という集まりに関係し、年に数回の研究会・講演会を通して種々示唆に富んだ見解に接するようになった。

NGO運動の源は17世紀、英国国教会に対する自由教会。政府への税金でも私的蓄財でもない公共のための自由献金が起こり。「国家」でも「私」でもない「公共」の概念を一層育てることが必要 4)。

ドイツ福音教会のナチに対する「バルメン宣言」。中国国民党压制下、台湾長老教会の「国是声明」。社会正義が著しく損なわれこれを正す声が途絶えたとき、教会が国家へ発言を 5)。

9.11以後のブッシュ政権の動きと、それへの米国諸教会の批判。カーター元大統領「高圧政策でテロ後の世界の支持はほとんど消え去った」ほか 2)。

国家と安全保障、そして背後にある宗教との緊張関係が透けて見える感がある。さらに、宗教と安全保障との関係は以上のような既製宗教に限らず、すべて「大事なものを守る」ことに関わるものであることを、以下で述べたい。

2. 真に守るべきものは何か - 国際会議での知見 -

「大事なものを守ること」が安全保障の根元であるならば、「真に守るべき大事なものは何か」が安全保障論議の出発点であるべきである。一見迂遠に見えるこの課題を、筆者は先年のある国際会議で身近な問題として再認識した。

(1) 2000年8月「上級政策セミナー」

ホノルルの「東西センター」が主催する「上級政策セミナー」に招待されて2000年8月6日(日)～9日(水)の間これに出席し、アジア太平洋地域の安保・経済等の諸問題に関して11か国・機関30人余りの出席者と共に討議の時を持ち、21世紀に臨むこの地域の課題の一部を垣間みたように感じた。会誌「DRC」2000年11月号で報告したことを想起しながら、関連部分を再説する 6)。

重要課題山積の討議内容中から特別な強調点を見出すのは至難であったが、21世紀の課題として筆者が目を開かれたと感じた点は、次の二つであった。

課題 人権・人道と国家主権の相克

人権・人道の見地を強調する日米と、国家主権の相互尊重・不可侵を主張する中国との相違が、いくつかの場面でクローズアップされた。「人命・民主・環境・自由市場の価値観全球化」「国家の生存よりも人生の向上」等の言辞を日本人出席者の発言中で聴いたことに感銘を覚えた。対して中国出席者は、台湾問題をも含む国内問題への相互不干渉、国家主権の尊重を強調して一歩も譲らなかつた。公式見解を真正面から主張して議場を緊張させた徹底ぶりは見事ではあったが、果たして21世紀をこれで乗り切れるであろうかとの疑問を感じた。

課題 全球化は誰を利するのか

21世紀キーワードの一つとされる全球化(globalization)は果たして誰を利するのか。「既に強力な先進国経済を利するだけ」とのインドネシア出席者等の見解の反面、米国出席者からは「本質的には政府の枠外、米国にとってさえ不安要因」との見解もあった。多国的・国際的・国境横断的(multinational、international、transnational)等の言葉が飛び交った。経済面中心の論議ではあったが、より本質的には先記の日本人発言にあった「価値観の全球化」であろう。もはや経済・軍事の境をも横断した「価値観安保」が21世紀の課題なのではなからうか、との感慨を持った。

以上は2000年当時の所感であるが、ここで目を開かれた「価値観安保」に関するその後の所見を加えれば以下のようになる。

(2) 真に守るべきものは「価値観」

国家が安全なら己も安全、がかつての大前提であり「国家安全保障」はすべてに優先した。日本でも今を去ること60年の昔までは、国家とはそれを守るため、その安全のため、つまり国家主権護持のために死ぬべき至上の存在であり、究極の生き甲斐・価値観であった。しかし前記の例のように、20世紀後半以来「価値観の全球化」「国家の生存よりも人生の向上」が語られ、また国家主権一辺倒で21世紀に対処可能かが疑われる等、国家の至上性は世界的にもあやしくなった。そのために命を捧げてもよい大事なものは、今やあるのか。

「安全保障」の語も多様化し、国家安全保障だけでなく食料安保・エネルギー安保・人身安保などの言葉が聞かれるようになった。安全保障とは何も特別なことではない、すべてあなたにとって大事なものを守ることが安全保障である。しかしもはや国に命を捧げる意向の人は多くなく、食糧・エネルギーの(故に、はあるが)為に人は死なないであろう。大事なものにも明らかに等級差がある。あなたが命にかけても譲れない究極的に大事な価値観があるならば、それを保証してくれる「価値観安全保障」こそが究極の安全保障なのではないか。

そして宗教とは何も既製宗教に限らない。その価値観こそがあなたの宗教だ、と言ってよいのではないか。(もちろん「宗教」と名づけられるには、価値観を共有する同信の人々とのつながり、またこの世で価値観の実現に到らなくともそれを以て終わりとは見ない、等の要素があろうが、今はそこまでは触れない。)

3. 忠誠の対象について

価値観は、当然それへの忠誠の要素を伴うであろう。忠誠の対象についてのいくつかの事例を考えて見よう。

(1) 【事例1 会社のためにあなたは死ぬるか】

高度成長期の「企業戦士」「モーレツ社員」にとっては「我が社」こそが価値観・生き甲斐・忠誠の対象であったろう。「会社のためにあなたは死ぬるか」というモーレツ社員講習の標題を見たことがある。「武士の面目」「藩の名誉」のため文字どおり命を捧げた赤穂浪士を思わせるが、その後バブルはしばみリストラは進んだ現在、もはや流行らないであろう。

(2) 【事例2 行政はサービス業です】

高知県知事橋本大二郎氏はかつて「行政はサービス業です」と語られたという。市区町村・都道府県が市民住民へのサービス機関であることは間違いがない。これが一段上がって国家と名がつくと、サービス機関でもある反面どこかに「国旗」「国歌」に象徴される「忠誠」の要素が漂い始める。20世紀後半以来薄れたとはいえ、この差はどこから来るのか。またこの差は今後も意味を持つのか。

(2) 【事例3 国境が何ぼのもんじゃ】

千年を単位とする長年月、四囲を海に隔てられた島国に生きてきた日本人にとって国境とは越え難い海でもあり、ひいては侵すべからざる「国家」の象徴でもあった。しかしこれは世界の標準ではなくむしろ例外である（英国も島国ではあるがドーバー海峡は泳いでも渡れる）。統合が進む西欧で筆者がこれを実感した次第を、2001年6月のオランダ訪問に際して会誌「DRC」に次のように記した7)（一部省略・修文）。

オランダが南へ伸びてドイツとベルギーにはさまれる位置にあるマーストリヒトでの会議のレセプションは、城館風のホテルで行われた。このホテルはベルギー領内にあり、バスでの往路に地図を見て国境を探したが、道端に一瞬「ベルギー」の標識を見かけただけ、帰路の別道には標識すらなし。千年単位で島国に住む日本人にとって、統合が進む欧州の「国境が何ぼのもんぢゃい」の現実には清新に写った。

(4) 忠誠の対象はあるのか

忠誠の対象としての侵すべからざる「国家」観が次第に薄れる21世紀の現在、そのために命を捧げてよい大事なものの、忠誠の対象はあるのか。あなたが命にかけても譲れない究極的に大事な価値観があるならば、それは何か。何が安全保障の根元か。

世界的な歴史家トインビーの40数年前の小論文に貴重な示唆が見られる。現世的な「忠誠」、及び宗教的な「帰依」双方の意味を持つ'allegiance'という言葉を中心に、これを尋ねてみよう。

4. トインビーの予言 - 国家から宗教へ、忠誠 (Allegiance) 対象の移行 -

アーノルド・トインビー (Arnold J. Toynbee) が1960年に、ある雑誌に寄稿した小論文「ユダヤ教の先駆者的使命」が手元にある8)。ライフワークたる大著「歴史の研究」で知られる碩学が、この小論の主旨をその後他の形に発展拡大させたか否かを知らないが、前章までの諸課題に貴重な示唆を与えるものとしてこれを紹介したい。

(1) ユダヤ人・ユダヤ教の「離散」の歴史

紀元前583年、バビロニアのネブカドネザル王によるユダヤ国の滅亡から大戦後のイスラエル国建国までの2400年以上（または紀元135年、ローマ帝国によるエルサレム破壊から約1900年）にわたりユダヤ人は地上に国家を持たず、半政治的・半宗教的なディアスポラ (Diaspora、離散) 集団としてだけ存在した。

(2) 大戦後の新展開

1948年のイスラエル国建国により、ユダヤ人にはイスラエルという特定国家の国民となる選択肢が生じたが、米国・西欧の離散ユダヤ人の多数はイスラエルでなく居住国の国民にとどまり、政治的には居住国に、宗教的にはユダヤ教に'allegiance'を持つことを選択した。

(3) ディアスポラ (離散) 宗教集団こそ将来のコミュニティの姿

政治面を離れ宗教集団となったこれからのディアスポラは、ユダヤ人としての独自性を喪失するどころか、非ユダヤ人へも開かれた宗教集団として、しかも諸々の宗教集団の先駆者としての輝かしい役割を果たしうる。アイルランド系米人の多くがカトリックであり、スコットランド系米人の多くが長老派であるように、集団が政治的に同化しても宗教的独自性は保たれるのだ。特定地域に固着した国民国家 (national state) の時代は過ぎ去りつつあり、新時代のコミュニティは特定地域でなく世界を対象とする宗教コミュニティであろう。その先駆者としての苦難の歴史が、ユダヤ人のディアスポラであった。

(4) 国家の「ロマンス」喪失

原子爆弾の時代にあって、世界の滅亡を避けるには「一つの世界」を選択するしかない。土地に固着した農業時代と異なり、機械工業と原子時代のもたらす「一つの世界」にあって、かつては「ロマンス」の対象であった国家は、公共サービス提供者としては存在し続けるであろうが、もはやロマンスは喪失している。反面、新時代の「世界コミュニティ」は、技術によって物理的距離は短縮されようとも心理的距離は残存し、国家に代わって人の allegiance の対象となるには不十分である。この真空を充たすものは、特定地域に固着せずしかもすべての地域に帰依者を持ちうる、離散の宗教コミュニティであろう。

5. あなたが選ぶ忠誠の対象と将来の安全保障

示唆に満ちたトインビーの予言から 40 年余を経た今日の状況を顧みつつ、一応のまとめを試みたい。冷戦の終結とテロリズムが、二つの主要要素であろう。

冷戦終結により世界の滅亡の悪夢は遠ざかったが、これに代わる「一つの世界」、
「世界コミュニティ」及び、サービス機関としては残るが「ロマンス」を喪失した国家に代わって allegiance の対象としての真空を充たすディアスポラ宗教集団の出現は、(少なくとも誰にも見える形では) いまだ到来していない。

9.11 テロへの米国の反応は、忠誠の対象が国家でない人々への国家の戸惑いを示している。

いくつかの国では、国旗・国歌に象徴される「国民国家のロマンス」への回帰、allegiance の対象としての国家への復帰が指向されているかのように見える。

これを正道への復帰と見るべきか、あるいはディアスポラ宗教集団が allegiance の対象となる「世界コミュニティ」への途上にあって、「ロマンス」を喪失した国家の最後の努力と見るべきか。

これらの問いへのあなたの答えと allegiance の対象の選択が、将来の安全保障への根元的な見方を決めるのではなからうか。あなたの allegiance に応えてあなたの価値観を保証してくれるものは何か。筆者もまた先記の「教会と国家学会」ほかの場で、これらを究極的課題の一つとして、残された時間で更に考察したいと考えている。

引用文献 (一部は、小集会での講演で公刊記録がないことを御了承願う)

1) 玉真哲雄：何が大事で生きてますか? 「教会と国家学会」で考える宗教と安全保障、季刊「DRC」2004年6月、30~31頁

- 2) T. J. ヘイスティングス：9.11以降のブッシュ政権の動き - それについての合衆国諸教会による批判 -、教会と国家学会講演会、2002年6月6日〔公刊記録なし〕
- 3) 三井義（南部泰孝訳）：側にいる奉仕 - 「同行者」からのイスラエル・パレスチナ報告 -、「福音と世界」2003年12月、35～39頁
- 4) 船戸良隆：NGO運動とキリスト教文化、教会と国家学会研究会、2002年11月14日〔公刊記録なし〕
- 5) 尾崎風伍：信仰告白の視点から見た教会と国家、教会と国家学会研究会、2002年11月14日〔公刊記録なし〕
- 6) 玉真哲雄：「上級政策セミナー」で垣間みた 21世紀の課題、季刊「DRC」2000年11月、32～34頁
- 7) 玉真哲雄：「多国間BMD会議」で変わったこと、変わらぬこと、季刊「DRC」2001年8月、26～27頁
- 8) Arnold Toynbee: Pioneer Destiny of Judaism, ISSUES Vol. 14, No. 6 (Summer, 1960), pp. 1 ~ 15

国土防衛における ATACMS の効用

(財) DRC 研究専門委員
吉田 暁路

はじめに

ATACMS (諸元の概要は最終ページ参照) は、1991 年の湾岸戦争で戦場に初めて登場し、2003 年のイラク戦争では、米陸軍の軍団及び師団の縦深攻撃 (Deep attack) 及び精密火力 (Precision fire) の中核として矚目すべき性能を改めて披露した。

米陸軍は、情報戦争に勝利を収めるには、機動の優越とともに精密かつ徹底した火力による打撃が不可欠な機能とし、同時かつ決定的に敵を撃破することが必要と考え、十分な射程と効果的なペイロードを持つミサイルシステムの研究開発を進めてきた。重視する打撃目標は、戦術ミサイル発射機、防空火器、発見しにくい隠蔽した作戦指揮所、また移動中の車両群である。精密、リアルタイムかつ確実な効果を期待できるこうした火力の中核となり、即時にかつ経済的に整備をできるのは既に陸上自衛隊が装備している MLRS と完全にファミリー化した ATACMS 地对地ミサイルの外にない。

1. 国内外情勢の変化が陸上自衛隊へ及ぼす影響

陸上自衛隊の整備、運用等に影響を及ぼす国内外情勢は多岐に亘るが、国外情勢の変化に伴う役割・任務の拡大と、少子化と防衛予算の制約という国内情勢の変化による影響は極めて大きい。以下、これらの要因に限定してその変化を展望し、次いで陸上防衛力に及ぼす影響、問題点について概観する。

(1) 陸上自衛隊の役割・任務の拡大

最近の安全保障に関わる国内外情勢は、将来の陸上自衛隊の任務、役割を次に述べるように漸次拡大していく傾向にある。

「我が国の防衛」については、領域内における非対称的軍事力による脅威 (テロ、ゲリラ、WMD) への対応 即ち、いわゆる「領域警備」(平時における情報・監視活動を含む) が追加され、またサイバーテロ、大量難民、麻薬等に対して、関係省庁への協力任務として陸自の実動能力が期待される可能性が高い。

「安全保障環境の構築」のための役割としては、現在の「自衛隊の任務遂行に支障のない限度」という付帯条件が削除されるとともに後方支援業務等に限らない広範な役割遂行が求められる。また、いわゆる PKO のみでなく、平和仲裁 (Peacemaking) あるいは国連憲章第 6 章 紛争の平和的解決第 33 条 (平和的解決の義務) が追加される可能性もある。更に、国連憲章第 7 章事態、即ち、国連の要請により平和構築 (Peace-building) 及び平和執行 (Peace-enforcement) への参加を視野に入れる時期に来ている。小泉首相は、2004.1 の施政方針において、国連待機制度への加入を検討課題として示唆したが、政府として 「安全保障環境の構築」の重要性を表明したものと見える。

要するに、近い将来の自衛隊が「戦争以外の作戦行動（OOTW）」にも幅広く関わらざるを得ないという認識であり、陸上自衛隊の任務、役割も当然ながらこれまで以上に多種、多様になることを意味している。

以上に加えて、日米の同盟関係の強化に伴う役割の拡大が予想される。

「日本の防衛」では、情報交換、警戒監視の強化、WMDの拡散防止と弾道ミサイル防衛体制、インターオペラビリティの強化、などである。

「周辺事態における役割」としては、米軍に対する後方支援の制限の緩和（たとえば、武器、弾薬の輸送、あるいは戦闘地域に近接した地域における密接な支援活動）、米軍施設の警護、が考えられる。

（２）少子化と防衛予算の制約

ア．少子化の状況

少子高齢化は世界共通の課題だが、日本の進行が世界で最も速く、将来 30 年間にわたる人口動態は表 1 のように推計されている。

表 1 日本の将来推計人口（単位：1,000 人）

年次	男				女			
	計	0--14歳	15--64	65歳以上	計	0--14歳	15--64	65歳以上
平成17年	65,429	9,088	42,474	10,718	65,429	8,639	42,116	14,674
27	61,086	8,318	38,824	13,944	65,180	7,880	38,473	18,828
37	58,068	7,234	36,338	14,495	63,069	6,851	35,987	20,231
47	54,022	6,455	33,129	14,438	59,580	6,112	32,762	20,707

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月）」

特徴的なことは、総人口が平成 17 年の 1 億 3,086 万人から平成 47 年には 13% 減の 1 億 1,360 万人となり、男性の減少（約 17%）に比較すると女性の減少（約 9%）は少なく、14 歳未満が男女性ともに約 29% と大きく減少し、労働力人口（15-64 歳）も男女ともに約 22% と減少する。特に、自衛官適齢人口（18～25 歳）である男子人口の推移は、1998 年を基準にした場合 2018 年の減少率は 35% になる。

自衛官適齢人口の減少のほか 4 現業国家公務員数の推移及び大学等への進学率は、2 士自衛官応募数を減少させる要因だが、単純に自衛官適齢人口の減少率 35% を適用した場合に将来継続的に確保できる陸上自衛官の現役定員は、14.5 万人 × (1 - 0.35) = 9.5 万人となる。仮にランチェスターの交戦理論 N^2 則を適用すれば、人的戦闘力が 14.5 万人から 9.5 万人への低下は、質的戦闘力 装備品の性能、情報、兵站、訓練練度、士気などを 2.3 倍程度に強化することが必要であることを意味する。

イ．防衛予算の制約

日本経済の動向については様々な見通しがあるが、政策研究大学院大学の予測によれば、図 1 のように人口減の影響により 2030 年の実質国民所得は 2006 年ピーク時と比較すると 390 兆円から 315 兆円と 19% ほど縮小する。

これまでの防衛関係予算は、概ね GDP の 1% 以内、国家予算の 6% 前後で推移してきている。この条件に大きな変化がなければ、陸上自衛隊の予算は 2004 年度の 18,164 億円（概算要求額）から 2010 年には 17,370 億円（790 億円減）、2020 年には 16,040 億円（2,100 億円減）、2030 年には 14,700 億円（3,450 億円減）となる。

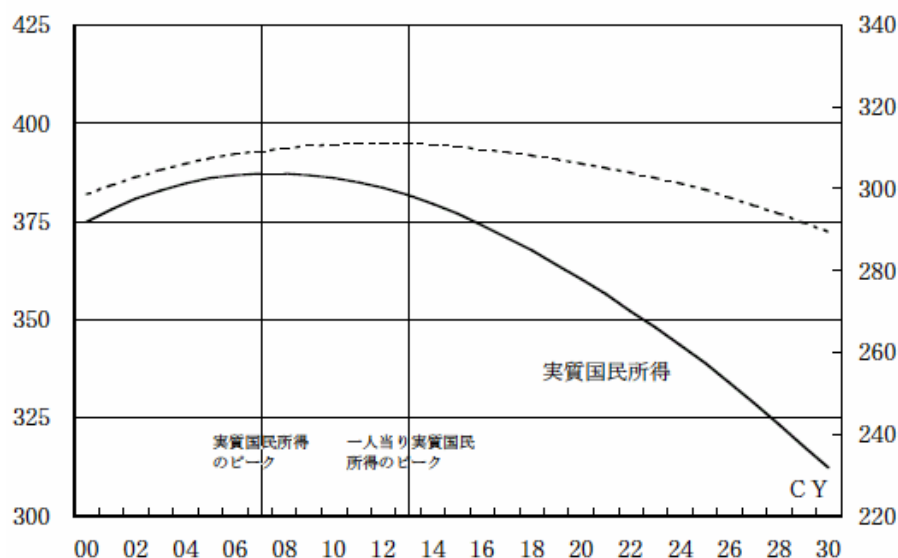


図 1 実質国民所得及び一人当たり実質国民所得の見通し

(政策研究大学院大学：「人口極大値後の日本社会と経済」から)

(3) 陸上防衛力への影響

陸上自衛隊の任務、役割が拡大することは、対処事態（目標）の多様化、平時・有事を問わない時間的連続性、そして行動範囲は領域内ばかりでなく、周辺地域そして全球的に拡大することを意味する。即ち、現在の本土防衛を主とした陸自の体制では、政治（国民）の要請に十分に答えられなくなり、陸上防衛力の合目的かつ効率的な改編と運用にあたっての事態への即応性と実効性を求められることになる。

他方、防衛力を造成するための人的、物的（予算）制約は予想外に大きく、防衛力整備の抜本的な見直し、特に陸上自衛隊の本来の任務である「国土防衛」に質的、量的に空白が生じないようにすることが喫緊な課題となる。

ア．防衛力の改編

改編目標としては、防衛予算と人的資源の制約下において、多目的か、目的別か、近代化(RMA)の方向、これまでの主要装備である戦車、火砲等の数量の見直し、作戦基本部隊（師団か、旅団か）の単位、部隊の配置、などが主要な論点として取り上げられるであろう。但し、活用できる資源は、たとえば2020年頃を想定すると、2004年現在と比較した場合現役人員で約5万人減の9.5万人、予算では約2,000億円減（概ね、現在の陸自の一般物件費に該当）の16,000億円程度となる。

上記について、将来増加が予想される国際貢献任務を隊法第3条任務に格上げされれば、少なくとも15,000人（各5,000人を任務遂行、休養、教育訓練のローテーションで運用）の要員を常時確保する必要がある。残余の80,000人が国土防衛任務に当たるが、行政、司令部活動、情報通信、教育訓練、後方支援等の要員を差し引くと直接国土防衛に当たる要員として50,000人を確保することも難しくなる。

また、予算面での減額は、上記近代化への影響が甚大であり、必然的に上記の主要装備の種類、数量等の見直しが必要になってくる。

イ．懸念される「国土防衛」における即応性の低下

これからの陸上自衛隊には多様な役割が追加されるが、先に「武力攻撃事態対処関連三法」が優先的に成立したようにこれまでと同様「本土防衛」という本来的な任務の遂行を基本とすることには変わりがない。

武力攻撃事態は、事前に若干の兆候を探知できる場合もあるが、多くは突発的に生起し、事態は瞬く間に拡大していく。したがって、即応性（Readiness）が極めて重要となる。軍事的即応性とは「抑止」、「緊急展開による拡大阻止」及び「事態の完全な排除」の3段階を全うできる態勢を造成、維持継続できる軍事能力であり、広義には戦力構造（編成、規模など）、近代化努力（装備等の技術的洗練化）、即応性（任務を直ちに遂行できる能力）及び持続性（継続して効果的に任務を遂行できる能力）であり、狭義では部隊、装備システムを迅速に展開し、運用する能力、計画に従い任務を確実に達成する能力、であるといわれる。

陸上自衛隊が改編され、あるいは改編されない場合においても国際貢献等の任務に相当数の自衛官が従事している場合、7,000近い離島を含めると広大な国土となる日本の領土を間隙無く防衛できる即応体制を構築することは難しくなる。現在の陸上防衛力の相似的縮小では、明らかに抑止力が低下し、現地への緊急展開に時間がかかるため拡大阻止にも限界が生じるからである。

2．ATACMS の役割と効用

（1）ATACMS の役割と運用上の考慮事項

ア．期待できる役割 戦略的な効用

将来予想される領域に対する軍事的脅威は、冷戦時代に比べると、その対象地域が全領域に拡大し、脅威態様が量的質的に多様化し、また事態の大小に関わらず奇襲/隠密/突発性を特徴とするケースが多くなる。したがって、脅威への対応は、平時からの情報優越と機敏/確実な対処による脅威の局限化と迅速な排除、即ち即応性ある対応を基本とすることが要求される。

ATACMS は、現在開発が進められている情報収集衛星、無人偵察機（UAV）などの将来の情報システムと一体化した「情報と打撃力の複合システム」の中核火力に位置づけられ、指令された目標情報を自動的に受信して射撃に直結できるウエポンシステムである。ミサイル（ブロック A）は、現在陸上自衛隊が多連装ロケット用に装備している M270 を使用して発射でき、射程 300km は離島を含む全領域をカバーでき、その威力は 1 発当たり 400m × 400m 以上の地域内の人員及び軽装甲目標に対し有効である。

要するに、ATACMS の存在そのものが領域への侵略を抑止し、侵略事態発生に際しては近接戦闘部隊の緊急展開のための時間的余裕を獲得し、また直ちに大火力を発揮して危機事態の拡大を未然に排除する、という即応態勢を確保できる装備であり、英国の本土防衛の基本といわれる「長い腕（Long Arms）」の役割を果たすことが期待できる。

イ．運用上の考慮事項

(ア) 配置の一例

ブロック A (射程 70~300km) の場合、図 2 のように全国 7 カ所に配置すればわが国の領域を全てカバーすることができる。たとえば、北から旭川、盛岡、新潟、岡山、熊本及び沖縄本島 (一部を宮古島に分派) に配置すれば、日本海に所在するわが国有数の離島及び宗谷、津軽及び対馬海峡を含めて空白のない初動対処のための火力態勢が確立する。

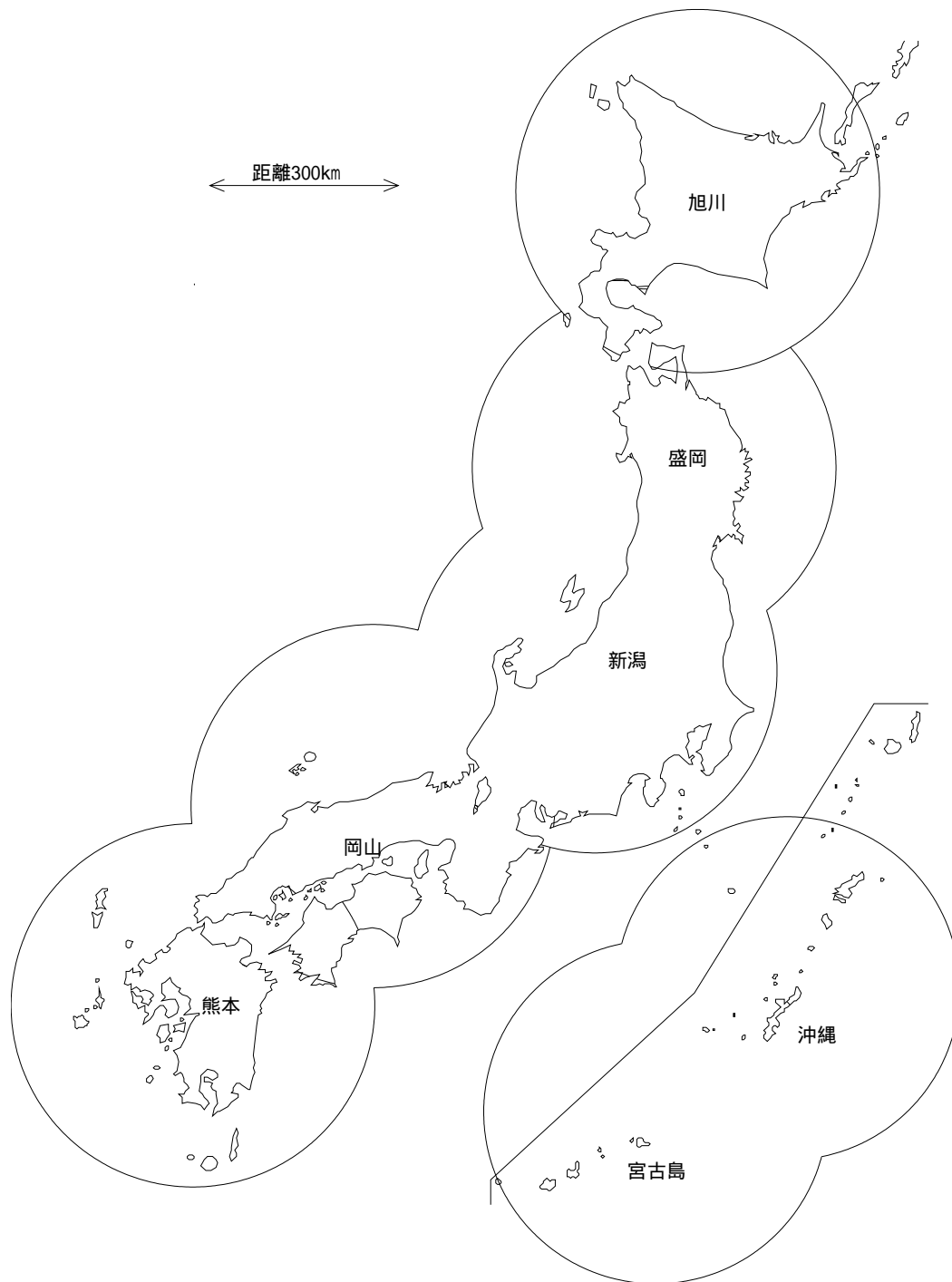


図 2 ATACMS (ブロック A) 配置の一例

M270 発射機×6 を 1 個射撃隊とした場合、全国で合計 36 ランチャーが必要数であり、1 個射撃隊は少なくとも 2 ヶ所の戦術正面に同時に対処でき、1 ヶ所当たり 1 分以内に 6 発のミサイルが指向可能となる。

(イ) 運用上の考慮事項

態勢

事態に即応するために、当初は駐屯地または近傍演習場内にランチャーを配置し、予め定めた即応基準 (DEFCON) を明確にし、また、所要の防空処置により残存性を高める。必要に応じて、射撃隊はローテーション編成を行う。なお、各ランチャーの保有ミサイル数については、別途検討を要する (1999 年、韓国は 29 ランチャーと 111 発の ATACMS を導入した・・・4 発/ランチャー)。

指揮統制

指揮統制は、防衛庁 (陸幕) 方面総監部 (師団司令部) 特科連隊 (群) 本部射撃隊という系列に従い、情報通信においてネットワーク・セントリックの指揮統制網を確立する。また、射撃は、情報と連動したターゲティングを基本とする。

* ターゲティングとは、火力による打撃を実施する指揮官と幕僚が行う計画、目標の探知、攻撃目標と攻撃手段の決定及び攻撃結果の評価を行う機能、プロセスであり、C4I2 の主要機能の一つである。

(2) ATACMS の戦術的な効用

ATACMS の特徴である長射程性、精密性、広域制圧性、多目標性、MLRS とのシステム共用性及び高い防護性は、次のようないくつかの戦術的な効用がある。

ア．同時多正面对処

将来の陸上防衛は、島嶼を含めた広大な領域が対象になる。これらの重要な島嶼を含む領域を防衛するには、ブロック A 型 (射程 70～300km) の場合、既述のように全国の 7 ヶ所に配置すれば、防衛上の空白地域をほとんどゼロにすることができる。この ATACMS の長射程性と広域制圧性は、天候に左右されることなく領域防衛における脆弱部への大火力による機動的対処を可能にするばかりではなく、海峡防衛等における陸海空の統合機能としても価値が高い。但し、長距離性は情報との連携が重要であり、米軍の ATACMS 大隊の場合、E-8 対地電子情報偵察機などの長距離偵察手段から正確な目標情報の提供を受けて作戦を遂行する。

イ．多様な目標への対処

将来陸上防衛が対象とする侵攻パターンは、ハイテク装備による要域へのスピーディな侵攻、大量の通常戦闘力を 1 地点に集中または多数地点に分散しての侵攻あるいは比較的軽装備による少数精鋭のゲリラ・コマンドウの隠密潜入などが予想される。したがって、その目標特性は、人員・物資/装甲・コンクリートなどの目標の強度、集中/分散といった目標の存在地域の大きさ、固定/移動などの目標状態など極めて多様となる。

ATACMS には、目標特性に応じた各種のミサイルが現存または開発中であり、目標の強度、状態、形状に応じて混用を含めてミサイル選択の自由度が高い。また、慣性誘導プラス GPS 付きのミサイルの精度は高く、準備に時間と隊力を必要とする対人

地雷の代替手段として、米軍では広域地雷(WAM)を予定地域に運搬する手段の候補の1つとして検討している。

ウ．大火力による瞬間制圧能力

ブロック A型にはM74 子弾が 310 個搭載され、その子弾 1 発の有効面積は半径約 15m (リーサル・エリア 707m²) であり、ミサイル 1 発の火制地域は 219,170m²、約 470m×470mとなる(但し、1992 年当時、子弾は 4%程度の不発が発生したという)。この火制地域の大きさは、155mm榴弾 1 発の有効面積を 40m×40mとした場合、榴弾 137 発分に相当する。10 門編成の 1 個大隊の場合、各門 14 発延べ 3 分間の連続射撃となり、時間の経過に伴い当然目標状態が変化するのでその火制効果は低減することになる。この ATACMS の高い瞬間制圧性は、将来戦における野戦特科のコスト・パフォーマンスを飛躍的に向上させる有力な手段の 1 つといえる。

エ．高い残存性

ATACMS は、ランチャーを敵砲兵の射程外に配置でき、発射地点から弾道修正することにより発射地点を特定し難くし(Off-axis による発射) 短時間に発射して迅速に待避でき、予測不可能な高速弾道であり、また鋼鉄製の筐体で脆弱部が非常に小さい、といった高い残存特性を有している。

オ．部隊運用の経済性への寄与

上記のア、イ、ウ及びエ項は、ATACMS が陸上防衛力運用の経済性を高めることを意味する。たとえば、主要な島嶼 50 ヶ所に各 1 個普通科中隊を事前に配置すれば、合計 10 個連隊を必要とする。15 年後に到来する少子化社会は、若年男子数がピーク時の 65%程度になるので、前 1 項で述べたように陸上自衛官数は 10 万人以下になることが予想される。将来の陸上防衛力は、分散配置を避けて重点運用が不可欠となり、情報収集力とともに効率性のある装備体系への転換が求められる。

また、既述した MLRS の M270 発射機を直接利用する 100%近いファミリー性は、隊員の増員を必要とせず、訓練時間も大幅に削減できるメリットがある。

カ．米軍との相互運用性の確保

日米共同作戦は、陸上自衛隊が米軍と均衡のとれた戦力を保持し、実質的にバイラテラルな作戦を遂行できるかがその成否を左右する。このためには、運用思想の共通化といったソフト面ばかりでなく、類似品を装備することによる弾薬等補給品の互換性といったハード面での相互支援の強化が重要な施策となる。

おわりに

現在、世界各国の軍隊は、軍事革命(RMA)あるいはトランスフォーメーションに国家的な努力を傾注している。RMA は先端科学技術を利用しての軍隊の近代化であり、その狙いは 情報化の促進、機動力の向上、精密打撃力の保有、兵站支援の効率化などである。

特にわが国の空間的縦深性の欠如は、早期に情報を収集して対応までの時間的な余裕を得ること、及び 陸、海、空からの長射程の精密打撃システムによる遠距離からの対処によって補完せざるを得ない。

については、時間的余裕を得るために偵察衛星、無人機(UAV)などによる広域に

わたる情報収集体制、EEZ 及び離島における平時からの船舶及び地上施設による常続的な警戒監視が不可欠ということになる。

については、長距離精密ミサイル等による打撃による阻止、反撃及び報復力の保持であり、国土防衛にとってはいまのところ ATACMS の代案はない。

すなわち、長射程ミサイルの存在そのものが領域への侵略を抑止し、侵略事態発生に際しては近接戦闘部隊の緊急展開のための時間的余裕を獲得し、また直ちに大火力を発揮して危機事態の拡大を未然に排除する、という即応態勢を確保する極めて効率的な方策なのである。この意味から、長距離ミサイルの保有に足枷となっている専守防衛をはじめとするわが国の消極的な防衛政策を早急に見直さねばならない。

参考 ATACMS の概要

ブロック 型

ブロック 型は、M74 子弾 (APAM) を散布して人員または物資等を殺傷、破壊する及び A と単弾頭の A ユニタリーの 3 つのタイプがある。

	射 程	ペイロード	誘導方式	備 考
ブロック	25 ~ 165km	M74 子弾 950 発	慣性誘導	1996 年まで生産
ブロック A	70 ~ 300KM	同上 310 発	同上 + G P S	現在の主力
A ユニタリ	300km	500 ポンド TNT	同上	同上、50 発納入

ブロック 型

ブロック 型は 2 つのタイプがあり、子弾である対戦車誘導弾 BAT により移動中の敵戦車及び装甲戦闘車を撃破する。

	射 程	ペイロード	誘導方式	備 考
ブロック	35 ~ 140km	子弾 BAT13 発	慣性誘導 + GPS	1997 フライとテスト成功
ブロック A	100 ~ 300km	同上 6 発	同上	

英国の市民緊急事態法（Civil Contingencies Act 2004）の概要

（財）DRC 研究参事
大島 紘 二

はじめに

平成 16 年（2004 年）9 月 17 日に、わが国では「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）が施行された。これに前後して、英国では「市民緊急時事態法」が成立している。そこで、英国の市民緊急時事態法の概要をわが国の国民保護法等と比較しながら紹介したい。

1．法律制定までの経緯

わが国の国民保護法は、平成 15 年 6 月 13 日に成立した「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下、「事態対処法」という）において、速やかに整備することを予定していた法律である。⁶したがって、わが国に対する外部からの武力事態において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

一方、英国には 1948 年の市民防衛法（Civil Defence Act 1948）、1950 年の北アイルランド市民防衛法（Northern Ireland Civil Defence Act 1948）があった。これは外部による武力攻撃に対する実際の戦闘以外による市民の防衛である。しかし、長年にわたった北アイルランドにおける騒乱が 1998 年に和平合意を見たために、毎年更新していた北アイルランド市民防衛法を 1998 年犯罪及び騒乱法（Crime and Disorder Act 1998）に切り替えて、英国全土の平静化を図る法律とした。

2001 年 9 月 11 日に米国で同時多発テロ起きると、素早く 2001 年 12 月 21 日にテロに対する総合的な対応策としての対テロ法（Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001）制定した。この対テロ法では、市民防衛が不十分であるとして、1948 年の市民防衛法及び 1950 年の北アイルランド市民防衛法を全面的に再修正し、かつ、天然災害やサイバーテロまでも含めた市民緊急事態法案を 2004 年 5 月 24 日に下院に提出し⁷、2004 年 10 月 21 日に修正して両院を通過した。

2．法律の概要

英国の市民緊急事態法は、第 1 部「地方における市民防衛の準備」、第 2 部「緊急事態時における権限」、第 3 部「雑則」及び付録 1～3 からなる。第 1 部は、用語の定義（1 ケ条）、緊急事態対処の計画（3 ケ条）、市民の防護（2 ケ条）、通則（12 ケ条）からなる。第 2 部は、緊急事態の定義、緊急時の政令等の制定権、緊急時の政令等の調整、緊急時の政令等の範囲、緊急時の政令等の制限、緊急時の地域における調整、特別法廷

⁶ 逐条解説「国民保護法」国民保護法制研究会編集、ぎょうせい、はじめに pp1

⁷ Civil Contingencies Bill Explanatory Note, Authority of the House of Lords, House of Commons on 25th May 2004

の設置、特別法廷の設置期間、議会による監視、議会による監視（停止及び一次停止）、スコットランド自治政府等との協議、緊急時の政令等の形式、解釈の各条からなる。

（１）英国の市民緊急事態法の対象とする脅威

用語の定義で注目すべきは、緊急事態の定義として記載されている市民緊急事態法が対象とする脅威である。ここでは緊急事態を、英連邦内における人類の福祉を著しく損なう脅威をもたらす事態、英連邦内における環境を著しく損なう脅威をもたらす事態、英連邦の安全保障を著しく損なう戦争又はテロと定義している。

更に、「人類の福祉を著しく損なう脅威」を 生命の喪失、疾病又は負傷、家屋の喪失、財産の損害、資金・食料・水・エネルギー・燃料補給の途絶、通信の途絶、交通の途絶、健康に関連する業務の途絶と定義している。

また、「環境を著しく損なう脅威」を 土地・水・空気の生物・化学・放射性物質による汚染、動・植物の生命の阻害又は破壊と定義している。

一方、わが国の国民保護法は、第1条「目的」に、「武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、……、事態対処法と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確且つ迅速に実施することを目的とする」とあり、脅威の対象を武力攻撃に限定している。

英国議会で市民緊急事態法を審議中に、英国の王立三軍国防研究所（Royal United Services Institute for Defence and Security Studies: RUSI）でこの法案に関する研究会があった。王立三軍国防研究所は、市民緊急事態法の案を作った研究所である。その研究会の席上、法律案作成の責任者だったSandra Bell博士に、なぜ法律の対象を広範囲にしたかを尋ねたことがある。⁸すると、その理由として次の3点を挙げた。

北アイルランド情勢が鎮まる一方で、米国の同時多発テロ、サイバーテロ等脅威の様態が大きく変わった。

大規模風水害、狂牛病や鳥インフルエンザ等巨大災害が多発して、国家としての対応の必要性が増した。

頻繁に起きる災害と、武力攻撃対処とを連携させることにより、対処組織を常に活性化しておくことができる。

更に、研究会の席上でサイバーテロ対処の問題が出た。同博士は、「財産の損害」、「資金・食料・水・エネルギー・燃料補給の途絶」、「通信の途絶」の項を適用することにより、サイバーテロにも対処できるとの説明があった。

（２）緊急事態対処の計画・実施を行なう者

また、英国の市民緊急事態法では、緊急事態対処の準備を次の者が行うように規定している。英国の行政組織は、わが国とは異なり、立憲君主制で且つ連合王国でもあり、地方自治組織も日本とは大きく異なる。そこで、わが国の制度に読み換えると次のようになる。

第1分類 1. 県議会（a county council）

⁸ 2004年5月王立三軍国防研究所におけるシンポジウム

2. 県警察本部長（ a chief officer of police ）及び交通警察署長
3. 消防署長（ a fire authority ）
4. 国民健康保険財団（ 救急車、病院への収容、救急治療 ）
5. 初期治療病院財団
6. 港湾検疫署
7. 環境省
8. 海難救急を担当する機関

第 2 分類

1. 電力会社
2. ガス会社
3. 上下水道を担当する機関
4. 電話会社
5. 鉄道会社
6. 空港会社
7. 港湾当局
8. 高速道路当局

第 1 分類に該当する者が計画すべき内容は、次の通りと規定している。

1. 起こりつつある緊急事態の危険性の査定
2. 職務を遂行するために必要な措置又は応急措置の検討
3. 緊急事態が起きても職務を継続するための計画の維持
4. 緊急事態が起きても職務を継続するための必要又は望ましい次の計画の維持
 - ・ 緊急事態発生の予防
 - ・ 緊急事態の影響の低減・抑制・軽減
 - ・ 前号に関連するその他の行為
5. 緊急事態対処計画の全部又は一部の出版
6. 緊急事態が切迫し又は発生した場合は、市民に警告・情報の提供・勧告すること。

第 2 分類に該当する者は、市民の防護（ civil protection ）に関して第 1 分類に該当する者に対して上記の事項に関して協力し、情報を提供しなければならないとしている。

英国の市民緊急事態法で注目すべき点は、これらの施策を円滑に進めるために、英国首相が**緊急事態地域調整者**を地域毎に指名する点である。この緊急事態地域調整者は、例えばロンドン南地区では 3 名の専従者からなり、常時、緊急事態の対処計画について調整を行うという。その緊急事態地域調整者には、軍隊を退役したものが指名されることが多いという。⁹

一方で、わが国では「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、・・・」（第 5 条 2）である。

⁹ 2004 年 5 月の王立三軍国防研究所におけるシンポジウムでのロンドン南地区調整責任者の発言

また、「指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律の定めるところにより、その業務に付いて、国民の保護のための措置を実施する責務を有する」(第5条3)として、協力規定ではなく、義務規定となっている。ここで、指定公共機関は、独立行政法人・日本銀行・日本赤十字社・日本放送協会、その他電気・ガス・輸送・通信その他の公益事業を営む法人160社である。公共指定地方機関は、管区警察局・財務局・税関・管区气象台・管区海上保安本部等25機関である。(事態対処法第2条5及び第2条6)

なお、国民保護法第4条には、国民の協力についての努力規定がある。その内容は、次の通りである。

1. 避難に関する訓練への参加(第42条3)
2. 避難住民の誘導の援助(第70条)
3. 救援の援助(第80条)
4. 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助(第115条)
5. 住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助(第123条)

国民保護法第10条では、「国の実施する国民の保護のための措置」を次のとおり規定している。

1. 警報の発令、避難措置の指示その他住民の避難に関する措置
2. 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び情報の提供その他の避難住民等の救援に関する措置
3. 武力侵攻災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物資等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
4. 生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
5. 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国民保護法第11条では、「都道府県の実施する国民の保護のための措置」を次のとおり規定している。

1. 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
2. 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
3. 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
4. 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活安定に関する措置

5. 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(3) 緊急時にける権限

英国の市民緊急事態法の第2部では、閣内相が命令を発して、特定の事態が緊急事態に該当するか否かを指定でき、かつ、脅威とする事態の内容を変更することができ、英国外に対しても適用する権限を有するとしている。更に、閣内相に、緊急事態に行う業務の範囲及び実施要領を定める権限を付与している。その他、閣内相は、緊急事態発生予防、緊急事態の影響の低減・抑制・軽減、それに関連するその他の行為を命じる権限がある。

英国首相には、緊急事態が切迫し又は発生した場合で、緊急事態発生予防、緊急事態の影響の低減・抑制・軽減のために必要で、現在の政令等に該当規定がないか不十分である場合には、政令等を定める権限が付与されている。政令等の内容は、次のとおりである。なお、議会には政令等を中止・変更させる権限がある。

1. 緊急事態調整者に必要な優先権を付与する。
2. 補償抜きで財産を没収する。
3. 補償抜きで財産を破壊し、動植物を殺害する。
4. 特定場所への移動又は特定場所からの移動を禁止する。
5. 特定の場所及び期間、集会を禁止する。
6. 特定の期間通行を禁止する。
7. その他の特定の行為を禁止する。
8. 政令等に反し、政令等に基づく指示・命令に反し、政令等の執行を妨害する行為を処罰する。
9. 政令等の実行を要求する。(補償の有無にかかわらず。)
10. 軍隊を展開する権限を国防委員会に付与する。
11. 軍隊の展開を容易にする政令等を作る。
12. 裁判所における司法権を付与する。
13. 国土・漁業水域・大陸棚に効力を有する政令等を作る。
14. 一般的な、又は、特定条件あるいは特定目的に限定した政令等を作る。
15. 特定条件あるいは特定目的により、異なる政令等を作る。

これは、非常に大きな権限であり、大論争となった。その結果、「議会・最高裁判所・地方裁判所の訴訟手続実行の重要性への配慮しなければならない」との項が入った。また、市民緊急事態法に基づき特別裁判所を設置する際には、英国首相は議会議務委員会に諮問しなければならない。但し、緊急事態に際して必要な場合には、議会議務委員会への諮問を省略できる。更に、政令等の作成要件、罰則規定の制限、変更の制限等が付けられている。

英国の市民緊急事態法では、上記の通り財産の没収・破壊に際して補償がないが、「市民に対して商業活動を継続するための助言及び援助を提供するものとする」(第4条)の規定がある。

一方、わが国の国民保護法は、事態対処法に関連した手続法の色彩が強い。基本的な権限は、地方公共団体にとっては災害対策基本法、自衛隊にとっては自衛隊法で付

与された権限又はその準用である。対策本部長の権限は事態対処法の第 14 条に、内閣総理大臣の権限は事態対処法の第 15 条に規定されているが、対策本部長には総合調整権が、内閣総理大臣には対策本部長の総合調整が実施されない場合に実施を指示する権限と所掌大臣等を指揮する権限が付与されているだけである。国民保護法には、その具体的な措置が規定されており、また、英国の市民緊急事態法とは違い、「国民の権利利益の迅速な救済」(第 6 条)の規定と、損失補償等の規定がある。(第 159 条)更に、日本国憲法第 76 条 2 の規定により、特別裁判所は設置することができない。

(4) その他

わが国の国民保護法では、英国の市民防衛法にない「基本的人権の尊重」(第 5 条)の規定と「日本赤十字社の自主性の尊重等」(第 7 条)の規定がある。

2. 終わりに

英国の市民防衛法は、わが国の国民保護法と比較して、自然災害・対テロ・対武力攻撃等を対象とする、非常事態における国民の保護を目的とした法律である。また、具体的内容は、すべて政令等に委ねた権限法である。しかしながら、わが国にとっても、災害対処と一体となった法律である等将来のあり方を示唆するものがある。

また、英国では法律案を制定するに当たり、首相府が主催して公開の図上演習を 3 回実施したという。この点も、国民的合意を得るための努力として一つの方法だと思われる。

情勢緊迫時における航空自衛隊による武器の使用について

(財) DRC 研究参事
長谷川 孝一

まえがき

昨年(2004)の年報において、平時における航空自衛隊の武器の使用に関する問題点を指摘したが、今回は、防衛出動の可能性が存在しつつも未だ発令されていない状況下における武器の使用について考えてみたい。

一般に情勢が緊迫している状況下での武器の使用は、いわゆる「戦端を開く」ことに繋がりがねないので慎重にならざるを得ない。しかしながら防空作戦においては第1撃により致命的な損害を被る可能性が極めて高いので、武器使用の一瞬の遅れは取り返しのつかない重大な結果をもたらしかねない。

情勢緊迫時の武器の使用については以上のことをよく理解したうえで、法令及び規則の準備が為されるべきであろう。

1. 問題の所在

航空自衛隊の任務は外敵による空からの侵害を防ぐことにある。特に当該侵害が航空自衛隊の手によってしか排除できないものについては、排除に当たる者に対し武器の使用を含む必要な責任と権限を付与しておく以外、現実的な任務遂行の手立ては無い。

ところが我が国においては、防衛出動の「発令」という行為をもって権限の付与に大きな一線を画すという異例なことが行われている。平時から有事へ移行していく中で、自衛隊の活動は本来連続したものであるべきあり、各種権限の行使についても、行動基準(ROE)の中で不連続点がないよう定められるべきである。それなのに発令行為で一線を画したために、現実には有事に突入しているにもかかわらず平時の規則に縛られて防空の任務をまっとう出来ないという事態が生じかねない状況となっている。

防衛出動の発令が常に余裕を持って為されれば上記の問題は解決する。しかしながら実態は逆で、むしろ遅れる公算の方が高い。これらのことを具体的に検討するため、台湾事態をモデルとした資料を以下に提示する。

2. 台湾事態に関するモデリングとシミュレーション

(1) モデリング(状況設定)

ア. 中台間が台湾の独立問題で緊張を高める中、200X年夏から、中国空軍による沖縄西方海上から台湾周辺へかけての偵察飛行、及び巡航ミサイルを装備した爆撃機の巡回飛行が、月1回の頻度で定期的実施されるようになった(これを定期便と略称)。

X+1年1月に至り、定期便の頻度が偵察機及び爆撃機ともに週1回に急増した。

イ. 自衛隊と米軍は2月末情勢分析と対処措置に関し調整会議を開き、次の事項を確認した。

- (ア) 自衛隊は原則的には周辺事態法に基づく対処を以って当たるが、中国が台湾に対し本格的ミサイル攻撃を実施する場合は、沖縄の日米両重要軍事施設に対し、爆撃機から発射する巡航ミサイル(射程 150 海里以上)又は弾道弾で先制攻撃を行う恐れがある。その場合日米共同作戦計画に従い、自衛隊は爆撃機等による、米軍は弾道弾ミサイルによる攻撃の阻止に当たる。
- (イ) 台湾に対する本格的ミサイル攻撃が実施される場合、特に緒戦において沖縄の軍事基地の防空は極めて重要であるので、航空自衛隊は、防衛出動の発令との関連を含み、防空に関し遺憾の無いように対処する。
- ウ. 自衛隊は本事態に対し統合防衛作戦計画の当該対処項目の適用を予期するとともに、防衛庁長官は南西航空混成団司令(以下南混団司令と略称)に対し、防衛出動発令後は武器の使用を含む必要な措置をとる権限を付与した。
- エ. 3月中旬に至り台湾総統の過激な発言がきっかけで中台間が一気に緊迫したため、在日米軍及び航空自衛隊は3月19日「防空態勢第3」(平時は第5、戦時は第1)の準備態勢をとった。

(2) シミュレーション (偵察機来襲事態)

以下は3月21日に出現する事象及び自衛隊等の活動を時系列に沿って列記したものである。

- 0620 沖縄西方の久米島レーダーサイトの警戒レーダーが、西北方150海里付近の上空を南東に向け飛行する国籍不明機を発見、航空自衛隊は哨戒中の要撃戦闘機(以下第1編隊と呼称)を確認に向寄せた。不明機の航跡は偵察定期便の航路と一致しているが、3日前に飛来したばかりなので警戒体制強化後の実態を偵察するためのものと判断し、隷下に電波管制を発令すると共に新たに要撃機(以下第2編隊と呼称)に発進を命じた。
- 0622 米軍に対し上記状況を通知、注意を喚起した。
- 0625 在沖縄米空軍司令官から南混団司令に対し、嘉手納基地には各種航空機が集合しつつあるので、光学写真による偵察は阻止して欲しいとの要請があった。
- 0627 南混団司令は防衛出動の発令を上申、かなわぬ場合は今回に限り発令時の処置権限の準用若しくは撃墜を辞さない武器使用権限の付与を懇請した。
- 0630 国籍不明機は定期便のコースをたどって領空から90海里に到達。
- 0631 要撃機第1編隊が不明機を目視捕捉、国籍：中国、大型偵察型2機、両機とも両翼に偵察器材と思われるポッドをそれぞれ1つ吊り下げていると報告。高度2万フィート、対地速度420ノット。
- 0632 中国偵察機に対しレーダーサイトから国際緊急無線周波数で日本国領空への接近を避けて直ちに反転するよう警告した。
- 0633 防衛庁長官から南混団司令に対し、今事態において日本が宣戦布告を先導する印象を与えるような防衛出動の発令は不可との厳正な指示があり、引き続き航空総隊司令官から当面領空侵犯措置に基づき対処するよう指導があった。
- 0636 中国偵察機は、定期便が通常反転する領空から50海里の地点に達するも、嘉手納方向に向け直進中。これより後、状況を米軍に対しホットラインで逐一通報。
- 0638 第1編隊に対し信号射撃の準備を指示。同時刻要撃機第2編隊は中国偵察機の後ろ

上方に占位して全般状況の監視に当たると共に、国際緊急周無線波数により領空侵犯を避けるための針路変更を警告した。

- 0640 レーダーサイトから、このまま行くと後 2 分で領空を侵犯すると警告したが、中国偵察機は嘉手納方向へ直進を継続。
- 0642 中国偵察機は領空を侵犯、高度、速度を維持したまま嘉手納方向へ向う。要撃第 1 編隊は信号射撃を実施し、機体信号により着陸のための誘導を行うも応答なし。
- 0643 南混団司令は要撃機に対し、在来規定にかかわらず中国偵察機の直近に位置し脅威を与える特別な信号射撃を実施せよと、無線で直接指示した。
- 0644 中国偵察機は、1 機は米空軍嘉手納基地の直上を、他の 1 機は航空自衛隊那覇基地の直上を通過して太平洋へ直進。
- 0646 中国偵察機は領空外へ出て右旋回、南西方向へ進路をとる。要撃第 2 編隊が監視を続行。

(3) シミュレーション (爆撃機来襲事態)

以下は偵察機来襲の翌日、3 月 22 日に出現する事象及び自衛隊等の活動を時系列に沿って列記したものである。

- 0500 沖縄西北約 340 海里付近を南東方向に航進する複数の国籍不明機を AWACS が発見、爆撃機定期便の航路をたどると予測された。
- 0501 航空自衛隊は空中哨戒中の要撃機 3 個編隊 (6 機) を同方向 200 海里地点へ指向すると共に、新たな 3 個編隊に発進を指令した。
- 0505 在沖縄米空軍司令官が南混団司令に対し、巡航ミサイルの発射を確実に回避できる措置を講じるよう要請した。
- 0507 自衛隊及び在沖縄米空軍は防衛態勢第 1 を発令。
- 0510 国籍不明機は嘉手納から 270 海里の地点に到達し嘉手納方向へ向け直進中。高度 1 万フィート、対地速度 420 ノット。
- 0520 要撃機 3 個編隊は嘉手納から 200 海里地点で爆撃機の編隊を目視発見した。当該編隊は巡航ミサイル 4 発を搭載する中国空軍の大型爆撃機 6 機と判明。要撃編隊はその後方に着き、空対空ミサイルを何時でも発射できるように準備を完了した。
- 0521 南混団司令は防衛出動の発令又は公海上における爆撃機撃墜のための武器使用権限の付与を上申したが、昨日同様の理由で却下された。
- 0522 南混団司令は全要撃機に対し、爆撃機撃墜命令がないまま巡航ミサイルが発射された場合は、爆撃機ではなく当該ミサイルを追跡し撃墜するよう指示するとともに、全高射部隊に対し巡航ミサイルの要撃を命じた。
- 0526 新たな要撃機 3 個編隊が中国爆撃機編隊上空に到着、攻撃可能態勢をとるための旋回に入った。嘉手納基地から 160 海里。
- 0527 中国爆撃機は嘉手納基地から 150 海里の地点に到達するや一斉に巡航ミサイルを発射 (24 発) すると同時に反転した。
- 0528 要撃機 3 個編隊 (6 機) は 6 発の巡航ミサイルを追跡中。後続 3 個編隊 (6 機) は巡航ミサイルとの距離が遠いため超音速に加速して追跡する。
- 0529 米空軍は台湾に対するミサイル攻撃が逼迫したと判断し、中国沿岸のミサイル発射基地を制圧するため在沖縄の攻撃機 36 機及び掩護機 18 機に対し発進を命じた。

- 0533 要撃機編隊は巡航ミサイル 6 発を撃墜するも、ミサイルの飛行方向が分散されたため残りの発見が困難。後続編隊は超音速で追跡したが未だミサイルを発見・捕捉できず。
- 0544 嘉手納及び那覇両基地が被爆し、米軍攻撃機及び掩護機の半数が離陸を中断、発進できず。航空自衛隊（那覇）の要撃機の発進不可。
- 0545 防衛出動発令。
- 0600 AWACS が沖縄西北約 330 海里付近を南東進する中国爆撃機編隊を再び発見した。
- 0645 台湾各地がミサイル攻撃を受けている模様。

3. 防空における武器の使用等に関する検討

(1) シミュレーション（偵察機来襲事態）について

このシミュレーションでは、米空軍嘉手納基地に集合した各種航空機・搭装置及び通信電子器材等の偵察を許し、軍事上重大な損失を被る結果となり、航空自衛隊は任務をまっとうできなかった。

航空自衛隊の一連の活動は、平時における対領空侵犯措置として現行の規則・規程に基づき為されたものであり、一応当然の結果に至ったと言ってよい。もともと信号射撃は、その後に強制処置が控えていることを警告するものではなく、領空侵犯の継続を止めてもらうための単なる信号であり、無視されたら何の効果も得られないことは、現実に起きた昭和 62 年秋の当該地域上空における同様事例で証明されている。

重要軍事施設の直上を外国の偵察機が飛行することは平時においても許されることではない。それが情勢緊迫時に見逃されるなどということは常識では考えられず、これは単なる領空侵犯ではなく重大な主権の侵害であるとの認識を持ってない日本においてしか起こりえないことであろう。

平時の領空侵犯を想定して定められた自衛隊法 84 条による諸規則を、このような情勢緊迫時に適用することの是非は後で論じることとして、平時においても結果的に偵察を阻止できない可能性を十分に有する諸規則・規程には問題があるといわざるを得ない。

犯人を拘束する物理的手段がない上空においては、進路の変更や着陸を強制するには、指示に従わないと最終的には撃墜されるという恐怖の背景がなければ実行不可能である。自衛隊法 84 条には「長官は、・・・これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる」と規定され、武器の使用も不可能ではないと解釈されているが、実態的には、人に危害を加えることについて正当防衛又は緊急避難の要件の適用と警察比例の原則が要求されるため、現場の判断で実際に撃墜するという事はほぼ不可能である。

情勢緊迫時における偵察は国家主権の重大な侵害であるとの観点から、当該機の撃墜は、国としての正当行為若しくは正当防衛要件及び比例原則を満たすという解釈を定着させない限り、解決は困難なように見受けられる。撃墜可能との国の明確な意思が示されれば、領空侵犯の試みそのものが未然に抑止されことに繋がるだろう。

なお、南混団司令が 06 時 43 分に指示した「特別な信号射撃」の実施は、その要領が事前に実地訓練されていない限り、その場の思い付きなどでは実行不可能である。

またその要領は権限を有する者によって合法化できるものでなければならない。

(2) シミュレーション (爆撃機来襲事態) について

このシミュレーションでは、防衛出動が発令されないため目前の爆撃機を撃墜できずに、みすみす巡航ミサイルの発射を許し、那覇、嘉手納両基地が被爆して中国爆撃機の第2撃への要撃機発進が出来なくなったほか、米空軍攻撃機の離陸が中断させられ、中国沿岸からのミサイル発射の阻止に支障を来たすという、航空自衛隊としては軍事常識から見て言い訳の出来ない結果に至る。

05時27分に爆撃機から巡航ミサイルが発射された次の瞬間、要撃機は爆撃機に対し一斉に空対空ミサイルを発射しこれを撃墜することが可能であったにもかかわらずそれを実施しなかったのは、05時22分に発せられた南混団指令の指示による。平時を対象とした対領空侵犯措置では、爆弾投下またはミサイル発射後の追跡権を認めないとしているので、これはやむをえない。

巡航ミサイルによる攻撃を許してしまう結果となったのは何故か。問題は一見、防衛出動の発令が遅きに失したことに尽きると言えそうだが、果たしてそうか。

本状況は結果的には有事に相当する事態であった。これを平時用に定められた諸規則・規定(領空内若しくはその直近での対処を想定した領空侵犯関連規則等)に基づいて処理しようとしたところに根本的な過ちがあった。本シミュレーションの流れを見れば誰でも、航空自衛隊の対応行動はおかしいと思うだろう。本ケースは領空侵犯の可能性は殆どなく、むしろ巡航ミサイル発射の恐れを重視してこれに対処すべき事態であった。防衛出動の発令に拘泥することなく、全ての事態に連続して適用できる行動基準(ROE)を作らねば、この問題は解決しそうにない。

自衛隊法は基本的に防衛出動が発令されなければ武力の行使が出来ない仕組みになっている。しかし外敵の侵害に対する武力の行使若しくは武器の使用は、国際的には発令の有無にかかわらず認められている。したがって侵害が現実存在する場合は、発令行為とは切り離してこれを排除できるように、国内法制・規程を整えることが喫緊の課題である。これを分かりやすく言い直せば、領空侵犯に対する措置を実施中、領空侵犯の恐れよりも我が国に対する重大な侵害の恐れを重視すべき事態に立ち至った場合には、領空侵犯に対する措置としてではなく、外敵の攻撃を阻止する行動に自動的に移行できる法制・規程又は行動基準(ROE)が必要ということである。

4. 結言

国家は外敵から国民を守る義務を負っていると同時に、武力等を用いてこれを排除する権限を持っている。この権限は国家が本来的に保有することが国際的に認められており、宣戦布告等の特別な行為を必要とするものではない。ましてや防衛出動の発令などという国内的な行為とは全く無関係であり、国家が常日頃から保有している権限である。

情勢緊迫時にとるべき航空自衛隊の行動は、具体的には、有事(防衛出動発令下)の行動を基準にして、これを平時における活動と連続的に結びつける作業の中で得られると思われる。防衛出動の発令行為とは無関係に、各種状況下における行動の基準を設定し、最終的には方面隊司令官等が軍事的判断で実行できる行動基準(ROE)を作成しないと現実的效果は得られない。またこれらの行動要領は実地に十分訓練されている必要

がある。そして将来的には、今後整備されると思われる航空自衛隊ドクトリンの中に整理吸収されるべきであろう。

平時から有事まで連続した行動基準を確立させるためには、自衛隊法 84 条を、有事との接点部まで適用できるように武器の使用について明記して必要な対処が出来るよう改めることが最も手っ取り早い方法だと思われる。もし自衛隊法をいじらずに済みますのであれば、本シミュレーションで示したような状況を含むあらゆる事態を想定して、侵害を防止するための武器の使用について防衛庁内でしっかり定め、権限の委任と責任の所在を明確にし、現場の隊員が実行できるようにしておく必要がある。

或いはこれとは逆に自衛隊法を改正するのであれば、特定の地域及び条件下で、例えば情勢が緊迫し南混団に防衛出動準備命令が発令されている場合、南混団に対し、防衛出動発令下にとり得る行動の権限規定の一部を、防空に限り準用させることが出来るよう、準備命令発令下の行動として自衛隊法に盛り込む手もある。いずれにしても国が結果的に重大な侵害を被ることのないよう、早急な処置が望まれる。

なお武器の使用について慎重であるべきことは当然であるが、国家に対する侵害の恐れが十分に考えられる事態において、正当防衛・緊急避難の要件及び警察比例の原則の適用にこだわるのは適当でない。この適用は本来保護されるべき国民の私権が侵害されることを防止するためのものであり、外敵の侵害行為に対しての適用は、土台が全く異なることに留意する必要がある。準備されるべき行動基準（ROE）の内容はこのことも咀嚼されたものでなければならない。

あとがき

今回も二つのケースをシミュレーションによって例示したが、これは武器の使用について実効的な検討を容易に実施出来るよう、具体的な場面をイメージアップしたものである。二つのケースそれぞれにおいて、極めて短い時間の中での南混団司令の苦悩がお分かりいただけたと思う。

防衛出動の発令行為が航空自衛隊の防空活動をいびつにしかねないのは、かねてから武器の使用に関し神経質なまでのこだわりがあり、角を矯めて牛を殺しかねない組織の体質がなさしめる業ではないか。それというのも、国外からの攻撃に対し具体的にいかに対応したらよいかの真剣な検討（演習）が制服だけでしか行われず、国としての必要な処置（法制、ROE 等）を防衛庁全体としてはおろそかにしてきたせいであると言えよう。有事法制は曲がりなりにも進捗し始めた。しかし 27 年前に栗栖元統合幕僚会議議長が指摘した奇襲対処（超法規行動）については、現実的対応に関する結論が未だ聞かれない。今日の情報機能の発達をもってすれば、防衛出動は余裕を持って発令されるから奇襲はありえないなどという机上の空論が時々漏れ聞こえる。制服による情報発信面での怠惰は無いが、統幕の主動的活躍に期待したい。

ナノテクノロジーがもたらす軍事革命

(財) DRC 研究参事
藤本 晶士

1. ナノテクノロジーの特殊性と重要性

ナノテクノロジーとは、「物質の原子と分子の構造を、ナノメートルすなわち 10 億分の 1 m という極微細なスケールで制御して、新しい物質を創成し、部品やシステムに応用する技術」である。従来の微細化技術は、部品やシステムを上から覗き込んで、トップダウンで微細化する加工技術であった。ナノテクノロジーはこのような技術とまったく異なり、材料物質の原子、分子の構造を操作して、ボトムアップで新しい材料物質を作り、部品やシステムに応用する技術である。したがって電子技術や機械技術等のような従来の技術と並列に位置づけられる技術ではない。これらのすべての技術を根底から再構築する革命的な共通基盤技術である。

ナノテクノロジー材料を使用する部品やシステムの性能は、これまでのトップダウン方式の加工技術進歩による性能向上の延長カーブから完全に断絶して、不連続で突然変異的に向上する。

一般社会において、IT・エレクトロニクス産業、材料製造産業、計測・加工、環境問題、エネルギー問題、医療、ライフサイエンス、農業、航空宇宙産業、教育、研究、等の分野で計り知れないほどの極めて大きな影響を及ぼす。軍事分野においては、軍事専用の応用のためにさらに高度ナノテクノロジー技術が開発され、画期的な各種の最先端兵器システムが作り上げられる。ナノテクノロジーによる将来兵器システムの性能向上は予測が困難なほどに大きい。

現在主要国はナノテクノロジーの研究に重点的に投資している。しかもわが国を除くすべての国において投資元の第 1 位は国防部門である。

2. ナノテクノロジー研究の動向

ナノテクノロジーの現在の開発段階は 1950 年代のコンピュータの開発段階に相当する。わが国は 1980 年代から世界に先駆けてナノテクノロジーに投資し世界で最先端にあった。これを見た米国が 2000 年に国家ナノテクノロジー計画を策定し開発を強化した。以後米国は予算を年々増額し、近年はわが国以上に投資している。2005FY における米国の国家機関のナノテクノロジー研究予算要求の合計は約 1,000 億円に達した。うち国防省の予算が約 280 億円で最も力を入れており、エネルギー省、健康ヒューマンサービス局がこれに続いている。

米国が国家ナノテクノロジー計画を策定した以後、世界の主要国がナノテクノロジーを重要な戦略的将来技術に位置づけ、軍事応用を重点として研究している。欧州ではスイス、アジアではインドが特に重視している。インドの国防研究機関はイスラエルと組んで各種のナノテク兵器を開発している。参謀総長はナノテクノロジー応用による陸・空・宇宙用のナノロボット、新型爆薬、新型センサーの開発を要請している。例えば 150g

以下の重さの超小型衛星の開発が目標になっている。ロシアはソ連時代の 1970 年代半ばに研究を開始し軍事応用研究に着手したが、現在は財源が不足している。

各国が共通して重視している分野は、エレクトロニクスデバイス、バイオテクノロジー、軽量高強度構造材料、高エネルギーの分野である。ナノテクノロジーが従来の技術分野区分を横断する特異な技術であることから、各国はナノテクノロジー研究開発体制の整備に力をいれている。従来の技術区分を横断する学際的研究、国際・国内の協力体制、大学・公的機関・企業の研究所を結ぶネットワークの構築、研究施設の充実、人材の育成、政策・教育の改革等に取り組んでいる。

3 . ナノテクノロジーの軍事的的重要性

以下に記述する装備システムにおいて、ナノテクノロジーにより作り出される新しい材料物質を使用するシステムの性能は、微細化、精密化、高速化、軽量高強度化、知能ロボット化、防護力強化、残存・生存性強化等の点において、従来の技術の進歩に応じる性能向上カーブの延長線上から飛び離れて不連続的に向上したものになる。

(1) 指揮・統制・通信・演算処理・情報・監視・偵察 (C4ISR)

コンピュータの情報処理能力は従来技術によっても急速に向上してきたが、ナノテクノロジーの応用により従来の能力向上の延長線から離れて革命的に向上する。米国のナノテクノロジー国家計画では、連邦議会図書館の全情報を角砂糖大のメモリーに収納することとし、計算速度の目標値を現在の 100 倍に設定している。このようなコンピュータが出現すれば、戦争・作戦における情勢見積、意思決定 (状況判断) 等の指揮・統制・情報活動において、コンピュータに任せ得る作業の量と質が大幅に拡大する。人間の判断に委ねられる作業は精選されて、迅速・正確・妥当に行われるようになる。ニューロコンピュータ、ファジーコンピュータ、バイオコンピュータのような非ノイマン型のコンピュータの性能も向上する。これらのコンピュータとデジタルコンピュータを組み合わせたハイブリッドコンピュータは人間の高度な知的判断活動をさらに実際的に模倣できるようになる。

センサー、通信機器の性能も向上する。無線機の伝送速度は 300 倍になる。超微細で高性能のセンサー、無線機、コンピュータを備えたロボットが宇宙、戦場に広く展開して C4ISR 活動を支える。

C4ISR 機能のこのような画期的な向上により、ネットワーク セントリック ウォーフェアの様相は一層深化する。

(2) 火力の精度、威力、射程

誘導システムが超微細・軽量、精密になり、弾頭の命中精度が向上する。爆薬の威力は増大する。高命中精度、高殺傷・破壊力、遠距離射程の誘導弾頭が戦略用のみでなく戦術用としても多用される。

オプトエレクトロニクス材料の性能が向上し、光線銃、光線砲が実戦用として出現する可能性がある。

(3) プラットホームの機動力

構造材料が軽量になり、推進薬のエネルギーが向上し、プラットホーム (兵器搭載母体) の機動力、航続距離が向上する。

(4) 防護力

防弾材料が軽量になり強度が向上し、兵器プラットフォームの防弾性能が向上する。例えばカーボンナノチューブはスチールの1/10の重さで10倍の強さを持つ。10億分の1mのスケールで強靱な機械を作ることができる。

(5) 兵士、ロボットの戦闘性能

パーソナルプロテクトすなわち兵士個々の戦闘服の防護力が強化される。加えて、戦闘服、個人装具に埋め込まれるセンサー、コンピュータ、無線機等により、兵士個々のC4ISR能力が強化される。ナノテク戦争下においては、高度のC4ISR能力を備えた判断力のある個々の兵士が一層重要な役割を担うようになる。

(6) 治療、バイオ応用

人工のバイオセンサーや、医療物質を病変部に運ぶ人工キャリアーその他の応用により、環境・体内の有害物質の検知・除染、患部の検知・治療、損傷細胞の再生、病変の予防が容易になる。

一方で、これらの防護・治療対策に対応して、攻撃側は有効な新しい攻撃用生物剤等を積極的に容易に開発できる。特殊武器戦の分野においてはナノテクノロジー応用の高度技術による熾烈なシーソーゲームが展開される。

4. ナノテクノロジーを応用する戦争の様相

イラク戦争において、米軍はフセイン大統領とその子息等の側近が会議を開いている建物と部屋を探知し、ブッシュ大統領がその情報の信憑性を確認し情勢を判断し、30分間のうちに決断して、遠距離から精密・大威力弾による奇襲攻撃を成功させて、戦争に突入した。イラク戦争はITをはじめとするハイテク応用戦争の様相を実際にまざまざと提示した。ナノテク応用の戦争はイラク戦争において現出したハイテク戦争が一層深化した様相を呈する。

(1) 目標限定・精密・大威力・遠隔火力攻撃

ナノテク応用の戦争は、国家の指揮統制中枢、核ミサイル発射台などの決定的に重要な目標を数メートル以下の精度で発見し位置標定し、攻撃目標をこれに限定し、大威力弾頭で遠距離からスタンドオフ攻撃して、精密に誘導し命中させる戦争になる。

従来の国家総力戦に比べて一般民衆の損害は激減する。

(2) 短期決戦

国家の指揮統制中枢、主力精鋭部隊等に対する精密・高威力・遠隔火力攻撃戦の勝敗は短期間に決着する。

(3) ロボットが戦う代理戦争

超微細・高性能のロボット、UAV、UGV等が、宇宙に展開されるロボットを含めて、情報収集、火力攻撃等の重要な戦闘行動を担う。

5. ナノテク戦争が国際関係に及ぼす影響

ナノテク戦争は、総合的にみれば国家の中枢機能等に対する奇襲・遠隔攻撃戦争になる。悲惨な損害を一部の権力中枢等に局限できるので戦争の発動が容易になる。つまり戦争は国家によるハイテク応用の奇襲テロとも言える様相を呈する。イラクのフセイ

ン政権と精鋭部隊に対する米国のハイテク火力攻撃はまさにこのようなものであった。イラク戦争後、リビア政権は核の放棄を自ら宣言して国際社会への復帰を果たした。同様に北朝鮮政権は、従来の強行一点張りの姿勢を捨てて、六カ国協議に参加し、自国の現体制維持の保障と北朝鮮を攻撃しない保障が得られるのであれば妥協する姿勢を見せている。

独裁専制国家の権力者が、従来のように国家主権や反戦・平和の世界的な世論を梃子にして独善的な要求に固執し、反国際社会的な姿勢を押し通すことは困難になる。

6. 防衛応用のために望まれるナノテクノロジー施策

ナノテク戦力の保持は、ハイテク兵器による奇襲攻撃の脅威に対する抑止力、国際交渉力の保持のために極めて重要になる。

わが国の国情のもとでナノテクノロジーを防衛に応用するためには、民需技術の細心のフォローと機敏な防衛応用、防衛専用分野への国家投資が特に重要になる。

(1) 民需技術の細心のフォローと機敏な防衛応用

わが国の技術は民需により発展してきた。民需において価値の大きい新技術の開発において、わが国は常に世界で最先端を進み維持している。この趨勢は今後も変化しないと思われる。ナノテクノロジーは冒頭で触れたように民需において極めて有用な技術である。ナノテクノロジーの日本国内における市場は2005年に2.4兆円、2010年には27.3兆円になると試算されている。わが国の民需技術界が今後世界一流のナノテク技術を開発することは間違いない。防衛に応用するためにはわが国のこのような特性を最大限に活用するのが最良である。民需ナノテク技術の開発を細心の関心をもって常に掌握し、最新の民需技術を機敏に防衛装備に応用するべきである。

(2) 防衛専用分野への国家投資

作戦指揮用意思決定支援システム、超小型作戦用遠隔センサー、作戦用超小型高性能ロボット、兵器用軽量高強度材料、高威力爆薬・推進剤等の、民需では要求されない一部の防衛専用の応用分野に対しては国が直接投資して開発を推進する必要がある。多くの技術分野におけるこれまでの施策と同様に、これらの防衛専用分野では民需技術を土台として、その上に防衛専用としてさらに高度の技術を国が開発するべきである。

参考文献

1. NATIONAL NANOTECHNOLOGY INITIATIVE (<http://www.nano.gov/> 2004.8.20)
2. Nanotechnology Research Directions: IWGN Workshop Report, National Science and Technology Council ([NSTC](http://www.nstc.gov/)), September 1999
3. 文部科学省ナノテクノロジー総合支援プロジェクトセンター「ナノテクの世界」 (<http://www.nanonet.go.jp/> 2004.8.01)
4. ナノテクノロジーの応用、特許庁総務部技術調査課、15年5月10日
5. 日立総合計画研究所 (<http://www.hitach-hri.com>)
6. 「ナノ」って何なの? 小林直哉 東洋経済新聞社、2001.8.14

東郷精神の根源

(財)DRC 研究委員
菊田 慎典

はじめに

小論は、日本海海戦一〇〇周年を記念して東郷精神を源泉に遡って探求し、この偉大な先輩の真価を蘇えらせ、今日に生きる日本人の反省と修養に役立てることを目的とする。もちろん同海戦の圧勝は東郷一人だけの偉業ではなく、当時の麾下将士、幕僚の協力、さらに銃後の国民全般の支援も忘れてならない大切な要素であろう。だが、それはそれとして、大勝の主因は東郷艦隊の知的規律 (intellectual discipline)、戦いに勝ちを制する秘訣の応用と実行なのであり、聯合艦隊司令長官海軍大将東郷平八郎の適切な指揮と統率があって、はじめてその秘訣は力を生じ、輝きを放つものとなったことは紛れもない歴史の真実なのである。ところが、昨今、大東亜戦争において日本海軍が惨敗したのは、東郷の大艦巨砲主義のせいであるとか、三等大将といったような、東郷精神を真摯に探求することなく、ただ、その表面的な結果にとらわれて自分たちの失敗を東郷大将にもっていき、またそれに付和雷同する人が多いという印象を持つのである。

この姿勢では、その名を世界史に残す東郷平八郎から、日本人は何も学ぶことができなのではないか。偉人、名将の真骨頂というものは、私のような凡人にはなかなかわからないものであろうが、東郷大将は日本海海戦に大勝したから偉いというのではなく、偉かったから勝ちを制することができたという角度から、彼の命がけの仕事を見るべきではないか。

このような理由から、いわゆる東郷精神 (信念と理性) 形成の根源に何があるのか、その種が修養と練磨により大きく成長して兵術眼、指揮統率となり、それがバルチック艦隊の撃滅にどのように作用したのか、(1) 精神の根源 (2) 兵術眼 (3) 指揮統率 (4) 敵前大回頭 (5) 凱旋奏上 (6) 至誠神に通じて、の順序で検討を加えることとする。

1. 精神の根源

東郷仲五郎 (平八郎) は弘化 4 (1847) 年 12 月 22 日、薩摩国鹿児島郡加治屋で生まれた。父・東郷吉左衛門・實友 (文化 2・1805 年生れ) は水野流剣法の達人で、郡奉行から米の石高を取り扱う高奉行に進み、ついで藩主手元金や衣服・調度類の出納を司る納戸奉行を勤め、かつて外国船の無礼な行動を怒って、天保 10 (1839) 年暴風

雨のとき ことく 異国の船くつがえせ もろびと 諸人の 祈る誠を知れよ かみかぜ 神風

と詠じた清廉謹直な憂国の武士であった。母・益子 (文化 9・1812 年生れ) は同藩堀与左衛門の三女、容貌端麗、白梅の君といわれるほどの美人で、賢夫人との評判が高かった。夫婦は五男一女の子宝に恵まれた。すなわち長男・四郎兵衛 (實猗さねなが)、長女および次男は夭折、三男・壮九郎 (實次)、四男・平八郎 (實良)、五男・四郎左衛門 (實武) である。

仲五郎が生まれた加治屋郷の家は敷地三百坪 (約一〇〇〇平方メートル) くらいの広さで、

四方を竹垣で囲み、門は北方に面し、家屋は東西に伸び、八畳三間・六畳四間・四畳二間・二畳二間・納戸・物置・台所・土間があり、邸の南北両隅には倉庫を建てその中央に厠と使用人部屋があった。庭園には老松が繁茂し、氏神を祭る小さい祠が安置されていた。中級以上の武家屋敷のたたずまいといえる。

薩摩士族の子弟は、7歳ごろから24、5歳までの長い年月を限られた地域の郷、つまり学舎と呼ばれる町内ごとの独特な教育システムの中で成長する。7、8歳になると稚児組に入り、やがて11歳になると長稚児（おさちご）と呼ばれる組に入り、元服すると二才（にせ）組に入って、初めて大人として遇される。二才頭は郷中（ごじゅう）の学舎内に起こる様々な問題のすべてに責任を負った。

さて、加治屋郷中の長稚児組、13歳となった仲五郎の日課は、毎朝未明に起きて短袴に身を固め、午前6時の鐘声を聞くと包を抱えて家を駆け出し、すぐ近くの二才頭・西郷吉次郎（西郷隆盛の弟、官軍・越後長岡において戦死）方に行き習字の手ほどきを1時間ばかり受け、午前8時ごろに帰宅して髪を結び、朝食を済ませると日々順番に一友人の家に集まり四書五経の素読をやり、これを終わると甲突河原（江月川）に走って水泳や相撲に興じた。午後2時ごろ家に帰り昼食を済ますと、今度は演武館に行き師範役・葉丸半左衛門のもとで示現流の剣法を午後6時まで鍛錬して帰宅する。夜になると二才組が集まる夜話の座元に出かけて、赤穂義士伝・関が原（石田三成）・木曾川の基礎工事・曾我物語など、二才の教えを受けながら講読談話し、午後8時に二才に付き添われてそれぞれの家に帰った。そんな薩摩少年たちの勤勉と鍛錬において何よりも大事なことは、「虚言を申さないこと」であった。そのことが士道本来の心であるからだ。

安政7（1860）年3月24日（陰暦3月3日）、尊王攘夷派の浪士たちがときの大老井伊掃頭守直弼を江戸城桜田門外に襲撃して、その首級を挙げた桜田門外の変が起こる。倒幕から王政復古への導火線となったこの大事件に、薩摩藩士・有村雄助と有村次左衛門兄弟が関わっていた。この年、13歳の東郷仲五郎（平八郎）は生まれてはじめて勤王の志士・有村雄助の切腹を見る。いきさつはこうだ。

井伊大老の駕籠を串刺しにし、一刀のもとにその首を打ち落として大老の首を刀の先に突き刺して高く掲げた弟・次左衛門は、このとき若干23歳、江戸に来て千葉周作の玄武館北辰一刀流を学び、示現流の達人ではあったが自らも傷を負った。降りしきる雪、上杉弾正の屋敷を過ぎ日比谷門近く米沢藩邸のところで、後ろから接近した井伊家徒士・小河原秀之丞の刃が、突如、次左衛門の後頭部をえぐった。ほとんど意識がないままに大老の首を抱え、馬場先門から鍛冶橋の方に向かったが、若年寄・遠藤但馬守胤統の屋敷前で力尽き、首をわきにおいて割腹したのであった。

くろがねも くだげざらめや ますらおが 国のためとて おもいきる太刀（辞世）

次左衛門の兄・有村雄助はこのとき27歳、江戸薩摩藩邸で書記をつとめ、井伊大老の襲撃計画に薩摩を代表する形で水戸藩有志と行動をともしていた。しかし、襲撃に加わらず、見届けたのち、京都に上り薩摩藩との連絡にあたる手筈になっていた。ところが、四日市の宿で江戸薩摩藩邸が差し向けた追っ手によって捕縛され、雄助は大阪から船で小倉を経由、鹿児島へ送られた。万延元（1860）年5月13日（陰暦3月23日）、鹿児島海の玄関である水上坂に着いた雄助を、長兄・有村俊斎と大久保利通が出

迎えた。薩摩藩は幕府の顔を立て、帰着と同時に自刃したかたちになるよう、雄助に切腹を命じた。

「今、こうして泰然としていられるのは、もとより覚悟ができていますからです。私が切腹を仰せつかったことによって尊王の志が邁進され、天皇を警護する薩摩藩ご出兵の運びとなるならば、これにすぐる幸せはありません」、有村雄助は従容として切腹した。

大君の憂き御心をやすめずば ふたたびきょうに帰らざらめや（辞世）

前述したように、仲五郎（平八郎）はこのとき父・吉左衛門の供をして、鹿児島城下加治屋町から川ひとつ隔てた高麗町の有村宅へ出向き、生まれて初めて切腹というものを見ることになった（阿部眞造『東郷元帥直話集』中央公論社、昭和10年、84ページ）。

というのは、有村・東郷両家は親族関係にあったからだ。島津家第27代当主・斉興の家督相続問題、世に言う「お由羅騒動」に連座して、雄助の父・有村仁右衛門と長男・俊斎は薩摩藩士を免職となった。有村家が極貧の生活状態となったある日、家老の下で郡の代官を統括する郡奉行であった東郷吉左衛門は、仁右衛門を訪れて話し合い、14歳になった三女・勢以子を東郷家へ連れ帰り、自分の子として養育したのであった。

嘉永4（1851）年、騒動に終止符がうたれ、長男・斉彬が第28代島津家当主の座に就いた。有村俊斎は復職、雄助および次左衛門も藩に出仕できるようになり、東郷吉左衛門は19歳に成長した勢以子を、21歳の東郷家長男・四郎兵衛と結婚させたのである。こうして有村・東郷両家は親族となり、勢以子の兄・有村雄助の切腹に東郷家が立ち会うこととなったのである。

有村兄弟（雄助と次左衛門）が薩摩藩士でありながら、どうして水戸藩浪士の中に交じていたのか、その理由を少年・仲五郎は父・東郷吉左衛門からこう聞いた。

「あるとき、西郷隆盛が井伊の暴政を憤慨しているのを聞いた兄弟は、井伊の首はおいどん兄弟がきつととってみする・・・と言い出した。隆盛は、ぬしどんに井伊の首がとれるか。と言ったそうだ。」（『東郷元帥直話集』83ページ）

西郷の疑義に対して、雄助と次左衛門は切腹をもって、「虚言しない」という士道の節義を守ったのである。父は、士道の正道を歩むことがいかに大変な実践であるか、息子・仲五郎に諭したかったに違いない。

われ斃れても虚言せず、尊王の志を貫こうとまっしぐらに進む という血脈の思想は、東郷平八郎の精神、つまり信念と理性の根源になった。

2. 兵術眼

三国干渉の苦杯をなめて、日本国民が臥薪嘗胆の決意を固めた明治29（1896）年3月、常備艦隊司令官海軍少将東郷平八郎は海軍大臣海軍大将西郷従道（侯爵）に呼ばれた。大臣室の応接用の椅子に両者は向かいあった。

西郷「おはん、海軍大学校長に就任したもんせ」

従道は四歳年下の平八郎に実の弟のような特別な感情を抱いていた。尊王の志を貫こうとまっしぐらに進んだ 維新の想いが自然にわきあがってくる、そんな感情だった。西郷隆盛、吉次郎、小兵衛の三兄弟を失った自分と同じく、平八郎もまた義を貫こうとした四郎兵衛、壮九郎、四郎左衛門の三兄弟を失っている。

西郷「生き残ったのは、おはんとおいだけになってしもた。知っちよいよいか、順聖院（島津斉彬）さあに、おいを会わせてくれたのは海江田はん（有村俊斎）じゃった」

東郷「聞いておいもす」

西郷吉次郎は東郷家の嫁・勢以子をたより、当時十三歳の従道（竜助）を勢以子の兄である有村俊斎に預けた。俊斎は藩主島津斉彬に頼み込んで、竜助を茶坊主に取り立ててもらったのだ。

西郷「そいじゃ海江田（俊斎）はんから、おはんの師、有馬新七さあの最期も聞いとろう。おいがここまでこられたのも、あの魂、そう新七さあの魂があったればこそじゃ。」

東郷「大臣のおっしゃる訓えは、骨身にしみておいもす」

西郷「新七さあの魂を、将来の日本海軍将官がもつように、平八郎どん！頼んもした」

平八郎が元服して島津藩書記係りとなり、最初に仕えた上司が有馬新七だった。その有馬の最期とは、薩摩藩士の同士討ち、世に言う寺田屋騒動のことだ。文久2（1862）年4月23日、京都伏見の船宿・寺田屋で薩摩藩の尊王急進派である有馬新七らが、島津久光の入京を機に拳兵倒幕を計画し、まず関白九条尚忠、京都所司代酒井忠義を襲撃しようと寺田屋に集結した。これを知った久光は、奈良原喜八郎・道島五郎兵衛ら八名を鎮撫のため、伏見に向けて出発させたのであった。この日の夜、寺田屋に着いた奈良原、道島らは、急進派主要メンバーである有馬新七・田中健助・柴山愛二郎・橋本壮助を階下の別室に呼んで、久光公の君命に従うよう説得した。やがて、奈良原が大喝した。「どうしても命に従えないのであれば、我らは上意討ちの君命をうけてきている。それでもよいのか！」。田中が「言うことは聞けん！」と怒鳴ると、道島の「上意！」の大喝はほとんど同時だった。

抜き打ちに斬り下げた道島の一刀は田中の眉間を二つに割った。一斉に抜刀、討手の山口金之進は示現流の流儀そのまま柴山を倒し、有馬は道島に斬りかかった。二人はともに屈指の剣客である。もみあいとなり、刀を折りながらも道島を壁に押しつけた有馬は、助太刀に来た橋口壮助の弟・吉之丞が助けあぐねているのを見て、「橋口、おいごと刺せ！」と大喝したのだ。「チェストー！」吉之上の剣先は有馬と道島を串刺しにして突き通った。

有馬新七は、こうして、壮烈なあまりにも壮烈な われ斃れても虚言せず、尊王の志を貫こうとまっしぐらに進む 最期を遂げた。享年三十七歳。

梓ゆみ春たつかぜに 大君の御代引きかへす 時は来にけり （辞世）

このとき、寺田屋二階には大山巖・三島通庸・篠原国幹、そして西郷慎吾（後の従道）がいた。悲痛な思いが、走馬灯のように、海軍大臣となった西郷従道の脳裏を駆け巡る。そして東郷少将は、ぼそりと、「海軍魂の件、謹んでおうけもす」と、西郷大臣に申告したのであった。

呼吸器系統とリュウマチとの療養生活を経て、明治31（1898）年5月14日、東郷平八郎は海軍中將に進んだ。こうしてみると、いかに平八郎が鹿児島加治屋町のよか二才どん海軍大臣海軍大將西郷従道から大切にされ、その命をうけて辣腕をふるう同郷稚児組の後輩であった軍務局長山本権兵衛から敬意を寄せられていたか、よく理解できるのである。三者には、一朝有事に際し、聯合艦隊司令長官は「有馬新七の魂をもつ東

郷平八郎」との、暗黙の了解があったと思う。

平八郎が二回目の海軍大学校長のとき、当時世界的に有名であったロシア・マカロフ提督著『海軍戦術論』（海軍水交社）翻訳本が刊行された。印刷ができるのを待ちきれずに、みずから筆写して、その長所短所をよく検討し批評や意見を書き加え、いわゆる眼光紙背に徹するものがあったという。いずれはロシア艦隊を敵として、雌雄を決する日が来ることを予期していたからであろう。同書は、このときから日露戦争を含む七年もの歳月、常に東郷平八郎の座右に置かれ、同大将の戦術眼に深い影響を及ぼしたと信じられる。

なぜなら、日露戦争の終結直前、佐世保軍港内で火薬庫の爆発で沈没した軍艦「三笠」（聯合艦隊旗艦）を引き揚げたとき、東郷司令長官の私物の中に故ロシア太平洋艦隊司令長官海軍中将マカロフ原著『海軍戦術論』（水交社蔵版）が入っていて、出陣中、常に携行していたことがわかったからである。

故露国太平洋艦隊司令長官マカロフ中将著『海軍戦術論』（海軍水交社蔵版・東京春陽堂発行）を読むと、嶋村速雄編纂『海軍戦術一斑』（海軍文庫）に構成と内容が相似している。このマカロフ海軍戦術論の、どの箇所が東郷大将の戦術眼にどのような影響を及ぼしたのであろうか。

「第二章 精神的要素の戦闘上に及ぼす影響」には、1805年トラファルガル海戦で大勝を博した、かのネルソン提督の意見、解釈、訓令、戦術判断、実践が細かく叙述されている。平八郎はかつてイギリス「ウースター号」で修学中、たびたび戦艦「ヴィクトリー」を訪れ大砲などの研究したことを、同書をひもときながら、つい昨日のこのように脳裏に蘇えらせたに違いない。さらに平八郎は、敵将マカロフが一〇〇年前のネルソンを、このように細部にわたって研究していることに、驚きを禁じえなかったであろう。

それゆえに、マカロフ『海軍戦術論』第二章は、東郷大将座右の書として、日本海海戦における敵前大回頭いわゆる東郷ターン（T字戦法）を断行するバックボーンとなった、と信ずるに足る実証性を有している。

3. 指揮統率

明治37（1904）年2月6日午前2時、東郷聯合艦隊司令長官は上村第二艦隊司令長官以下各司令官、艦長を旗艦「三笠」の司令長官公室に参集させ、前日、陸海軍に下された勅語を奉読した。このとき、長官公室の机の上には白木の三方があって、それに九寸五分の短刀が載せてあった。武士が切腹するときの様式だ。奉読が終わると、東郷平八郎はただ黙ってその九寸五分を見つめ続けた。静寂があたりを支配する。ただこれだけで東郷精神の根源　われ斃れても虚言せず、尊王の志を貫こうとまっしぐらに進む　が、各司令官はじめ艦長その他の参謀たちに、しみわたるように以心伝心されたのであった。

「全艦隊は挙ってその死力をつくしもって皇恩の万分の一にこたえ奉るらん」（東郷の勅答）同日午前九時、聯合艦隊は佐世保軍港を出港した。

東郷艦隊には、必ずや信号を遙かに優越する何者かが存在する。何者かとは、見解の一致と智的軍紀（intellectual discipline）にほかならないのだが、その秘訣は決して日本海軍の公表しないところである（フランス・海軍大佐ジ・ロラン）

明治38(1905)年5月27・28日の日本海海戦における戦闘行動中、聯合艦隊司令長官が発した信号命令はわずかに十六回、その艦隊運動の複雑さに比較して極めて少ないものであった。このことから、ジ・ロラン大佐の見解のように、東郷司令長官の指揮統率には、きっと戦いに勝つ秘密が隠されている、と驚きの声が諸外国であがったのである。(海軍大佐佐藤市郎訳『戦略研究序論』東京水交社、1929年)

さて、その秘密とは「兵術用語界説」(海軍大学校、明治三十五年九月假定)が「戦術を実施する画策を特に戦策と称する」と定義する、艦隊戦策の策定並びにその果敢な実行であったことは間違いない。

「常に我が集合勢力をもって敵の一小部分に乗り、これを一方より掃蕩して終に敵の全部を滅す」と、日本海軍が明治20年に草創した戦闘原則が、日露開戦前夜、東郷司令長官が発令した聯合艦隊戦策第26号および各戦隊戦策の中で、息づいていた。

- ・個々に敵を撰ばずして敵の一部に我が全力を集注する。(聯隊機密第26号 東郷平八郎)
- ・我が全力を集団して個々に敵を撃破する。(1戦機密第1号 東郷平八郎)

上記戦闘原則(デシプリン)を応用して策定したのが戦闘規則(ルール・オブ・エンゲージメント)、いわゆるT字戦法だ。聯合艦隊戦策第26号を要約するとこうだ。

- ・指揮官先頭、第一戦隊第二戦隊の単縦陣を基本隊形とする。
- ・敵艦隊の所在を確知したなら、信号もしくは電信をもって全軍を集団する。
- ・敵と約八千メートルの距離に接近するまで、第一戦隊基準の単縦陣形を保持する。
- ・戦闘距離(八千メートル)で旗艦「三笠」大檣頭に軍艦旗を掲げて戦闘を令する。
- ・敵の一隊を選び、その列線に対してT字を画き、敵の先頭を圧迫するように運動する。

さて、バルチック艦隊がマラッカ海峡を通峡して、カムラン湾に向かっていた明治38年4月12日、東郷司令長官は「聯合艦隊戦策(聯隊機密第259号)」を發布した。戦策は定める必要がない、と主張していた秋山作戦参謀が初めて起案した艦隊戦策である。そのいわば秋山戦策第259号は、嶋村速雄が参謀長のとき策定された戦策第26号の指揮官先頭・第1第2戦隊の順に単縦陣を制形するという基本T字戦法を崩し、戦闘序列を第3戦隊 第2戦隊 第1戦隊 第4戦隊の順に変更(戦策259号の2、4月21日)、さらに奇襲隊を編制し、運動要領を追加(戦策259号の3、5月17日)したのである。しかし、戦策259号は戦策26号のように、長年にわたる熟慮と演練を重ねてでき上がったものではなかったから、結局、東郷司令長官は秋山参謀が起案した戦策第259号の改定と追加を、「全部削除す」と、発令(戦策259号 4、5月21日)したのであった。

こうしてみると、ジ・ロラン大佐が述べている東郷司令長官の指揮統率上の秘密とは、幻に終わった秋山真之の戦策第259号ではなく、日露開戦に当たって東郷司令長官と嶋村参謀長が策定した「戦策第26号」だったことがわかる。

一理黙して語らず一機静かに動く、戦いが始まってから、いろいろ細かい信号とか命令を出す必要がないように事前の準備を万端に、静かに待って、敵が現れると疾風のように突撃して、主力艦砲火の精鋭と練磨とにより敵の一部分に圧倒的な攻撃を浴びせかけ、まずその一角を崩壊し、混乱に乗じて一挙に全敵を撃滅する。これが、東郷精神の

真髓だったのである。

4．敵前大回頭

「敵艦隊見ゆとの警報に接し、聯合艦隊は直ちに出勤し、これを撃滅せんとす。本日天候晴朗なれども浪高し」(午前6時20分「三笠」無線)

悠々とした落ち着きのなかに一種の緊張をみなぎらせて、東郷はバルチック艦隊を撃滅できると確信していた。実戦経験・訓練・士気・大砲水雷の命中率、そのすべてにおいて我が彼をはるかに優越している。また、8月10日黄海海戦の戦訓により、すでに嶋村第2艦隊司令官は、第1第2戦隊が逆列単縦陣となった場合に、先頭艦となる「磐手」に乗艦している。東郷司令長官みずから加藤(友)参謀長の補佐を得て、戦策第26号のとおりやるのだ。敵との距離8、000メートルを戦機として、ネルソン提督に学んだ風と波を背に受けるネルソン・タッチ、射撃照準のしやすい方向に回頭する。そうすれば、敵の一翼を斜めに圧迫するT字戦法により、単縦陣あるいは反転の逆列単縦陣を繰り返し、ロジェストウエンスキー艦隊を砲撃により撃滅できる。

旗艦「三笠」前艦橋の直上に、広さ十畳(16平方メートル)ほどの小甲板がある。そこが最上艦橋だ。その最上艦橋の左側に、右手に大きな双眼鏡を持って胸のあたりに置き、左手は恩賜の長剣「一文字良房」の柄をじっと握りしめ、敵方を睥睨して東郷平八郎が立つ。古来、戦場における主将の一挙一動は常に全軍の仰ぎ見るところであり、ネルソン提督もこの点に思いを深くしていたという。東郷大將は、一同の強い勧めを退けて司令塔に入らず、最も危険な最上艦橋に立って、東郷精神を全將兵に注入したのである。

午後1時55分、「三笠」の檣頭高く「皇国の興廃は此の一戦にあり各員一層奮励努力せよ」がはためく。この少し前、加藤(友)参謀長は「自分はここを離れない。幕僚が皆一緒にいてはいっぺんにやられるから分散せよ」と諸幕僚に命じ、また、このとき東郷司令長官は、8月10日の黄海海戦、ここ一番というとき嶋村参謀長に議論を吹きかけ、失われた3分間の原因となった秋山参謀に向かって、「下へ入れ」と厳命したのである。東郷大將のかたわらで、両者のやりとりを実際に見聞きしていた司令部付1等信号兵・三浦忠が、そう語っている(大島良之助「三笠艦橋図の秘話」、『水交』昭和41年5月)。こうして、「三笠」最上艦橋には、東郷司令長官と加藤参謀長の二人だけが位置することになった。黄海海戦の教訓に学んだ必然の措置といえる。

午後2時2分、西南西の針路で接敵する「三笠」前甲板を、風浪に反航する艦首に砕け散った激浪の飛沫が洗う。煤煙と薄ぼんやりとした濛気の中から、ロジェストウエンスキー艦隊が威風堂々、縦陣をつくって東郷艦隊に向かって突進して来る。刻一刻、まさに息を詰める瞬間である。

午後2時7分、無言のまま東郷司令長官は、右手をさっと大きく半円をえがくように左に振ったのである。艦首を左に急転させた「三笠」は、斜めT字にロジェストウエンスキー艦隊の進路を遮断し、南56度西から北67度東に馬蹄状を描いて、左15点(左170度)の正面変換を行った。バルチック艦隊撃滅の戦機を、東郷平八郎がガッシリと捕えた決定的瞬間だった。

ウラジオストクへは行かさない。行くなら我が屍をのりこえて行け。北23度東のバルチック艦隊針路を、東郷艦隊は常にウラジオ側に位置してT字に遮断した。旗艦「三

笠」が嚮導する艦隊針路は東 2 3 度南、反転して嶋村少将「磐手」が嚮導する艦隊針路は西 2 3 度北、第 1 第 2 戦隊単縦陣あるいは逆列単縦陣の、いわば戦略的 T 字戦法で敵艦隊を遮断撃滅する戦法を執った。

日本海海戦直後、東郷大将はその感慨を次のように詠んでいる。

日の本の海にとどろくかちどきは 御稜威かしこむ声とこそ知れ

5 . 凱旋奏上

日露講和条約（ポーツマス条約）の詔書が公布され、聯合艦隊は同年 10 月 18 日伊勢湾に入港し、伊勢大神宮に参拝した。参拝を終えた聯合艦隊は東郷司令長官の意向で、ネルソン提督トラファルガル海戦 100 周年記念日にあたる明治 38 年 10 月 21 日、東京湾に凱旋したのである。この艦隊行動にも、東郷大将がいかに謙虚に歴史に学んでいたか、読み解くことができる。

翌 10 月 22 日、東郷司令長官は片岡第三艦隊司令長官、上村第二艦隊司令長官、出羽第四艦隊司令長官ならびに麾下幕僚を率いて上京参内して、戦闘の経過を上奏した。

去年 2 月上旬、聯合艦隊が大命を奉じて出征して以来ここに一年有半、その間、海陸の交戦、皇軍勝利をとらないことはなく、今日復た平和の秋に遇ひ、臣等、犬馬の勞を終えて大轟の下に凱旋するを得たり。これ一に大元帥陛下御威徳の然らしむるものにして、臣等の終始、感激措く能はざる所なり。（以下省略）

天皇陛下はこれを嘉納され、直ちに左の勅語を賜った。

卿が統督する聯合艦隊の能く万難を排して空前の偉功を奏したるは中外の齋しく瞻望する所なり。朕、今、卿より親しくその戦況を聴き、将卒の忠烈を懐ふことさらに深し。卿等それ自重せよ（『明治三十七八年海戦史』第三部巻一、338 ページ）

6 . 至誠神に通じて

昭和 9 年（1934）5 月 27 日の夕刻、海軍省はこう公式に発表した。

「東郷元帥には昨年夏ごろより発病、秋季に至りときどき咽喉部に異物感および軽痛があり、その後一進一退の状況にて喉頭癌の診断の下に放射線療法その他の治療を施しつつあるも、老体に加えてその間ときどき宿病たる膀胱結石、座骨神経痛を起こし、また気管支炎等を併発せるをもって衰弱が加わり、昨今、心痛すべき容態にあり」

5 月 30 日、危篤に陥った東郷平八郎は、午前 7 時、永久の眠りについた。享年八十八歳。その偉大な功績は、葬儀に際して賜った誄詞（天皇陛下からの弔辞）に尽くされている。

「至誠神に通じて成敗の先機を制し、沈勇事に臨みて安危の大局を決す。身国難に当たり功海戦に崇し。朕の東宮に在る羽翼是れ頼り、卿の三朝に仕ふる股肱是れ効す。徳望城中に充ち、声華海外に溢る。洵に是れ武臣の典型、実に邦家の柱石たり。遽かに溘亡を聞く、曷ぞ軫悼に勝へむ。茲に侍臣を遣はし賻を齎らして以て弔せしむ」

おわりに

日本が生んだ世界の名将、東郷平八郎が灯した

われ斃れても虚言せず、尊王の志を貫こうとまっしぐらに進む
という至誠の光は、この精神を仰ぐ人々の心を、いまでも導き続けている。

国家と主権

(財) DRC 研究委員
重村勝弘

はじめに

近現代社会における国民国家の構成要素は、「領土」、「主権」、「国民」であると言われている。そして、これらの構成要素を維持あるいは保護することが国家としての最小限の責務とされている。このため、国家の役割としては、(1)秩序を維持し、(2)安全を確保し、(3)経済活動を保障することである。

これらの機能を果たすため、国家は外からの脅威(侵略)に対処するために必要な「軍事力」を保有し、内なる脅威(治安の悪化)に対処するために必要な「法の執行」及び「警察力」を整備している。

また、国家と国民の関係で言えば、国家は国民に対して種々の「義務」を課し、その代償として、「国民を保護」し、「国民の権利」を保障している。これらの「義務」や「権利」については各国それぞれの歴史、政治体制、環境条件により異なっている。

わが国の場合は世界で最も民主的な憲法といわれている日本国憲法の下で、国民の義務としては「納税の義務」、「教育を受けさせる義務」、「勤労の義務」が明確にされているが、他の国では「国防の義務」や「国家への忠誠の義務」等も規定されている。

そして、これらの義務と引き換えに国民の権利として、「基本的人権を保障」し、「生命・財産を保護」することを約束している。

これらの義務と権利の関係は、国家と国民との「契約関係」であるとする説もあるが、一般的には「信頼関係」により成り立っているものと言える。

しかしながら、わが国を巡る最近の事例等を見るに、わが国は「領土」を保全し、「主権」を維持し「国民」を保護するという国家としての機能の不全に陥り、国民との信頼関係を失いつつあるのではなからうか。

1. 中国人活動家による不法上陸

2004年3月、中国人活動家7人が海上保安庁の警備の隙をついて、尖閣列島の魚釣島に不法上陸した。沖縄県警によって逮捕されたこれらの7人は、当然に送検され日本の法律によって裁かれるものと見られていた。しかし強硬な中国政府の無条件即時釈放要求に屈した政府は、一転して方針を変え、不法上陸した7人を中国へ強制送還とした。本来日本の領土で犯した犯罪は当然に日本の法律で裁かれるべきところを、強制送還によりこれら7人は中国の法律で裁かれることになる。日本における裁判権を放棄することは、結果的に日本の魚釣島に対する主権を放棄したに等しいこととなるのではなからうか。これら名7人は中国では愛国無罪の処置が取られ、無罪放免になることは十分に予測される。

この事件に対して二つの問題がある。一つ目はわが国の主権のある魚釣島に警戒をしていながら7人の上陸を許したことである。わが国の主権のもとにある領土に対する警

備を怠り、上陸を許したことは重大な警備上の失態であり、警備を担当する部署の怠慢であるとして非難されるべき事態である。二つ目は不法上陸というわが国への主権の侵害に対して、わが国の法律を適用しなかったことである。わが国の主権の及ぶ領土内の犯罪はわが国で裁くという原則を履行しなかったことは、じごの領土問題に悪影響を及ぼす恐れがある。領土問題がある以上厳正な処置を行わなければ、中国に領土問題について付け入る隙を与えることとなる。

2. 中国原子力潜水艦による領海侵犯

また、2004年11月、中国の漢級攻撃型原子力潜水艦がわが国の石垣島付近において領海侵犯を犯した。新聞報道によれば日米の監視網は当該潜水艦が10月初旬に青島の母港である姜哥荘（チアンコーチョアン）基地を出港したときから、その所在を継続的に探知・追跡していたと言われている。この原潜は10月中旬、母港を出港後東シナ海を南下し、10月下旬に沖縄本島と宮古島の間を抜けて太平洋に進出し、じご、当該潜水艦はグアム島にある米軍基地の偵察活動を行った後、北西に進路をとり、日本の石垣島付近の領海を侵犯したものである。その後潜水艦は北上し11月中旬には青島の母港に帰港している。これらの行動は米軍、海上自衛隊、海上保安庁の航空機や偵察衛星、その他の探知システムにより、出港から帰港までの約30日間にわたる行動のほとんどを把握されていた。特に領海侵犯の数日前からは、海上自衛隊の対潜哨戒機P-3Cなどが継続して追跡していたという。

一方、中国側は今回の領海侵犯が潜水艦の計器の故障であると釈明しているが、果たして計器の故障であろうか。

今回の領海侵犯の意図は明白である。つまり、この海域における日本の対潜監視システムの配置状況及びその能力に関する情報収集であり、将来生起する可能性のある、台湾周辺における中国の潜水艦の作戦行動に対して、日米がどのような対潜行動をとるのかを偵察したものであろう。あわせて中国の海軍戦力がこの海域においていつでも行動できることを、日米に対してアピールした示威行動であったものと思う。

今回の政府の対応についてはいくつかの疑問が残る。その一つ目は国家の主権たる領土・領空・領海を守るという意識の低さである。領海を潜水艦が侵犯したということは、水上艦艇が沖縄の領海を通告なしに侵犯し、沖縄の領空を戦闘機が領空侵犯し、あるいは戦車部隊が沖縄の土地を通り過ぎたこととなんら変わらず、まさに主権の侵害である。そして、当該潜水艦の所在を追尾しながら領海侵犯を阻止できなかったことである。

二つ目は海上警備行動の発動が、中国の潜水艦が領海を通過した後に発令されたことである。うがった見方をすれば領海にいる間に海上警備行動を発令すれば、海上自衛隊は当然に当該潜水艦の領海侵犯阻止行動をとり、状況によっては交戦状態になる恐れがあったと思われる。それを避けるために領海を通過した後に海上警備行動を発令したのではないと思われる。もし、そうであるならば国の主権を守るということに対する認識の甘さを非難されるべきであろう。このようなことを繰り返しては諸外国から軽んじられることは目に見えている。逆に日本の潜水艦が中国の領海を侵犯したとしたら中国はどのような対応をとるであろうか。果たして無事に領海侵犯した潜水艦を通過させてくれるであろうか。同然に強制浮上させられ潜水艦は乗員と共に拿捕されるであろう。

う。これに応じなければ攻撃されるであろう。

また、対応行動については、海上警備行動の発令が遅れたと言うのであれば、政府としての危機管理体制の不備と非難されるべきであろう。早急に領海・領空侵犯に対応できる法的整備、システムの構築、あるいは対応マニュアル等を整備し危機管理体制を確立すべきであろう。

中国は急速に海空軍の整備を行っており、特に海軍は外洋海軍の建設を目指し、艦艇の整備、海洋調査を活発化している。特にこの海域は台湾有事を巡って、中国海軍と米海軍が凌ぎを削っているところである。このような状況においてこそ、領土・領海・領空を守ることが、国家としての主権を維持する基本であることを今一度認識し、そのために必要な体制を整備する早急に整備することが肝要である。

3 . 北朝鮮による拉致事件

2005年6月下旬、30度を越える炎天下、首相官邸の近くで拉致被害者の家族が北朝鮮への経済制裁を求めて、座り込みを行った。これらの人々はすでに70歳半ばを過ぎており、酷暑の中での座り込みは身体的にも、精神的にも大きな負担であったろうと思われる。

これらの行動を含め横田夫妻をはじめ被害者の家族の人々は、長年にわたり北朝鮮に拉致された人々の解放を求めて全国を駆け巡り、まさに血のにじむような活動を行っている。

このような北朝鮮の国家犯罪に対して、被害者の家族が拉致被害者の返還のためにこのような厳しい活動を行わなければならないのは何故であろうか。

本来、国民の生命財産を守るのは国家の第一義的な責務である。日本の国内で平凡な日常生活を送っていた人が、日本国内で不法入国した北朝鮮の職員によって拉致され、北朝鮮に連れ去られることを防げなかった責任は国家にある。

特に、1970年代から1980年代にかけて多発した拉致事件が北朝鮮の犯行だと疑われていたにもかかわらず、政府はこれを放置してしまった。

1987年、大韓航空機爆破事件に関連して実行犯の金賢姫が逮捕され、ピョンヤンの工場訓練場で日本から拉致された李恩恵と称する日本人から日本語教育を受けたとの供述を受けて日本政府はようやく拉致問題に取り組み始めた。このような取り組みの遅れが拉致被害者の拡大につながったことは、まさに国家の責任である。

小泉首相は2回の訪朝及びその後の交渉により拉致された5人及びその家族の帰国が実現されたが、横田めぐみさんはじめ多くの人々の安否は依然不明である。死亡したとする人の遺骨についても他人のものであり北朝鮮の対応は不誠実極まりない。拉致された人数も日本政府は帰国した5人を含めて15人を認定しているが、実際にはこの数倍の人が拉致されているものと見積もられており、拉致された被害者に関する北朝鮮の調査も進んでいない。

政府は拉致の問題の解決については「対話と圧力」を方針として交渉に臨んでいるが、核開発をめぐる6カ国協議もあり、いっこうに進展していない。

このような外国の国家犯罪によって、自国の国民が被害を受けた場合に国家としてとるべき措置はいかにあるべきか、米国の例を見よう。

1986年4月、西ベルリンのディスコでテロによる爆破事件があり、2人の米国人が犠牲となった。米国の情報機関はこの事件がリビアによるテロ攻撃であり、この事件の首謀者はリビアの最高指導者カダフィ大佐であると断定した。そして、爆弾テロから10日後には米空軍部隊を投入し、リビアの首都トリポリ及びベンザキのカダフィ大佐の官邸等を爆撃した。この攻撃によりカダフィ大佐の親族等多数の市民が犠牲になったが、カダフィ大佐は難を逃れ無事であった。しかし、この爆撃以後米軍による報復を恐れて、リビアによるテロ攻撃は終息したと言われている。

このように自国民に対する攻撃にはあらゆる手段を持ってこれを排除し、あるいは報復することが、再発防止あるいは抑止につながるものである。この事例はもちろんわが国に適用できるものではないが、日本国民が外国の国家犯罪について被害を受けた場合には国家は責任を持って被害者の回復のために、あらゆる手段を講じる必要がある。

被害者の帰国交渉も行われているとはいえ、いっこうに成果が上がらず、見通しも立たない以上、被害者の家族会が要求しているように北朝鮮に対して経済制裁を行うべきであろう。

日本一国だけの経済制裁では効果がないとの意見もあるが、経済制裁は日本が国家として北朝鮮に対する強い意思表示である。それと同時に日本が国家として、拉致された被害者の生命財産を守れなかったこと、そして、この事件を長い間放置し、被害を拡大させてきたことへの代償である。

国家が国家としての責任を果たすためにも北朝鮮への経済制裁を早急に実施すべきであろう。拉致問題は被害者の家族が解決する問題ではなく、国家が責任を持って解決すべき問題である。

以上、三つの事例を挙げて、国家のありようを述べたが日本が国家として「領土」、「主権」、「国民」を守ることの重要性を改めて認識する必要がある。日本は今後とも、北朝鮮の拉致問題、北方領土問題、竹島問題、尖閣列島問題、あるいは東シナ海における日中中間線付近における天然ガス等の開発問題など、多くの懸案を抱えている。日本が国家としてあらゆる手段をもって、これらの問題を解決していく決意を示し、行動する必要性が痛感される。

参考文献

- (1) 「政治学の基礎知識」、田口 富久治、青木出版、1990.4
- (2) 「国家と社会」、猪口 孝、東京大学出版会、1988.6
- (3) 「国家についての考察」、佐伯 啓思、飛鳥新社、2001.8
- (4) 「新しい日本の憲法像」、西 修、富士社会教育センター、2000.7

日本における民間軍事会社活用の現状と問題点

(財)DRC 研究委員
菅 谷 敏 彦

はじめに

2005年5月、第一空挺団で自衛官としての訓練を受けた経験があり且つ長く仏外人部隊に在籍していた斉藤昭彦氏がイラクで武装勢力に拘束され殺されるという事件が起きた。また、斉藤氏が仏外人部隊を退職後、英国の民間軍事会社(PMF: Private Military Firm)ハートセキュリティ社に所属しイラクで警備業務に就いていたことが併せて報道されたことで、日本社会に驚きを与えるとともに民間軍事会社が俄かに脚光を浴びることとなった。この民間軍事会社とは旧来の個人単位の傭兵とは異なり、会社を組織しビジネスとして国際紛争に関連する様々な分野で活動を行うもので、その活動範囲は軍の補給、整備、輸送といった兵站の分野から教育訓練の担任、作戦計画の立案、作戦指揮の請負更には自ら部隊を組織し火砲、ヘリコプター、戦車等を有して戦闘行動を請け負うまでになっている。

日本政府は当面、自衛隊が民間軍事会社を活用する計画はないとコメントするとともに民間軍事会社の法的な側面、日本人が外国の民間軍事会社に所属する場合の問題点を含め研究するとしている。しかし一方で、イラク、アフガニスタンに派遣されている外務省職員等はすでに危険地域の活動に際して外国の民間軍事会社に警備を依頼しているとの報道もなされている。

ここでは国際社会における民間軍事会社の現況とその活動範囲を明らかにするとともに国際法上の取り扱いについて考察する。また、日本における民間軍事会社の実態と外国軍事会社を含めPKO等で派遣される自衛隊、政府機関あるいは民間建設会社等がこれらを活用する場合、いかなる問題が生ずるかを明らかにする。

1. 国際社会における民間軍事会社の現状

(1) 民間軍事会社の現状

1989年のベルリンの壁崩壊以降、世界で生起している武力紛争には幾つかの特徴がある。冷戦以降の武力紛争は、国家の新しい枠組みを決定するための国家内部の抗争、民族、宗教の対立に起因する争い、領土、資源の帰属をめぐる紛争がその大半である。表1には1989年以降世界で生起した主要な紛争を、主たる原因と地域に区分をして表示した。また、これら主要な紛争に民間軍事会社が関与しているか否かも併せて示した。この表から解るように中東、アフリカ、ヨーロッパの殆どの紛争には民間軍事会社が関与している。特にアフリカにおいては国家基盤が脆弱である上に部族間の抗争、鉱物資源の帰属をめぐる対立等が重複して紛争が多発した。このような混乱を好機とみた民間軍事会社は競ってアフリカに進出し殆どの武力紛争で契約を得ている。

また現在、戦後の混乱期にあるイラクでは連合軍と契約を結んでいる民間軍事会社は約60社、2万人に及ぶとも言われ、その規模は米軍の13万8千人に次ぐ大きな勢

力となっている。それぞれの国内事情からイラク派遣軍を増強できない米英軍にとって戦後処理の中核を担ってくれる民間軍事会社は、単なる民間委託会社から連合軍の重要なパートナーの地位に格上げされたと言っても過言ではない。

表 1 1989 年以降の主要な武力紛争（平成 17 年版防衛白書、P.W シンガー「戦争請負会社」）

地域	国家間	革命等	民族宗教	領土資源	計	軍事会社の関与
アジア		1	2	3	6	2
中東・北アフリカ	3	1		1	5	3
中南部アフリカ		4	3	3	10	7
ヨーロッパ			6		6	5
南北アメリカ				1	1	0

注（1）地域区分は防衛白書の区分を踏襲した。

（2）紛争タイプは複数の要因が絡んでいるが主たる要因で区分した

1990 年代民間軍事会社は爆発的にその数、規模を拡大した。これは世界の安全保障環境が需要と供給の両面を支えたからに他ならない。需要の面で言えば 1989 年以前は米ソ両超大国の影響下で民族、宗教、領土等の地域紛争は未然に抑えられてきた。しかし冷戦終了後の超大国は地域紛争へ直接介入する意欲を失い、その結果民族、宗教、領土等の矛盾が一挙に噴出し世界各国で武力紛争が多発する事態となった。さらに中東、アジア、アフリカ等の発展途上国は冷戦時代のようにこれらの国から武器の供与、教育訓練の支援等近代戦を遂行するのに必要な軍事援助が受けられなくなり、これらを代行してくれる民間軍事会社が超大国に代る存在として重視されるようになった。

また一方で、供給面を考えると冷戦終了後の兵力削減は全世界で 700 万人にも及ぶと言われている。米ソ対立の象徴であったヨーロッパにおいてはソ連の崩壊に伴い旧衛星国が国軍を縮小するとともに一部の国は西側の基準に装備を変更する等の政策が採られたがこの結果、旧ソ連製の兵器が民間市場に投売りされ小銃、機関銃はもとよりヘリコプター、戦車、戦闘機までもがパイロットとともに格安で入手できる状態となり、民間軍事会社設立の条件が容易に整うこととなった。アメリカ、イギリス、ロシア等ヨーロッパの主要国には多くの民間軍事会社が設立されたが、ロシアでは 15 万人もの退職軍人が民間軍事会社の社員となり軍の各分野で活動していると言われている。

（2）民間軍事会社の活動範囲

民間軍事会社の活動範囲は当初各国の兵力削減に伴う非戦闘部門、例えば兵舎の清掃、糧食業務における配食・配膳・食器の洗浄、車両整備等駐屯地、基地の維持管理に関するものであった。これは軍務のアウトソーシング化であり兵力削減下では、より多くの兵員を雑務ではなく戦闘任務又はそれらの訓練に向けさせるための当然の処置であった。これら非戦闘任務の活動が徐々に広がりを見せ、特定の専門的分野での教育訓練の請負、大規模演習の企画・運営・評価への参加へと拡大していった。また、平時のみならず有事にあっても戦闘部隊を支援する兵站網の構築・運営、戦闘情報の収集・解析等にも進出し軍高官から戦勝第一の功労者との評価を得るような活動を行うまでに成長した。更には中東、アフリカ等の発展途上国での武力紛争に際しては、作戦計画そのものの立案及びそれらに基づく作戦指揮、戦車・火砲等主要な装備

の提供、特殊部隊の教育訓練、武装戦闘員の戦闘への参加へとエスカレートし、極端なケースでは対立する双方がそれぞれ異なる民間軍事会社を雇い、正規軍に伍して互いに軍事会社が戦闘するなど国際社会が看過できない事態も生起している。

表2 民間軍事会社の活動範囲

		危険度小						危険度大					
		平事			混乱期			有事					
活動 範囲	補給 整備 糧食 の 部外 委託	専門 分野 の 教育 訓練 の 担任	国軍 再編 の 担任	地雷 の 処理	武装 警備	軍事 情報 の 収集 処理	特殊 部隊 の 教育 訓練 の 担任	後方 地域 の 兵站 網 の 構築	戦闘 情報 の 収集 処理	作戦 計画 の 立案 同 指揮	主要 装備 の 提供 運用 の 代行	戦闘 行動 への 直接 参加	
				←									
		法的問題小						法的問題大					

表2には民間軍事会社の平時における一般的活動から有事における戦闘行動への直接参加までの様々な活動のうち主要なものを示した。また、ここでの混乱期とは紛争当事者間の組織的戦闘は終了したもののゲリラ、テロ等の活動が頻発し国連のPKO活動、多国籍軍の戦後処理等が必要とされる状態をいう。これらの活動をみるとすべて本来国軍が行うべきもので、国が国民から税、兵役等の提供を受け国民個人に代って生命・財産を守るという国の重要な機能を果たすための行動である。民間軍事会社は企業活動としてこれらの活動を提供し対価を金銭で受け取るという利潤を追求するための行為で、国が国民に対し安全保障上の責任を果たすのとは決定的に異なるものである。

3 民間軍事会社の国際法上の取り扱い

国際間の武力紛争において適用される国際法には軍事行動における交戦国の権利・義務及び非人道的手段を制限するハーグ条約と捕虜及び傷病者の取り扱いを人道上の面から定めたジュネーブ条約が広く知られている。第一のハーグ条約は1899年に締結されたがその中の陸戦規定に代表されるように国際間の武力紛争において交戦資格のある戦闘員は、非人道的手段と認定される兵器を用いない限り、平時では重大な犯罪となる敵対する戦闘員を殺傷し又は軍事目標を破壊する権利を有することにある。また、戦闘間、捕虜となった場合には保護を受ける権利をも有すると定められている。第二のジュネーブ条約は1944年に制定されたが、捕虜の基準はハーグ陸戦規定を踏襲したもので正規軍、群民兵は資格を得たが不正規兵は対象からはずされた。第2次世界大戦以降の民族解放闘争、革命戦争においては不正規戦、いわゆるゲリラ戦が常態化した。従来ハーグ条約、ジュネーブ条約の下ではゲリラは交戦資格を認定されないなど多くの問題点が指摘されることとなった。特にベトナム戦争において北ベトナムはゲリラ戦を多用したが、米軍はこの戦争での捕虜の対応に苦慮することとなった。国際的な批判を恐れた米政府はゲリラであっても交戦資格を有すると規定し、捕虜としての保護も行うなど人道上の緩和処置を行った。

このような国際的な流れを受け1977年ジュネーブ条約追加議定書が採択された。こ

の議定書において戦闘員と認定されるのは敵に目撃されている間「公然と武器を携行していること」(第一追加議定書第44条第3項)のみが条件で、この唯一の条件が満たされれば交戦資格が得られると規定し正規、不正規軍の差が事実上なくなることとなった。

しかし一方で、スパイと傭兵の捕虜資格については除外された。特に傭兵に捕虜資格を与えないとする決定は第二次世界大戦以降の民族解放闘争、革命戦争等多くの戦場において一般住民を虐殺しあるいは敵対勢力の捕虜を虐待するといった国際社会から非難される事例が頻発していたからに他ならない。このジュネーブ条約第一追加議定書第47条第1項には「傭兵は戦闘員である権利又は捕虜となる権利を有しない」とし第2項には「傭兵とは次のすべての条件を満たすものを言う」と次の6項目が規定されている。

武力紛争で戦うため現地又は国外で特別に採用されていること

実際に敵対行為に直接参加していること

主として私的な利益を得たいとの願望により敵対行為に参加し、並びに紛争当事者により又は紛争当事者の名において、当該紛争当事者の軍隊において類似の階級に属し及び類似の任務を有する戦闘員に対して約束され又は支払われる額を相当上回る物質的な報酬を実際に約束されていること

紛争当事者の国民ではなく、また紛争当事者が支配している地域の居住者でないこと

紛争当事者の軍隊の構成員でないこと

紛争当事者でない国が自国の軍隊の構成員として公の任務で派遣した者でないこと

以上が傭兵であると認定される基準であり、これらの条件にすべて合致した場合に初めて傭兵と認定される。この6条件すべてを満足する戦闘員となると極めて例外的な場合と考えられ事実上多くのケースが規制の対象外となっている。

次に傭兵に関する重要な国際的取り決めは1989年に採択された「傭兵の募集・使用・資金援助及び訓練に関する国際条約」がある。この条約では第一条に追加議定書と同様、傭兵に関する定義が書かれ且つ第二条以下には締約国が遵守すべき主要内容が定められている。その要旨を述べると

第一条で規定する傭兵の募集・使用・資金援助又は訓練することは国にとって重大な犯罪である(第二条)

直接戦闘に参加する傭兵は犯罪者として処罰される(第三条)

締約国は傭兵の募集・使用・資金援助又は訓練する行為を禁止しなければならない(第五条)

締約国はこれらを防止するため必要な措置を講じなければならない(第七条)

とされている。この国際条約は個人を基本とした従来型の傭兵を禁止したもので、新しい傭兵の型である民間軍事会社に適用するのは無理があるとの意見もあるが、民間軍事会社に関する国際的取り決めがまったく存在しない現在、これらの条約を検討の基礎とすべきであると多くの研究者が指摘しているところである。

民間軍事会社が活動する業務範囲は第一節で考察した通り糧食の配膳、食器の洗浄、兵舎の清掃等雑役務の段階からヘリコプター、戦車等の武器を持って敵と直接対峙をするといった段階まで広い範囲に及んでいる。雑役務等の業務は国際法、国内法いずれにあっても特に問題はない。一方民間軍事会社の社員が武器を携行し直接戦闘行動を行った場合、傭兵であると認定されればこの社員の行う戦闘行為は犯罪でありこれを雇用し

た国は国家犯罪に問われることになる。しかし、現状では民間軍事会社、同社員又はこれらと契約した国家が犯罪者あるいは国家犯罪として裁かれた例はない。

ジュネーブ諸条約追加議定書及び傭兵禁止の国際条約のいずれも、傭兵の認定基準について同一であることはすでに指摘した。この基準によれば現代の傭兵の典型であるとされるフランス外人部隊は「国軍の構成員である」との地位が与えられている為、追加議定書第 47 条第二項 (e)「紛争当事者の軍隊の構成員でないこと」の規定に該当せず、傭兵とは認定されない。各国政府が民間軍事会社と契約を結ぶ場合、その多くは非公開であるので明確にされていないが、傭兵と認定されることがないように注意が払われていると推定される。1997 年パプアニューギニア政府とイギリスのサンドライン・インターナショナル社の間に交わされた契約書の内容が P.W シンガー著「The Rise of the Privatized Military Industry」に公表されている。これによると業務範囲は特殊部隊の教育訓練、情報収集、攻撃作戦の指揮、装備の提供となっており、追加議定書第二項 (b)「敵対行為に直接参加」には触れないよう配慮されている。更にパプアニューギニア政府はサンドライン社の社員に対し「特別警察官」の地位を与えているが、これは (e) 項を考慮しているものと理解される。このように現状では民間軍事会社の業務が傭兵の基準に該当する場合は殆ど無く、国際法上の規定は事実上ないと言っても過言ではない。

一方、傭兵に関する国内法を有する国があるかと言えばこれも殆ど存在せず、国際間の紛争は国際的取り決めの中で解決すべきであり国内法が関与すべき問題ではないとする考えが一般的である。

4 日本における民間軍事会社活用の現状

(1) 平時における民間軍事会社活用の現状

第一節で述べたように平時における民間軍事会社の活用は自衛隊のアウトソーシングと呼ばれる範疇に含まれるもので法的に問題となる分野はない。1990 年代自衛隊とりわけ陸上自衛隊は冷戦崩壊後の「平和の配当」の影響を受け 18 万人体制から 16 万人体制へと組織の縮小を余儀なくされた。13 個師団 2 個旅団体制から 9 個師団 6 個旅団体制へと変換したが、この過程で後方支援部隊の大幅な削減がなされ部外力の活用が真剣に検討された。その対象となった分野は、糧食の配膳・食器の洗浄、隊舎・庁舎の清掃、特定庁舎の管理・警備、車両・武器等の整備、一部の教育訓練の委託等である。これらを受注する業者は車両整備のみを取っても全国で 690 社に上っている。

(2) 混乱期における民間軍事会社活用の現状

日本政府が述べている通り、有事に自衛隊が内外の民間軍事会社を活用することは当面考慮されないが、国際的には「混乱期」にあると規定される国に自衛隊を PKO 法 (国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律 : 2002.6.19) に基づき派遣する場合、イラクのように多国籍軍の一員として派遣をする場合或いは JICA 法 (国際協力事業団法 : 1974.5.31) に基づき政府機関或いは民間人を国際貢献、人道支援の担当者として派遣をする場合等では内外の民間軍事会社を活用することが考えられる。現在イラクにはイラク人道復興支援特別措置法 (2003.8.1) に基づき陸、空自衛隊、防衛施設庁職員、外務省職員が派遣をされているが、これらの主力である陸上自衛隊は補給品の輸送、車両等の高段階整備、警備要員等を個別に又は民間会社に委託をして

いる。これらはすべて平時の延長線上で考えられる活動であり法的に曖昧となる部分はない。一方、外務省職員は陸上自衛隊の活動と連携し ODA (政府開発援助) 業務を行っているが、危険地域を行動し且つ陸自の支援が得られないケースでは外国の民間軍事会社に警備を依頼していることが報道されている。(外務省が依頼をしている民間軍事会社はイギリスの「コントロール・リスク社」と言われている。)

また、アフガニスタンにはテロ対策特別措置法 (2002.5.1) 及び JICA 法により海上自衛隊、外務省職員、民間建設会社社員等が派遣をされている。アフガニスタンの治安状況は戦争終結後の「混乱期」にあたり、国際テロ組織或いはタリバン系の武装集団による単発的な破壊活動が続いている。更には、戦後混乱期特有の武装強盗が頻発しており日本からの旅行者である広島の中学校教師が射殺されるといった事件等も生起している。このような治安下にあつて外務省はイラク、アフガニスタン両国に派遣されている職員の安全のため外国の民間軍事会社に警備を依頼していることを認めた上で、16 年度予算でそれらの総額は 8 億円弱であると述べている。(2005.4.25 参議院決算委員会答弁記録)

(3) 日本の民間軍事会社

日本においては国際社会で言う武装業務を含んだ軍事会社はいまだ存在しない。しかし、国外における「混乱期」を対象に ODA 等で進出する民間会社の警備を請け負う会社が現れてきた。現在までの調査では 1 社 (F 社) が確認されるのみであるが、その業務内容は

- 警備に必要な危険情報 (テロ、デモ、犯罪) の入手、情報ネットワークの構築
- 警報の発令
- 警備計画の作成
- 警備の実施 (工事進入時の警備、移動時の同行警備、工事現場の巡回警備)
- * 武装警備は外国軍事会社に依頼

アフガニスタンにおいてこの警備会社は事業展開をしているが ODA で現地の道路建設を受注したコンサルタント会社のサブジョイント・ベンチャーとして工事全般の警備特に工事関係者の安全対策に責任を負っている。アフガニスタン政府には未だ完全な治安維持能力はなく PKO 部隊の派遣が継続されている中、国際社会の一員として日本を代表し危険な地域で外務省職員、民間建設会社の社員等が人道復興支援に携わっている。これら職員等の安全確保のため内外の民間軍事会社に警備を依頼するようなケースがアフガニスタンのみならず今後人道復興支援を行う世界の各国で増加すると思われる。

5 民間軍事会社活用上の問題点

民間軍事会社に関し世界的な趨勢、国際法上の地位付け、日本の現状等について述べてきたが自衛隊、政府機関、民間のいずれであってもこれらを活用するに際しては種々の問題があることを認識すべきである。これらの論点を整理すると、

現在の民間軍事会社の活動は国際法上グレーゾーンにあり少なくとも直接的な戦闘行動を請け負うような行為は国際的歯止めが必要である。

政府機関等が PKO 法、JICA 法に基づき未だ戦後の混乱期にある国に派遣をされる機会は今

後益々増大をする。外務省の奥参事官事件を繰り返さないためにも民間軍事会社の活用は不可欠である。しかし一方で外国の民間軍事会社は武器使用に関し日本の法律の適用を受ける陸上自衛隊のように自制的ではない。従って、派遣自衛隊と政府職員等を警備する民間軍事会社の武器使用に差異が生ずる恐れがある。

武装警備までを業務範囲に含める日本の警備会社が今後増加すると思われるが、活動を予定する国外で武器の携行を認可された場合、国内の警備業法で認められた警備用具（護身用具）の範囲を大きく逸脱する恐れがある。

第一の国際的歯止めについてであるが、民間軍事会社が火砲、戦車等を装備し民族解放闘争等において直接戦闘に参加し且つその参加により戦争の帰趨が左右されるといような例が多発すると、国民の意思とは異なる政府、組織が勝利をするといったことが起こり得る。これは国と国民との安全保障上の関係を根本から覆すことに通ずる。また、すでに指摘したように民間軍事会社が「傭兵禁止条約」の認定条件に該当するかどうかは、限りなく黒に近いグレーである。傭兵と認定されれば民間軍事会社の行う戦闘行為は犯罪であり、これらと契約する国または国に準ずる組織は犯罪国家、組織となる。更には、民間軍事会社の社員が過去に行ったとされる不正行為、例えば捕虜の虐待、敵対住民の虐殺等は国際社会にとって看過できないものである。これらを総合的に考慮すれば、民間軍事会社の最も「傭兵」的要素が強い「直接的戦闘行動」は少なくとも国際的規制の対象とすべきである。

第二に民間軍事会社の武器使用について考察する。PKO 等で海外に派遣をされる自衛隊の武器使用は 2001 年の国連平和維持法の改正、テロ対策特別措置法、イラク人道復興支援法を経てカンボジア PKO 派遣時に比しかなり緩和されたものとなっている。その主要な改正は「自己又は自己と共に現場にある他の隊員及び自己の管理下にある者」を防衛するにやむを得ない場合「指揮官が現場にいる場合はその命令で武器使用が可能」になったことである。この二項が加わったことで軍事組織としての武器使用に近いものに改善された。しかしいずれにしてもこれらの法律に認められている武器使用は隊員個人に自然法的に発生する「正当防衛」「緊急避難」の権利を基礎としている。一方、外務省職員、民間建設業者等を警護するために契約している外国民間軍事会社は、多くの警護員が証言しているように「危険と思えば撃て」と訓練されているという。陸上自衛隊の武器使用が日本の法律に基づき極めて厳格、自制的であるのに対し、外国民間軍事会社は国際的な交戦基準に基づき武器を使用すると思われる。その場合の武器使用は「正当防衛」「緊急避難」の範囲に留まらないことは容易に推定される。外務省職員等の安全がおざなりにされて良いというのではなく、国にあって自衛隊の武器使用と、外国民間軍事会社の武器使用が異なる基準で運用されていることは武器使用に関しダブルスタンダードが存在することになる。このような状態は国として決して望ましいものではなく武器使用に関する国際基準を踏まえ統一した施策を講ずることが必要である。

第三に、日本国内で警備業法に基づき認可を受け国外で危機管理、警備等の業務を行っている警備会社所謂民間軍事会社は未だ一社のみである。この警備会社は現行ではその活動地域をアフガニスタンに置き非武装警備を主体に武装警備については外国の警備会社（USPI 社： United States Protection & Investigation 社）に依頼をしている。

アフガニスタン政府はタリバンの残党、国際テロ組織の活動或いは武装強盗の多発等国内治安の状況を踏まえ外国の警備会社にも武器の携行を許可している。先の USPI 社はこの許可を受けている民間軍事会社の一つである。アフガニスタンで危機管理・警備を請け負う日本の F 社も警備業務全体の信頼性を向上させるためアフガニスタン政府から武器の携行許可を受けようとする動きがあるが、これには次のような問題がある。

日本の法律（警備業法）で認可された警備会社が外国で活動する場合当該国の法律に従って業務を行うのは当然であるが、武器の携行・使用まで可能か。更に武器使用に関し過剰防衛等の犯罪行為があった場合国内法の適用は。

国内法と進出先の法律との法的曖昧さを避ける為、日本の警備会社が武器の携行を合法とする国で会社設立の認可を受け且つ進出国政府が民間警備会社に武器の携行を許可し武装警備を行う場合の取り扱い。

何れも法的にグレーゾーンにある問題であるが、これらは単に法律論に留まらず日本の「国」の在り方に関係する事柄である。また一方で民間警備会社「F 社」のような存在が ODA で派遣をされる政府機関、独立行政法人の職員、民間建設会社の社員等の安全を保障している現実がある。「F 社」の成功によっては他の日本の警備会社もビジネスチャンスを求めてアフガニスタン、イラク等紛争後の混乱期にある国へ進出することも考えられる。このような民間軍事会社がイギリス、アメリカのみならず日本でも現実の問題として提起されることが予測される。現行法での規制を行うだけでなく日本の「国」として国際間の武力紛争等にどう向き合っていくか方向性を示すことが重要となろう。

おわりに

イラクにおける斉藤氏事件をきっかけに民間軍事会社の問題が論議をされることとなった。冷戦終了以降大国は自国民の犠牲を嫌う国民感情に配慮し民族解放闘争、宗教、領土等に係わる地域紛争に介入する意欲を低下させた。大国にとって自ら介入できない紛争において代理として民間軍事会社を使用することは国民の批判を避ける意味で都合の良い存在であり国際的な規制が進まない一つの要因である。すでに指摘した通り日本においても民間軍事会社の萌芽がみられる。今回ここでは主として民間軍事会社に内在する問題点を指摘するに留まったが、一部触れた解決の方向に沿った検討が急務である。

参考文献

- (1) 防衛庁「16、17 年度版防衛白書」
- (2) Peter Warren Singer 「The Rise of the Privatized Military Industry」山崎 淳訳
- (3) 刈込照彰「国際人道法上の捕虜 アフガニスタンにおける軍事行動の事例を中心に」
- (4) UN A/RES.44/34 「International Convention against the Recruitment, Use, Financing and Training of Mercenaries」

鄭和艦隊の大遠征

(財) DRC 研究委員
古澤忠彦

はじめに

2005 年は、1405 年に中国明の鄭和が、7 回にわたる大艦隊によるインド洋・アフリカ方面航海を開始して 600 年になる。バスコ・ダ・ガマやコロンブスに代表される大航海時代に先駆けること 80 年である。中国は、今年、鄭和艦隊の偉業を顕彰し、21 世紀を中国の海洋の世紀として位置づける契機にするために、大々的に記念行事を企画し、実施している。当に、中国の海洋進出の先駆けとしての鄭和を、国内外に顕示することで、海洋への中国国民の関心を高揚すると共に、中華思想による周辺国への影響力の行使を拡大しようとしている。

鄭和は、明帝国建国の 3 年目の 1371 年に中国雲南で、イスラム教徒の移民の子として生まれた。元の末期、明軍の捕虜になった鄭和は北京に送られて、宦官として永楽帝に仕えることになった。1403 年の「靖難の変」という内戦（永楽帝の皇位継承のクーデター）で、大活躍した鄭和は永楽帝の信頼を堅くし、重職に就いていた。1405 年、永楽帝は、北方のモンゴル民族タタールやオイラートに戦いを挑みつつ、南シナ海、インド洋の諸国の冊封朝貢を促すために、艦隊を派遣することを決した。その総指揮官に鄭和を指名した。鄭和とその兵士 2 万 7 千人は、1405 年から 1433 年の 28 年間に、7 回にわたる大航海を行い、この間 14 年間を洋上で過ごし、総航程は 10 万マイルに及ぶものであった。

明国永楽帝時代のアジア



今日、急速な海洋進出と実効的な影響力行使を育みつつある中国を見て、600 年の時間を超えて、鄭和艦隊の大遠征と重ね合わせる多くの教訓が啓発される。

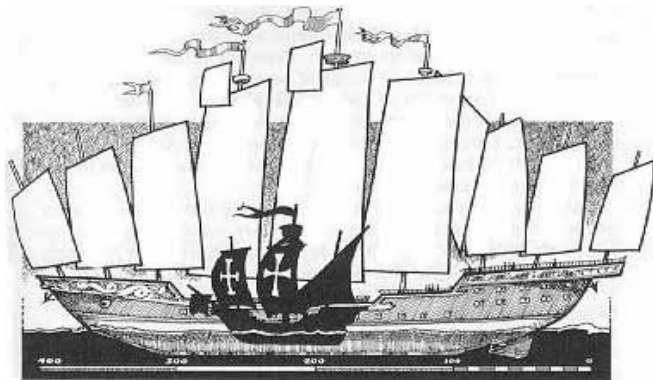
1. 鄭和艦隊遠征の背景

(1) 元の滅亡・明の建国と海禁政策

西は黒海・地中海沿岸から東は朝鮮半島を含む太平洋沿岸までのユーラシア大陸の大半を版図としたモンゴル帝国元は、紅巾軍の乱に続く朱元璋の率いる軍の大都攻撃陥落で終焉を迎えた。1368年に朱元璋（洪武帝）は、南京に明帝国の建設を宣し、中華帝国の再建を果たした。洪武帝は、農本主義と伝統的な社会支配のシステムを中華帝国再建の基本に据えて、民間人の海外交易を禁じる海禁政策を採りながらも、冊封体制と朝貢貿易を周辺国に促した。10世紀の宋時代以来、中国人の南シナ海、インド洋方面の活発な交易活動は、ここに来て、急速に衰退してきた。しかしながら、宋及び元の時代に培われた中国人の海外進出の気概は、密貿易という形で継承され、また、中国南部の人口増加に伴い、多くの農民の東南アジア流出を促した。このような中で、1402年、永楽帝は明国3代目の皇帝に就任した。永楽帝は、軍の力を借りて政権を奪取したことから、官僚や身内からの支援を頼りにしないで、専ら宦官と軍を重用した。そして、永楽帝は、農本主義を廃し、中華帝国による世界秩序の構築を、その強力な指導力と軍事力で実行に移した。大軍を率いて、最大の脅威である北方のタタール、オイラートを駆逐するとともに、ベトナムにも侵攻し明国に併合することで、東南アジア等の周辺国に大きな影響力を拡大して、朝貢の実を上げた。そのような背景の中で、1405年、宦官鄭和に対して、南シナ海、インド洋方面の沿岸国遠征を命じた。あくまでも中華帝国の秩序構築を狙いとした大遠征である。

(2) 造船と航海の能力

(鄭和艦隊の宝船とコロンブスのサンタマリア号)



Zheng He's treasure ship (four hundred feet) and Columbus's St. Maria (eighty-five feet). (Illustration by Jan Adkins, 1993.)

中国は、当時、世界最大の造船大国であった。遣隋使、遣唐使の時代から沿岸海域を航行できる艦船を建造する技術を有し、宋及び元の時代にあっては、南シナ海、インド洋の外洋まで航行できる大型艦船を建造し、中国人の多くが遠くはインド・カリカット等まで進出し、南シナ海交易ネットワーク、ベンガル湾交易ネットワークを形成していた。中国は、幾層もの平甲板を持ち、竜骨、V字型船

底と水密区画の船体に、しなやかな竹梁で展張する帆を装備し、羅針盤を備えたジャンク船を建造した。ジャンク船は機動力に富み、荷物や人員の積載能力も高く、東シナ海、南シナ海及びベンガル湾の航海には祖の威力を発揮し、所謂、ジャンク交易圏（ネットワーク）を形成した主戦力であった。

この技術は、鄭和艦隊の各種艦船の装備にも活かされている。「宝船」と言われる鄭和艦隊の主力艦は、全長130 - 150m、排水量3000トン、積載重量2500トン、乗員400 - 500人と推定されている。装備武器も兵士の個人装備の他、組織的戦闘に必要な大量の火薬、擲弾筒、油脂、軍馬、指揮車等が積載され、それらの装備が搭載されない場合には1000人の兵士も乗艦できたと推定されている。特に鄭和の戦艦には、

火薬類の新型兵器が多く装備され、兵士の大半が、このような火薬兵器の専門家であった。火薬を推進力に使って敵船を延焼させる「ロケット弾」、毒薬や有毒ガス、化学物質を含ませて敵兵に投擲する「化学兵器」、金属の破片を飛散させて敵兵を倒す「手榴弾」等の最新兵器を装備した最新鋭艦で艦隊は編成されていた。多いときには、50 - 60 隻の宝船を中心に、2 - 300 隻の各種艦船で艦隊を編成した。巨艦宝船の周囲には、小型の艦船が随伴した。艦隊の食糧を補給する「糧船」、水を補給する「水船」、馬や朝貢の動物（ライオン、ヒョウ、キリン等）を輸送する「馬船」、海戦の指揮を執る「坐船」、小型の快速戦闘艦船の「戦船」等が、その機能に応じた船体と装備を持っていたと推定されている。80 年後の 1490 年代にコロンブスが指揮した「サンタマリア号」が 200 - 250 トン、乗員 120 人で、3 隻の艦隊編成であったことに比較すると、如何に巨大な艦船群と艦隊編成であったか。航海術は、長い中国人の沿岸航法の技術が伝承されており、東シナ海、南シナ海、マラッカ海峡、ベンガル湾についての経験的に蓄積されたデータに基づくかなり正確な海図と海底地質資料があり、早くから活用されていた羅針盤と共に、所謂、沿岸航法が確立されていた。

即ち、陸上の顕著な目標の方位を測定して船位を出す地文航法、測鉛して水深と海底地質から位置を推定する測鉛航法が主用された。しかしながら、インド洋の外洋、特にアラビア海の航法には、不慣れであったため、カリカット以西の航海には、航海に慣れているアラビア人を雇用し、アラビア人のダウ船で主要されていた星の高度を測定して位置を測定する天文航法を学んだと言われる。

（3）情報と物流のネットワーク

モンゴル帝国のユーラシア制覇の結果は、シルクロードに象徴される陸上交通による東西文化の交流に加えて、海上交通を発達させ、イスラム文化圏とアジア文化圏を急速に接近させた。既に、東シナ海交易ネットワーク、南シナ海交易ネットワーク、東南アジア交易ネットワーク、ベンガル湾交易ネットワーク、アラビア海交易ネットワークと言ったローカルな地域交易のネットワークは互いに接し、重複しながらそれぞれに発展していた。各々のネットワークのノードとして小国家や港が存在した。中国の福州、広州をはじめ、チャンバ（ベトナム）、スラバヤ（ジャワ）、マラッカ、パレンバン、カーリー（セイロン）、クーロン、カリカット（インド）、モルジブ諸島、ホルムズ、アデン、モガジシオ、マリンデー（アフリカ東岸）等の港湾都市は、交易の中継点として栄え、中国人、インド人、アラブ人等の他、多国籍種、多言語の活躍する国際都市であった。それだけに東西の文明の交流と物流が盛んであり、更には、情報のネットワークの拠点でもあった。永楽帝、鄭和ともに、中国人や華僑中国人、アラブ人、インド人等からもたらされる情報から、かなり正確な国際情勢を把握していたことであろう。鄭和艦隊は、これらの結節点に位置する港湾都市には、必ず寄港し、情報を収集するとともに、朝貢の約を交わしていることから、戦略的な艦隊遠征であったことが伺える。しかしながら豊富な物流は、海賊の好餌でもあった。明国の海禁政策のために祖国を離れて密貿易に従事したり、中国南部から流出した農民が、海賊に変じた。マラッカ海峡周辺は、物流交易が盛んであったが、周辺国の統治力は、複雑で利害が衝突し、海賊の取締りが必ずしも実効性を伴うものではなかった。

2. 遠征の目的と艦隊編成

(1) 遠征の目的

永楽帝は、モンゴル帝国崩壊後の中華帝国明国の安定と安全を求めて、北方の脅威タタール、オイラートの侵略を排除し、万里の長城の整備建設に努める一方、ベトナム（安南）の併合によって中国南部の安全と東南アジアへの影響力行使を求めた。彼には中華帝国の再興と自己への絶対的求心力を維持する世界秩序の構築のために、アジア各国の冊封とその証としての朝貢を制度化する必要があった。鄭和に課せられた大遠征の目的は、「アジアの海」の中華秩序の構築にあった。

(2) 艦隊編成

鄭和艦隊は、軍事的使命を全面に出した「砲艦外交」の編成であった。中華帝国の世界秩序形成の任務遂行のために、外交、貿易、軍事力行使の機能を発揮できる陣容と編成が為されていた。艦隊の人員は、総計約 27800 人であり、鄭和を最高指揮官に艦隊司令部とも言うべき宦官中心の指揮幕僚群、外交や貿易の処理に携わる官僚群、航海、戦闘、儀典等に携わる軍人兵士群、その他通訳、事務記録、医療関係者で構成されていた。軍人兵士が約 27000 人を占め、約 800 人が宦官や官僚、医師等であったと推察されている。外交と軍事を一体として行使し、中華帝国の威容に服さない諸国を武力で屈服されるためには、比較的高位の軍人と行政官としての宦官を配していた。

(3) 遠征の概要

遠征は、間を置かずに繰り返して行われた。

1405 第 1 回遠征 南シナ海、マラッカ海峡、インドカリカット方面

1407 帰国

第 2 回遠征 南シナ海、マラッカ海峡、インドカリカット方面

1409 帰国

第 3 回遠征 南シナ海、マラッカ海峡、インドカリカット方面

1411 帰国

1413 第 4 回遠征 カリカット、アラビア海、アフリカ東岸

1415 帰国

1417 第 5 回遠征 同上

1419 帰国

1421 第 6 回遠征 同上

1422 帰国

1424 パレンバンへ使節団送りの航海

永楽帝死去 海外遠征中止命令

1430 第 7 回遠征 カリカット、アラビア海、アフリカ東岸

1433 帰国 鄭和死去

(4) 軍事的海洋進出の遠征

第 1 回遠征から第 3 回遠征までは、インドカリカットを最終目的地にしたベンガル湾までの遠征であった。先述したように、カリカットまでの交易ネットワークには、南シナ海、マラッカ海峡、ベンガル湾各交易圏をまたいで中国人が活躍しており、航海の情報のみならず、貿易拠点の状況を掌握しての遠征であった。むしろ、この 3 回

の遠征は、中華帝国の秩序に必ずしも服さない王国に対する懲罰と威容を示すための遠征であった。ジャワは、中国にとって胡椒などの良質の物流拠点であり、南シナ海交易圏の中心的存在であったが、王朝の衰退に伴う国内の対立と混乱が続いていた。1000 家を越す華僑の存在は、明国にとっても重大な関心があり、鄭和の介入により安定を取り戻した王朝は、朝貢の復活と継続を維持することになった。

また、スマトラのパレンバンでは、明国の海禁政策のために中国人華僑による密貿易の拠点として栄えていた。当然のことながら華僑は母国明に対する忠誠心はなく、また華僑間の対立抗争も絶えなかった。鄭和艦隊の本格的戦闘介入と勝利によって明国とインド洋の間の交易の障害となっていた華僑勢力を駆逐し、服従させることで南シナ海交易圏とインド洋交易圏の円滑で安全な接点を確保した。こうした軍事行動を通じて鄭和艦隊は、マラッカ海峡海域に明国支配下の拠点を築くことに成功した。

カリカットの統治者ザムリンは、明帝国の建国以来使節団を送っていたが、鄭和艦隊の武威に屈し、永楽帝の詔勅と銀印を受け取り、中国商人の交易活動と朝貢を約した。

シャムのアユタヤ王朝は、マラッカ海峡及び同地域に覇権を拡大し、明国の権益を脅かしていた。鄭和艦隊はメナム川沿いに攻略し、アユタヤに迫り、同王朝を冊封体制に組み込むことで、マラッカ海峡のシーレーンを明国の管制下に置くことが出来た。同時に、アユタヤ王朝の勢力下にあった小都市港マラッカを明国の勢力下に組み込むことで、マラッカのアユタヤ王朝からの独立とマラッカ海峡の中継拠点を明国のものにする事が出来た。その後、鄭和艦隊の遠征における艦隊集結・発動拠点として戦略的に重要な位置を占めることになった。

セイロンの王は、明国の冊封を拒否し、鄭和艦隊と壮絶な戦闘を交えることになった。双方に大きな損害を出し、一時は鄭和艦隊も窮地に陥ったが、結局はセイロン王を捕虜として明国に凱旋した。インド洋の中央に位置し、戦略的に重要な位置を占めるセイロンを軍事的支配下に置いたことは、鄭和艦隊の大きな収穫であった。

以上のように、第3回までの遠征は、永楽帝の中華帝国の秩序構築のための軍事力を全面的に行使した海洋進出であり、強大な軍事力をプレゼンスすることで、冊封体制と朝貢貿易を強いて、安定した海洋覇権を確保した段階である。

(5) アラビア海への進出

第4回から第7回の遠征は、第3回までに構築したインド洋東海域の中華帝国覇権を基盤にして、更にペルシャ湾、アフリカ沿岸までのイスラム交易圏への挑戦であった。ホルムズは、唐時代からの対中交易のアラビアの拠点であったこともあり、鄭和艦隊の威容に容易に屈して、朝貢貿易を約した。その他、モルジブ諸島、アデン、東アフリカのモガジシオ、マリンデイ等の寄港は、艦隊の分割派遣する等、鄭和艦隊戦力の組織的活用により中華秩序への帰順を促した。鄭和艦隊が各国の使節団を明国に送り、また帰国送致することが、自から中華帝国の武威を内外に示威するとともに、各国の信頼とネットワークの形成に大いに役立ったことと考えられる。

第7回の遠征は、前回までの間隔が1 - 2年間であったことと比較すると9年間の間隔があり、しかも永楽帝の死去に伴う遠征中止の決定が為された後の航海であった。これは、第6回以降に急速に後退した明国の海洋政策と艦隊の軍事力のプレゼンス後

退に伴って、アジア各国の冊封制度と朝貢貿易のタガが緩み、中華帝国の秩序に対する反発が生じ始めたことに対する示威と警告の航海であった。従って、各国寄港地における滞在期間も長期間になり、緩み始めたタガの引き締めめに費やされたものと解される。また、イスラム教徒であった鄭和が、部下をしてアデンから聖地メッカに詣でさせたのも、自己の信仰心のみならず、イスラム交易圏に対する政治的配慮からであろう。



3. 遠征の手法と今日的意義

(1) 冊封制度と朝貢貿易

洪武帝は、明国建国に際して農本主義を採り、伝統的な中華帝国の再興を狙いとして海禁政策を敷くことで、民間人の海外との交易を禁じた。また、冊封制度を復活させることで世界秩序を中華帝国の威の下に敷き、朝貢貿易を促した。経済優先の国際関係から政治優先の国際関係に転換していった。その際に大きな役割を果たしたのが軍事力である。永楽帝は、世界秩序の再構築は、限界のある農本主義を廃して、海軍力を背景にした積極的な海外進出と政治力の必要に気がついた世界ではじめての国家指導者であろう。

また、朝貢使節に対しては、使節団の献上物にまさる量と質の下賜を行うことで、朝貢国の忠誠心を繋ぎ、中華帝国への求心力を維持しようとした。あえて一時的な赤字貿易を行うことによって、中華帝国の世界秩序に従う諸国家を味方に付ける手法は、今日の中国政府にも見られる。

永楽帝は、朝貢に対して少しでも反抗的な気配には断固とした態度で臨み、容赦しなかった。交易への妨害や使節団の敵意に対しては特に敏感であった。中華帝国の覇権は、敵地の占領に求めるのではなく、相手国の指導者の恭順の如何によることであり、非友好的な指導者は、躊躇無く斬首し、首をすげ替えることで覇権を拡大した。

(2) 大艦隊外交

巨艦「宝船」60隻を含む2 - 300隻の大艦隊の威容は、当時の世界だけでなく現在に於いても、強い威嚇を招き、27000人の兵力の脅威感は相当なものであった。多く

の小国は、沖合に現れた大艦隊の船影に脅え、鄭和の差し出す明国王の詔勅を無条件に受け取ったことであろう。明国のもたらす絹織物や各種の財貨は、各国の経済を潤した。威嚇と懐柔の両刀を使い、正に力による外交を押し進めて行く中国国際外交の原型である。

(3) 守勢的攻撃とパワーバランス

鄭和は、永楽帝から全権を授けられて、鄭和独自の判断で軍事力を行使できることで、主要国の冊封体制組み込みを確立していった。明軍は、万全の攻撃態勢を敷いた後に、敵に先に手出しをさせてから、正義の戦争を仕掛けることを常とした。あくまでも侵略軍の印象を周辺国に与えない慎重な、しかし、余裕を持った作戦遂行であった。また、鄭和は、直接軍事力を行使して相手を屈服させる手法だけでなく、対立する勢力の一方に加勢して政治的優位に立たせることで地域の主導性を確保したり、中華帝国に反抗的な国家の近くに親中の勢力を醸成して牽制する等、地域のパワーバランスを利用して実行支配を広げることで、限られた兵力の消耗を最小限にした。マラッカが、シャムとジャワの牽制力として、コーチンがカリカットに対する強力な均衡勢力として陰に陽に支援を与えた。「夷を以て夷を制する」中国人の狡猾さを伺わせる。

(4) 継続と累積

永楽帝は、冊封制度と朝貢貿易を維持定着させるために、鄭和艦隊の遠征を継続的に実施し、その累積による実効支配を狙った。第1回から第3回に至る遠征は、インドカリカットまでの中華帝国交易ネットワークの確立と確固たる基盤育成のための遠征である。この上に立って、第4回以降のアラビア交易ネットワークへの拡大を計り、成果を着実なものにしていった戦略は、しつこいほどに強かな中国人のDNAであろう。鄭和は、主要な寄港地に、艦隊の偉業を記した石碑を残した。これから末永く続くであろう中華帝国の歴史に、鄭和艦隊の偉業を刻むことで、地域における中華帝国の主導性を示したのである。

(5) 情報と物流のネットワーク

随唐の時代から海外に雄飛した中国人華僑のネットワークは、鄭和艦隊の機動力に大きな力を与えた。東シナ海、南シナ海、マラッカ海峡周辺海域、ベンガル湾、アラビア海の各交易ネットワークは、豊かな物流とイスラム・中華文明間の情報の拡充をもたらした。造船技術と航海技術の「技術移転」は、鄭和艦隊の効率的で実効的な海洋覇権構築に大きな役割を果たした。また、チョークポイントに位置する重要港湾都市には、華僑を育て、常に鄭和艦隊を無条件に受け入れる政治組織と後方支援体制を維持したことは、今日にも通じる海洋戦略である。

(6) 人材力

宋及びモンゴル帝国元の時代に培われた国際性豊かな人材が、明国に受け継がれたことは、鄭和艦隊の運用に大きな力になった。多民族国家の中国に於いては、漢民族中心の国家を形成しながらも、能力ある人材を幅広く登用する伝統は生きている。宦官という特殊な身分でありながら、能力を存分に活かして活躍できる機会を永楽帝からもらった鄭和にとって海洋覇権への挑戦は、北京の紫禁城での行政官勤務よりも遙かにやりがいのある魅力あるものであった。艦隊は、専門職集団で構成され、それぞ

れの艦船が目的に向かって任務を遂行する指揮能力と技能は、明国の知的レベルの高さを伺わせる。

むすび

中国は宋の時代（1132年）に海軍を創設したと言われる。北部を失った宋は、海の万里の長城と言うべき海軍力を整備し、揚子江及び南部の安全を確保した。そのために当時としては、世界最大級の造船所と艦船の建造に資材を惜しまなかった。遠洋ジャンク艦船による宋国海軍は、東シナ海、南シナ海を掌握した。この伝統は、明国の時代まで受け継がれ、鄭和艦隊の活躍を支えた。しかしながら、永楽帝死去後の北方からの脅威の増大は、急速に海から内陸に関心を向けさせた。以来、600年間、中国は海に本格的な関心を示すことはなかった。海軍力の整備には、大きな財貨資材の投入が必要である。従って、国家の指導者の意識が海に向かない限り、海洋への本格的な進出はない。反面、一旦、国家が海洋における国益と国権の行使に関心を持つと、海洋覇権の確保に一気に向かう可能性を含んでいる。

鄭和艦隊は、1405年から1422年までの17年間に6回の継続的なインド洋における艦隊プレゼンスを実施し、中華帝国の海洋秩序を維持し続けた。しかしながら、第7回の遠征を行うまでの9年間のブランクは、確実にインド洋における中華帝国の海洋覇権の衰退を実感させるものであった。そしてこれを最後に、中国の海洋覇権は、今日まで再興することはなかったのである。現在、海洋の自由と海洋の覇権を、米国の海軍力の世界的展開に頼っている。我が国の海上自衛隊は、我が国の生命線であるシーレーンに対して海洋プレゼンスを実行してきた。毎年、世界のどこかの海に存在し、旭日旗を寄港地に翻す練習艦隊もその一環である。テロ特措法の基づくインド洋派遣部隊も、そこに所在することでインド洋のシーレーンに確実にプレゼンスしている。少数の艦艇とはいえ、継続的にプレゼンスし、Show the Flagすることが海洋立国の国益と海洋の自由確保に寄与していることは、鄭和艦隊の教訓でもある。

鄭和艦隊の大遠征は日本に及ばなかったのは、何故であろうか？ 既に足利幕府との間で朝貢貿易が確立していたが、国家関係は対等な主権を維持していた。鎌倉時代の元寇の経験から日本の毅然とした対中外交を認識していたこと、更には、倭寇という形ではあるが日本人の積極的な攻勢と進取に辟易していたことが、対日遠征を思いとどまらせた原因と考えられる。

鄭和艦隊は、あくまでも強力な軍事力を背景にした外交と経済活動である。中華帝国が、世界秩序構築を目指すためには、600年前も現在も中国は強力な軍事力の陰陽を問わない活用があることを認識しなければならない。

参考資料

- | | | |
|-----------------|-------------|------|
| 「鄭和の南海大遠征」 | 宮崎正勝 | 中公新書 |
| 「中国が海を支配したとき」 | ルイーズ・リバシアーズ | 新書館 |
| 「海のアジア」1及び5 | 濱下武志他 | 岩波書店 |
| 「ナショナルジオグラフィック」 | 2005.7 | |